



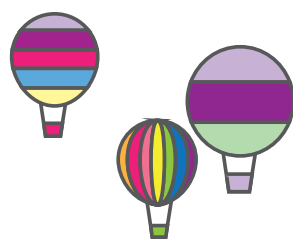
中央区

中|央|区

基|本|計|画

2018

中央区基本計画2018



中央区



中央区



中央区長

荒田 美基

「中央区基本計画2018」の 策定にあたって

本区は平成29（2017）年6月に、20年後の中央区を展望した区の将来像を「輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち」と描き、その実現に至る道筋を示す「中央区基本構想」を策定しました。これを受けて、平成30（2018）年度を計画の初年度として、今後10年間を見据えた具体的な施策や取組内容を示す「中央区基本計画2018」をこのたび取りまとめました。

本区はこれまで、「都心再生」を旗印として、住環境の整備をはじめとした総合的な取組を展開してまいりました。その結果、平成10（1998）年には7万人台だった定住人口は、平成29（2017）年1月に15万人を突破し、推計では7年後には「20万都市」も見込まれております。

この基本計画では、本区のさらなる飛躍・発展に向けての新たな歩みを確かなものとするため、基本構想に掲げた将来像の「輝く未来」と「粋なまち」の実現に向けて、「2つの戦略」を掲げ、区の総力を挙げて展開していく諸施策を示しております。また、喫緊の課題である保育所や小・中学校に加え、新たな図書館や高齢者・障害者施設の整備など、豊かな区民生活を見据えた各施策を計画化いたしました。

計画の策定にあたっては、近年の人口増加の傾向や選手村跡地における大規模な住宅開発の見込みを反映させた最新の人口推計に加え、築地市場の移転、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、首都高速道路の地下化を含む日本橋川沿いエリアのまちづくりなど、本区の将来にとって大きな転機となる事象を踏まえたものとしております。さらに、学識経験者、区議会議員、区内公共的団体の代表、公募区民等にご参画いただいた「中央区基本構想審議会」による答申や、中央区政世論調査、パブリックコメント等でいただいた貴重なご意見等を可能な限り反映しております。

この新たな基本計画のもとで、わがまち中央区の夢と希望に満ちた輝かしい未来への道のりを、区民の皆さまとともに力強く歩み続けてまいる決意であります。

今後とも、住み・働き・集うすべての人々が幸せを実感し誇りを持てる都心「中央区」の実現に向け、区議会をはじめ区民皆さまの一層のご理解とご協力を心よりお願いいたします。

平成30（2018）年3月

中央区平和都市宣言

いまいちどたちどまり

平和の尊さをみつめよう

ささやかな幸せも

こよなき繁栄も

平和の光が消えたなら

すべてが失われる

私たちの手にあるこの輝きを

明日の世代に伝えよう

一九八八年三月一五日

この日 私たちは

永遠の平和を願い

中央区が平和都市で

あることを宣言する

花の都中央区宣言

緑をはぐくみ 花をいつくしみ

生きとし生ける生命を尊ぶ

美しいまち 清潔なまち

思いやりと 人情あふれるまち

中 央 区

そんなほつとするまちにしたい

だから今

「花の都中央区宣言」

それは ひとつぶの種

小さなこのひとつぶが

やがてまちいっぱい

大輪の花を咲かせる

そんな願いをこめて

平成元年四月一日

太陽のまち中央区宣言

——福祉と健康とスポーツの

まちをめざして——

思いやり 助けあい

心ふれあう 幸せなまち

互いに心と体をきたえ

健やかに いきいき

くらすまち

光り輝く あの太陽のように

明るく あたたかく

たくましく

あすへの希望に満ち満ちた

そんなわがまち 中央区

一九九〇年四月一日

クリーン・リサイクル中央区宣言

今日から空き缶やタバコのポイ捨てはしません

リサイクルできることをどしどし実行し

ごみがまったくない清潔な環境づくりを心がけます

住みたい 働きたい 訪れたい

そんな楽しいまちを目指します

まずわたしが——という気持ちでやります

中央区を この国を そして地球を

よりよい姿で

次の世代へ手渡さねばと思います

そんな願いをこめて

わたしたちは今ここに宣言します

一九九八年十二月一日

総論編 1

第1章 計画の基本的考え方	3
1 計画の目的と性格	4
2 計画の期間	5
3 計画の位置付けと役割	6
4 計画の進行管理	7
第2章 人口動向と今後の課題	9
1 中央区の人口	10
2 中央区を取り巻く課題への対応	16
3 財政収支の想定	20
第3章 中央区の目指す方向	21
1 中央区の将来像と基本的な方向性	22
2 将来像の実現に向けた2つの戦略	23

各論編 27

第1章 計画の体系	29
1 計画の体系図	31
2 3つのまちづくりの視点と9つの基本政策	33
第2章 9つの基本政策	35
基本政策1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち	37
1-1 ライフステージに応じた健康づくり	38
1-2 健康危機管理対策の推進	44
基本政策2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち	49
2-1 子どもが健やかに育つ地域づくり	50
2-2 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり	56
2-3 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり	62
基本政策3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち	69
3-1 多様性を認め合う社会の構築	70
3-2 すべての人の尊厳が守られる社会の推進	74

基本政策4 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち 77

4-1 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上 78

4-2 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり 86

基本政策5 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち 91

5-1 水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり 92

5-2 地球にやさしく美しいまちづくり 98

5-3 循環型社会づくりの推進 102

基本政策6 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち 107

6-1 都心にふさわしい基盤整備 108

6-2 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり 114

基本政策7 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち 119

7-1 特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成 120

7-2 時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり 124

7-3 まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進 128

基本政策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち 133

8-1 子どもたちの可能性が開花する教育の推進 134

8-2 希望に満ち、次代を担う子どもの育成 142

8-3 生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進 146

8-4 スポーツの楽しさが広がる環境づくり 152

基本政策9 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち 157

9-1 さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上 158

9-2 豊かな心を育む文化活動の振興 162

9-3 国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり 166

第3章 計画推進のための区政運営の考え方 169

施策推進の基盤となる安定した行財政運営 170

参考資料

175

中央区基本構想 176

総論編

第1章

計画の基本的考え方

1 計画の目的と性格

2 計画の期間

3 計画の位置付けと役割

4 計画の進行管理

1

計画の目的と性格

(1) 策定の趣旨と目的

本区は、平成29（2017）年6月に、すべての人々が幸せを実感し誇りを持てる都心「中央区」を目指して、将来像を「輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち」とする新たな中央区基本構想（以下「基本構想」といいます。）を策定しました。

従前の基本構想は、長期に及ぶ定住人口の減少と、バブル崩壊後の長引く不況により、地域全体の活力が失われつつあった平成10（1998）年に「都心再生」を旗印として策定したものであり、区は住環境の整備をはじめとした総合的な取組を展開してきました。その努力が花開き、平成10（1998）年には7万人台だった定住人口は、平成29（2017）年1月に55年ぶりに15万人を突破し、区はまさにその活力を取り戻したといえます。

一方、急激な定住人口の増加に伴い、さまざまな分野で行政需要が拡大していることや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後には晴海地区に新たなまちが形成されるなど、区を取り巻く環境は大きく変容しています。

そのため、区がより高い次元へと進化するための未来への扉を開くべく、新たな基本構想を策定したものです。

今後区は、さらに機能的で魅力的なまちへと生まれ変わり、交通インフラの拡充、都市観光の推進、誰もがスポーツに親しめる機会の創出、環境にやさしいまちづくりなどを一層加速していかなくてはなりません。

こうした状況を踏まえ、新たな基本構想に掲げた将来像の実現に向けて、施策のみちすじに基づいた取組を総合的かつ計画的に展開していくため、平成30（2018）年度を計画の初年度として、今後10年間を見据えた具体的な施策や取組内容を示す新たな計画「基本計画2018」（以下「基本計画」といいます。）を策定しました。

(2) 計画の性格

基本計画は、基本構想を実現する長期総合計画として、次のような性格を持っています。

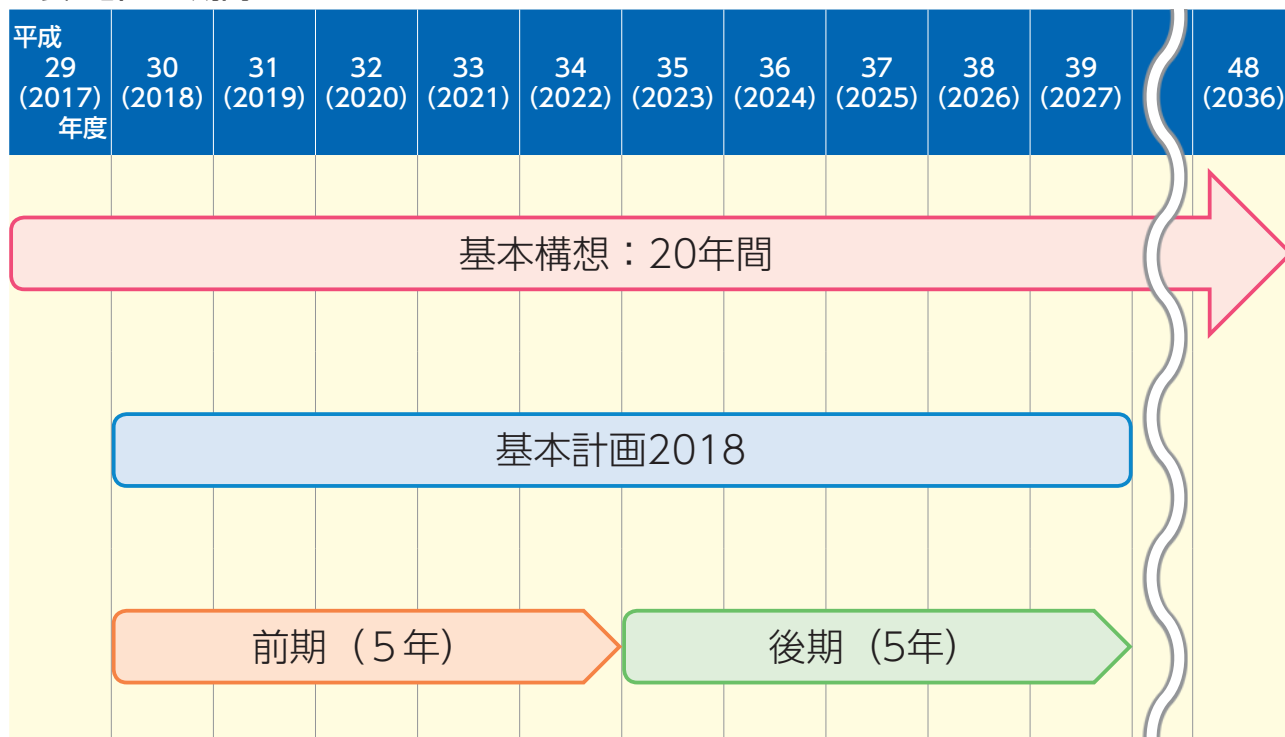
- ①重点的・効率的な区政運営の指針であるとともに、各個別分野の計画の基本となるものです。
- ②区と区民等とのパートナーシップに基づくまちづくりや、国や東京都をはじめ関連団体が本区に関わる事業を進める際の区の基本的な方向性を示すものです。

2 計画の期間

基本計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とし、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5カ年を「前期」、平成35（2023）年度から平成39（2027）年度までの5カ年を「後期」とします。

ただし、計画期間中に社会経済情勢の変化や行財政制度の変更が生じた場合など、必要に応じて見直しを行うものとします。

図表：計画の期間

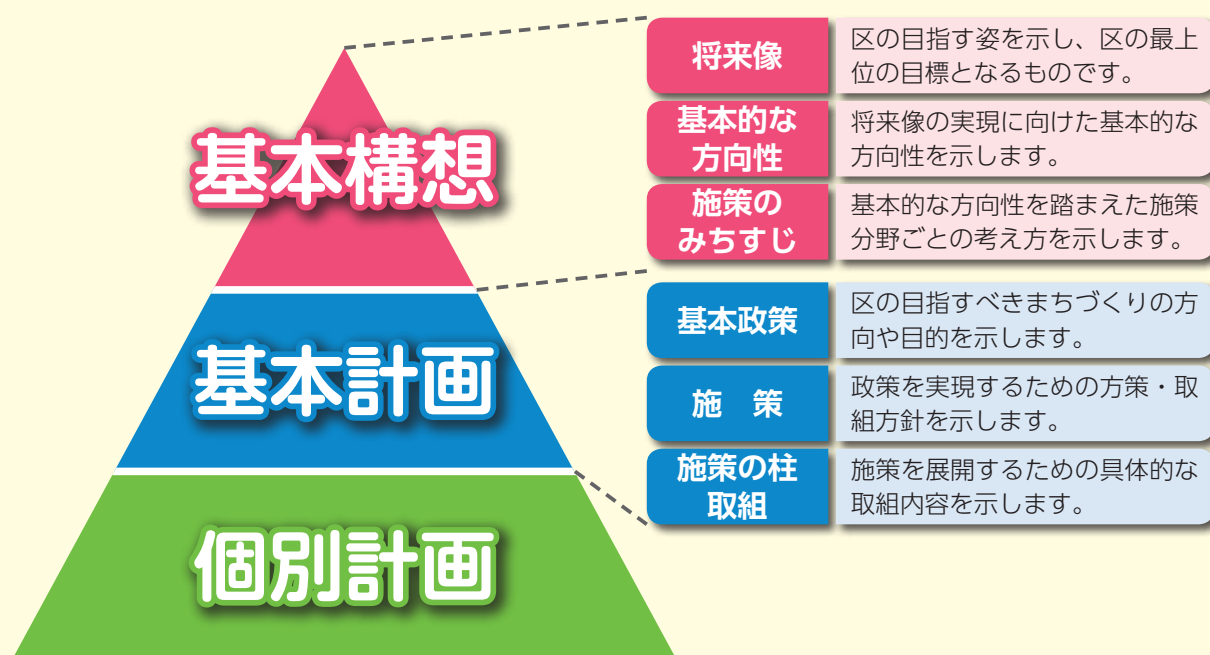


3

計画の位置付けと役割

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための「手段」として、下図のように位置付けられています。

図表：基本構想等の位置付けや役割



基本構想

中央区の20年後を展望し、区民生活やまちの姿などの将来像を明らかにするとともに、その実現に至るみちすじを示すものです。

基本計画

計画期間は10年間で、基本構想の施策のみちすじを実現するための手段として、具体的な施策や取組内容をまとめたものです。

個別計画

計画期間はおおむね3～5年程度で、それぞれの分野で策定される具体的な施策・事業を示しています。

4 計画の進行管理

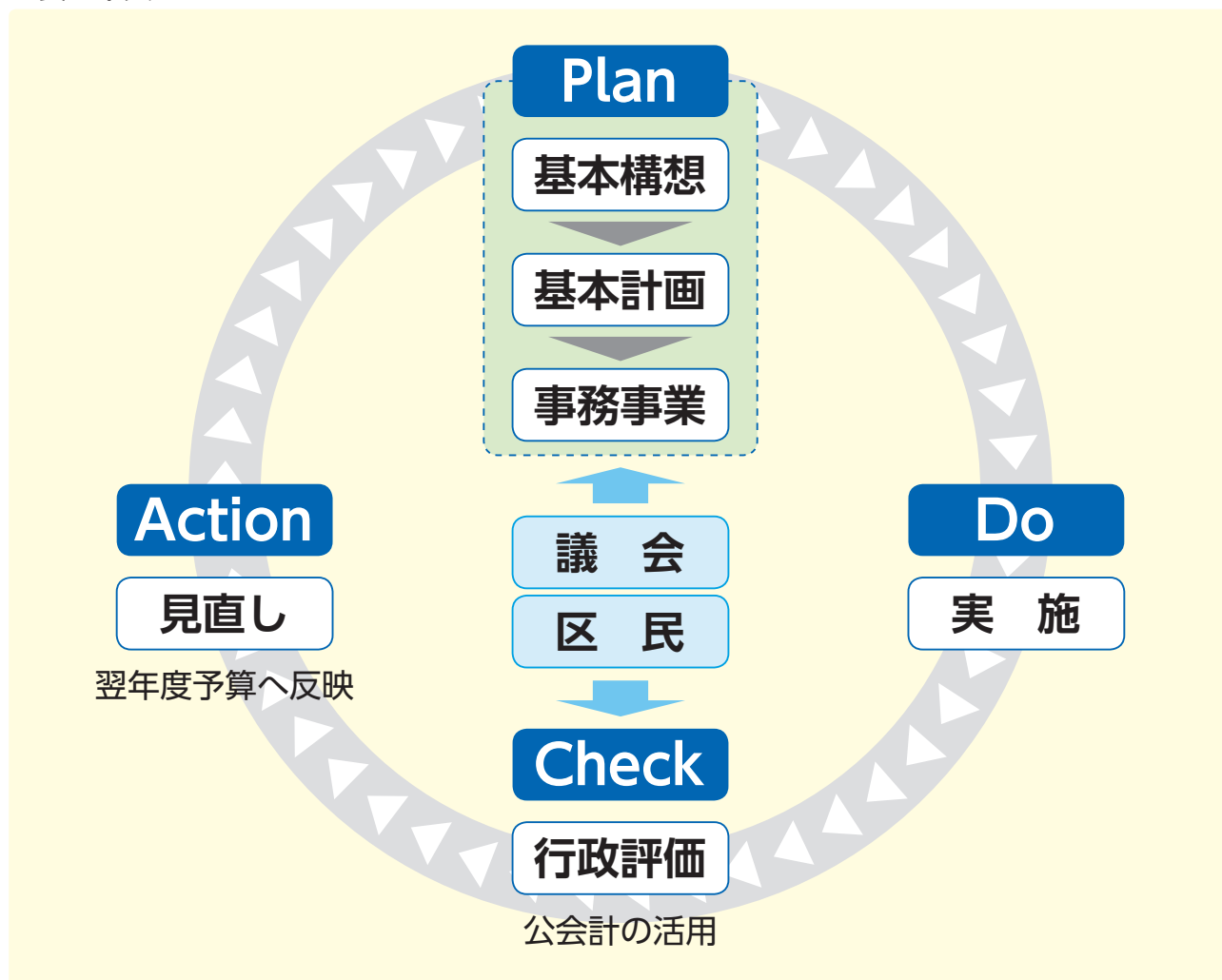
本区の将来像である「輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる絆なまち」の実現のためには、基本計画に掲げた施策を着実に推進することが必要です。

本区では、成果を重視した質の高い区政運営を実現するとともに、区民に対する説明責任を果たしていくために、行政評価制度を運用し、区政のマネジメントにいかしています。

また、平成29（2017）年度から複式簿記による新たな公会計制度を導入し、会計別・組織別などの財務書類を迅速に作成する体制を整えました。これに伴い、予算科目体系では、一般会計歳出予算科目について、これまでの「行政目的別」から「組織目的別」に見直しています。

基本計画の進行管理にあたっては、効果的・効率的な区政運営を行うための行政評価制度を引き続き活用するとともに、フルコスト情報を活用した評価方法を構築し、施策の達成状況や課題把握を行いながら計画を着実に推進し、本区の将来像実現につなげていきます。

図表：中央区 PDCA サイクルのイメージ



第2章

人口動向と今後の課題

1 中央区の人口

2 中央区を取り巻く課題への対応

3 財政収支の想定

1 中央区の人口

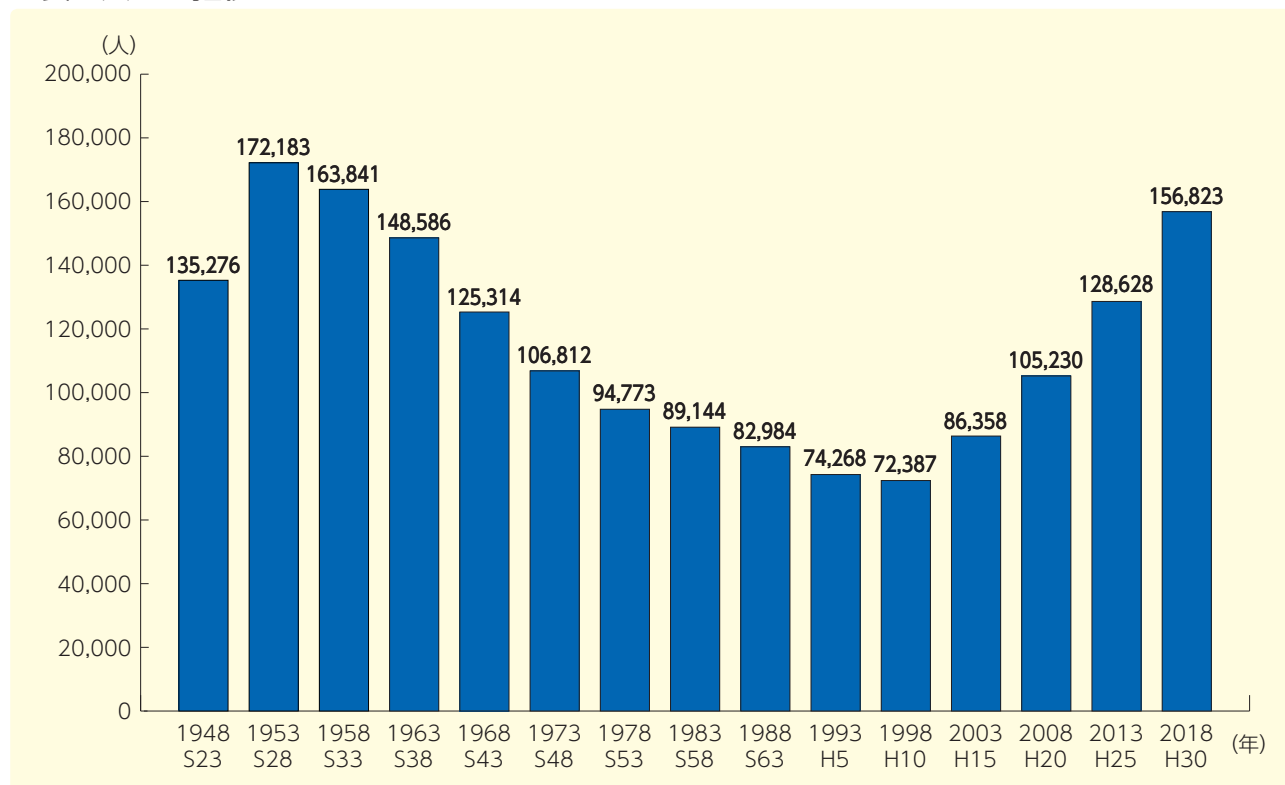
(1) 総人口

本区の人口は、昭和28（1953）年に172,183人まで増加しましたが、その後は高度経済成長や都市化の進行に伴って減少に転じ、昭和62（1987）年には85,299人とピーク時の約半分となりました。そこで、昭和63（1988）年1月に「定住人口回復対策本部」を設置し、人口回復に向けた住環境の整備をはじめ、さまざまな取組を開始しましたが、バブル経済の影響等により平成9（1997）年1月に72,090人、同年4月には71,806人と過去最低を記録しました。

しかし、本区の定住人口回復策がようやく実を結びはじめ、平成10（1998）年には45年ぶりに増加に転じ、以来連続で増加し続け、平成18（2006）年4月には本区が長年目標としてきた「定住人口10万」を達成しました。急激な人口回復に伴い、子育て支援などをはじめとする区民サービスの充実など新たな課題に対応するため、従来の「定住人口回復対策本部」に替わり設置した「快適な都心居住推進本部」において、都心居住に関連する本区の施策をはじめ各種事業の一層の推進を図ってきました。これにより、その後も順調に人口が増加し、平成29（2017）年1月13日に55年ぶりに15万人を突破しました。

図表：人口の推移

（各年1月1日）



※平成24年7月施行の住民基本台帳法一部改正により、平成25年以降は外国人人口を含む。

出典：住民基本台帳

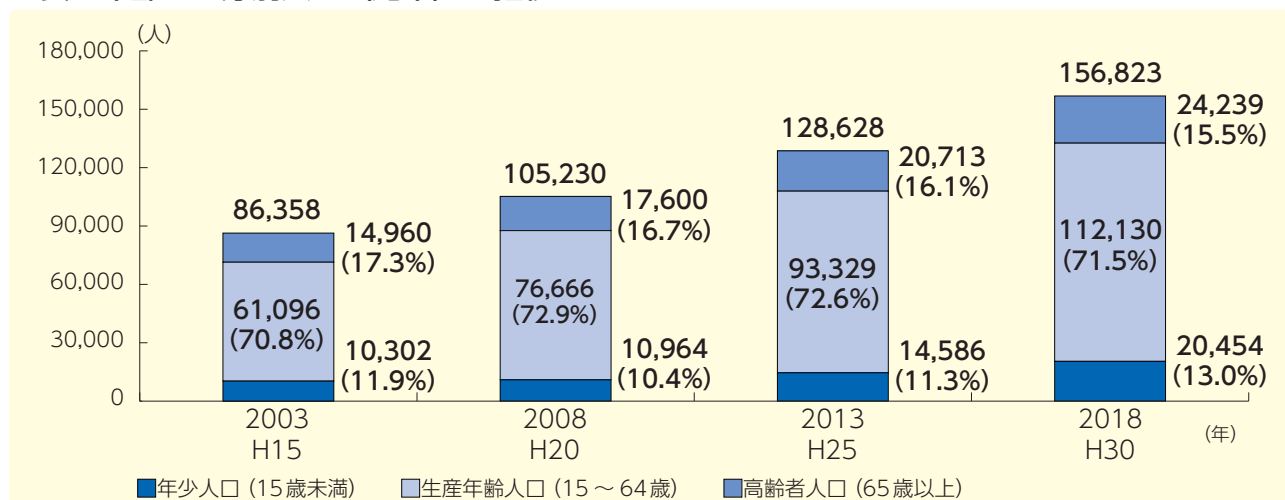
(2) 年齢構成

年齢3区分別の人口は、生産年齢人口が増加傾向にあり、これと合わせて年少人口（特に0歳～9歳）も急速に増加しています。また、高齢者人口については増加傾向にあるものの、生産年齢人口や年少人口の増加に伴い、その割合は低下しています。

本区の年間当たりの出生数は平成14（2002）年では682人でしたが、平成18（2006）年から12年連続で千人以上となり、平成28（2016）年には2千人を超え、平成29（2017）年は2,079人となっています。これにより、本区の出生率は、東京都の平均と比較して低い状況が続いていましたが、平成17（2005）年頃より上昇基調となり、平成22（2010）年以降、東京都平均を超え、平成28（2016）年では1.44で全国と同率となっています。

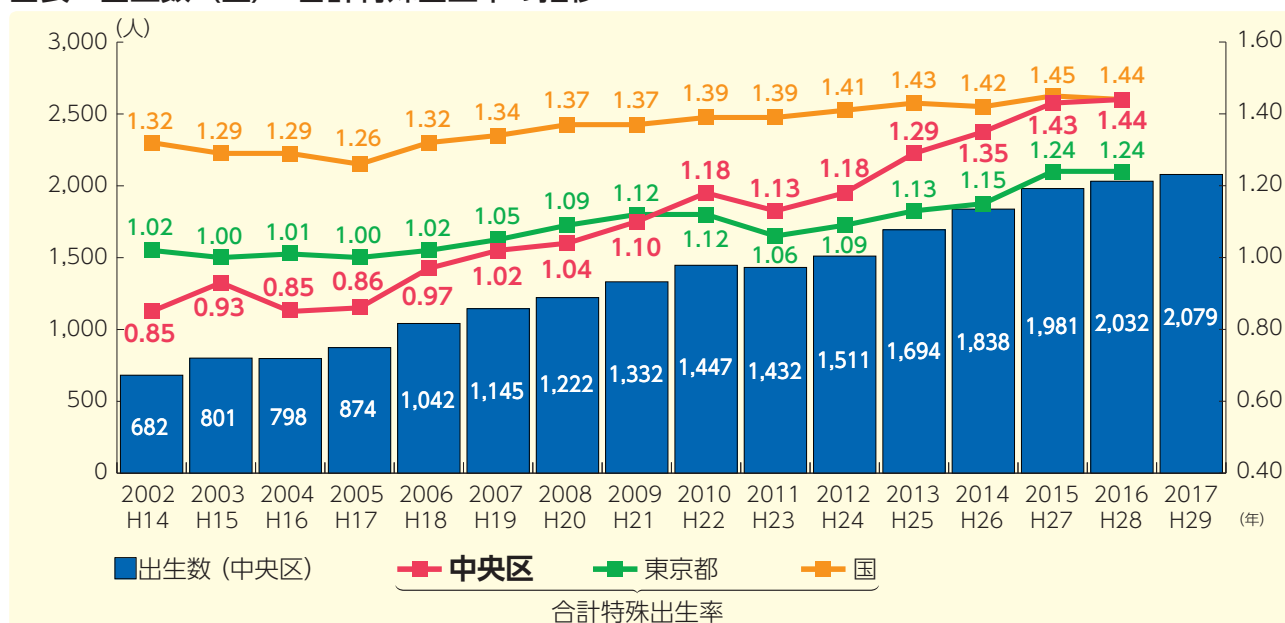
図表：年齢3区分別人口（比率）の推移

（各年1月1日）



出典：住民基本台帳

図表：出生数（区）・合計特殊出生率の推移

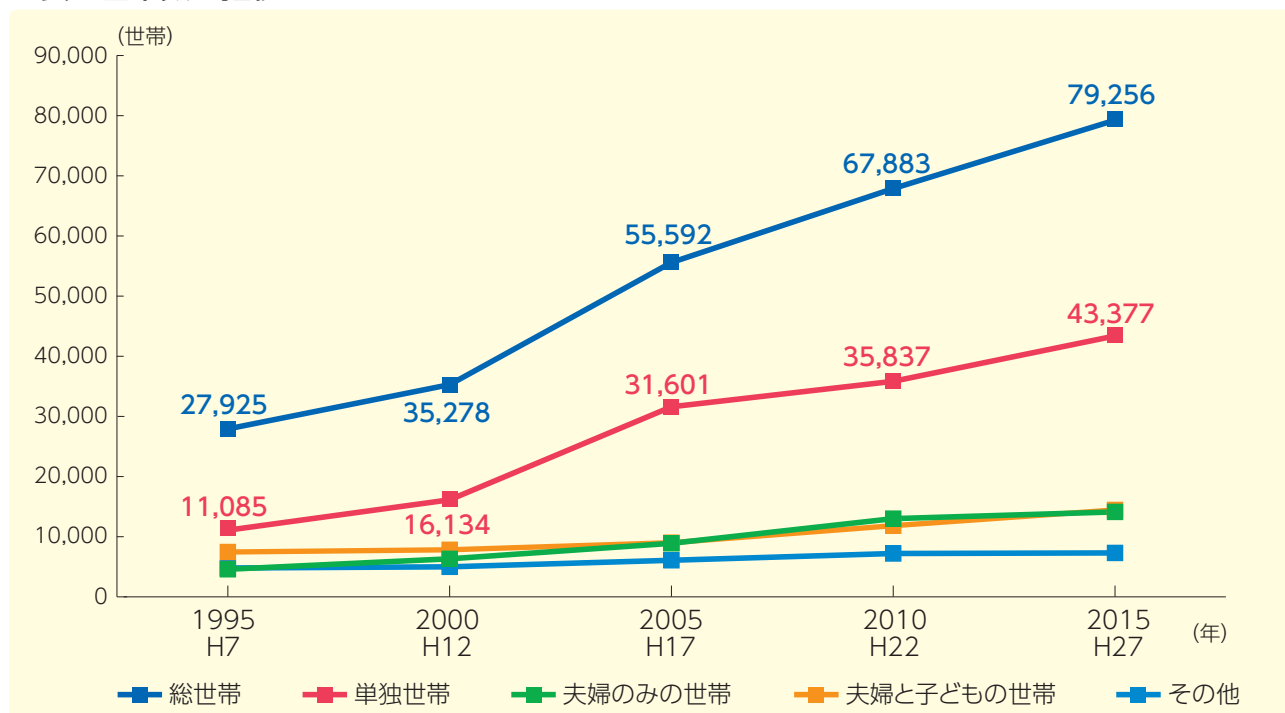


出典：住民基本台帳、人口動態統計年報（東京都）

(3) 世帯数

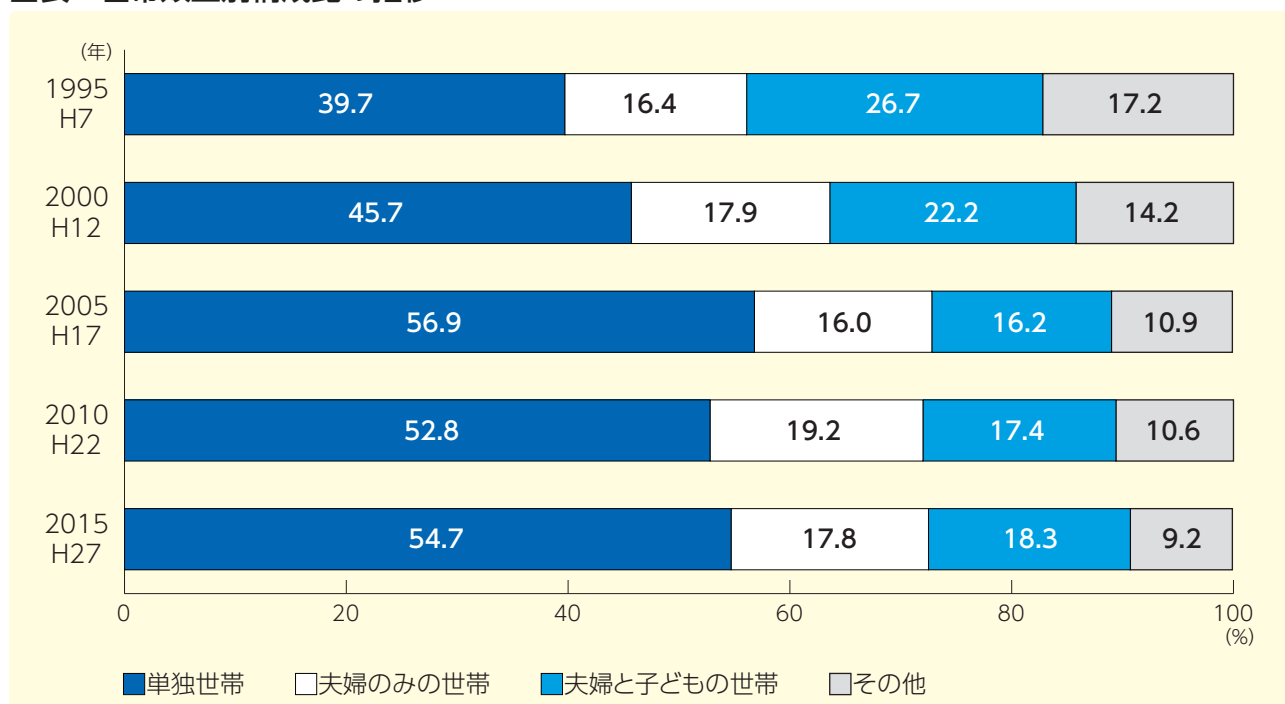
本区の世帯数は年々増加しており、その要因として単独世帯の増加が挙げられます。構成比で見ても、総世帯の半数以上が単独世帯となっています。

図表：世帯数の推移



出典：国勢調査（総務省）

図表：世帯類型別構成比の推移



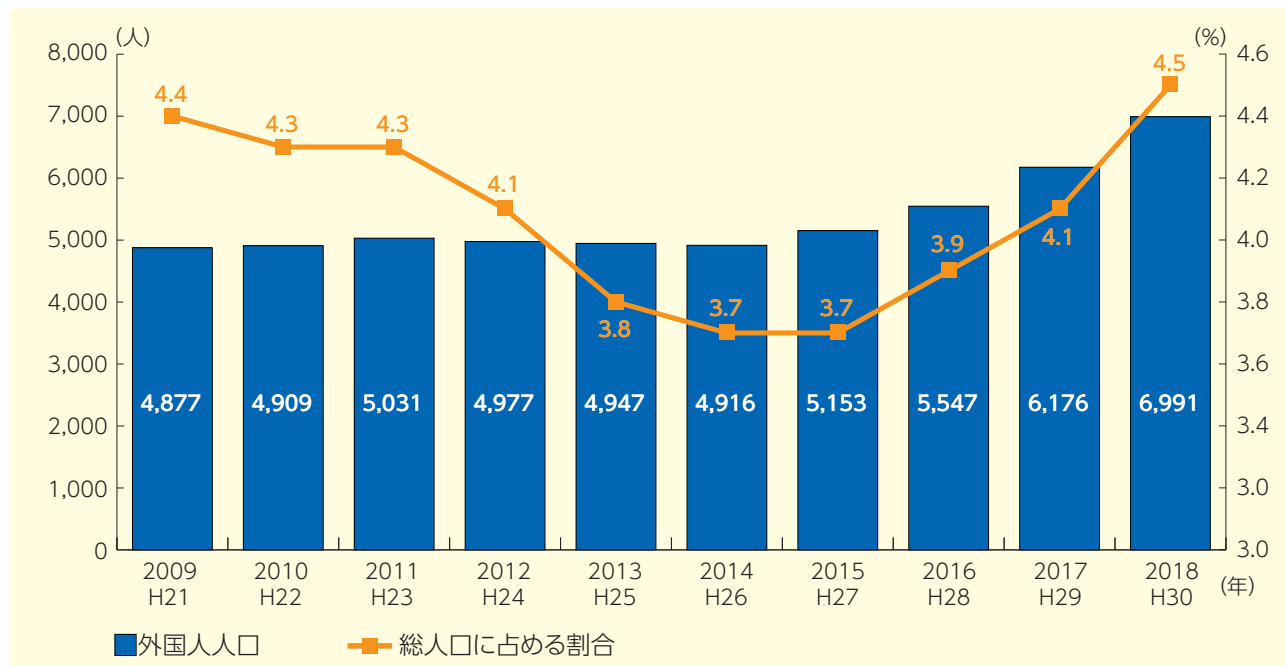
出典：国勢調査（総務省）

(4) 外国人人口

本区の外国人人口は、近年横ばい傾向が続いていたものの、平成27（2015）年以降、増加が続き、平成30（2018）年1月1日現在、6,991人となっています。これは、本区の総人口に占める割合として、約4.5%に相当します。

図表：外国人人口の推移

(各年1月1日)



出典：外国人登録、住民基本台帳

(5) 昼間人口

本区の昼間人口は608,603人、昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口の割合）は431.1と全国でも屈指の高い水準となっています。一方で近年は、区の各種施策をはじめ、マンション開発などが進み定住人口が増加していることなどから、昼夜間人口比率は減少しています。

図表：昼間人口、夜間人口、昼夜間人口比率

年	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比率
2010 H22	605,926	122,762	493.6
2015 H27	608,603	141,183	431.1

出典：国勢調査（総務省）

(6) 中央区の将来人口

① 本区独自の人口推計

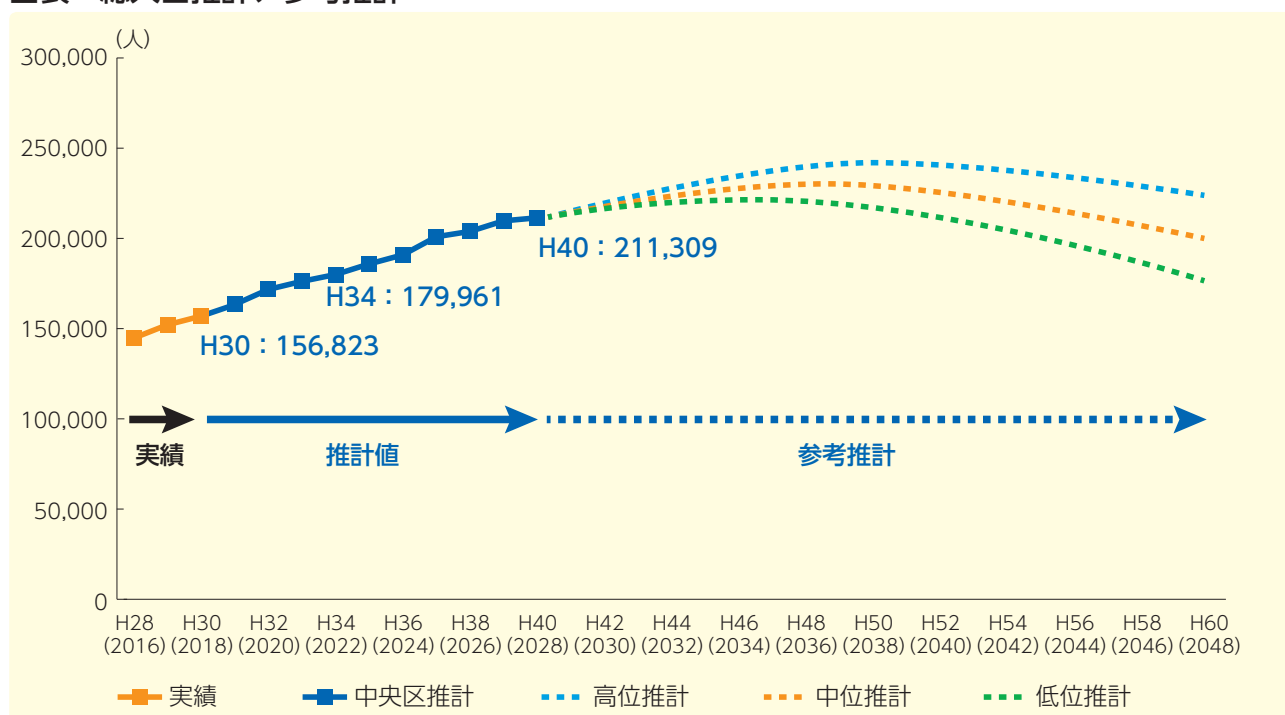
本区における近年のマンション開発等による人口増加の傾向や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の晴海地区における住宅開発による人口増加の見込みなどを反映させ、平成30（2018）年1月1日を基準日とした本区独自の人口推計を行いました。

推計にあたっては、コーホート要因法の考え方をベースとして、自然増減、社会増減、新規住宅開発の状況などの人口変動要素を取り入れ、平成31（2019）年から平成60（2048）年までの30年間の人口推計を行いました。なお、11年目の平成41（2029）年以降は3パターン（高位、中位、低位）の仮定を用いた参考推計値となっています。

推計結果によると、今後も当面転入超過による増加が続き、平成40（2028）年には211,309人に達すると想定しています。なお、地域別では、今後も新規の住宅開発が進む月島地域の人口が大きく増加し、区全体の構成比で50%を超えることを見込んでいます。

図表：総人口推計、参考推計

（各年1月1日、単位：人）



図表：今後10年間の中央区人口

（各年1月1日、単位：人）

	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
中央区人口	156,823	163,601	171,573	176,520	179,961	185,865	191,210	200,782	203,589	209,218	211,309

図表：今後10年間の地域別人口

(各年1月1日、単位：人)

		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
京橋	人口	36,917	38,723	40,389	41,419	42,069	42,690	43,291	43,861	44,303	44,716	45,112
	構成比	23.5%	23.7%	23.5%	23.5%	23.4%	23.0%	22.6%	21.8%	21.8%	21.4%	21.3%
日本橋	人口	47,367	49,790	51,605	52,842	53,555	54,216	54,828	55,386	55,728	56,025	56,288
	構成比	30.2%	30.4%	30.1%	29.9%	29.7%	29.1%	28.7%	27.6%	27.4%	26.8%	26.7%
月島	人口	72,539	75,088	79,579	82,259	84,337	88,959	93,091	101,535	103,558	108,477	109,909
	構成比	46.3%	45.9%	46.4%	46.6%	46.9%	47.9%	48.7%	50.6%	50.8%	51.8%	52.0%

②年齢区分別人口・0歳児数

年齢別では、生産年齢人口の割合が全年齢別の約70%を占めており、10年後の平成40(2028)年においても割合はほぼ変わらないものの、人口は36,774人増の148,904人になると考えられます。また、特に30歳代・40歳代の子育て世代の人口が多く、0歳児の数も2,000人を超える状態が続くと想定しています。

さらに、国全体の傾向として高齢化が急速に進行する中、本区の高齢者人口比率は、平成30(2018)年の15.5%から平成40(2028)年で14.2%と下がるものの、高齢者人口は、24,239人から29,980人となり、大きく増加する見通しです。

図表：今後10年間の年齢区分別人口

(各年1月1日、単位：人)

		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
年少人口 (15歳未満)	人口	20,454	21,693	23,193	24,269	25,275	26,591	27,822	29,624	30,509	31,814	32,425
	構成比	13.0%	13.3%	13.5%	13.7%	14.0%	14.3%	14.6%	14.8%	15.0%	15.2%	15.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	人口	112,130	117,236	123,220	126,739	128,981	132,959	136,576	143,434	144,815	148,275	148,904
	構成比	71.5%	71.6%	71.8%	71.8%	71.7%	71.5%	71.4%	71.4%	71.1%	70.9%	70.5%
高齢者人口 (65歳以上)	人口	24,239	24,672	25,160	25,512	25,705	26,315	26,812	27,724	28,265	29,129	29,980
	構成比	15.5%	15.1%	14.7%	14.5%	14.3%	14.2%	14.0%	13.8%	13.9%	13.9%	14.2%

図表：今後10年間の0歳児数

(各年1月1日、単位：人)

	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
中央区0歳児数	1,973	2,019	2,103	2,135	2,120	2,153	2,168	2,262	2,223	2,240	2,176
京橋地域	396	408	424	432	434	432	429	420	415	410	399
日本橋地域	611	627	633	632	618	606	587	567	544	525	502
月島地域	966	984	1,046	1,071	1,068	1,115	1,152	1,275	1,264	1,305	1,275

2

中央区を取り巻く課題への対応

(1) 築地市場の移転

平成22（2010）年10月、東京都は築地市場の豊洲移転推進を表明しました。本区は、多くの関係者が真摯に議論を重ねてきた経緯を十分に理解するとともに、その結果として出された移転整備の結論を厳粛に受け入れ、「築地ブランド」を守りながら、食文化の拠点としての築地地区の活気とにぎわいを確実に将来に引き継いでいくこととしました。そして、市場移転後のにぎわいの核となる施設「築地魚河岸」の整備計画を進め、平成28（2016）年3月に竣工を迎えました。

しかし、平成28（2016）年8月、東京都知事が、安全性への懸念等を理由に豊洲市場への移転を延期し、移転日の目途が立たない状況となったため、「豊洲市場移転後も築地のにぎわいを守る」という当初のコンセプトに齟齬は生じるものの、本区は「築地魚河岸」を同年11月からプレオープンしています。

その後、東京都では、豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議や市場問題プロジェクトチーム、市場のあり方戦略本部で市場移転問題について検討が行われてきました。その結果、平成29（2017）年6月、東京都知事が築地市場の豊洲への移転と、その後の築地市場の再開発の方針を表明し、同年12月、豊洲市場への移転・開場日を平成30（2018）年10月11日に決定しました。

東京都においては、追加対策工事を着実に実施し、豊洲市場へ円滑に移転するとともに、築地市場の解体、環状第2号線地上部道路の開通、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた輸送拠点の整備を、迅速かつ確実にやっていくことが必要です。

また、築地市場跡地の再開発にあたっては、地元である本区と緊密に協議し、広い視野を持って、東京の将来につなげていくことが不可欠であると考えています。

本区は今後も、築地地区がわが国を代表する食文化と観光の拠点として一層発展し続けられるよう、関係者とともに、総力を挙げて取り組んでいきます。



写真：築地魚河岸（晴海通り側外観）

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

世界最大・最高の「スポーツと平和の祭典」が、56年ぶりに再び東京で開催されます。

東京2020大会の中心となる選手村を擁する本区としては、平和の尊さ、大切さを全世界に向けて力強く発信していくとともに、平和国家「日本」、成熟都市「東京」の牽引役として本区の魅力を世界にアピールする絶好の機会でもあります。

晴海地区にできる選手村は、開催時には1万8千人の選手・役員・大会関係者の方々が利用し、開催後には5千戸以上の分譲・賃貸住宅として再整備が行われ、約1万2千人もの人口増加が見込まれています。こうしたことから、東京2020大会のレガシーとして、選手村だけでなく晴海地区全体がにぎわいと活気に満ちた魅力あるまちとなるよう、小・中学校をはじめさまざまな公共・公益施設や公共交通の整備・充実が重要です。

特に、晴海地区をはじめとする月島地域での急激な人口増加に対し、交通環境の改善に向けたインフラ整備が不可欠となっています。都心と臨海部を結ぶ交通環境の改善は、本区のみならず東京の将来の発展においても極めて重要な課題であり、路線バスの拡充やBRTの運行開始、都心部臨海地域地下鉄構想の早期着工・早期開通に向けた働きかけなど、東京都や関係機関に対し、機を逃さず積極的な働きかけを展開していきます。

また、東京2020大会開催に向けては、スポーツの振興はもとより本区全体のさまざまな取組を区民、関係団体および区が一体となって推進していく必要があるため、平成26（2014）年12月に「中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会」を設立し、関係者間の情報共有および連絡調整の強化を図り、地域の自主的な取組の促進等を展開しています。

本区では、東京2020大会の開催を2020年だけでなくその先の将来を見据え、区内全体の良質なまちづくりに一段と弾みをつけ、区民の快適な都心居住、都心での事業展開を思い切り謳歌できる、そして、世界中の人々が本区の魅力を満喫できる「誰もが憧れるまち」を築き上げ、さらなる飛躍に結び付けていきます。



写真：月島地域上空から望む中央区

(3) 日本橋川沿いエリアのまちづくり

日本橋地区は、東京駅に近接し、羽田・成田空港へのアクセス性にも優れた立地を有しています。同地区は「歴史」と「伝統」に根ざした地域コミュニティが育まれたまちであり、時代の変化に対応しつつ伝統を受け継いできた老舗が数多くあります。

江戸以来、日本を象徴する商業、金融、文化の中心地として発展してきた同地区は、近年、国際金融・業務拠点や国際的な観光エリアの形成を担う地区としてますます期待が寄せられています。

また、地域で展開されているさまざまな取組においても、かつてにぎわいを生み出していた日本橋川に対して改めて目が向けられているとともに、歴史と文化に裏打ちされた地域固有の魅力の向上に向けたまちづくりの気運が高まっています。

特に、江戸五街道の起点で日本国道路元標のある名橋「日本橋」を中心として、首都高速道路の移設撤去および日本橋川の再生に向けて、地元や事業者と連携し、日本橋川沿いエリア全体のまちづくりを戦略的に取り組んでいくことが求められています。

平成29（2017）年7月21日、国土交通大臣、東京都知事が日本橋上空にかかる首都高速道路の移設撤去に向けた取組に関する考えを表明しており、長年の地元の強い悲願に向けて、具体的な大きな一歩を踏み出しました。

今後とも、国や東京都と緊密な連携を図りながら、地元区として、日本橋川沿いで展開されている都市再生に資する再開発事業等に対して支援を行い、東京の将来につなげていくまちづくりに全力で取り組んでいきます。



写真：日本橋（国指定重要文化財）

(4) 国際都市東京の中心地としてのさらなる展開

近年、経済動向やビジット・ジャパン事業による訪日プロモーション、ビザ免除・要件緩和や消費税免税制度の拡充といった政策等のさまざまな効果により、日本を訪れる外国人旅行者数が増加しています。

東京都の「平成28年度国別外国人旅行者行動特性調査」によると、訪都外国人旅行者の訪問先として「銀座」と回答した人が、「新宿・大久保」「浅草」に次いで3番目に多く、約48%となっています。さらに、日本橋や築地を挙げた回答も見られることから、訪都外国人旅行者の多くが本区を訪れていると考えられます。

また、本区は、アジアヘッドクォーター特区に位置付けられており、外国企業のさらなる誘致に向けて、民間事業者による外国人のビジネス環境・生活環境の整備等が進められています。

このように、観光・ビジネス両面から今後も本区を訪問・滞在する外国人が増加することが想定されています。

本区は今後も、外国人区民へのサポートや民間事業者への支援はもとより、学校教育では「国際教育」の推進、異文化交流の機会の拡大などにより、多くの区民がグローバル社会の中で活躍できるような教育・学習機会の提供と環境整備を行い、国際都市東京の中心地として、観光・ビジネス・生活などあらゆる面でさらなる展開を図っていきます。

(5) 自治体間連携の推進

全国的な少子化の進展による人口減少が進む中、本区では出生数が増加しており、当面続く見込みとなっています。子育て環境を整備していくことは、本区において重要な施策であると同時に、全国的な課題である少子化への対応に資するものでもあります。地方創生を進める国の掲げる「将来にわたって活力ある日本社会を維持する」ことは、本区にとっても目指すべき将来の方向です。

これまでも本区は、友好・交流都市との交流事業をはじめ、産業・スポーツ・観光・環境・防災対策等のさまざまな分野で連携事業を展開するとともに、23区が一体となって展開する「特別区全国連携プロジェクト」の一員として自治体間連携を推進してきました。

本区も「地方」の一つとして、全国自治体と連携し共存共栄を図っていくことで、活力あるまちづくりを進め、区民生活の向上につなげていきます。

3 財政収支の想定

わが国の経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念されるものの、雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復基調が続いています。

一方、本区の財政は、平成29（2017）年1月に定住人口が15万人を突破するなど、力強い人口増加による特別区民税の伸びは期待できるものの、ふるさと納税や地方消費税の清算基準の見直しに加え、法人住民税の国税化の拡大などにより、歳入面でマイナス影響の増大が見込まれており、今後も予断を許さない状況にあります。

また、平成31（2019）年10月に予定されている消費税率の引上げが、歳出面において大きな影響を及ぼすことも予想されます。

このように、区財政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、現時点で長期的な財政収支を的確に予測することは極めて困難な状況にあります。このため、本計画における平成30（2018）年度からの10年間の財政収支は、現行の税財政制度と今後予定されている制度変更をもとに想定をしています。

今後も行政改革のより一層の推進と、成果重視型マネジメントサイクルによる既存事業の効果的な見直しなどにより、将来にわたり健全で強固な財政基盤を堅持し、財政環境のさらなる変化にも的確に対応し得る持続可能な行財政運営を図っていきます。

図表：財政収支の想定（一般会計）

（単位：百万円）

年 度		平成30（2018）～ 平成39（2027）年度	前 期 平成30（2018）～ 平成34（2022）年度	後 期 平成35（2023）～ 平成39（2027）年度
区 分				
歳入	特 別 区 税	345,188	157,302	187,886
	特 別 区 交 付 金	143,374	72,997	70,377
	国 庫・都 支 出 金	190,123	89,885	100,238
	繰 入 金	65,148	42,418	22,730
	特 別 区 債	23,263	21,763	1,500
	そ の 他	269,120	129,034	140,086
	計	1,036,216	513,399	522,817
歳出	人 件 費	167,700	83,876	83,824
	扶 助 費	183,212	80,632	102,580
	公 債 費	13,361	4,060	9,301
	投 資 的 経 費	254,550	147,598	106,952
	そ の 他 の 経 費	417,393	197,233	220,160
	計	1,036,216	513,399	522,817

第3章

中央区の目指す方向

1 中央区の将来像と基本的な方向性

2 将来像の実現に向けた2つの戦略

1

中央区の将来像と基本的な方向性

20年後の中央区を展望し、区民生活やまちの姿などの将来像を描くとともに、その実現に至るみちすじを示した新たな基本構想を、平成29（2017）年6月に区議会の議決を経て策定しました。

基本構想では、中央区の20年後の将来像を

「輝く未来へ橋をかける —— 人が集まる粋なまち」

と描いています。

まさに、本区に住み・働き・集うすべての人々が幸せを享受し、輝く未来へ躍進していく社会をつくるとともに、江戸開府以来、日本の文化・商業・情報の中心として発展してきた、長い歴史と伝統を背景に、新たなまちの魅力を創造し活力ある中央区のさらなる発展を目指すものです。

また、将来像の実現に向け、核となる考え方として5つの基本的な方向性を示しています。中でも、「中央区スタイル」「プロアクティブ・コミュニティ」といった新しい考え方を取り入れており、この5つの基本的な方向性で各施策を検討・構築・展開することを通じて、住み・働き・集うすべての人々が、幸せを実感し誇りを持てる都心「中央区」をつくり、「世界一の都市」を目指す東京の牽引役としてさらなる発展を期していきます。

中央区の将来像

「輝く未来へ橋をかける —— 人が集まる粋なまち」

江戸以来の歴史に裏打ちされた伝統文化を育みながら輝く未来を創造し、住み・働き・集うすべての人々が、幸せを実感し誇りを持てる都心「中央区」をつくっていきます。

将来像の実現に向けた基本的な方向性

- (1) 「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造
- (2) 歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成
- (3) 誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現
- (4) 未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築
- (5) 多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

※ 「中央区スタイル」：福祉・教育・まちづくりを含め、さまざまな分野でオンリーワンを目指すもの

※ 「プロアクティブ・コミュニティ」：自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会

2

将来像の実現に向けた2つの戦略

(1) 中央区が目指す将来像の姿

基本構想に掲げた将来像の「輝く未来」と「粋なまち」の実現に向けて、本区は総力を挙げて各施策を展開していきます。

中央区が目指す「輝く未来」と「粋なまち」



〈まち〉の輝き

都心の特性をいかした
利便性と快適性に優れた
都市環境がさらに発展す
るとともに、魅力的な緑や
水辺空間の充実などによ

って、安らぎと潤いも兼ね備えた本区なら
ではの街並みを形成していきます。

また、江戸開府以来の下町情緒豊かで洗
練された文化と、次世代技術を活用したス
マートシティ機能など時代の最先端が調和
し、誰もがあこがれ、住みたい・働きたい
都心として、まちの輝きを増していきます。



〈ひと〉の輝き

このようなまちの中
で、区民が自分らしい生
き方を選択していきいき
と心豊かに暮らし、また、
地域の中で自分自身の輝

きも増していく相乗効果が生まれる地域社
会を実現していきます。

さらに、働く人や訪れる人も、さまざま
な活動や交流を通じて、人々の絆を深め、温
もりのある都心コミュニティを構築してい
きます。

このような、〈まち〉の輝きと〈ひと〉の輝きが織り成す「輝く未来」に向けて、2つの戦略
という「橋」を架けていくことで、「人が集まる粋なまち」を実現していきます。

中央区が目指す「輝く未来」と「粋なまち」に向けて、 2つの戦略という橋を架けるイメージ

中央区が目指す「輝く未来」と「粋なまち」

戦略1

新たな価値を創造する
持続可能な発展型まちづくり

戦略2

さまざまな人々が集い、
交流し、絆をつないでいく
温もりのある豊かな地域社会づくり

(2) 将来像の実現に向けた2つの戦略

戦略1

新たな価値を創造する 持続可能な発展型まちづくり

東京駅前にふさわしい風格のある都市景観の形成やバスターミナル整備など交通ネットワークの充実、日本橋川沿いエリアのまちづくり、観光振興に資する集客施設の誘致、地域活動を支援する広場の設置など、住み、働き、訪れる人々の都市活動を支援していきます。

また、人口増加が続く中であっても、企業やNPOなどさまざまな主体と協力して、子育て



●住み、働き、訪れる人々でにぎわうまち



●歴史と伝統を継承した魅力あふれる美しいまち

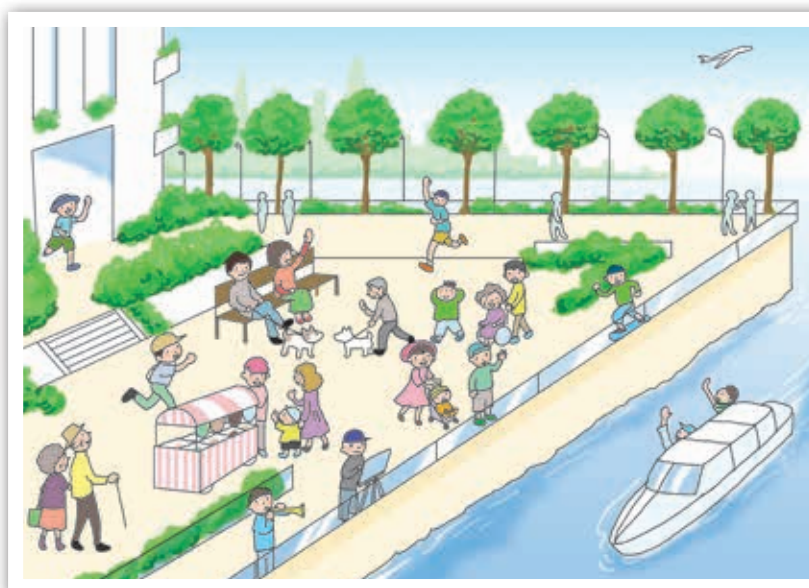
世代や高齢者・障害者など誰にとっても安全・安心な暮らしを実現します。

日本の文化・商業・情報の中心地として発展してきた本区は、ビジネス、街並み、文化、福祉、教育などさまざまな分野で個性豊かで魅力あふれる取組を推進し、さらなる飛躍を目指して「中央区スタイル」を確立していきます。

戦略2

さまざまな人々が集い、 交流し、絆をつないでいく 温もりのある豊かな地域社会づくり

社会貢献活動団体の育成や区民の社会参加の促進、中央区民カレッジや本の森ちゅうおう（仮称）整備による生涯学習活動、東京2020大会を契機とした生涯スポーツの推進、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者をはじめ、誰もが気軽に参加できる「通いの場」など、さまざまな活躍の場や交流の機会を提供し、都心の特性を踏まえた新たな社会的連帯をつくっていきます。



●水辺をいかした都心のやすらぎと憩いの空間



●多様な絆を生み出すふれあいや交流の場

また、豊かな心・社会性を育む教育の充実や障害に対する理解の促進など、一人一人を尊重し、多様性や価値観を認め合う心を醸成していきます。

人々の絆をつなげ、社会活動への意欲を促進することで、地域の課題解決に向けて自ら率先して考え行動する「プロアクティブ・コミュニティ」を確立していきます。

各 論 編

第1章

計画の体系

① 計画の体系図

② 3つのまちづくりの視点と9つの基本政策

1 計画の体系図

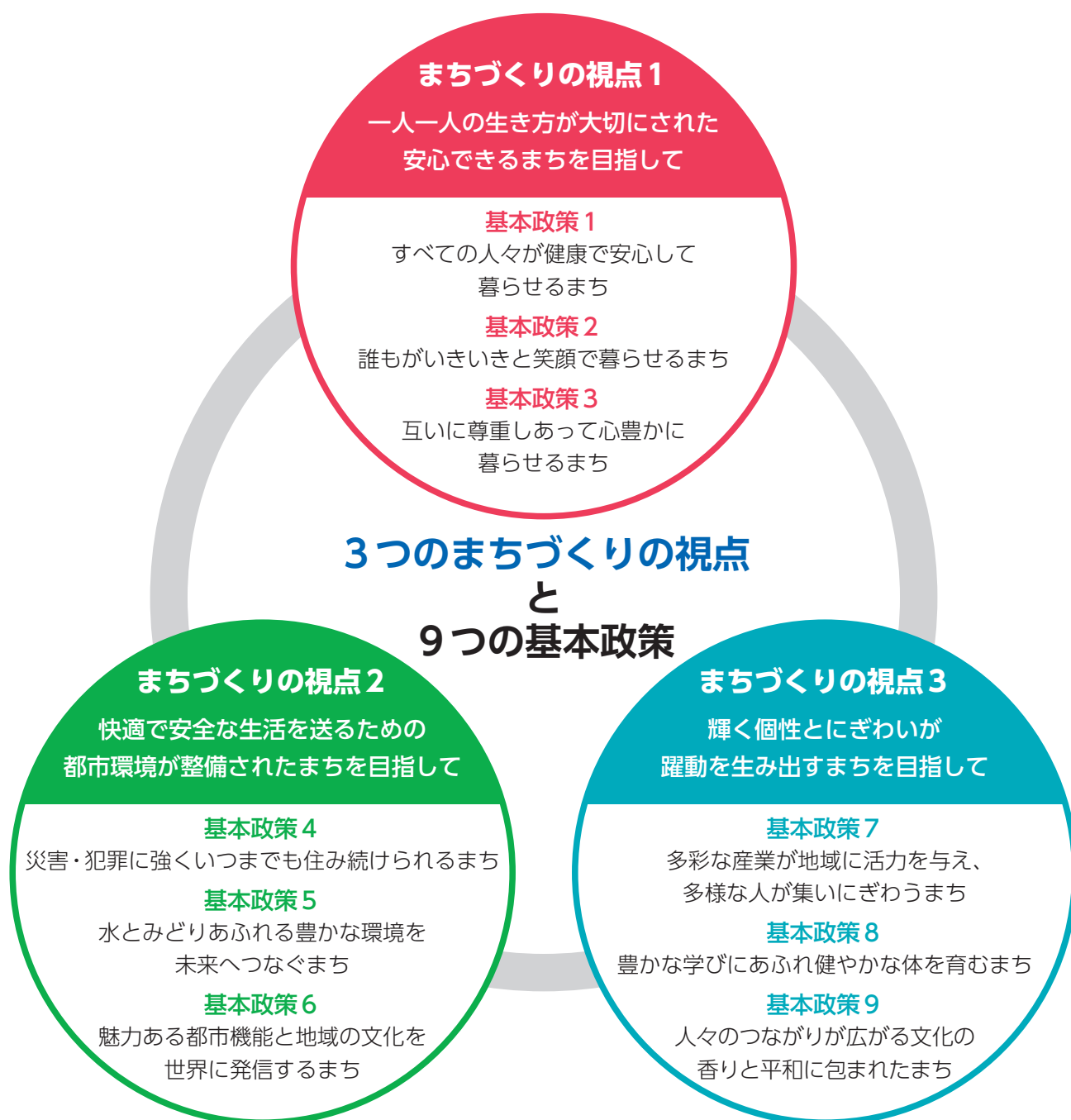
基本構想	将来像	輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち																																																									
	基本的な方向性	「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造				歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成				誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現				未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築				多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立																																									
	施策のめざす	一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して						快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して						輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して																																													
基本計画	基本政策	1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち		2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち		3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち		4 災害・犯罪に強いいつまでも住み続けられるまち		5 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち		6 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち		7 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち		8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち		9 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち																																									
	施策	1-1 1 健康づくり	1-2 2 健康危機管理対策の推進	2-1 3 子どもが健やかに育つ地域づくり	2-2 4 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり	2-3 5 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり	3-1 6 多様性を認め合う社会の構築	3-2 7 すべての人の尊厳が守られる社会の推進	4-1 8 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上	4-2 9 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり	5-1 10 水とみどりにつつまれたやさぎのある空間づくり	5-2 11 地球にやさしく美しいまちづくり	5-3 12 循環型社会づくりの推進	6-1 13 都心にふさわしい基盤整備	6-2 14 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり	7-1 15 形成	7-2 16 特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の推進	7-3 17 「都市観光」の推進	8-1 18 子どもたちの可能性が開花する教育の推進	8-2 19 希望に満ち、次代を担う子どもの育成	8-3 20 生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進	8-4 21 スポーツの楽しさが広がる環境づくり	9-1 22 「地域」の向上	9-2 23 豊かな心を育む文化活動の振興	9-3 24 国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり																																		
	施策の柱	健康	生活衛生・保健医療	子育て支援	障害者福祉	高齢者福祉	共生社会・男女共同参画	権利擁護・生活支援	防災・危機管理・生活安全	住宅・住環境	公園・緑地・水辺	環境保全	循環型社会	道路・交通	地域整備	商業振興	産業振興	観光	学校教育	家庭教育への支援・青少年健全育成	生涯学習	スポーツ	コミュニティ	文化振興	国際交流・地域間交流・平和																																		
		(1) 1 妊娠から子育て期までの切れ目のない母子支援	(2) 2 ライフステージライフスタイルに応じた健康づくりの推進	(3) 3 生涯を通じた食育の推進	(1) 4 感染症対策	(2) 5 生活衛生の向上	(3) 6 安全・安心な医療の確保	(1) 7 保育環境の整備	(2) 8 子育て世代への支援	(1) 9 個のニーズに基づくサービスの提供	(2) 10 地域生活を支える環境づくり	(1) 11 認知症ケアと在宅療養支援の推進	(2) 12 生涯現役社会の実現	(1) 13 互いに支え合う地域づくりの推進	(2) 14 自立支援を促進するサービスの充実	(3) 15 共生社会・男女共同参画の推進	(1) 16 生活困窮者の自立支援	(2) 17 権利擁護・虐待防止	(1) 18 地域防災体制の充実・強化	(2) 19 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進	(3) 20 消費生活の安定・向上を目指した情報発信の推進	(1) 21 地域特性に応じた防災対策の推進	(2) 22 建築物の耐震化の推進	(3) 23 マンション支援	(1) 24 高齢者等に対応した住宅・住環境の整備	(2) 25 安全・快適な水辺環境の整備・充実	(3) 26 公園等の整備・充実	(1) 27 水とみどりのネットワークの形成	(2) 28 緑化の促進	(1) 29 快適で美しいまちづくりの推進	(3) 30 地球にやさしいまちづくりの推進	(1) 31 清掃・リサイクル事業の推進	(2) 32 環境に対する意識啓発と発生抑制の促進	(1) 33 快適な歩行環境の拡充	(2) 34 交通環境の改善	(3) 35 公共交通の整備促進	(1) 36 地域商店街の活性化	(2) 37 世界に発信する魅力的なまちづくり	(3) 38 地域の個性をいかした良好なまちづくり	(1) 39 来街者受入環境の充実	(2) 40 都市観光によるにぎわいの創出	(1) 41 雇用・就労・勤労者福祉の充実	(2) 42 企業活動の活性化と経営の支援	(1) 43 魅力のある学校づくり	(2) 44 質の高い教育の展開	(1) 45 健全育成活動の推進	(2) 46 家庭の教育力の向上	(1) 47 図書館サービスの推進	(2) 48 生涯を通じた学習活動の推進	(1) 49 身近にスポーツ活動ができる環境づくり	(2) 50 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進	(3) 51 地域スポーツの推進	(1) 52 協働の推進	(2) 53 都心コミュニティの活性化	(1) 54 歴史的・文化的遺産の保存・活用	(2) 55 区民の文化活動の振興	(1) 56 平和意識の普及・啓発	(2) 57 区民の国際交流・地域間交流の推進	(3) 58 59 市民の国際交流・地域間交流の推進
運営区政	25 行財政運営	持続可能な行財政運営						公共施設等の総合的かつ計画的な管理						さまざまな主体との協働																																													

総論編	第1章・第2章・第3章
各論編	第1章 計画の体系
各論編	第2章 基本政策 1・2・3
各論編	第2章 基本政策 4・5・6
各論編	第2章 基本政策 7・8・9
各論編	第3章 区政運営の考え方

② 3つのまちづくりの視点と9つの基本政策

基本構想では、施策分野ごとの考え方として、3つの「まちづくりの視点」からなる9つの「施策のみちすじ」を示しています。

基本計画では、この「施策のみちすじ」を「基本政策」と位置付け、区が目指すべき10年後のまちづくりの方向や目的を示すとともに、実現に向けて重点的に取り組むべき課題と施策の方向性を明らかにしています。また、平成29（2017）年2月に中央区基本構想審議会から答申された「中央区基本計画に盛り込むべき施策のあり方」を踏まえ、各施策の検討・構築を図っています。



この3つのまちづくりの視点は、基本構想に掲げる将来像を実現するため、今後推進すべき施策の方向を示すとともに、各施策を導く理念でもあります。

第2章

9つの基本政策

- ① すべての人々が健康で安心して暮らせるまち
- ② 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち
- ③ 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち
- ④ 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち
- ⑤ 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち
- ⑥ 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち
- ⑦ 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち
- ⑧ 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち
- ⑨ 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

計画掲載上の留意事項

「現状データ」で構成比を記載しているものは、数値を四捨五入して表示しているものがあるため、合計数値が100%とはならない場合があります。

「施策の体系」は、施策を展開するための具体的な取組内容の体系を記載しています。

「計画事業」は、特に計画的な進行管理や事業実施が求められる公共施設等整備計画（インフラを含む）を記載しています。

ただし、フルコスト情報を活用した行政評価を実施する観点から、施策と予算の紐付けを行っているため、一部の取組や計画事業は別掲としています。

計画掲載上は、このような点を踏まえる必要がありますが、施策の推進にあたっては、組織の垣根を越えて横断的に各部局が連携し、一丸となって事務事業の実施に取り組みます。

すべての人々が健康で 安心して暮らせるまち

10年後の中央区の姿

- 区民一人一人が健康の大切さを自覚し、ライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組み健康を維持しています。また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子支援体制のもと、安心して妊娠・出産・育児に臨むことができます。
- 感染症予防方法の普及・啓発が進むとともに、関係医療機関との連携が強化され、感染症発生時においても被害が最小限に抑えられています。また、ホテルや飲食店、診療所などの施設を安全・安心に利用できる衛生環境が保たれています。

施 策

1-1 ライフステージに応じた健康づくり【健康分野】

1-2 健康危機管理対策の推進【生活衛生・保健医療分野】

基本政策 1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

1-1 ライフステージに応じた健康づくり 【健康分野】

施策の目標

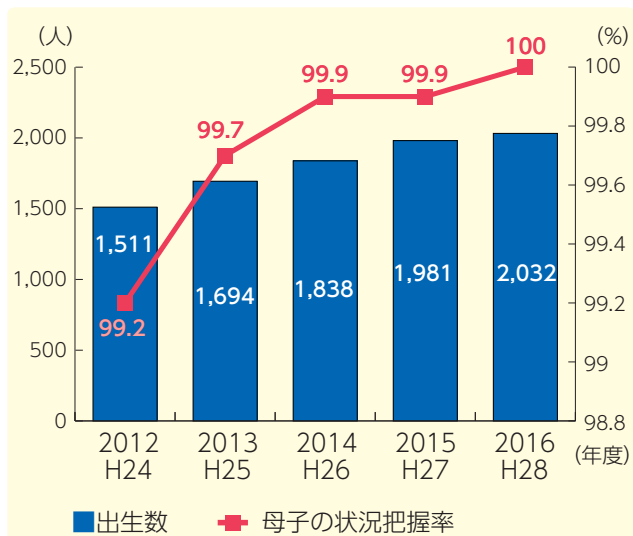
- より高い生活の質を伴って日常生活を過ごせるよう、「健康寿命の延伸」を目指すとともに、病気や障害があっても、自らの能力を最大限にいかし、いきいきと暮らせるよう「主観的健康観の向上」を目指します。
- 出産・育児を行うすべての保護者が、心身ともに健康に子育てしていくため、身近な地域で支援を必要とする家庭が適切なサポートを受けられる環境を整備していきます。
- 生活習慣病予防に関する正しい知識を習得し、自ら健康を管理し、心身ともに健やかな毎日を過ごせるよう支援していきます。
- 区民一人一人が食べることを大切に捉え、食に関する正しい知識や食を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう、生涯を通じた食育を推進していきます。

現状と課題

- 本区では、30歳代、40歳代を中心とした子育て世帯が増加しています。また、核家族化が進行し、家族からの育児支援を得られにくくなることも想定されます。このため、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するための相談支援体制を構築するなど、保護者の不安が軽減され、安心して子育てができる環境の充実が求められています。
- 主要な死亡原因であるがん、心疾患、脳血管疾患に加え、重大な合併症の恐れがある糖尿病等の生活習慣病の発生予防と重症化予防への取組は、区民の健康寿命の延伸を図る上で大きな課題となっています。生活習慣病の発症・進行には、日頃の食習慣、運動不足、喫煙、飲酒等が大きく影響するため、子どもの頃から正しい生活習慣を身に付け、高齢になっても健康でいられるよう、生涯を通じた健康づくりが重要です。
- 1日3回主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのよい食事をしている区民が減少傾向にあります。このため、幼少期から高齢期までのライフステージに応じた食育を通じて、栄養バランスに配慮した食事や健全な食生活を実践するための支援が必要です。

現状データ

図表：出生数と母子状況把握率



出典：中央区資料

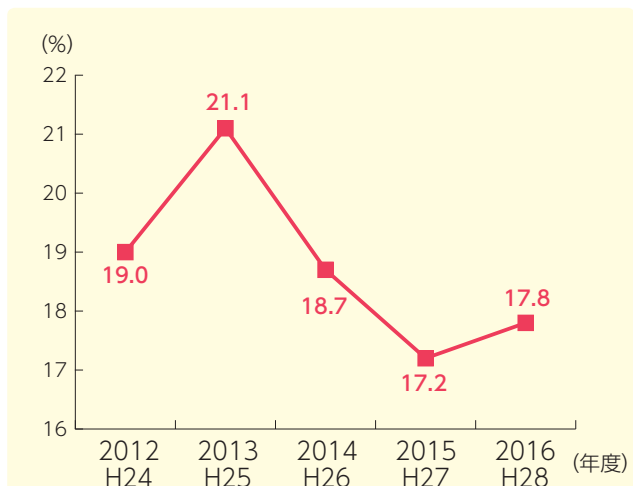
図表：主要死因順位

	1位	2位	3位	4位	5位
2014年 H26	悪性新生物 33.2%	心疾患 13.5	老衰 8.2	肺炎 7.0	脳血管疾患 6.9
2015年 H27	悪性新生物 33.2%	心疾患 13.3	脳血管疾患 8.4	老衰 8.3	肺炎 7.2
2016年 H28	悪性新生物 30.9%	心疾患 13.9	肺炎 8.4	老衰 8.2	脳血管疾患 7.2

※平成28年は概数

出典：中央区資料

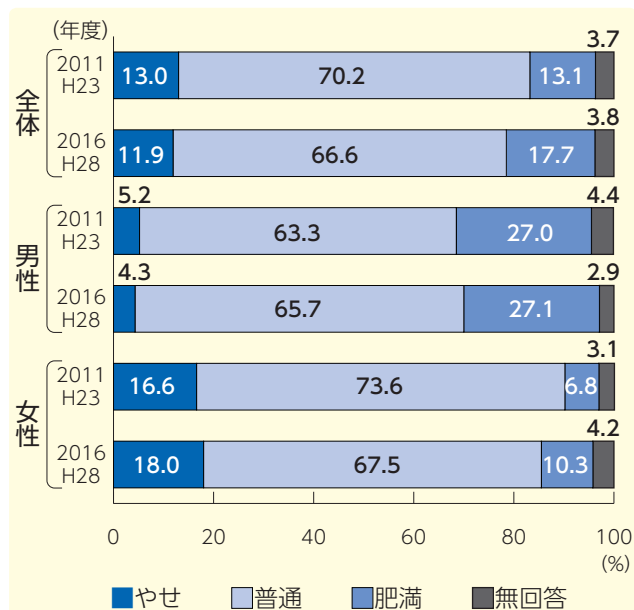
図表：健康診査を受けていない人の割合



※区や勤務先で実施する健康診査や、個人で受ける人間ドック等を受診していない人の割合

出典：中央区政世論調査

図表：区民の肥満およびやせの状況



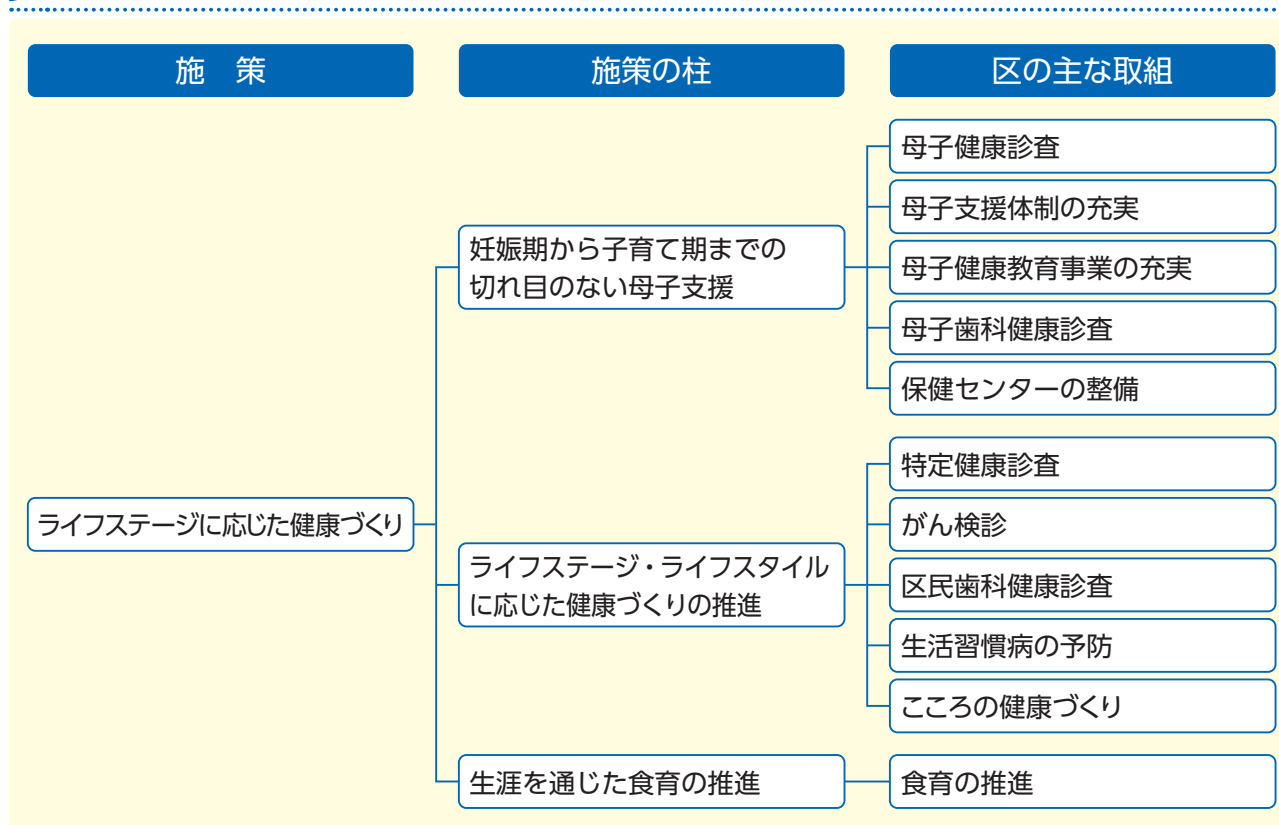
出典：中央区民の健康・食育に関する意識調査

図表：区民の食生活に関する調査

		2011 (H23)	2016 (H28)
1日3回、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている区民の割合	子ども	39.2%	35.0%
	成人	19.7%	17.3%
野菜の1日当たりの平均摂取量	成人	176g	162.5g
朝食を毎日食べる区民の割合	子ども	92.7%	90.2%
	成人	77.6%	74.7%

出典：中央区民の健康・食育に関する意識調査

施策の体系



区の主な取組

(1) 母子健康診査

母体や胎児の健康を守るため、妊婦健康診査や妊娠確定後の検査および超音波検査の費用の一部助成等を行います。乳幼児の健康診査では、健康上問題のある場合は早期の治療を促すとともに、未受診の家庭に対しては、その理由や背景等を調査し、支援が必要と考えられる家庭について、関係機関と連携しながら適切に対応します。

(2) 母子支援体制の充実

妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩み等に対応するため、保健師等が妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要と判断した妊産婦については、関係機関と連携して、きめ細かいサポートを継続的にを行います。また、母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援を充実していくため、子ども子育て応援ネットワーク（子育て世代包括支援センター事業）を構築していきます。

(3) 母子健康教育事業の充実

妊婦の健康や妊娠中の不安解消、子育てに関する知識の普及や仲間づくり等を目的にプレママ教室、パパママ教室を実施します。また、支援を必要とする出産後の母親および乳児に対して、休養機会の提供や心身のケアを図るため、産後ケア事業を実施します。多様なニーズに対応するため、地域の医療機関、関係団体等と連携しながら、内容の充実を図っていきます。

(4) 母子歯科健康診査

「歯と口の健康づくり」を推進し、「食べる力」を育むため、生後11カ月児～就学前児に対し、歯科健診および「食」「食べ方」「口の機能発達」等に関する歯科健康相談・支援を行います。必要に応じて3歳未満児にむし歯予防処置等を行います。また、歯周疾患が発生しやすくなる妊産婦を対象に産前産後歯科健康診査を実施します。

(5) 保健センターの整備

月島地域の人口増加を踏まえ、区民の健康の保持増進と利便性向上を図るため、新たに保健センターを整備します。

(6) 特定健康診査

特定健康診査を実施し、必要に応じて、ライフスタイルに合った食生活の指導や運動習慣の定着に向けたアドバイス等、メタボリックシンドローム解消に向け生活習慣改善を継続的に支援する特定保健指導を行います。また、65歳以上の方には、生活機能の低下を早期に把握するため、生活機能評価を行います。

(7) がん検診

主要な死亡原因である「がん」の早期発見・早期治療のため、胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がん検診を実施します。医療機関との連携を図り、受診しやすい体制を充実させることで受診率向上に努めます。また、検診が正しく行われなければ効果を発揮することができないため、検診の精度管理（検診が正しく行われているか評価し不備な点を改善すること）を行い、質の高い検診の実施に努めます。

(8) 区民歯科健康診査

若年期からの成人歯科健康診査により、歯周病の早期発見と予防指導を行い、歯と口の健康増進を図ります。また、介護予防、窒息や誤えん性肺炎予防を図るため、高齢者歯科健康診査において口腔清掃状況や口腔機能状況等を継続的にチェックし、生活の質の維持・向上を支援します。

(9) 生活習慣病の予防

30歳・35歳を対象とした健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見や改善指導、正しい知識の普及による予防の強化を図ります。また、ライフスタイルが多様化した現状を踏まえ、健康ウォーキングマップを作成し、マップを活用した取組を実施するなど、区民が空き時間を利用し、気軽に健康づくりに努められるよう支援を行います。さらに、スポーツ教室等の機会を利用して、生活習慣病予防のための教室や講演会等を実施します。

(10) こころの健康づくり

精神科専門医や保健師がさまざまな相談に応じ、こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援します。また、精神疾患への正しい理解と対応、こころの健康の維持・増進のため、講演会を開催するなど普及・啓発を推進します。自殺対策については、身近な人の限界サインに気づき適切に対応できる人材を育成するため、ゲートキーパー養成講座を実施します。

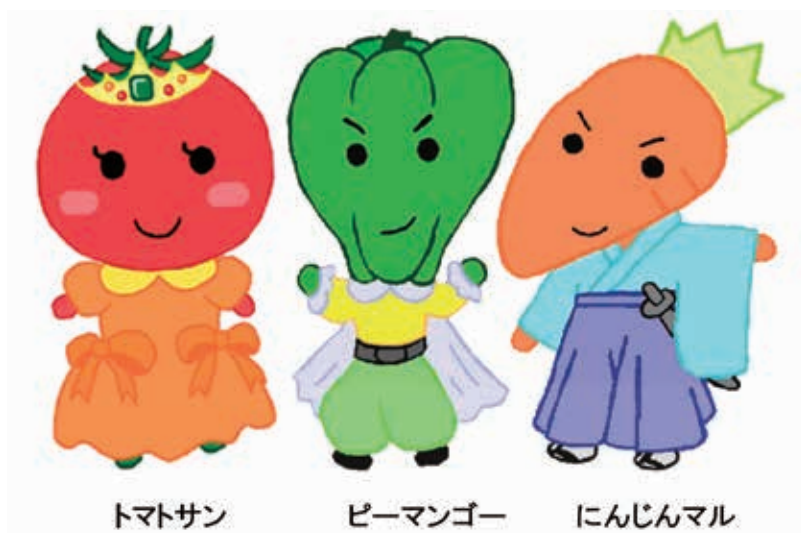
(11) 食育の推進

栄養バランスに配慮した食事をするのが健康の基本であることを広く周知するため、食育情報の発信を強化するとともに、食育への関心度を高めるため、本区食育野菜キャラクターの効果的な活用を推進していきます。また、幼い頃からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、家庭や学校、幼稚園、保育所等と連携した食育の取組を推進していきます。

計画事業

(単位：百万円)

計画事業名	事業目標（整備地域）	事業計画	
		前期 2018～2022年度 (平成30～34年度)	後期 2023～2027年度 (平成35～39年度)
保健センターの整備	・保健センターの整備 1カ所（月島地域）	・工事	・開設
	事業費 2,040	2,040	—



中央区食育野菜キャラクター



基本政策 1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

1-2 健康危機管理対策の推進

【生活衛生・保健医療分野】

施策の目標

- 区民が感染症の流行状況に応じた予防や対応を講じることができるよう、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、区民の命と健康を守るため、感染症発生時の危機管理体制を強化していきます。
- 区民や多くの来街者が安全・安心かつ快適に、理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を利用できるよう、それぞれの施設の衛生管理の特性を踏まえた監視指導を徹底し、生活衛生の向上に取り組めます。
- 区民に対して正確な医療情報を提供することに加え、緊急時や災害時においても診療所や薬局等と連携を図り、区民が安全に安心して医療を受けることができる体制を整備していきます。

現状と課題

- 観光やビジネスによる来街者の増加が予測される中、一般的な感染症だけでなく、新型インフルエンザや結核等新興・再興感染症や、デング熱等の亜熱帯の感染症が流行する懸念があります。そのため、感染症を防止するための予防接種の推進や、感染症発生時に被害を最小限に抑えるための対策が必要です。
- 本区には、都心の商業地域としての知名度や交通利便性の高さから、理容所、劇場、ホテル等不特定多数の人が利用する施設が多く存在しているため、監視指導を徹底し、施設の衛生水準や利用者の安全を確保することが重要です。また、日本の食品流通の中心地であり、食の安全・安心が強く求められている中、食品衛生関係施設の監視指導の徹底を図る必要があります。
- 区民の命と健康を守るためには、必要な医療を、誰もが、いつでも、どこでも、適切に受けることができる体制が不可欠です。診療所、薬局等の医療関係施設の監視指導を図るとともに、大規模災害等の発生に備えて、関係機関との連携による初動体制の構築と、東京都や近隣区との連携強化に取り組むことが求められています。

現状データ

図表：感染症発生届出の感染者数（中央区保健所受理分）

	2012年度 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28
一類（エボラ出血熱等）	0	0	0	0	0
二類（結核、ポリオ等）	61	50	39	41	46
三類（腸管出血性大腸菌感染症等）	5	10	12	4	8
四類（A型肝炎、デング熱等）	7	5	4	7	11
五類（インフルエンザ、梅毒等）	29	73	27	47	56
新型インフルエンザ等感染症	0	0	0	0	0

出典：中央区資料

図表：環境衛生関係施設数および監視指導状況（平成28年度）

	施設数	監視指導件数
理容所	163	29
美容所	662	232
クリーニング所	265	54
コインオペレーションクリーニング営業施設	21	—
興行場	38	4
旅館	127	93
公衆浴場	52	35
プール	32	44
水道施設	6,873	24
温泉利用施設	1	1

出典：中央区資料

図表：食品衛生関係施設数および監視指導状況（平成28年度）

	施設数	監視指導件数
飲食店営業	11,143	4,449
喫茶店営業	1,484	404
菓子製造業	683	481
乳類販売業	910	295
食肉販売業	549	311
魚介類販売業	633	782
その他の製造業	721	458
その他の販売業	4,995	4,363
集団給食施設	359	397
ふぐ取扱所など	1,474	429
食鳥処理業	27	29

出典：中央区資料

図表：食中毒発生状況

年 度	件 数
2012 H24	5
2013 H25	5
2014 H26	3
2015 H27	2
2016 H28	6

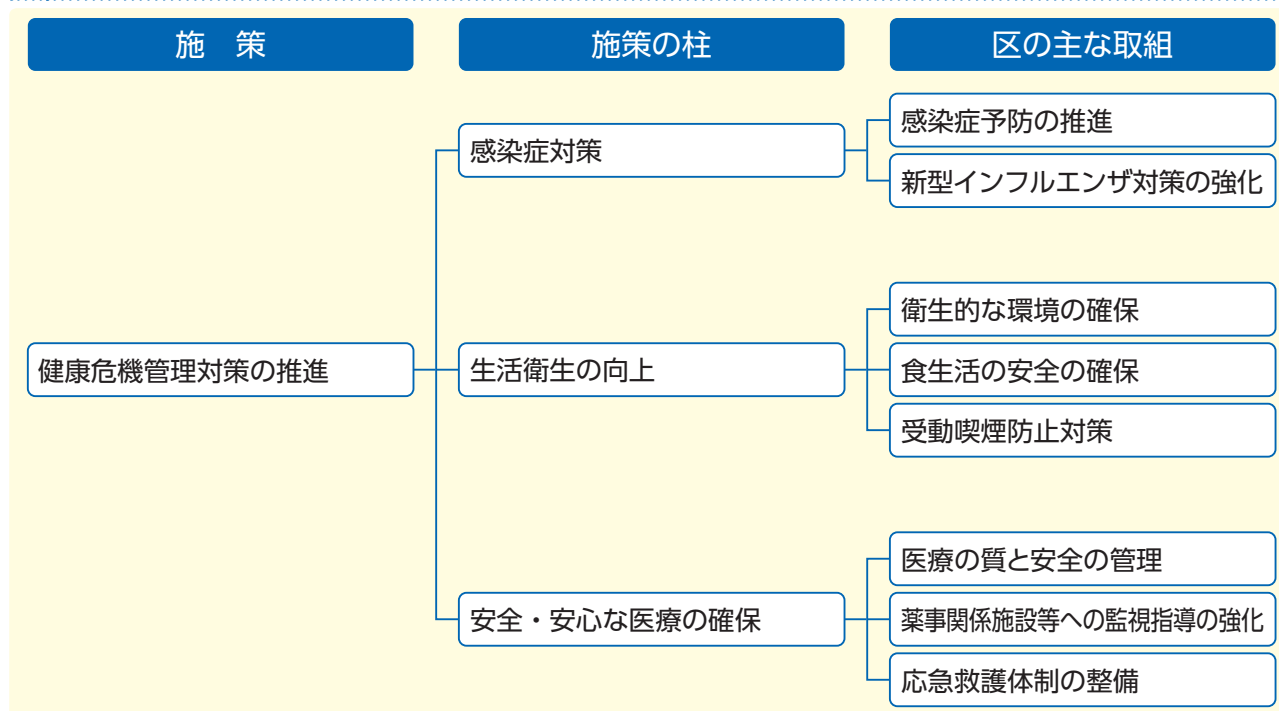
出典：中央区資料

図表：医療関係施設数および監視指導状況（平成28年度）

	施設数	監視指導件数
薬局	145	149
店舗販売業	85	95
麻薬小売業	109	86
薬局製造販売医薬品	製 造 業	20
	製造販売業	20
高度管理医療機器	販 売 業	462
	貸 与 業	358
管理医療機器	販 売 業	1,590
	貸 与 業	912

出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

(1) 感染症予防の推進

「予防接種法」等に基づく定期予防接種のほか、法に基づかない任意接種である流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンや風疹ワクチンの接種助成を行うなど、感染症の抑制を図ります。乳幼児の保護者を対象に、予防接種の予定日が近づくとスマートフォン等にメールでお知らせするサービスを実施し、接種漏れを防止します。

(2) 新型インフルエンザ対策の強化

「中央区新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、関係機関と共同して新型インフルエンザ患者発生時対応訓練を実施し、区と関係機関との情報連携を高め、発生時には迅速かつ的確に対応できるよう体制の強化を図ります。

(3) 衛生的な環境の確保

多数の人が利用する環境衛生施設への監視指導を行い、利用者の安全と施設における衛生水準を確保します。感染症を媒介するねずみや蚊等の衛生害虫の駆除作業を実施するとともに、区民からの防除に関する相談への対応、正しい情報の普及・啓発を行います。宿泊施設に関する相談や申請が増加する中、監視体制の強化等を行いながら、すべての区民が安心して住み続けられる生活環境の保持や環境衛生水準の維持向上を図ります。

(4) 食生活の安全の確保

安全・安心な食品が提供されるよう食品関連施設の衛生を確保するため、「食品衛生監視指導計画」に基づく効果的・効率的な監視を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応します。また、義務化が予定されている HACCP（食品の安全を確保する衛生管理の手法）による衛生管理の導入について、区内事業者に対する支援を行います。

(5) 受動喫煙防止対策

受動喫煙による区民の健康被害を防止するため、飲食店や事務所等の施設管理者に対し、施設の用途や利用者に応じて適切な措置を講ずることができるよう周知を行うとともに、区民に対しても受動喫煙防止対策への理解が深まるよう、啓発に取り組んでいきます。

(6) 医療の質と安全の管理

区民が安心して医療を受けられるよう、医療機関等に対し計画的に立入調査や指導を行い、医療の安全の確保を図ります。診療所・歯科診療所・助産所の管理者を対象とした医療安全講習会を開催し、医療安全の向上と法令の遵守の徹底を図ります。また、実務経験を有する看護師の相談員による専門相談窓口を設置し、医療に関する心配や不安の解消につなげます。

(7) 薬事関係施設等への監視指導の強化

薬局や薬店、その他毒物および劇物販売業者に対して定期的に立入検査を行い、医薬品等の適正な販売や取り扱いを指導し、違反や事故の発生を防止します。また、高度管理医療機器等販売業・貸与業者に対し監視指導を実施し、適正な取り扱いや法令遵守の徹底を図ります。

(8) 応急救護体制の整備

災害発生時には、区内の医師会等と連携を図り、初動期の医療救護体制を充実させるとともに、傷病者の応急処置や災害拠点病院への搬送の適否等、迅速な対応を行います。また、薬剤師会等と連携し災害時に使用する医薬品の確保にも努め、適切な応急救護の提供ができる環境を整備します。



誰もがいきいきと 笑顔で暮らせるまち

10年後の中央区の姿

- 保育を必要とするすべての子どもが質の高い教育・保育施設を利用できる環境が整っています。また、きめ細かな子育て支援サービスを受けることができるとともに、子ども一人一人の個性に応じた支援体制が構築され、地域で安心して心身ともに豊かに成長できる環境が整っています。
- 誰もが互いに理解し支え合う共生社会が進展し、障害者が一人一人のニーズやライフスタイルに応じた支援を受けることができる環境が整備され、住み慣れた地域でいきいきと充実した生活を送っています。
- 元気な高齢者が自らの選択で就労したり、ボランティアや地域活動に参加するなど、社会の第一線でいきいきと活躍しています。また、認知症や要介護状態になっても地域の支え合いや必要な支援・サービスを受けながら、住み慣れた地域の中で安心して自分らしく暮らしています。

施 策

- 2-1** 子どもが健やかに育つ地域づくり【子育て支援分野】
- 2-2** 障害者が地域で自立し、
充実した生活を送ることができる環境づくり【障害者福祉分野】
- 2-3** 高齢者が住み慣れたまちで
いきいきと暮らし続ける環境づくり【高齢者福祉分野】

基本政策2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

2-1 子どもが健やかに育つ地域づくり 【子育て支援分野】

施策の目標

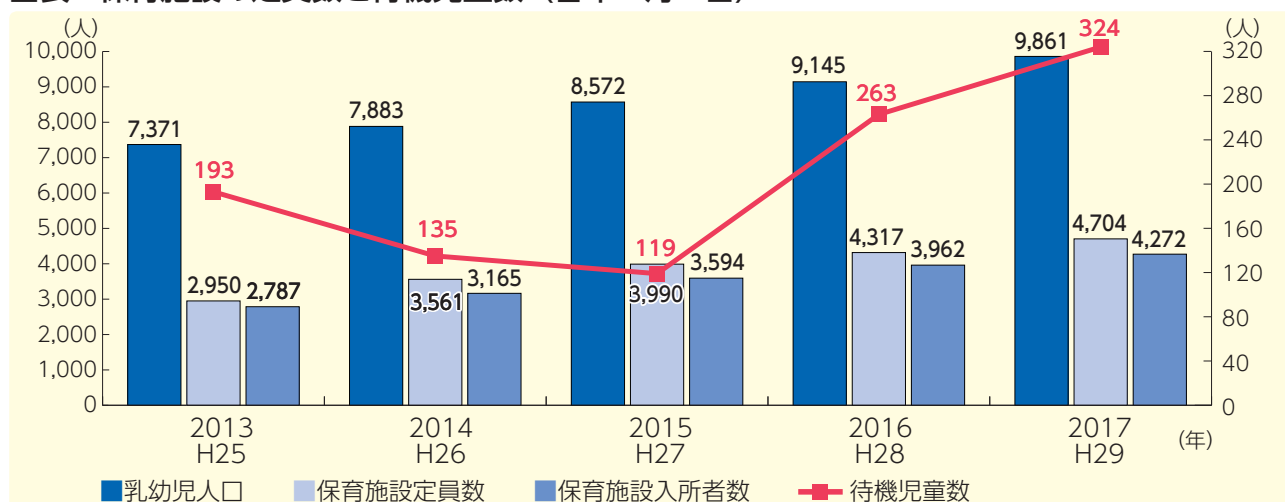
- すべての教育・保育ニーズに応える教育・保育施設の整備と教員・保育士等の資質向上を図り、子ども・保護者に寄り添った保育を実践していくとともに、就学前教育の充実と義務教育に至る学びの連続性を確保し、保育の質の向上および内容の充実を図っていきます。
- 子育て支援サービスの充実を推進するとともに、地域の中での子育て力を強化し、子どもの社会性を育むため、さまざまな人と触れ合いながら成長できる環境を整備します。

現状と課題

- 本区では、高層マンション等開発による子育て世帯を中心とした人口の増加に伴い、保育ニーズも高まっています。これまでも保育施設整備を積極的に進めてきましたが、平成29(2017)年4月の待機児童数は324人となっていることから、今後も引き続き保育施設の整備を推進していく必要があります。また、乳幼児期は心身の発達に大きな影響を与える時期であることから、子どもの発達段階に応じた遊びや保育、学びへの支援など適切な保育環境の整備に取り組むとともに、子どもと直接関わる保育士等の資質の向上を図り、保育の質を高めていく必要があります。
- 近年の核家族化により、家庭の中で子育ての知識を得る機会が少なくなり、保護者の育児不安や地域での孤立化が増加しているといわれています。そのため、生活スタイルの多様化に対応したきめ細かな子育て支援サービスの提供とともに、いつでも身近な場所で相談ができるよう、地域ぐるみで支援できる環境づくりが必要です。

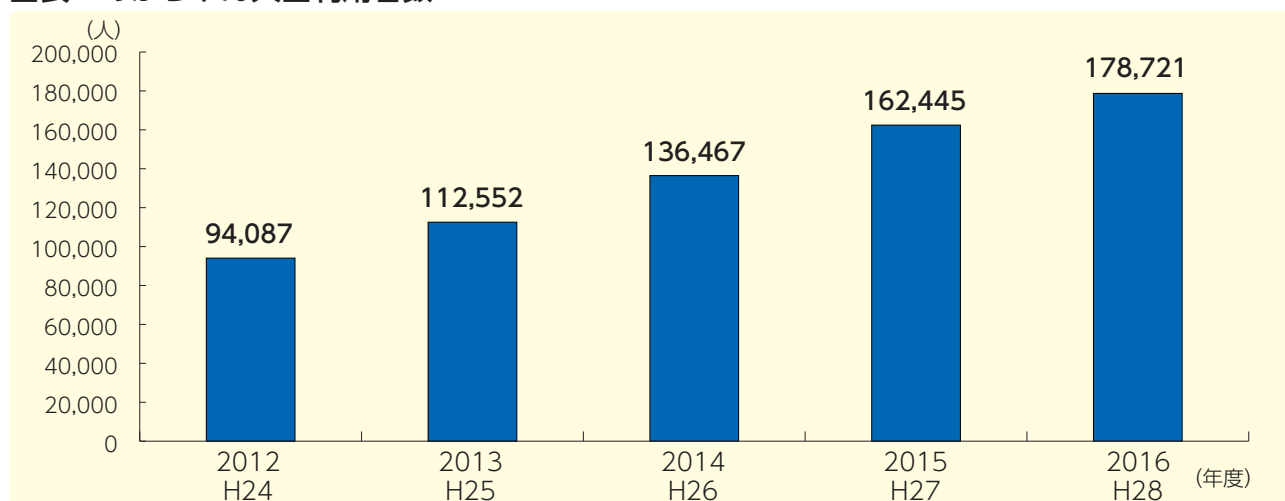
現状データ

図表：保育施設の定員数と待機児童数（各年4月1日）



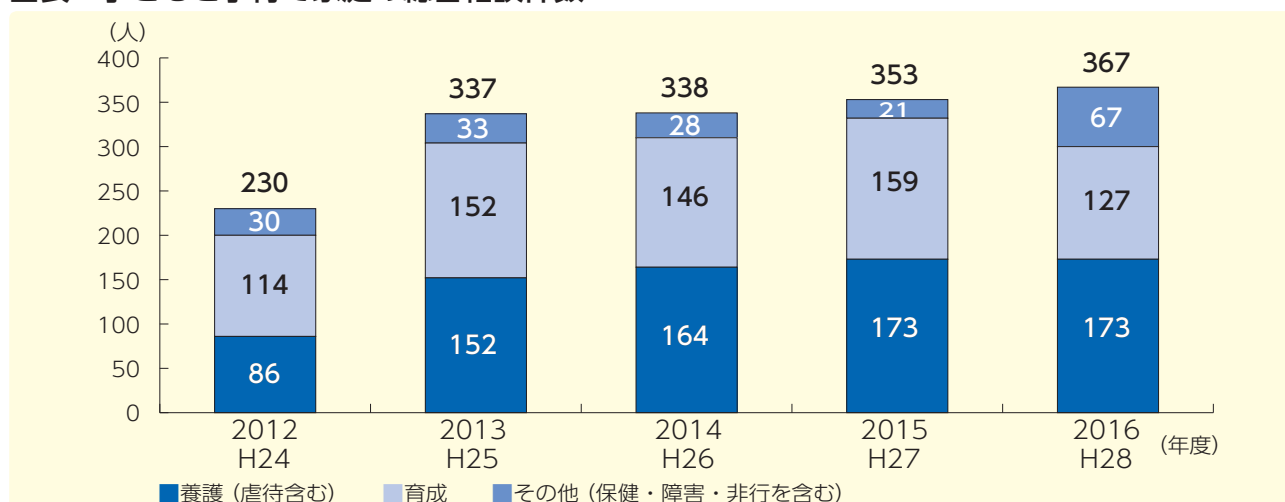
出典：中央区資料

図表：あかちゃん天国利用者数



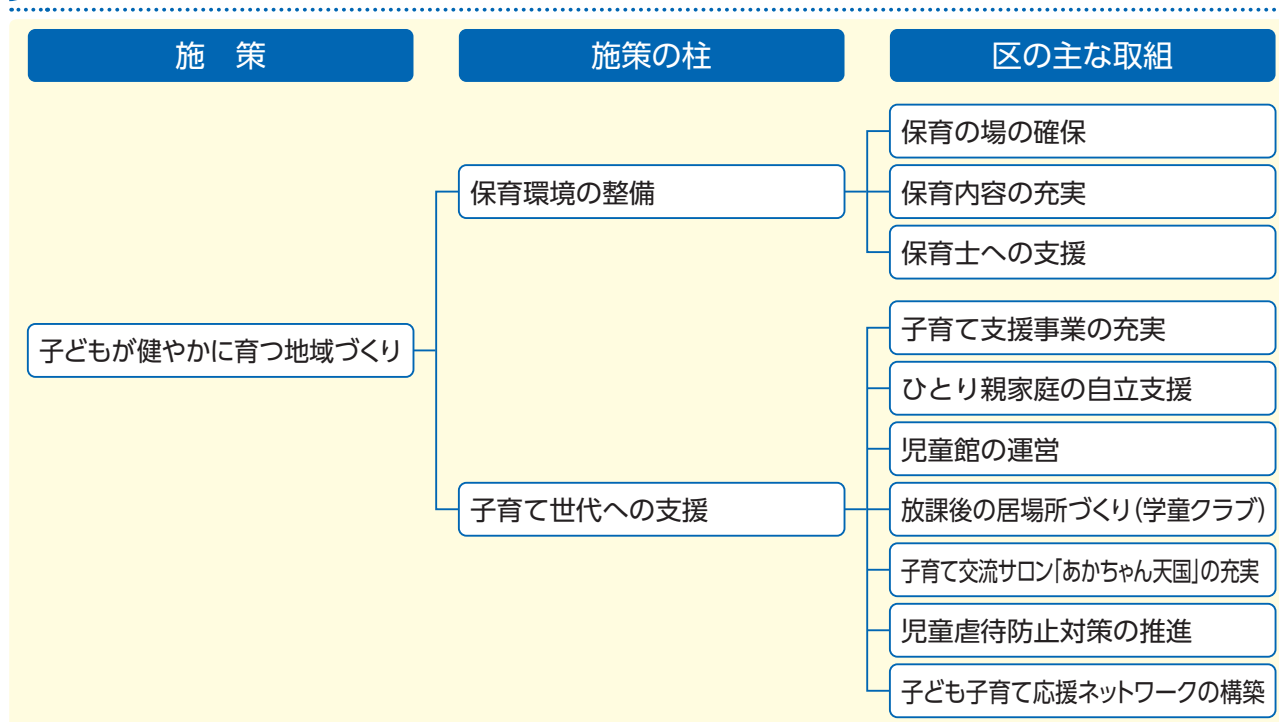
出典：中央区資料

図表：子どもと子育て家庭の総合相談件数



出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

(1) 保育の場の確保

乳幼児人口の動向や保育ニーズに応じ、保育施設整備の推進を図っていきます。区立施設の改築のほか、私立認可保育所等の開設支援を積極的に進め、保育所定員の拡大を図るとともに、多様なニーズに対応するため幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園を整備し、保育を必要とするすべての子どもが保育施設を利用できるような環境を整えます。また、すべての子どもに良好な保育を提供するため、私立認可保育所等に対する区立保育所の園庭やプールの開放、交流による集団遊びなど、子どもの成長に適した保育環境づくりを進めていきます。

(2) 保育内容の充実

私立認可保育所等に対し、園外保育、地域交流事業等への支援や公立園の園長経験者等による巡回指導により保育内容へのアドバイスや研修を行います。また、保育士、幼稚園教諭による合同研修等の実施や小学校への円滑な接続を目的とした「接続期カリキュラム」を活用することにより、就学に向けた幼児教育を進めていきます。発達に課題のある児童に対しては、子ども発達支援センターとの連携による巡回相談等を通して適切な配慮を行い、健やかな発達・成長を促すとともに、必要に応じて「育ちのサポートシステム」へつなげていきます。保育所給食では、食事の提供を食育の一環として引き続き取り組み、乳幼児期からその重要性の普及・啓発を図っていきます。

(3) 保育士への支援

ICTの活用による保育士の負担軽減や業務の効率化を図るとともに、私立認可保育所等の保育士への処遇改善やキャリアアップのための費用、多様化する保育ニーズに対応するための費用を補助するほか、保育従事者の保育士資格取得に対する支援を行うなど、働きやすく長く勤め続けることができる環境の整備に向けた取組を支援します。また、保育所等に対する指導検査を実施し、職員体制や処遇、保育内容、経理や会計管理等について、基準に沿った適正な運営が確保されているかを確認し、指導していきます。

(4) 子育て支援事業の充実

在宅で子育てを行っている家庭に、区立保育所の園庭を開放し、園児との交流や遊びの指導、子育て相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。また、一時預かり保育や病児・病後児保育の実施、育児支援ヘルパーの派遣等により保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を確保します。

(5) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が、精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、ハローワークなど関係機関と連携しながら、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備します。また、貧困の連鎖を防止し、ひとり親家庭の高校生世代が抱える将来への不安やストレスに対する進路相談や高校中退防止のための支援を推進するため、子どもの学習支援事業の充実を図ります。

(6) 児童館の運営

青少年対策地区委員会や民生・児童委員等地域の協力により、児童館まつり等の行事を実施するなど、地域ぐるみで児童の健全育成を図っていきます。また、遊びや行事を通して親子の絆や地域の親同士・子同士の交流を深める乳幼児クラブの実施、キッズボランティアや元気高齢者人材バンク等を活用した多世代交流を推進していきます。

(7) 放課後の居場所づくり（学童クラブ）

学童クラブにおいては、放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。また、「学童クラブ」と「プレディ」それぞれの機能・特色をいかしながら、一体的な運営の仕組みづくりを進め、児童が放課後等に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

(8) 子育て交流サロン「あかちゃん天国」の充実

親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、保育士等を常時配置し、子育てに関するさまざまな情報提供や育児に必要な助言を行い、子育てに対する不安の解消を図ります。また、子ども家庭支援センターの専門相談員による巡回相談や栄養士による栄養相談の実施、利用者支援専門員の配置など子育てに関する悩みを気軽に相談できる環境づくりを進めていきます。

(9) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の早期発見・早期対応のために、児童虐待防止キャンペーンの実施など児童虐待防止に向けた普及・啓発に取り組みます。

また、要保護児童等に対し、より迅速にきめ細かな支援を行うため、子ども家庭支援センターの体制を強化していきます。

(10) 子ども子育て応援ネットワークの構築

妊娠・出産・子育てに関する各種相談を通じて妊産婦や乳幼児の実情を把握し、産後うつや育児不安、児童虐待予防など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をさらに強化するため、子ども子育て応援ネットワーク（子育て世代包括支援センター事業）を構築し、子育て支援分野と母子保健分野の両面から子育て家庭を支援していきます。併せて、児童福祉法の改正に伴い、区において児童相談所の設置が可能となったことを踏まえながら、子ども家庭支援センターの体制を強化していきます。

計画事業

(単位：百万円)

計画事業名	事業目標（整備地域）	事業計画	
		前期 2018～2022年度 (平成30～34年度)	後期 2023～2027年度 (平成35～39年度)
保育所の整備	・区立認可保育所の改築 1園（京橋地域）	・工事、開設	—
	・私立認可保育所の整備 1園（京橋地域）	・工事、開設	—
	事業費 2,033	2,033	—
認定こども園（保育所型）の整備	・認定こども園（保育所型）の整備 1園（京橋地域）	・工事、開設	—
	事業費 —	—	—

※認定こども園（幼保連携型）の整備 2園 は、施策 No.8 - 1 の計画事業に記載



あかちゃん天国



基本政策 2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

2-2 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり 【障害者福祉分野】

施策の目標

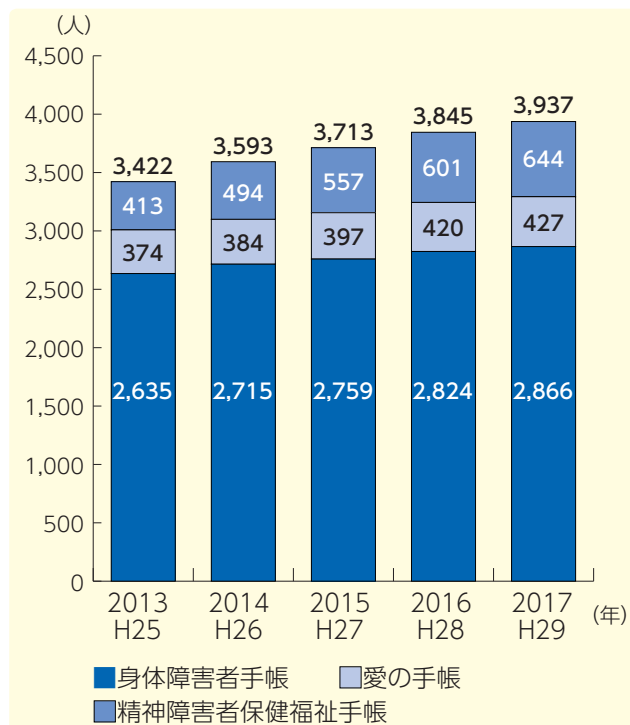
- 基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所をはじめ障害福祉サービス事業所間のネットワーク強化を図り、障害者の生活全般にわたるサービスを調整するケアマネジメント体制のもと、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行っていきます。
- 障害者が地域で安心して暮らせるよう、就労支援や施設から地域への移行支援等の充実を図るとともに、増加する発達障害児（者）や医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）に対する適切な支援を行っていきます。また、生涯にわたって、地域で自立し、充実した生活が送れるよう、居住支援をはじめ、障害者の生活を地域全体で支える体制を整備していきます。
- 区民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に暮らせる地域社会の実現に向けて、障害に対する理解促進のための普及・啓発や障害者と地域の人々の交流の機会を広げていきます。

現状と課題

- 本区の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成29（2017）年4月1日現在3,937人で、平成25（2013）年時点と比較すると1.15倍となっています。障害者（児）の増加とともにニーズも多様化しており、身体障害、知的障害、精神障害等の種別や程度に応じたサービスを提供する必要があります。
- 福祉施設からの一般就労移行と就労定着に向けた支援、精神障害者の入院からの地域移行支援、障害の早期発見と切れ目のない支援や医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）に対する身近な地域での支援の提供等、障害特性に応じたサービスの充実を図るとともに、障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」となっても引き続き地域で安心して暮らせるよう、施策を展開する必要があります。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28（2016）年4月施行）の趣旨や障害者の権利擁護と虐待防止について、幅広く区民等へ普及・啓発を図ることで、地域における共生社会の意義と障害に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加を一層推進することが求められています。

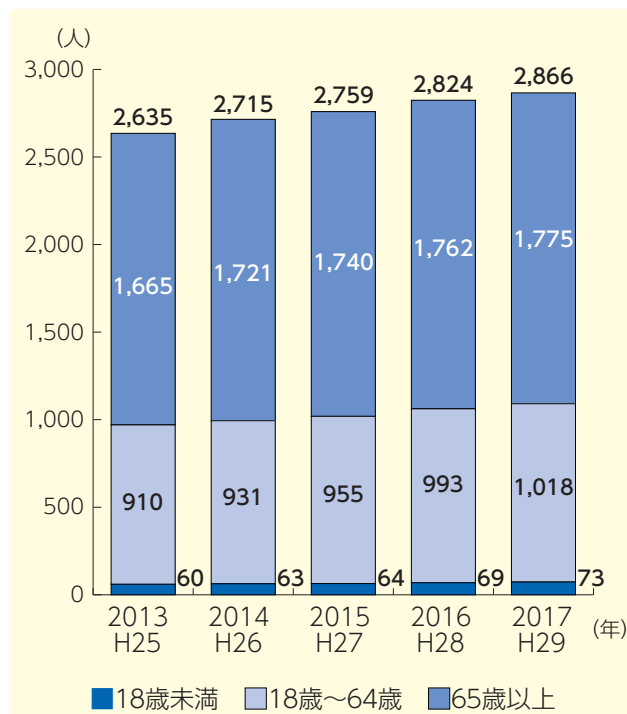
現状データ

図表：障害者手帳所持者数の推移
(各年4月1日)



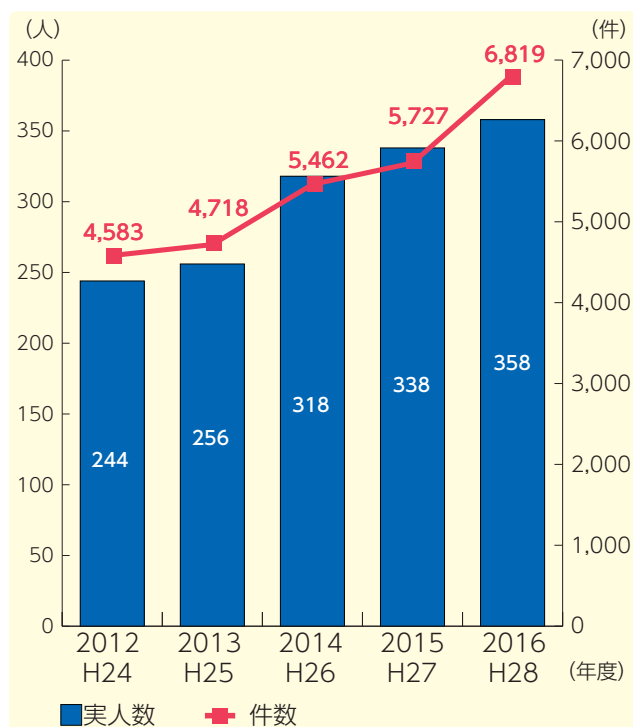
出典：中央区資料

図表：身体障害者手帳所持者数（年代別）
(各年4月1日)



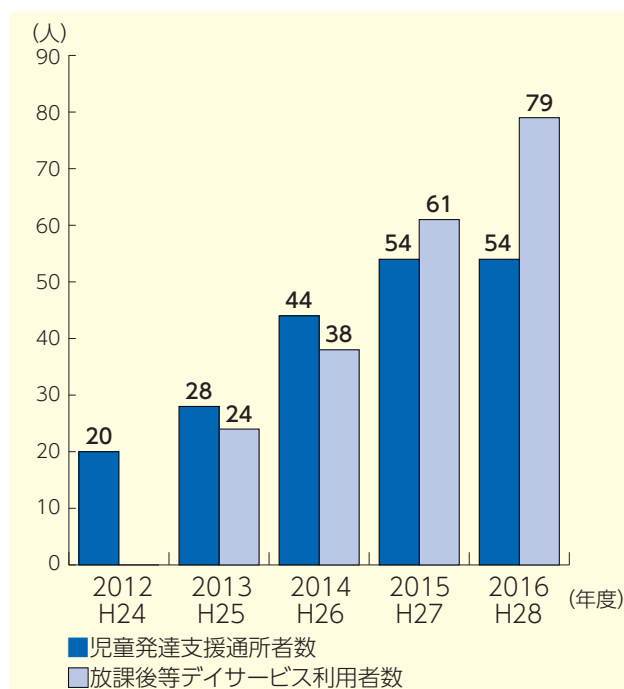
出典：中央区資料

図表：こどもの発達相談件数・実人数の推移
(実人数／月)



出典：中央区資料

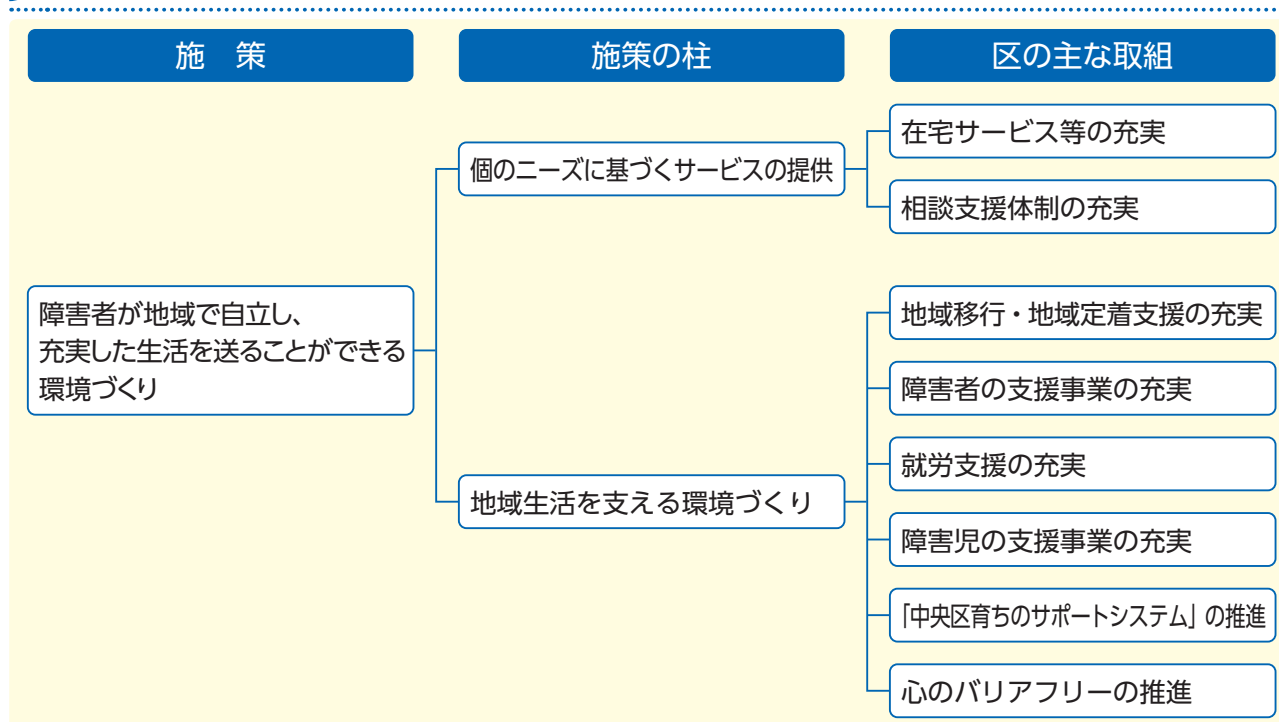
図表：児童発達支援通所者および放課後等
デイサービス利用者数



※放課後等デイサービスは、平成25年度から実施

出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

(1) 在宅サービス等の充実

地域生活支援事業所等の情報を区ホームページへの掲載等を通じて周知することにより、障害者（児）がそれぞれに合ったサービスを選択できるよう、情報提供の充実を図ります。また、障害者総合支援法改正（平成30（2018）年4月施行）に伴い創設される新たなサービス等を活用した、個のニーズに応じた在宅サービス等の充実や、65歳に達するまで長期間障害福祉サービスを受けていた一定の高齢障害者の負担を軽減することで、介護保険サービスの円滑な利用を促進します。

(2) 相談支援体制の充実

一人一人のニーズに応じた適切な障害者福祉サービスにつなげ、障害者（児）の自立と地域生活を支援するため、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所間のネットワークを構築します。また、親元からの自立や施設等からの地域移行・地域定着を促進するため、関係機関等とのコーディネート機能の充実を図ります。

成年後見制度の利用促進や虐待防止に向けては、リーフレット等により区民の意識啓発に取り組むとともに、虐待通報・相談窓口専用電話において24時間365日の体制で虐待の通報に対応します。

(3) 地域移行・地域定着支援の充実

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしているよう、相談、体験の場等、居住支援のために求められる機能を集約した地域生活支援拠点を整備します。また、これまでの知的障害者や精神障害者に加え、重度身体障害者等にも対応したグループホームの整備に向けて取組を進めます。

長期入院をしている精神障害者の退院の促進をはじめ、障害者の地域での生活を支えるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいきます。

(4) 障害者の支援事業の充実

重度身体障害者や医療的ケアを含む重症心身障害者の増加に対応した、通所事業等の拡充と施設の確保について検討を行います。また、高次脳機能障害者の支援事業については、パンフレットの作成や講演会の実施により理解の促進を図るとともに、実態や支援のニーズの把握に努め、さらなる充実を図ります。

(5) 就労支援の充実

障害者が地域で自立した生活を営めるよう、障害者就労支援センターの専任コーディネーターにより就労面と生活面のきめ細かな支援を一体的に提供するとともに、喜びと生きがいを持って働き続けられるよう就労定着支援の充実を図ります。また、障害者就労施設等の受注機会を確保するため、区の契約において優先的な調達を推進します。

(6) 障害児の支援事業の充実

子ども発達支援センターを開設し、障害児通所支援の充実を図ることにより、質の高い専門的な支援を行います。また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携した地域支援体制を構築するため、協議の場の設置やコーディネーターの配置に取り組むとともに、施設の確保についての検討や支援事業の充実を図ります。

(7) 「中央区育ちのサポートシステム」の推進

子ども発達支援センターが中心となり、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を作成するなど、福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行う「中央区育ちのサポートシステム」を推進することで、地域で安心して学び、成長していくことのできる環境を整備します。

(8) 心のバリアフリーの推進

共生社会の実現に向けた障害者差別解消の取組とともに、「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及・啓発や、「障害者サポートマニュアル」を区立小・中学校の児童・生徒をはじめ、広く区民や事業者へ配布を行い、障害と障害者に対する理解を促進します。

また、「健康福祉まつり」をはじめ、地域のさまざまなイベントを通じて、障害者と地域の人々の交流の機会を広げ、「心のバリアフリー」を推進します。

計画事業

(単位：百万円)

計画事業名	事業目標（整備地域）	事業計画	
		前期 2018～2022年度 (平成30～34年度)	後期 2023～2027年度 (平成35～39年度)
地域生活支援拠点 の整備	・ 知的障害者グループホームの改築 1カ所（月島地域）	—	・ 工事、開設
	・ 地域生活支援拠点の整備 1カ所（月島地域）	—	・ 工事、開設
	事業費 —	—	—



中央区健康福祉まつり



基本政策 2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

2-3 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり 【高齢者福祉分野】

施策の目標

- 生涯現役社会の実現に向け、高齢者が自らの能力や経験を発揮できるようさまざまな社会参加の場や機会を提供するとともに、主体的な健康づくりを促すため、地域の団体や民間サービス等による健康づくりの場を広げていきます。
- 認知症の予防と早期対応、相談体制の強化を図るとともに、地域の理解を深め、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。また、医療と介護の切れ目のない支援により、高齢者の在宅療養生活を支えていきます。
- 要介護高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、個々のニーズに応じた介護サービスや生活支援サービスの提供体制を整え、自立支援・重度化防止を促進していきます。また、在宅生活の維持が困難となった要介護者に対する施設サービス等の充実を図っていきます。
- 行政や地域住民による見守り活動に加え、民間事業者など多様な主体が重層的に関わりながら、互いに支え合う地域づくりや災害時における支援体制を推進・強化していきます。

現状と課題

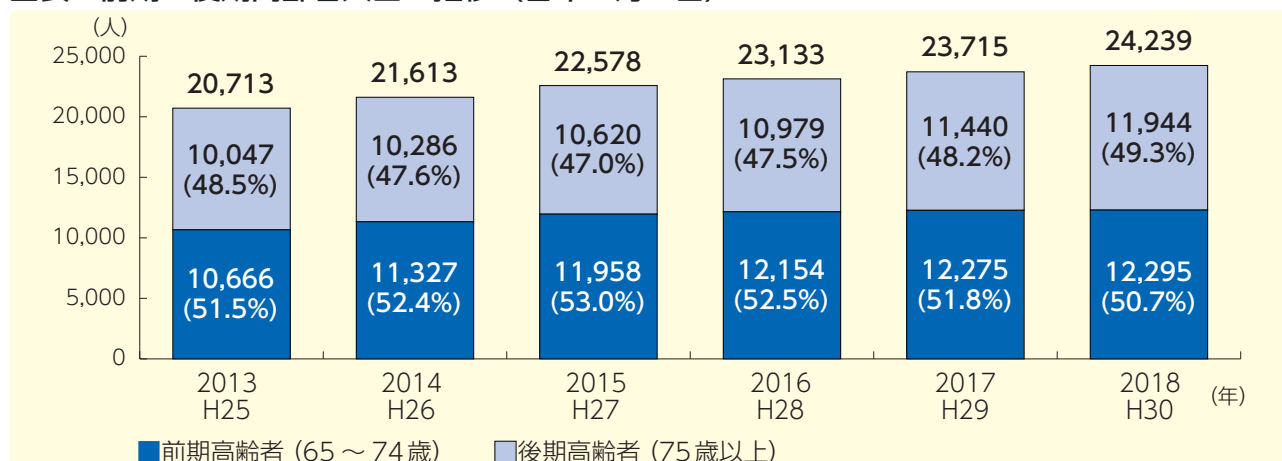
- 本区の平成29（2017）年1月時点における高齢化率は15.8%で、国の率より10ポイント以上低いものの、高齢者人口や要支援・要介護認定者数は増加を続け、今後もこの傾向は続くことが推計されています。こうした中、高齢者がいつまでもいきいきと活動し続けられるよう、社会参加の促進や就労支援の強化など、これまで培った能力や経験をいかすことができる場や機会の充実を図るとともに、元気なうちから身近な場所で主体的に健康づくりに取り組める環境の整備を推進していく必要があります。
- 認知症高齢者数の増加や在宅療養ニーズの増加が今後さらに見込まれる中、地域での見守りの輪や、一人一人へのきめ細かな支援を展開することが求められています。認知症への早期対応に係る支援、認知症高齢者を支える体制づくりの推進を図るほか、医療・介護の関係機関が緊密に連携した在宅医療・介護サービスを提供していく必要があります。
- 後期高齢者の割合が高まり、介護サービス需要は一層増加することが想定されます。多くの高

高齢者が要介護状態になっても自宅で暮らしたいと考えている中、住み慣れた地域での生活を支えるため、在宅介護に重点を置いたサービスの拡充を図っていく必要があります。さらに、介護事業所の6割以上が介護職員の不足を感じていることから（平成28年度「中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査」）、サービス提供を支えていく人材を確保するとともに、介護者を支援する施策の推進が求められています。

- 一人暮らし高齢者等が増加している一方で、集合住宅の居住率が高い本区では、地域との交流の機会をなかなか持てずに高齢者が社会的孤立のリスクを抱える可能性が高くなっています。このため、地域住民、企業、NPO など多様な主体の参画による生活支援サービスの提供や、社会的孤立防止に向けた住民同士の支え合いを促進していく必要があります。
- 「介護予防」「医療」「介護」「生活支援」などの視点に基づく上記の施策を推進していくことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで自分らしく生活できるよう、「地域包括ケアシステム」をより深化させていくことが重要です。

現状データ

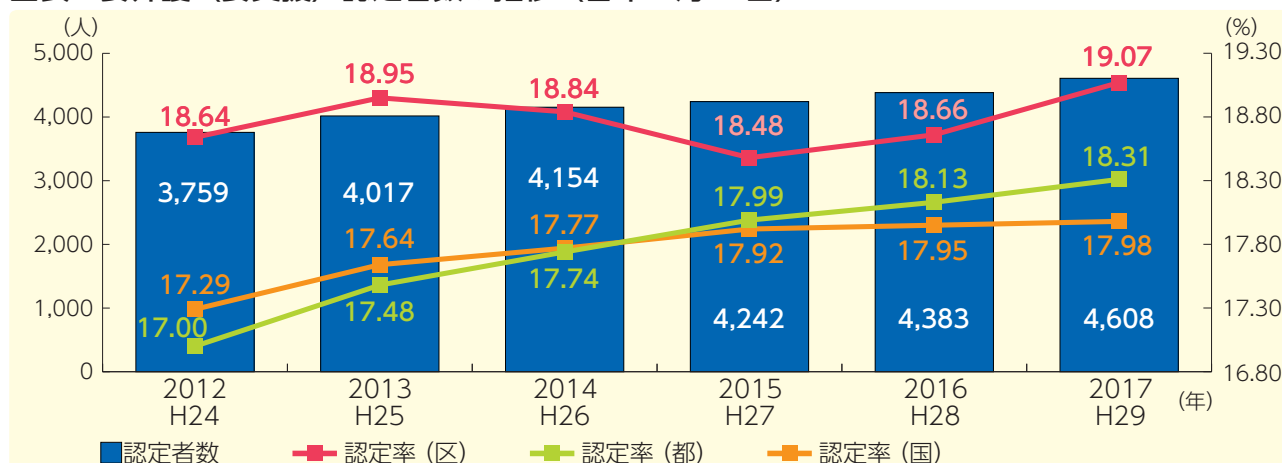
図表：前期・後期高齢者人口の推移（各年1月1日）



※平成25年以降は外国人を含む。

出典：中央区資料

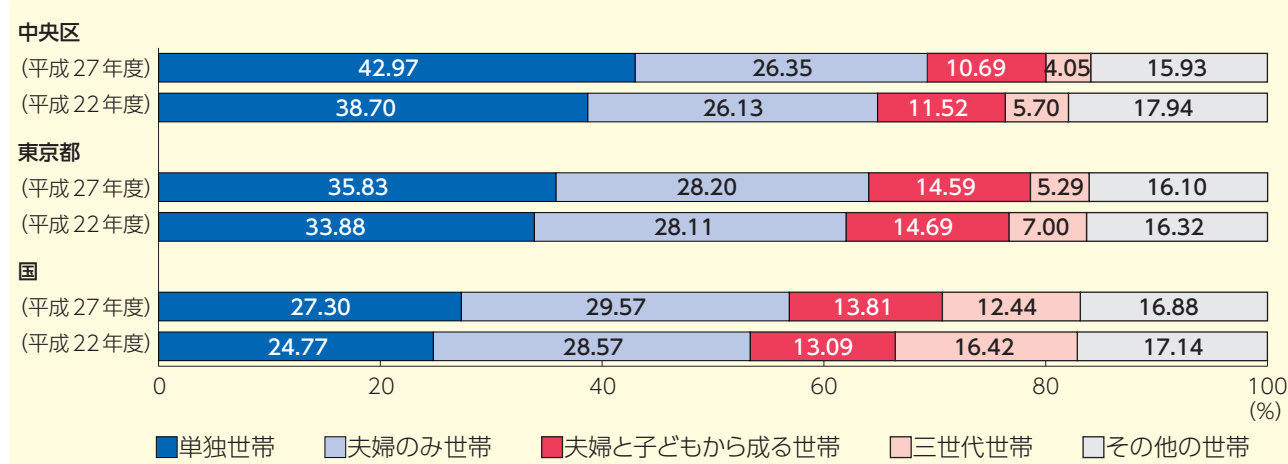
図表：要介護（要支援）認定者数の推移（各年3月31日）



※第2号被保険者（40～64歳）を除く。

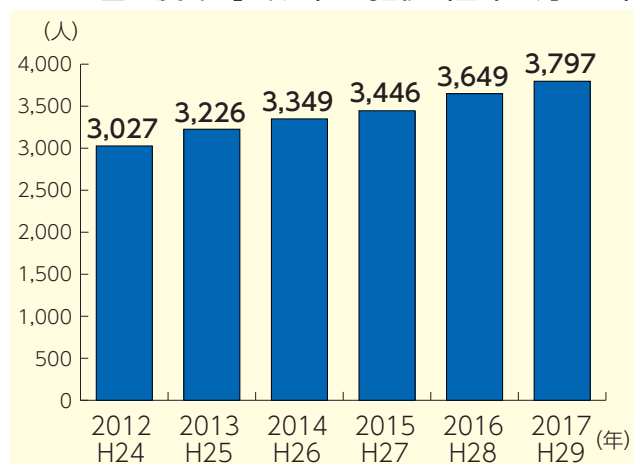
出典：中央区資料

図表：高齢者のいる世帯の世帯構成



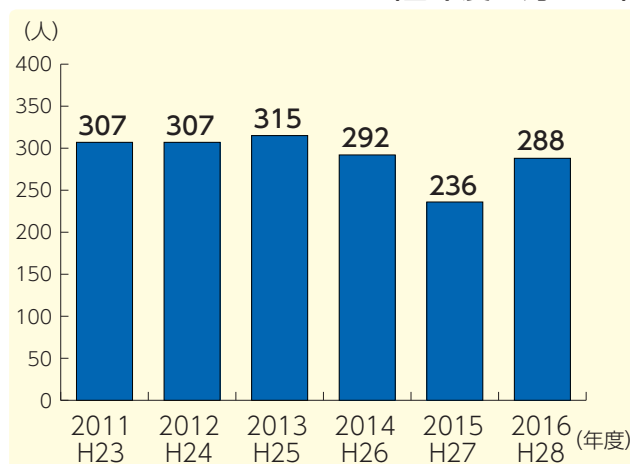
出典：国勢調査（総務省）

図表：認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度「I」以上）の推移（各年3月31日）



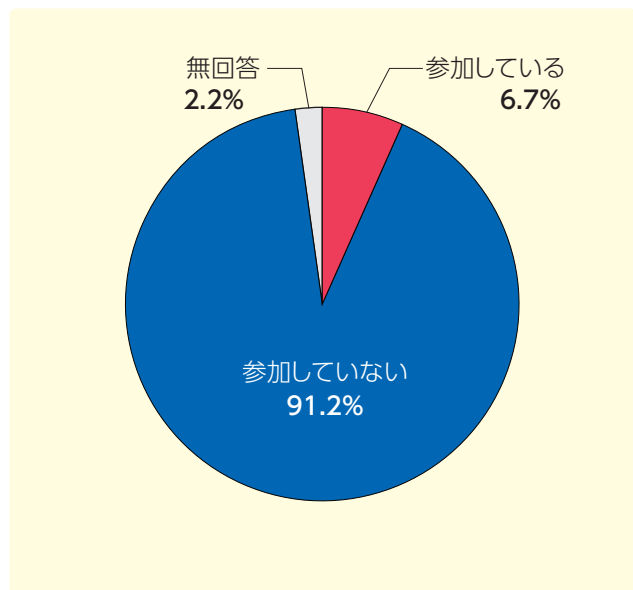
出典：中央区資料

図表：特別養護老人ホーム申込者数（各年度3月31日）



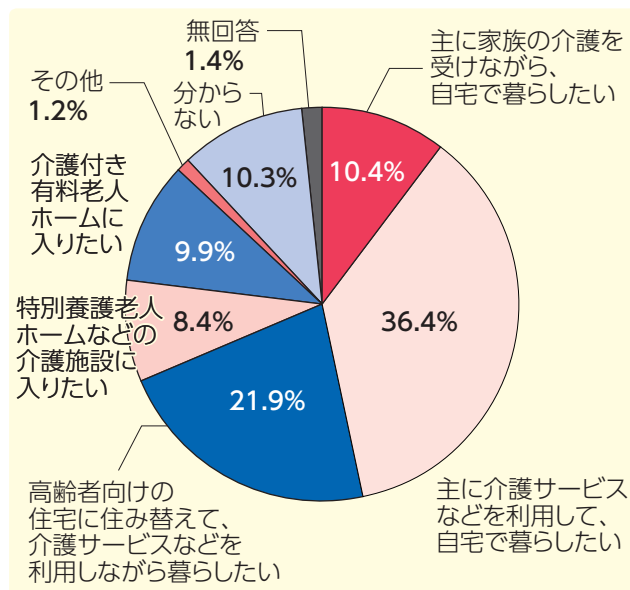
出典：中央区資料

図表：男性高齢者の社会参加（地域住民が集う活動への参加状況）



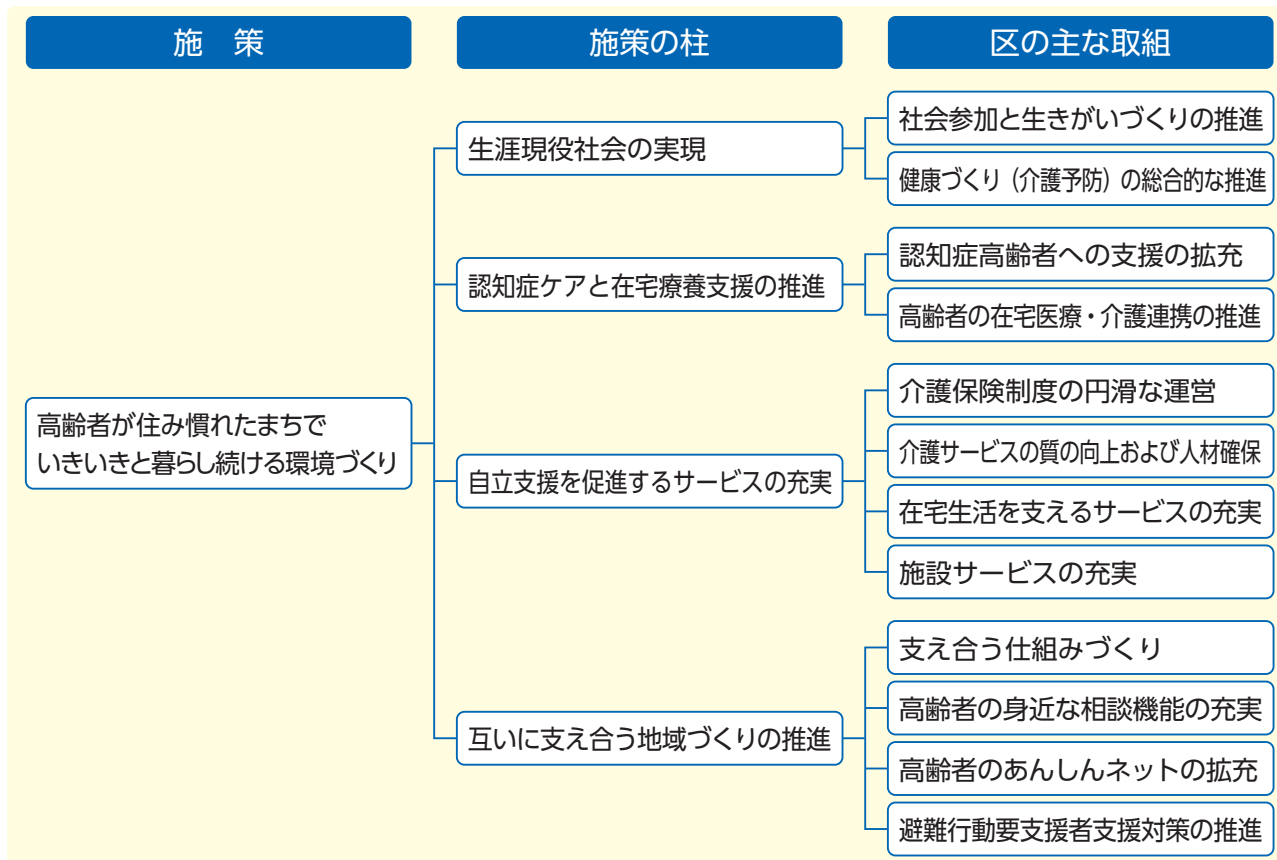
出典：高齢者の生活実態調査（平成28年度）

図表：要介護時における暮らし方の希望



出典：第47回中央区政世論調査（平成29年）

施策の体系



区の主な取組

（1）社会参加と生きがいづくりの推進

元気高齢者人材バンク登録者の活動の場の拡大を図るほか、地域との交流が少ない男性の社会参加を支援していきます。また、いきいき館（敬老館）では多様な講座やイベントの積極的開催、シニアセンターにおいては社会参加に関する情報や機会・場所の提供により中高年齢者の主体的な社会参加活動や仲間づくりを推進していきます。

さらに、高齢になっても自らの意思により多様な働き方ができるよう、中央区シルバー人材センターの受注拡大を図り、臨時・短期・軽易な就労を希望する方のニーズに対応するほか、無料職業紹介所「シルバーワーク中央」の事業を充実し、本格的な就労を希望する方の働く場・機会を広げていきます。

(2) 健康づくり（介護予防）の総合的な推進

さわやか健康教室やはつらつ健康教室などの各種健康づくり教室を展開するとともに、地域のボランティアや NPO など多様な主体と連携し、効果的な介護予防プログラムの普及を推進していきます。また、虚弱や閉じこもりがちな高齢者をはじめ誰もが気軽に参加できる「通いの場」などを地域に広げ、高齢者が身近なところで自らの健康状態に合った健康づくり（介護予防）に継続的・効果的に取り組めるよう支援していきます。

(3) 認知症高齢者への支援の拡充

認知症ケアパス等の活用により認知症への早期からの備えを促すほか、認知症の初期段階から適切な医療・介護サービスを受けられるよう、おとしより相談センターや認知症初期集中支援チームによる支援を提供します。また、認知症サポーターの養成、認知症に係る普及・啓発の促進により、地域の方々をはじめ多様な担い手による見守りの輪を広げていきます。

さらに、認知症高齢者が家庭的な環境で共同生活を送れるよう、さまざまな手法を活用しながら認知症高齢者グループホームの整備を促進していきます。

(4) 高齢者の在宅医療・介護連携の推進

医療的ケアを必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、医療・介護関係者の多職種連携を強化するほか、医療的ケアに対応した緊急ショートステイ事業や在宅療養支援病床の確保により、在宅療養者本人や介護者に対する切れ目のない支援を展開していきます。

また、在宅療養生活に必要な医療・介護サービスや在宅での看取りに関するシンポジウム、リーフレットの配布などを通じ在宅療養についての普及・啓発をより一層推進します。

(5) 介護保険制度の円滑な運営

リーフレットの配布や町会・自治会等を対象とした出前講座の実施などさまざまな方法によって、介護保険制度や区のサービス等に係る普及・啓発を推進していきます。また、ケアプラン点検や事業所への実地指導の強化を通じ、自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントの推進を図っていきます。

(6) 介護サービスの質の向上および人材確保

地域ケア会議を通じ、支援内容の改善やケアマネージャーなど専門職の資質向上を図っていきます。また、介護保険サービス事業者連絡協議会の活動促進や介護サービス事業者の雇用支援等を通じ、介護職員のスキルアップや介護人材の確保・定着を図っていきます。

(7) 在宅生活を支えるサービスの充実

介護をしている家族の身体的・精神的負担を軽減するため、ショートステイサービスの充実を進めていきます。また、中重度の要介護高齢者や認知症高齢者の増加に対応するため、小規模多機能型居宅介護や、医療ニーズにも対応可能な看護小規模多機能型居宅介護などのサービスの確保を図ることにより、要介護状態になっても可能な限り自宅など住み慣れた地域での生活が継続できるよう、在宅サービスの提供体制を充実させていきます。

(8) 施設サービスの充実

在宅で生活を送ることが困難な方や在宅介護を受けることが難しい方の日常生活を支援するため、中重度の要介護認定者数の推移および入所希望者の状況等を見極めながら、さまざまな手法を活用し特別養護老人ホームの整備を促進していきます。

(9) 支え合う仕組みづくり

虚弱や閉じこもりがちな高齢者をはじめ誰もが気軽に参加できる「通いの場」の運営支援等を行い、高齢者を支え合う地域づくりを推進します。また、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の支援ニーズ、生活支援や介護予防サービスを提供する主体等の地域資源を開拓するとともに、ニーズとサービスのマッチング等を通じ、住民等の支え合いの体制づくりを推進していきます。

(10) 高齢者の身近な相談機能の充実

高齢者が身近なところで介護保険や福祉サービス等の相談ができるよう、また、おとしより相談センターの窓口まで来ることが困難な高齢者に対しては専門の相談員が出向いて相談を受けるなど、おとしより相談センターの相談体制の拡充を図っていきます。

(11) 高齢者のあんしんネットの拡充

町会・自治会等による地域見守り活動団体数の拡大を図るとともに、民生・児童委員、民間事業者等との連携強化を図るなど高齢者の見守り機能を充実していきます。併せて、見守りキーホルダー、救急医療情報キットの配布等の各種見守りサービスを推進していきます。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、虐待防止に係る区民等への周知を図るとともに、虐待通報を受理した場合は、専門チームにより速やかな対応を行っていきます。

(12) 避難行動要支援者支援対策の推進

平常時から「災害時地域たすけあい名簿」を有効に活用し、災害時に一人暮らし高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、防災区民組織や民生・児童委員などの地域の支援者による支援が速やかに行き届くよう、共助による支援体制の構築を進めていきます。また、福祉避難所における物品の備蓄推進とともに円滑な避難所運営に向け関係機関との連携強化を図っていきます。

計画事業

(単位：百万円)

計画事業名	事業目標（整備地域）	事業計画	
		前期 2018～2022年度 (平成30～34年度)	後期 2023～2027年度 (平成35～39年度)
いきいき館（敬老館）の整備	・いきいき館（敬老館）の改築 1カ所（京橋地域）	・工事、開設	—
	事業費 938	938	—
認知症高齢者グループホームの整備	・認知症高齢者グループホームの整備 1カ所（京橋地域）	・工事、開設	—
	事業費 532	532	—
ショートステイ施設の整備	・ショートステイ施設の整備 1カ所（京橋地域）	・工事、開設	—
	事業費 237	237	—
地域密着型特別養護老人ホームの整備	・地域密着型特別養護老人ホームの整備 1カ所（京橋地域）	・工事、開設	—
	事業費 947	947	—
おとしより相談センター（地域包括支援センター）の整備	・おとしより相談センター（地域包括支援センター）の整備 1カ所（月島地域）	・工事	・開設
	事業費 89	89	—



互いに尊重しあって 心豊かに暮らせるまち

10年後の中央区の姿

○誰もが個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等の多様性や価値観を認め合う機運が醸成されています。また、すべての人々の人権と個性が尊重され、性別に捉われることなく、誰もが自分らしい生き方を柔軟に選択し、家庭、仕事、地域などのさまざまな場面でいきいきと活躍しています。

○成年後見制度等の利用が進み、認知症高齢者や障害者などの権利が守られているとともに、地域ネットワークの強化が図られ、育児や介護による孤立化などを背景とした虐待が根絶されています。また、生活困窮に至るような場合も気軽に相談できる環境が整っており、誰もが孤立することなく、安心して生活を送っています。

施策

3-1 多様性を認め合う社会の構築【共生社会・男女共同参画分野】

3-2 すべての人の尊厳が守られる社会の推進【権利擁護・生活支援分野】

基本政策3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

3-1 多様性を認め合う社会の構築

【共生社会・男女共同参画分野】

施策の目標

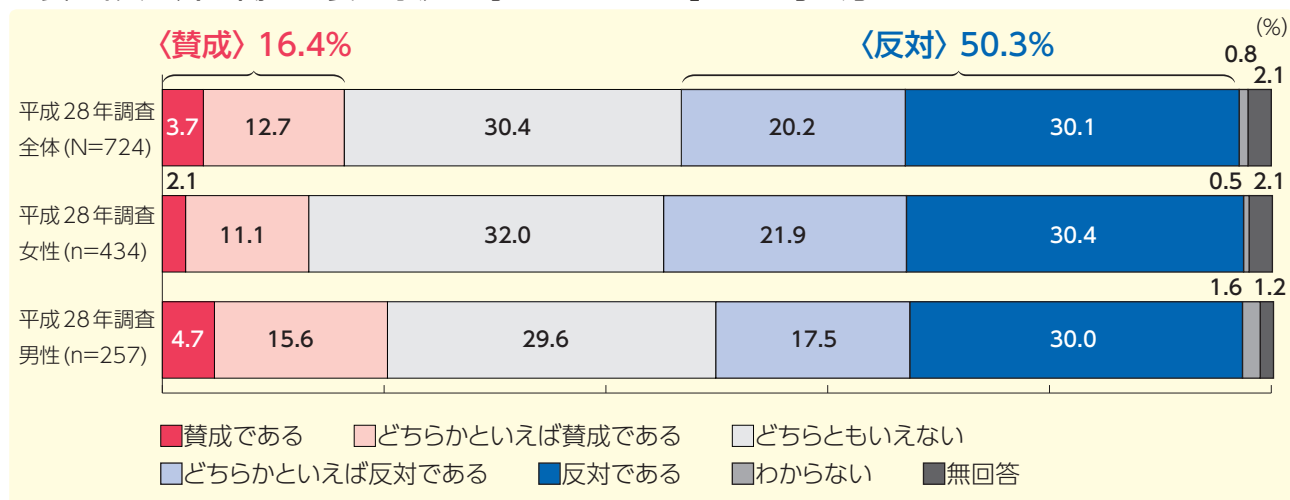
- 年齢、性別、国籍、障害の有無等のさまざまな違いを越え、相互に理解し支え合う地域社会の実現に向けて、区民や民間事業者に対する普及・啓発を図ります。また、ユニバーサルデザインの理念に基づく環境づくりを進めるとともに、地域全体に思いやりのある福祉の心を醸成していく「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。
- 性別による役割分担の固定化や偏重をなくするための意識啓発を徹底するとともに、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進に取り組みます。また、職業生活における女性の活躍推進に努めるとともに男女平等を阻むあらゆる暴力の根絶を目指します。さらに、区の政策・方針決定過程や地域活動への参画などすべての区民が身近な場で活躍できる機会を一層拡大していきます。
- 犬や猫等の動物の適正飼養や飼い主のマナーを広く周知し、動物を飼っている人と飼っていない人との相互理解を深め、人と動物とが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

現状と課題

- 共生社会についての理解や認識は、地域社会に浸透しつつありますが、いまだに偏見や差別、固定観念等により、社会活動に参加する機会を得られない人々もいます。一人一人が個人の尊厳を尊重し、多様な価値観を認め合う地域社会の実現に向けて、さらなる取組が求められています。
- 本区では、子育て世代の増加が目覚ましく、共働き世帯も増えています。区民の性別役割分担に対する考え方は、時代とともに変わりつつあるものの、いまだ解消されていません。こうしたことから、一人一人が、家事、育児、家族の介護等すべての家庭生活において責任を分かち合うとともに、誰もが職場や地域など、あらゆる場面で活躍し、能力を存分に発揮することができる社会をつくることが一層求められています。
- 人口増加に伴い、犬や猫をはじめとした動物を飼養する区民も増えていくことが想定されることから、飼い主をはじめ広く区民に動物の愛護と適正な飼養について普及・啓発を行い、動物を飼養する人もしない人も相互に理解を深めていく必要があります。

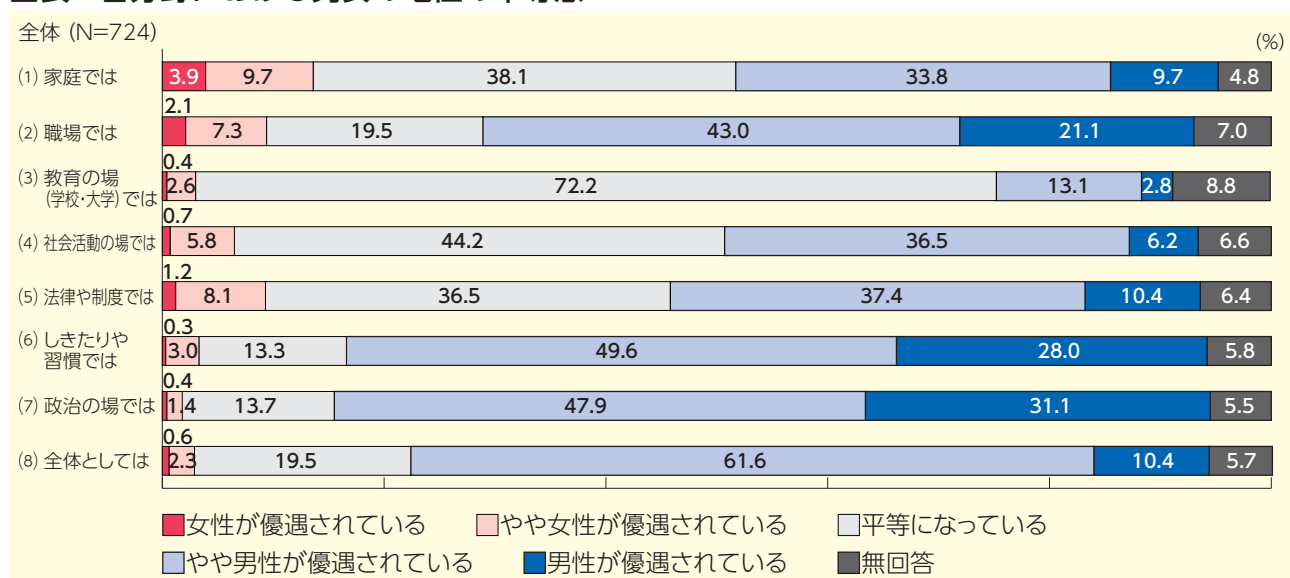
現状データ

図表：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について



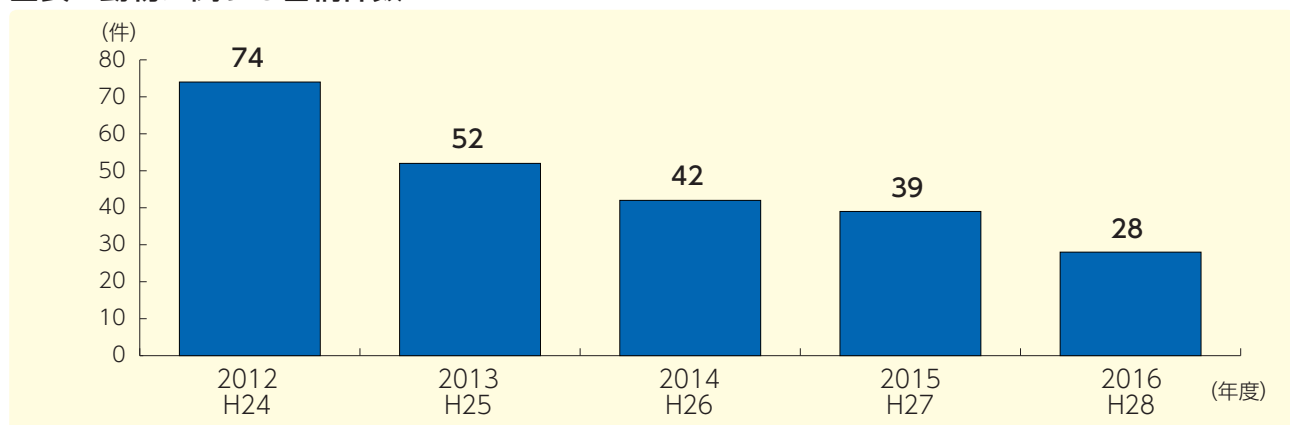
出典：中央区男女共同参画に関するアンケート調査（平成28年）

図表：各分野における男女の地位の平等感



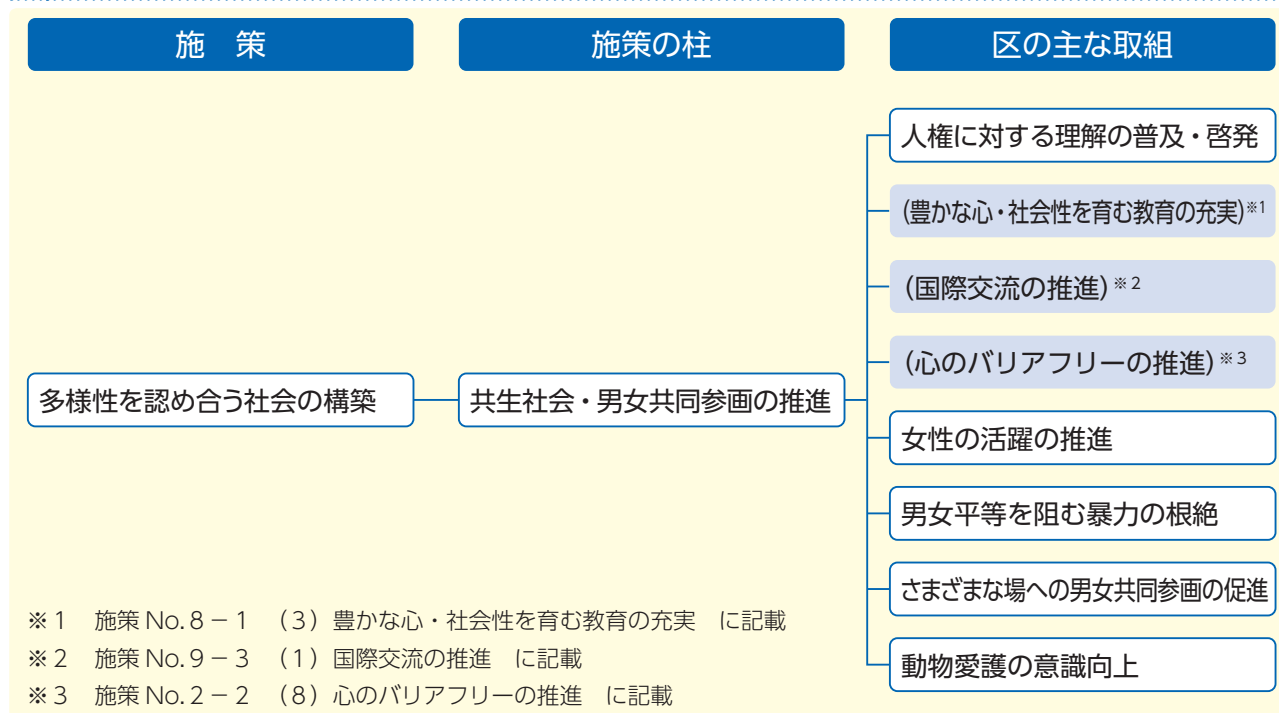
出典：中央区男女共同参画に関するアンケート調査（平成28年）

図表：動物に関する苦情件数



出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

(1) 人権に対する理解の普及・啓発

人権が尊重され、年齢・性別・国籍等を問わず誰もが幸せを実感できるまちを目指し、街頭啓発や区広報紙による周知など、人権に対する理解の普及・啓発を行います。

(2) 女性の活躍の推進

区民や事業所等に対して、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見等の解消およびワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を行うとともに、女性だけでなく男性にとっても働きやすい職場づくりに役立つ情報を提供します。また、子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、ニーズを捉えたきめ細かなサービスを提供するとともに、男性の家事・育児・介護への参画を促すための環境づくりを推進します。

(3) 男女平等を阻む暴力の根絶

区民や事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント等を防止するための啓発を行います。また、配偶者等からの暴力については、被害を未然に防止するための情報提供を行うとともに、万一被害に遭った場合、被害者が身近な場所で相談できる体制づくりや相談窓口を周知し、被害者の保護と自立支援を行います。

(4) さまざまな場への男女共同参画の促進

男女平等意識を育み、それぞれの価値観やライフスタイルを認め合うとともに、互いに支え合いながら生涯にわたって健康に暮らすことができるよう支援します。また、区の審議会等における女性の参画促進や広報・広聴等さまざまな仕組みを活用し、区民の意見を施策に反映する機会の充実を図るとともに、団体等に対する活動の場の提供や自主的な学習活動の支援、地域活動でリーダーシップを発揮できる女性の人材育成を図ります。

さらに、男女共同参画社会づくりの拠点として、女性センター「ブーケ21」の利用促進を図るとともに、近隣施設との連携を検討するなど事業を充実します。

(5) 動物愛護の意識向上

人と動物との調和のとれた共生社会を目指して、区民、獣医師、動物愛護団体等の幅広い参画による「中央区動物との共生推進員」との連携を図るとともに、動物に関心の高い区民のボランティアを育成し、地域の動物愛護施策を促進します。また、各種講座の実施やリーフレットの配布等、飼い主のマナーや動物の適正飼養について普及・啓発を行います。



基本政策3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

3-2 すべての人の尊厳が守られる 社会の推進 【権利擁護・生活支援分野】

施策の目標

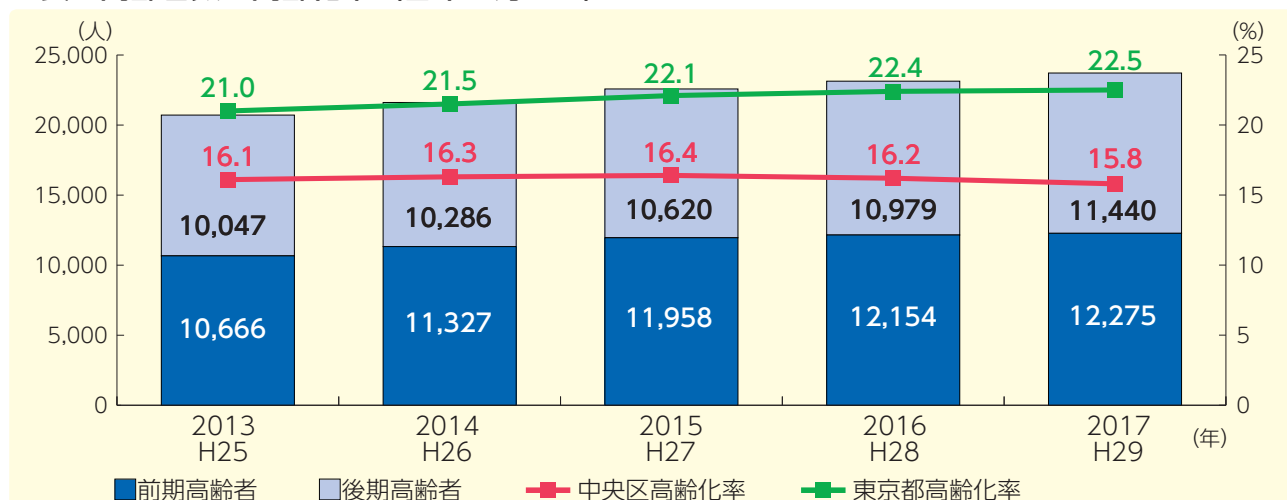
- 成年後見制度をはじめとした権利擁護に対するニーズの一層の高まりに応えるため、中央区社会福祉協議会と連携して、さらなる相談窓口の充実と社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援に取り組み、判断能力が低下した高齢者や障害者等への支援の充実を図ります。
- 高齢者や障害者、子ども、配偶者等に対する虐待や暴力の根絶を目指し、地域の社会資源である民生・児童委員、警察等の関係機関、NPO 等とのネットワークの強化を図ります。
- 生活困窮者が制度の狭間に置かれ地域から孤立することのないよう、地域住民の生活課題を聞き取り、個々の状況に応じ必要な制度につなぐことで、包括的・重層的な支援を講じるとともに、地域の社会資源との協働により社会的自立に向けて幅広い支援を展開します。

現状と課題

- 本区の高齢化率は、23区で最も低い水準にあるものの、高齢者人口は着実に増加しています。今後も認知症高齢者に加え、知的障害者や精神障害者も増加が見込まれることから、こうした支援が必要な人々の権利を守るため、成年後見制度等権利擁護について、気軽に相談しやすい窓口の拡充や利用促進が求められています。
- 人権や人命に係る重大な問題である高齢者や障害者、子ども、配偶者等への虐待や暴力については、育児や介護での孤立化等により、誰にでも起こりうる問題であることから、虐待防止に係る関係者と連携しながら早期に発見し、被害者一人一人に応じたきめ細かな支援ができる体制を常に整えることが求められます。
- 多様で複合的な生活課題に起因して生活困窮状態に陥る人が増加しており、制度の狭間に置かれたまま、抱えている問題が深刻化するケースも生じています。また、生活困窮に陥ることにより、「自己肯定感」や「自尊感情」が希薄になり、地域社会から孤立してしまう場合があります。このような状況を解決するためには、地域住民相互や各公的機関をつなぐ仕組みの構築が必要です。

現状データ

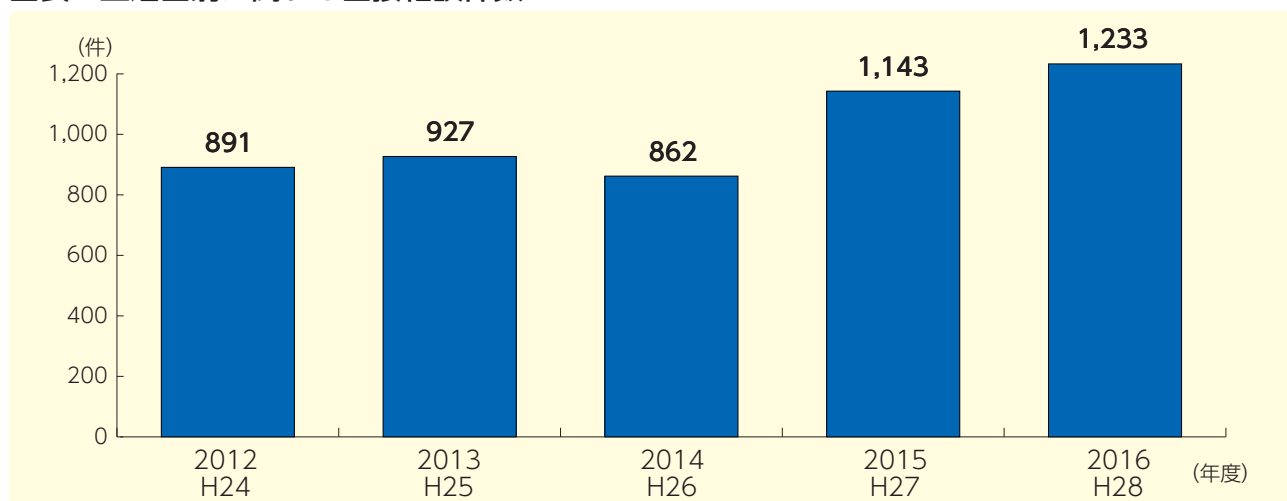
図表：高齢者数・高齢化率（各年1月1日）



出典：中央区資料

東京都総務局統計部「東京都の統計」

図表：生活困窮に関する面接相談件数

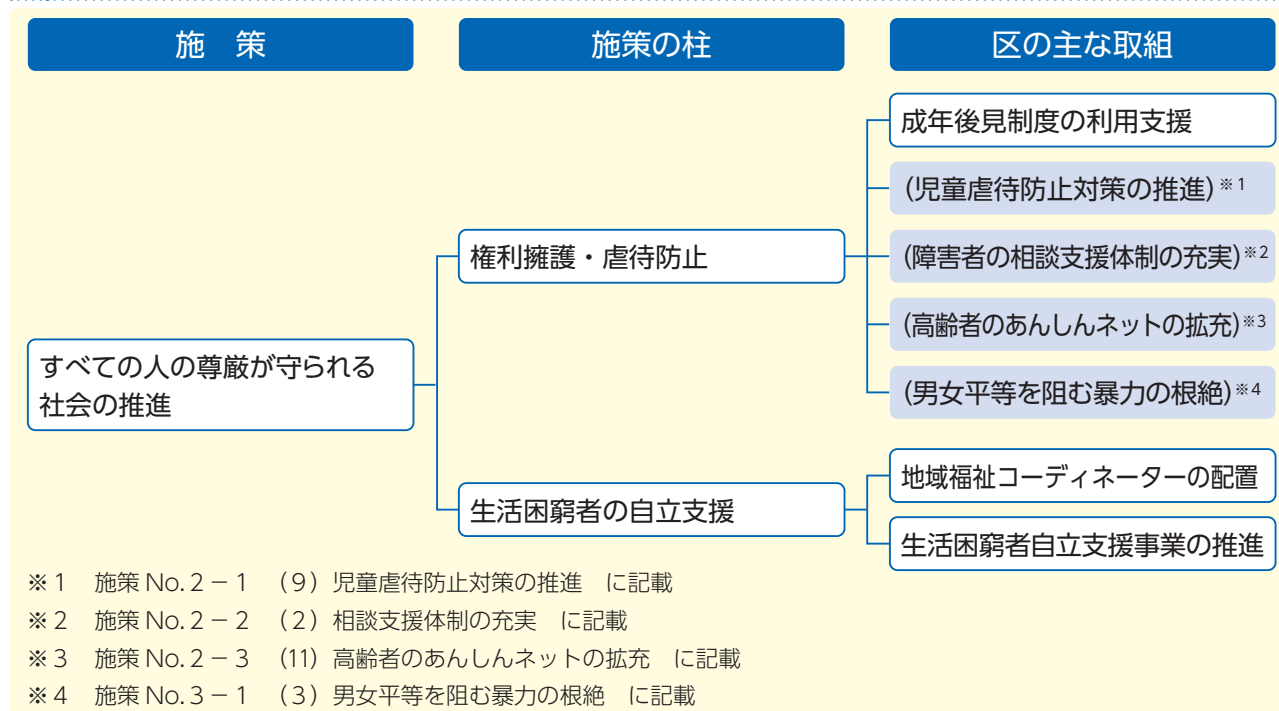


※平成27年度と平成28年度は生活困窮者自立支援事業に関する相談を含む

出典：中央区資料



施策の体系



区の主な取組

(1) 成年後見制度の利用支援

中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」と連携して、成年後見制度等について気軽に相談でき、不安なくスムーズに制度が利用できるような窓口の充実に取り組めます。併せて、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援を進めることで成年後見制度の利用促進を図ります。

(2) 地域福祉コーディネーターの配置

地域福祉コーディネーターを配置し、従来の社会福祉制度だけでは解決できない生活上の課題を抱える人々のもとに直接訪問して支援を行います。また、地域福祉活動の活性化を図るため、情報や人材・場所等の地域の社会資源を開拓し、地域住民をはじめとするさまざまな活動主体相互のネットワークづくりに取り組みます。

(3) 生活困窮者自立支援事業の推進

生活困窮者の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立相談支援事業を基本に家計相談や就労準備支援等を通じて社会的・経済的自立を支援します。また、相談者とともに問題解決に取り組むことが重要であるため、相談支援体制の充実を図っていきます。

災害・犯罪に強く いつまでも住み続けられるまち

10年後の中央区の姿

- 各家庭やマンション等での防災対策が進み、多くの区民が被災後も継続して生活することができます。また、自助・共助・公助が一体となった総合的な地域防災力の強化が図られ、災害時においても避難所の運営はもとより要配慮者や帰宅困難者に対する支援活動が迅速かつ円滑に行われるなど、人々の安全が確保できる体制が整っています。
- 区民の防犯意識の高まりにより、地域の防犯力が向上するとともに、消費者が消費に関する正しい知識を習得し、消費者トラブルを未然に防ぐことができます。また、大規模テロ等の新たな脅威から区民を守るための危機管理体制が充実・強化され、区民が安全で安心した生活を送っています。
- 住民相互の良好なコミュニティのもと、マンションの適切な維持管理が行われているとともに、建築物の耐震化が進み、大地震発生時にも安全な住環境が確保されています。また、多様なライフスタイルに合った良好な住宅が確保され、さまざまな世代が安心して快適に暮らしています。

施策

- 4-1** 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上【防災・危機管理・生活安全分野】
- 4-2** 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり【住宅・住環境分野】

基本政策 4 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

4-1 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上 【防災・危機管理・生活安全分野】

施策の目標

- 区民や事業所が連携・協力して防災対策に取り組めるよう、体制整備の支援や適切な情報提供などを行うことにより、「自助」「共助」の一層の推進、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上を図ります。また、本区の地域特性を踏まえた高層住宅の防災対策や帰宅困難者対策を強化することで、「災害に強いまち中央区」を実現していきます。
- 区民が安心して生活できるよう、犯罪に対する知識や意識の向上を図るとともに、自主的な防犯活動や防犯設備の設置を支援し、地域力をいかした犯罪に強いまちづくりを推進していきます。また、大規模テロ等の新たな脅威に対して、国や東京都等と連携しながら継続的なリスク情報の収集・発信を行い、迅速かつ的確な初動措置を確保するなど、総合的な危機管理体制を強化していきます。
- 区民が安全・安心な生活を送るため、消費生活に関する正しい知識を身に付け、自立した「かしこい消費者」となり、消費生活が安定・向上するようさまざまな媒体や手法を用いて効果的な情報発信を行っていきます。

現状と課題

- 首都圏では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が発生する確率は70%といわれています。また、荒川の大規模氾濫による浸水等が想定されていることから、さらなる防災意識の向上や災害情報の提供体制の強化など、減災に向けた取組を推進する必要があります。そのため、区民や事業所をはじめ地域との連携を強化し、地域防災力の向上に向けた取組の推進が求められています。
- 区民が安全かつ安心した生活を送り続けるためには、地域特性を踏まえた防災対策が重要です。本区では、約9割の世帯が集合住宅に居住しており、高層住宅の防災対策の充実が必要不可欠です。また、区内には、約3万7千の事業所があり、約75万人の従業員が就業するとともに、多くの観光客が訪れています。災害時には30万人を超える帰宅困難者が発生し災害応急活動の妨げや二次被害の発生するおそれがあることから、対策の推進が求められています。

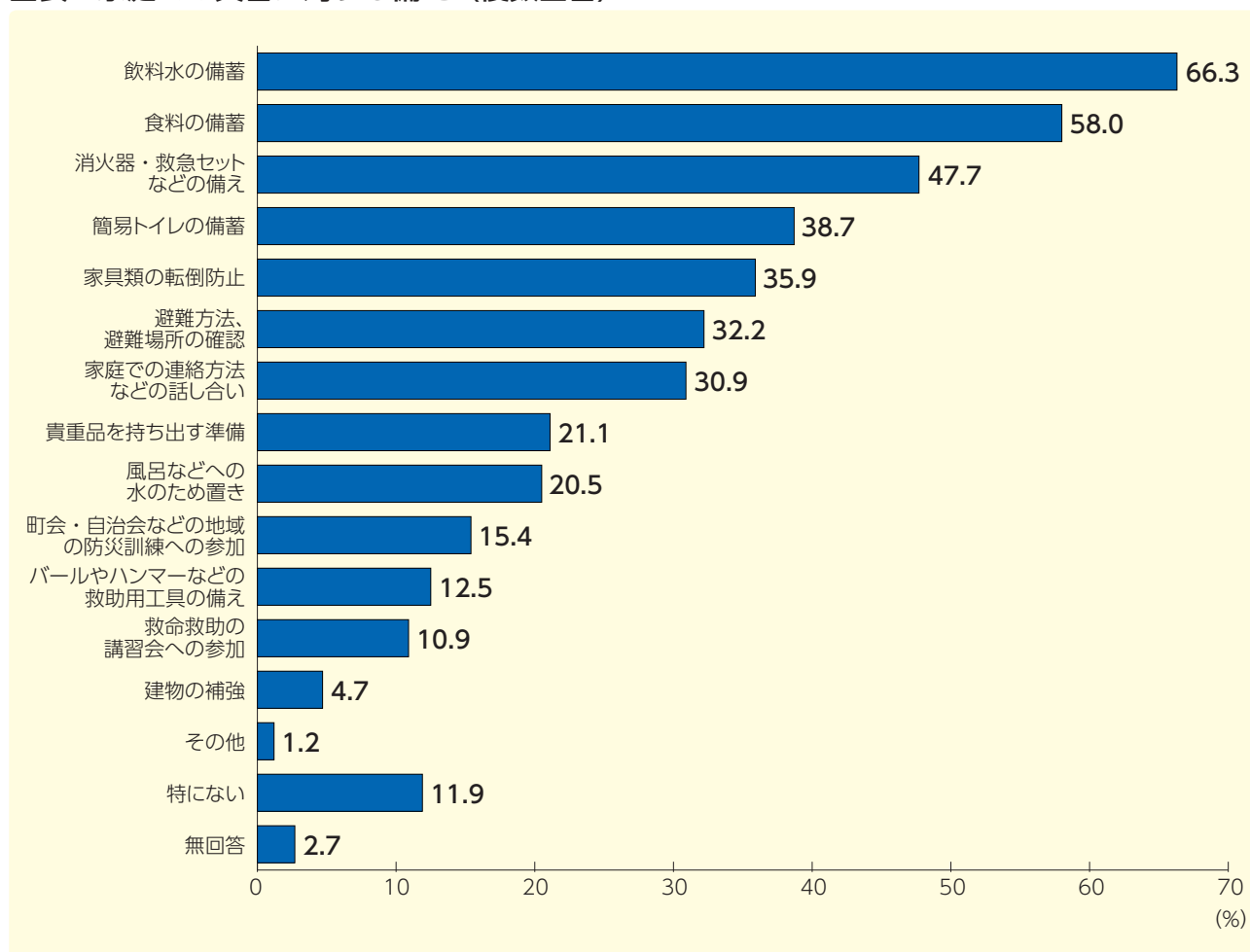
○区内の犯罪件数は、14年連続で減少し、23区では4番目に少ないものの、ひったくりや侵入窃盗などは依然として発生しており、防犯設備の設置の推進が求められています。また、高齢者を狙った特殊詐欺は、年々巧妙化していることから、生活安全に関する正確な情報発信や防犯意識の向上に向けた取組も必要です。

○近年、大型台風や集中豪雨による甚大な被害のほか、大規模テロや新型インフルエンザの脅威など、さまざまな緊急事態が懸念されており、危機管理体制の強化が求められています。

○区の消費生活相談窓口の相談件数は減少傾向にありますが、相談内容ではインターネットを悪用したワンクリック詐欺、架空請求の相談件数が飛び抜けて高く、詐欺商法も手口が巧妙化・悪質化しています。消費者トラブルを未然に防止し、複雑化・多様化する消費者問題に適切に対応するため、関係団体と連携しながら、必要な情報を収集し、区民等に広く発信していくとともに、消費生活相談体制の充実を図る必要があります。

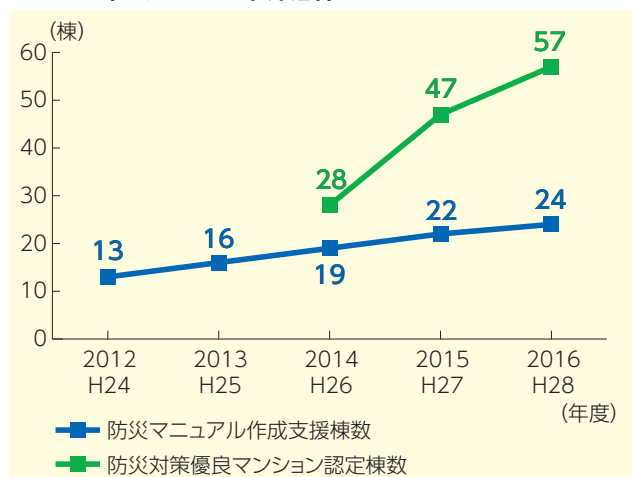
現状データ

図表：家庭での災害に対する備え（複数回答）



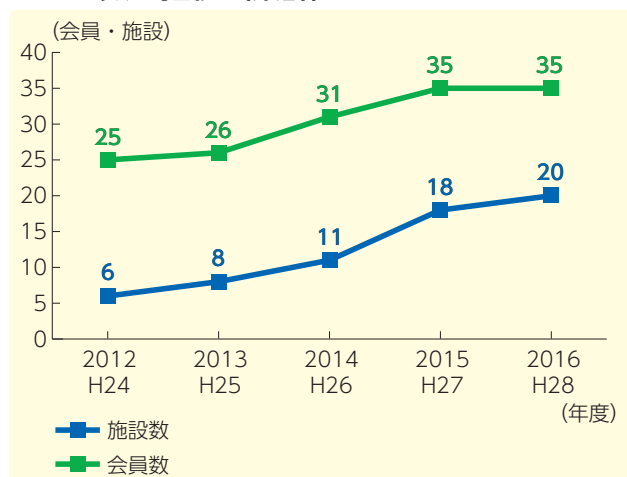
出典：第47回中央区政世論調査（平成29年）

図表：高層住宅防災対策支援実績
(直近5カ年累計)



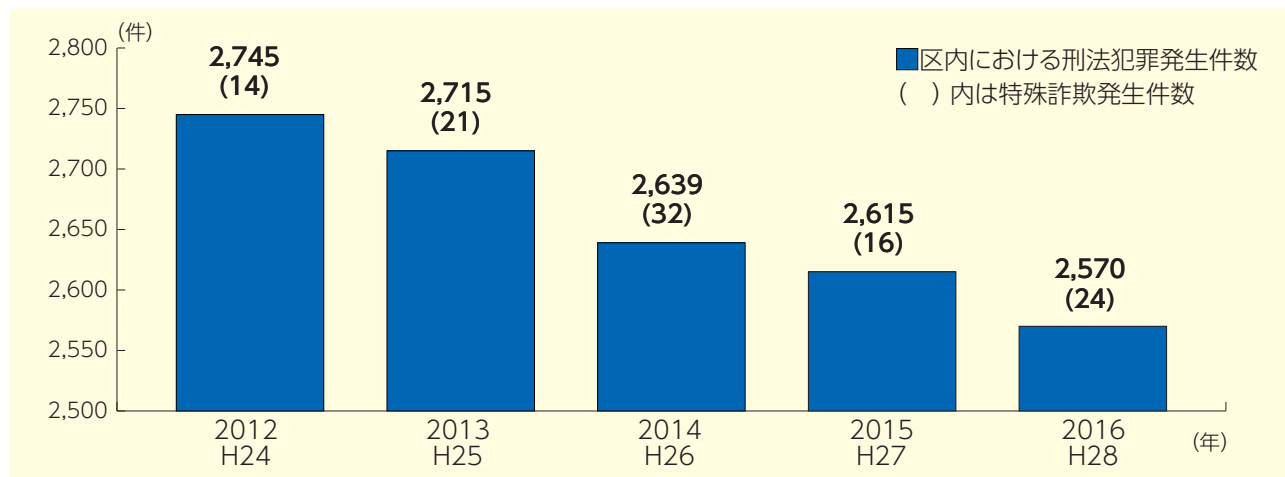
出典：中央区資料

図表：帰宅困難者協議会会員数・一時滞在施設数の推移(累計)



出典：中央区資料

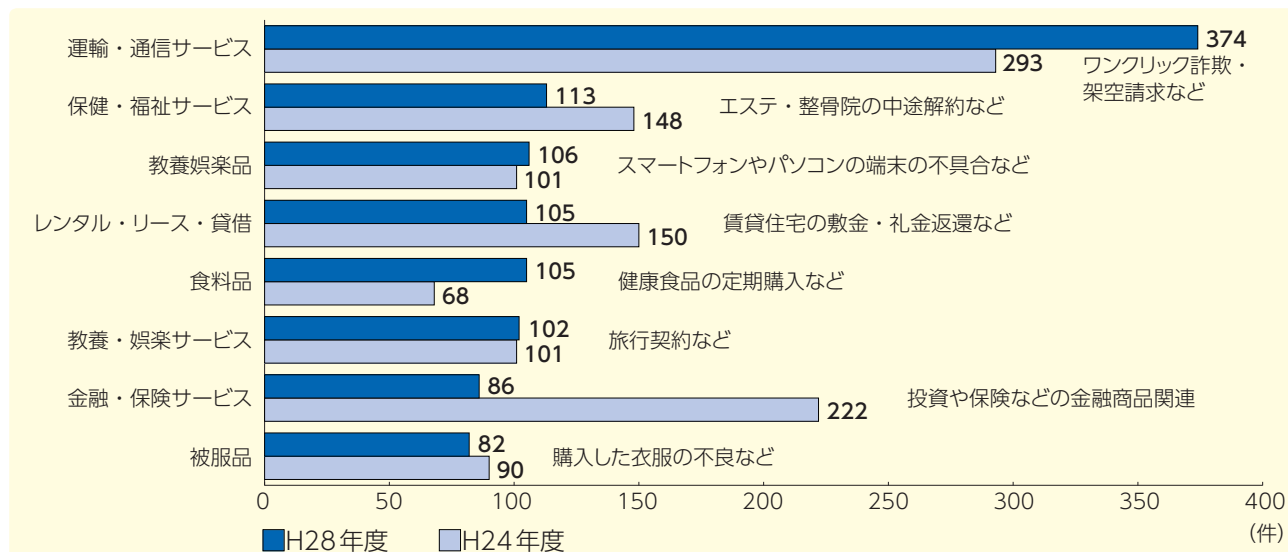
図表：区内における犯罪発生件数・特殊詐欺発生件数の推移



出典：統計資料（警視庁）

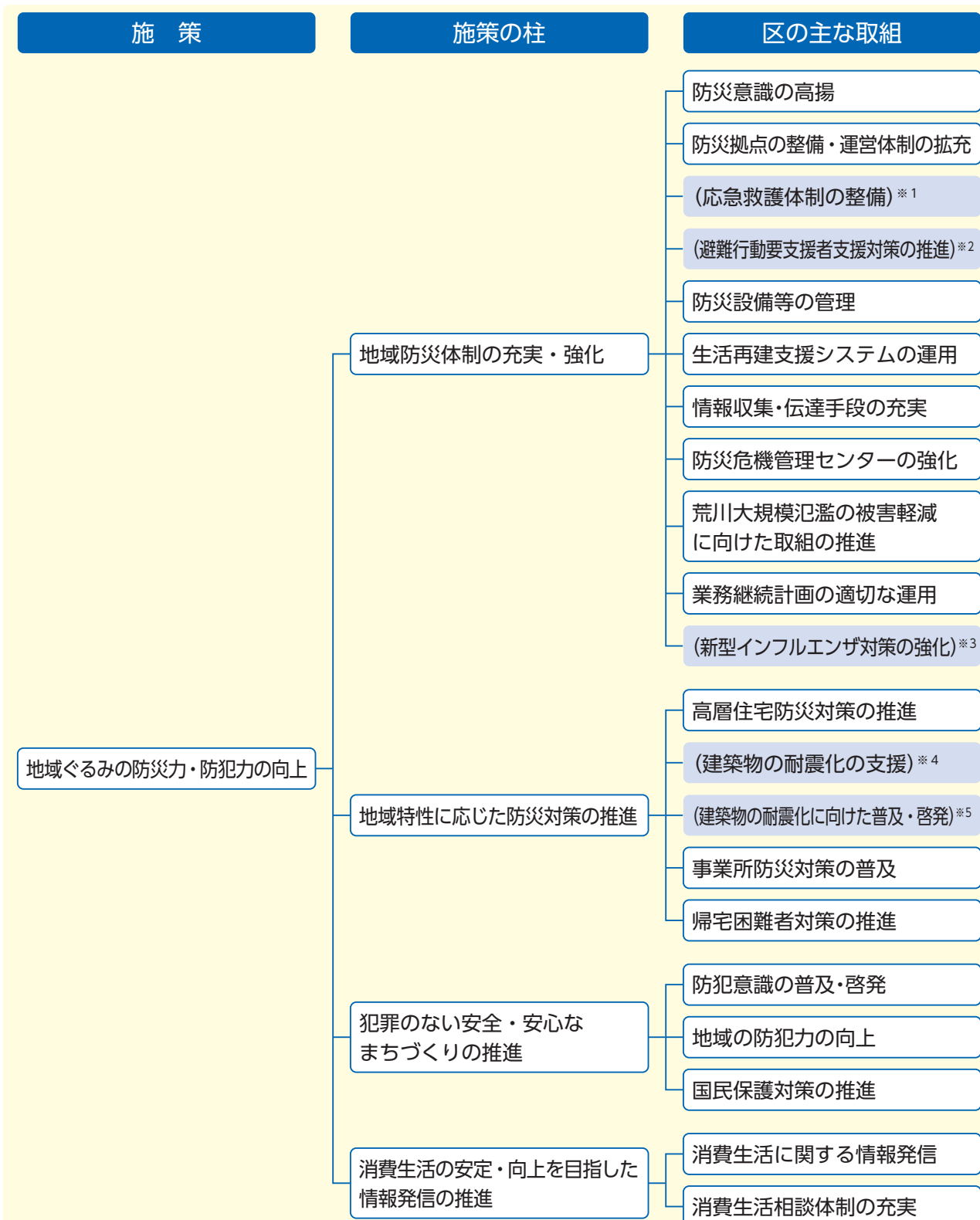
青少年・治安対策本部資料（東京都）

図表：商品・役務分類別相談件数の推移（上位8位まで）



出典：中央区資料

施策の体系



- ※1 施策 No. 1－2 (8) 応急救護体制の整備 に記載
 ※2 施策 No. 2－3 (12) 避難行動要支援者支援対策の推進 に記載
 ※3 施策 No. 1－2 (2) 新型インフルエンザ対策の強化 に記載
 ※4 施策 No. 4－2 (1) 建築物の耐震化の支援 に記載
 ※5 施策 No. 4－2 (2) 建築物の耐震化に向けた普及・啓発 に記載

総論編
第1章・第2章・第3章

各論編
第1章 計画の体系

各論編
第2章 基本政策1・2・3

各論編
第2章 基本政策4

各論編
第2章 基本政策7・8・9

各論編
第3章 区政運営の考え方

区の主な取組

(1) 防災意識の高揚

災害による被害を減らすため防災知識の普及・啓発やさまざまな訓練等を通じて、区民の防災意識の高揚を図ります。また、より多くの区民の参加を促すため、先進的な取組や防災技術の活用など、より実践的・効果的な訓練内容を検討していきます。

(2) 防災拠点の整備・運営体制の拡充

災害時に防災区民組織等が迅速かつ的確な応急活動を行えるよう、防災拠点等に必要な食料や防災資器材を整備するとともに、人口増加に対応するため防災拠点の新設を進めていきます。また、地域が主体となる防災拠点運営委員会を支援し、活動マニュアルの更新など運営体制の活性化を図るとともに、防災関係機関・医療機関等との連携を強化していきます。

(3) 防災設備等の管理

防災情報を速やかに広報するため防災行政無線をデジタル化するとともに、難聴地域に屋外スピーカーを増設するなど、より聞き取りやすい環境を整備します。また、防災施設や設備等を適切に維持・管理するとともに、地域の特性や大地震の教訓等を踏まえ、食料・生活用品等の備蓄を充実します。さらに、防災拠点機能を補完するため、大規模な開発事業等を活用し、備蓄倉庫の整備を進めていきます。

(4) 生活再建支援システムの運用

大規模災害の発生時には、住宅被害認定調査や被災証明書の発行など、震災復興を円滑に実施するため、生活再建支援システムの定期的な情報更新等を行い、的確な運用を進めていきます。

(5) 情報収集・伝達手段の充実

災害時における被害状況等の情報を迅速に把握するため、さまざまな角度から情報収集手段の検討を進めるとともに、防災関係機関等との情報連携体制を築き、迅速かつ的確な災害応急活動に取り組みます。

また、防災行政無線のデジタル化に伴い、多言語対応や他の情報媒体への同時伝達による一元化等が可能となることから、より効果的・効率的な情報伝達手段を構築していきます。

(6) 防災危機管理センターの強化

新たな本庁舎の整備に合わせ、自然災害や大規模テロ等のあらゆる緊急事態の発生時において、迅速かつ的確な対策本部活動に対処する危機管理の拠点として、防災危機管理センターを整備・強化していきます。

(7) 荒川大規模氾濫の被害軽減に向けた取組の推進

近年の異常気象等により、河川の大規模氾濫等全国各地で甚大な水害が発生していることから、荒川氾濫時における洪水被害の軽減に向けた取組を推進していきます。

(8) 業務継続計画の適切な運用

首都直下地震や新型インフルエンザ等の発生時に、限られた人的・物的資源を効果的に配置し、業務の継続と早期の復旧を図るため、業務継続計画の適切な運用に取り組みます。

(9) 高層住宅防災対策の推進

中央区防災対策優良マンション認定制度や防災専門家の派遣等を通じて、防災組織づくりや防災マニュアルの作成、防災訓練の実施など、マンションにおける災害対応力を強化します。また、防災講習会を開催し、災害への備えについて普及・啓発を行うとともに、近隣マンションや地域との交流を促進していきます。

(10) 事業所防災対策の普及

防災講演会や出前講座など、さまざまな普及・啓発の機会を通じて、事業所に留まる対策の重要性の周知や従業員の安否確認体制の整備、水・食料の備蓄促進など、事業所の防災力を高め、地域と一体となった取組を推進します。

(11) 帰宅困難者対策の推進

地域の事業所が主体となる「帰宅困難者支援施設運営協議会」を支援するとともに協議会の活動を通じ、区、東京都、事業所、防災関係機関との連携・協力体制を強化します。

さらに、大規模開発等の機会を捉え、帰宅困難者一時滞在施設や一時待機場所の設置を促進し、来街者の安全が確保できる体制を強化します。

(12) 防犯意識の普及・啓発

巧妙化する高齢者を狙った振り込め詐欺等に対し、警察等関係機関との連携を強化することや区民等の防犯に対する意識啓発・知識を高めることで、犯罪を未然に防止する環境づくりを推進します。

(13) 地域の防犯力の向上

犯罪の抑止力となる防犯カメラ等の防犯設備の整備や自主的な地域見守り活動を支援するとともに、犯罪情報の提供や防犯知識の普及・啓発を図り、地域における総合的な防犯力の向上を図ります。

(14) 国民保護対策の推進

大規模テロ等の新たな脅威から、国民の生命、身体および財産を保護するため、国、東京都、関係機関、地域等と連携し、正確な情報の把握と区民等への迅速な情報の伝達を推進します。

(15) 消費生活に関する情報発信

区民一人一人が正しい知識を習得し消費者トラブルを未然に防止するため、関係機関と連携して、消費生活センターホームページや情報誌、消費生活講座等、さまざまな媒体を通じて消費生活情報を発信します。

(16) 消費生活相談体制の充実

区民等の消費生活での不安や困りごとに対応するため、専門資格を有する相談員による電話相談、窓口相談を実施します。また、研修・勉強会などにより、相談員のさらなる知識の習得や資質の向上を図り、相談体制を充実します。



防災拠点訓練



基本政策 4 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

4-2 安心して住み続けられる 住宅・住環境づくり【住宅・住環境分野】

施策の目標

- 高層建築物の長周期地震動対策をはじめ、建築物の耐震化を推進していきます。
- 区民住宅等を適正に管理、供給し、快適な居住空間を確保するとともに、誰もが暮らしやすい住環境を実現していきます。
- マンション等の大規模改修による長寿命化や適正な日常管理のもと、安全・安心して住み続けられる良好なコミュニティを形成していきます。

現状と課題

- 区内の住宅の耐震化率は、平成26（2014）年度で90%を超えましたが、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が発生する確率が70%と予測されており、建築物の倒壊などを防ぐため、耐震化を促進する必要があります。特に震災時の道路閉塞を防ぐため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は急務となっています。また、高層建築物の長周期地震動対策も検討を進める必要があります。
- 本区の高齢化率は、人口増加に伴い減少傾向であるものの高齢者人口は着実に増加しています。今後も高齢者の増加を見据えた住宅・住環境を整備するとともに既存の区民住宅を良質なストックとして活用することが必要です。
- 区民の中心的な居住形態であるマンションについては、高層マンションを含めた中長期的な修繕計画の策定とそれに基づく長寿命化への支援のほか、マンションが管理不全に陥らないよう管理組合に対する総合的な支援も必要となっています。

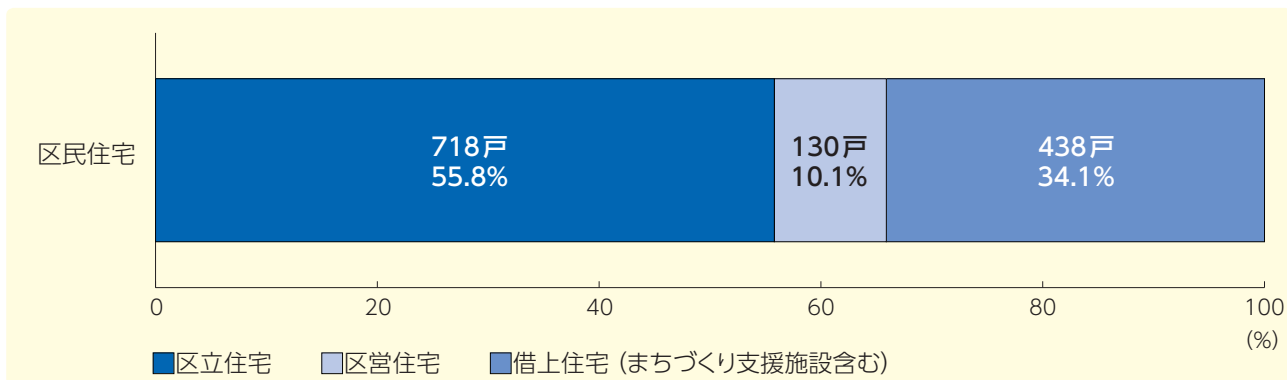
現状データ

図表：住宅の耐震化率

	平成19(2007)年3月	平成27(2015)年3月
未耐震住宅	10,900戸	5,800戸
耐震化住宅	44,900戸	74,900戸
計	55,800戸	80,700戸
耐震化率	80.5%	92.8%

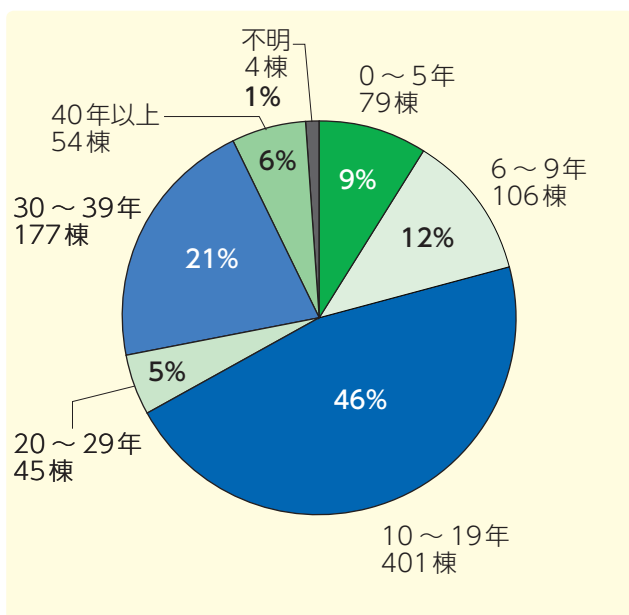
出典：中央区資料（総務省 住宅・土地統計調査より推計）

図表：区民住宅戸数



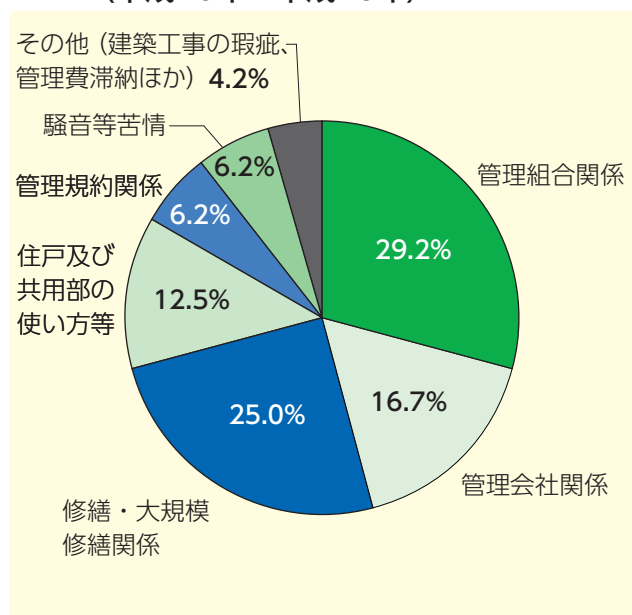
出典：中央区資料

図表：分譲マンション築年数別棟数および比率



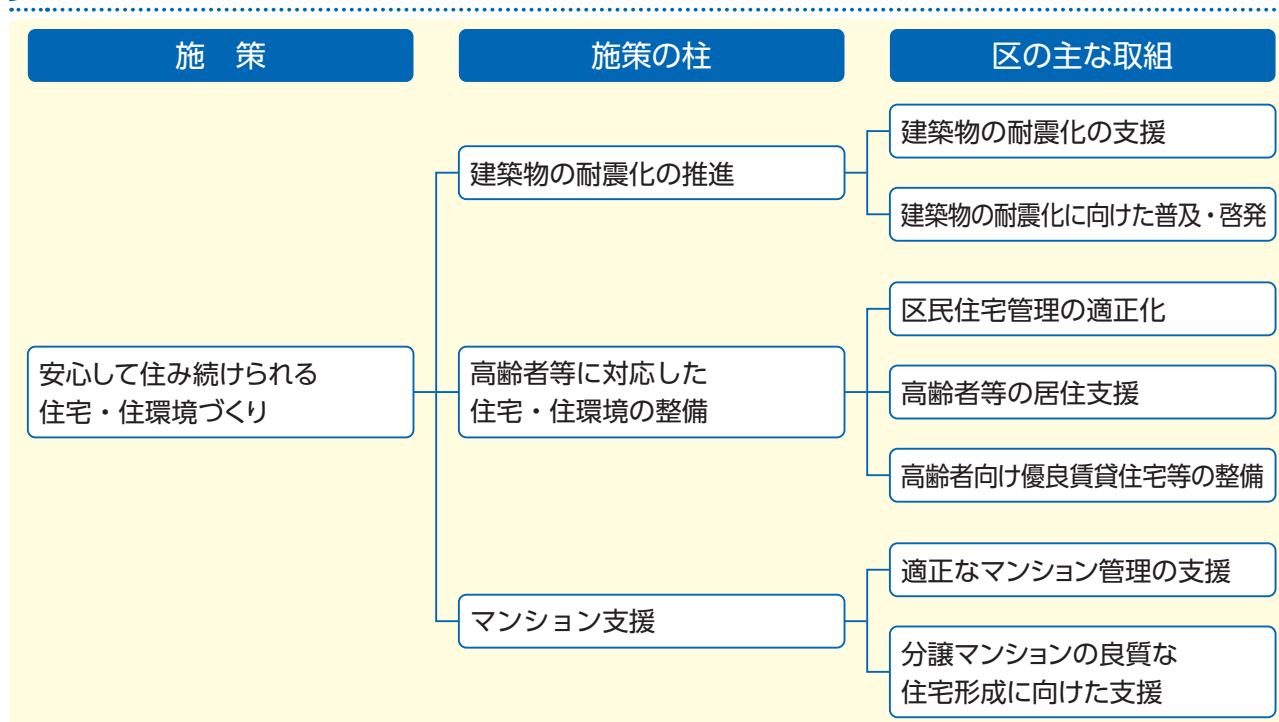
出典：平成28年度中央区マンション実態調査

図表：分譲マンション管理相談内容
(平成26年～平成28年)



出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

(1) 建築物の耐震化の支援

建築物の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修を実施する建築物の所有者などに対して助成を行うとともに、外壁落下や窓ガラスの飛散防止を促します。また、特定緊急輸送道路については、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、建替えや除却に対する助成を行います。さらに、高層建築物の長周期地震動対策として、国や東京都の動向を注視しながら、建築物および建築設備に対する耐震化支援施策を検討していきます。

(2) 建築物の耐震化に向けた普及・啓発

区民に対する耐震化の普及・啓発を推進するため、耐震促進協議会による耐震フェアや耐震相談会の開催および建築物の耐震性の点検等を促進していきます。また、耐震アドバイザーの派遣等により、分譲マンションの耐震化における技術的な課題や区分所有者間の合意形成についての相談を受けるなど、幅広く支援を行っていきます。

(3) 区民住宅管理の適正化

施設の修繕や設備の機能更新を目的とした改修を計画的に行い、区民住宅の長寿命化を図るとともに、共用部などの LED 化による省エネルギーへの取組などを推進します。

(4) 高齢者等の居住支援

高齢者や障害者など誰もが住み慣れた地域で、安心して生涯を通じて住み続けられるよう東京都や関係機関と連携し、多様なニーズやライフステージに応じた居住支援を進めていきます。

(5) 高齢者向け優良賃貸住宅等の整備

高齢者の居住の安定を図るため、民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅等の整備や家賃減額に対する費用の一部を助成し、高齢者が安全かつ安心して生活のできる住宅の供給を誘導していきます。

(6) 適正なマンション管理の支援

分譲マンション管理組合等を対象に、管理組合の抱えるさまざまな問題について、マンション管理士や一級建築士による相談会・セミナーを開催するほか、各種情報提供を行うなど適正なマンション管理の支援を行っていきます。また、マンションの管理運営に係る情報交換などを行う場として、管理組合交流会の開催やインターネット上のシステム「すまいるコミュニティ」を提供することで良好なコミュニティ形成につなげていきます。

(7) 分譲マンションの良質な住宅形成に向けた支援

大規模改修や建替えを検討している分譲マンションの管理組合に対し、マンションアドバイザーを派遣し、情報提供や相談対応など幅広い支援を行っていきます。また、計画的な改修工事等の費用の一部を助成するなど、管理組合によるマンションの長寿命化対策の支援を推進していきます。



水とみどりあふれる豊かな 環境を未来へつなぐまち

10年後の中央区の姿

- 街路の緑や公園と水辺空間のネットワーク化が図られ、ヒートアイランド現象が緩和されるとともに、生き物が生息する自然環境が創出されています。また、魅力的な公園等の整備が進み、河川・運河沿いが連続性のある親水空間として形成され、人々の憩いや安らぎの場が広がっています。
- 区民や事業者等の環境問題に対する意識の高まりにより、省エネルギー行動が実践されるとともに、環境にやさしいエネルギーの活用が進み、低炭素社会が実現しています。また、自主的な地域美化活動が区内全体に広がり、世界に誇る美しいまちが形成されています。
- 区と区民・事業者が一体となつてごみの発生抑制や資源分別等の取組を実践し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会が実現しています。

施 策

5-1 水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり

【公園・緑地・水辺分野】

5-2 地球にやさしく美しいまちづくり【環境保全分野】

5-3 循環型社会づくりの推進【循環型社会分野】

基本政策5 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

5-1 水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり 【公園・緑地・水辺分野】

施策の目標

- ヒートアイランド現象の緩和や生き物の生息環境、都心にふさわしい風格あるまちの形成を図るため、公園等の緑の拠点と河川・運河の水辺空間や街路樹等をつなぎ、水とみどりのネットワークを形成します。
- 子どもから高齢者まで幅広い年代のニーズに配慮しながら、機能の充実を図るなど、魅力ある公園等の新設や拡充を進めます。
- 河川や運河沿いの水辺空間の活性化を図るため、東京都や開発事業者と連携し、都心にいながら自然や潤いを感じられるよう、親水性や水辺の回遊性に配慮した水辺環境を整備します。
- ボランティアによる花壇の維持管理や公園の自主管理などの活動を推進し、区民・事業者・地域と区のパートナーシップの構築により、「緑の輪づくり」を拡充します。

現状と課題

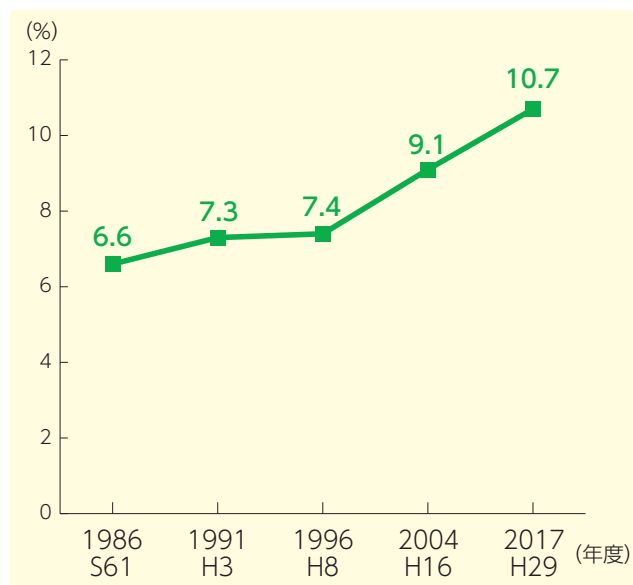
- 近年、都市部ではヒートアイランド現象などの進行により、熱中症等の健康被害などが懸念されています。こうした中、ヒートアイランド現象を緩和し、緑豊かで快適な都心を実現するため、公園等のまとまった緑や街路樹、河川・運河の水辺空間のネットワーク化を進めていく必要があります。
- 公園・緑地は人々の憩いや安らぎの場、子どもたちの遊びの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、災害時の避難場所としての防災機能も有するなど、健康で安全な生活を営む上で重要な機能を持っています。本区では、花と緑に囲まれた美しいまちを目指した「花の都中央区宣言」（平成元（1989）年）や「中央区緑の基本計画」（平成21（2009）年）に基づき、公園・緑地等の整備を進めてきました。しかしながら、区内人口の増加に伴い、区民一人当たりの公園面積は、近年減少傾向が続いています。新たな土地の確保が難しい本区においては、開発事業等に合わせた公園の拡充や老朽化が進んだ公園の改修による機能の充実が求められています。
- 本区は河川や運河の面積が区全体の約18.3%を占め、都内随一の水辺空間を誇っています。この豊かな水辺環境をいかした安全・安心・快適で連続性のある水辺空間の整備とともに、にぎ

わいの場として活用し、水辺の魅力を高めていくことが求められています。

○都市機能が集中し、まとまった土地の確保が難しい本区では、公共施設の屋上・壁面等における緑化の推進や民間施設の緑化に対する支援を行うとともに、区民・事業者によるボランティア活動の促進等により、緑の豊かさを実感し、自然と調和した安らぎのある都心環境の実現が求められています。

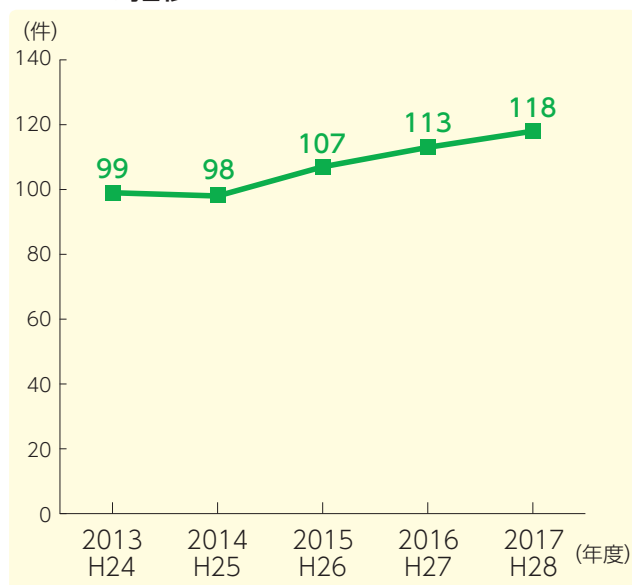
現状データ

図表：緑被率の推移



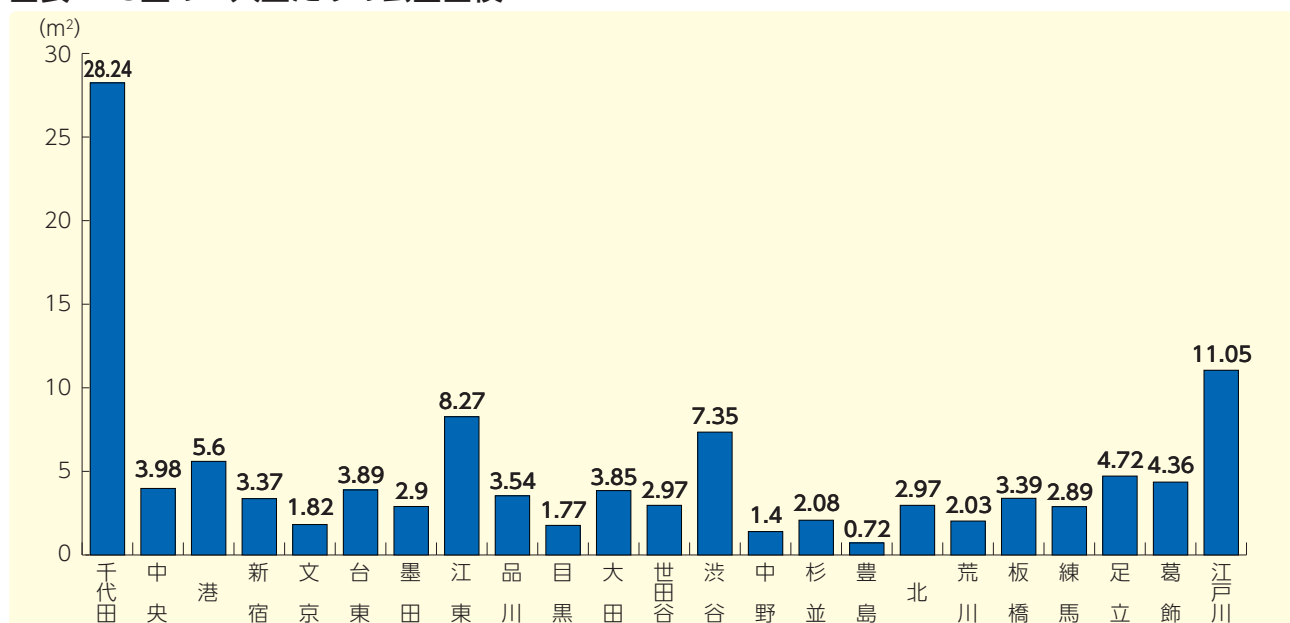
出典：中央区緑の実態調査

図表：緑のアダプト（ボランティア）登録件数の推移



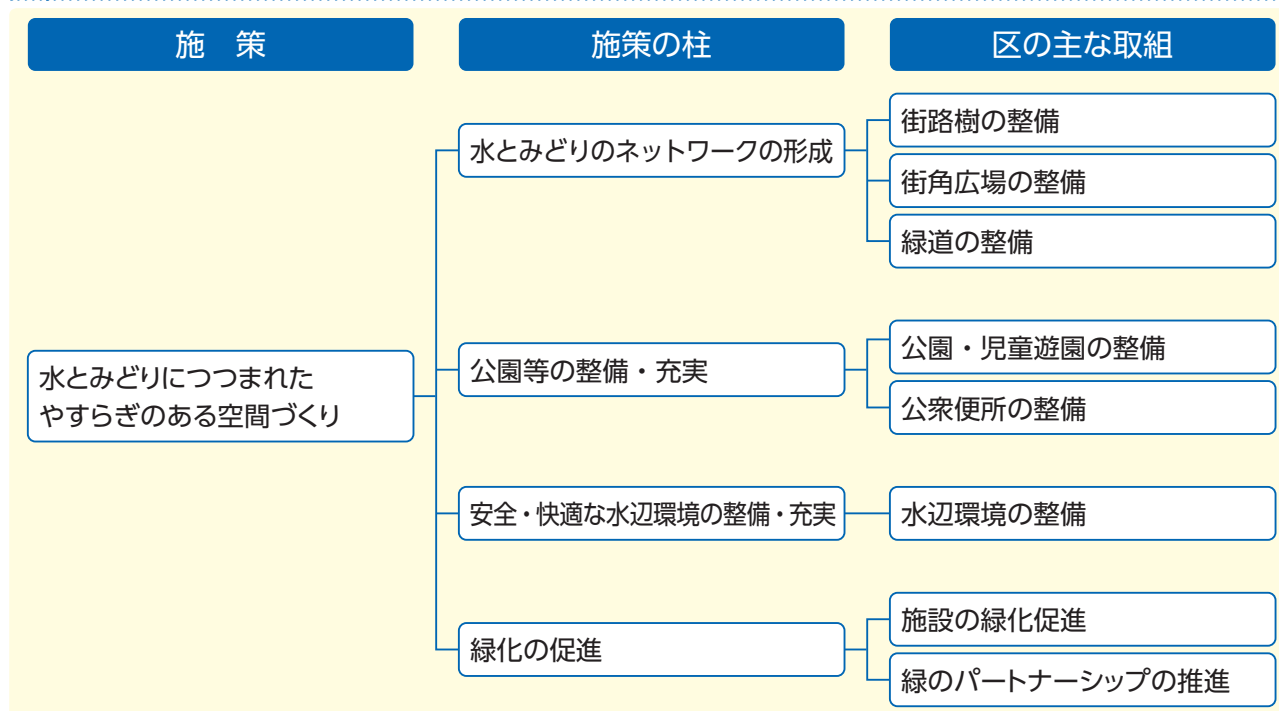
出典：中央区資料

図表：23区の一人当たりの公園面積



出典：特別区土木関係現況調査（平成29年4月）

施策の体系



区の主な取組

(1) 街路樹の整備

道路整備や再開発等に合わせて、街路樹の整備を進めるとともに、中低木や緑化フェンスによる多層化・連続化を進めます。また、地域の特色を踏まえ、沿道の価値やまちのイメージを高める花の咲く樹木、新葉や紅葉が美しい樹木など特色ある樹種を植栽します。

(2) 街角広場の整備

緑地帯が地域住民の憩いや交流の場として利用され、地域のランドマークとなるよう、地域の歴史・文化等の特色や景観に配慮した街角広場の整備を進めます。

(3) 緑道の整備

道路や河川沿いの緑道について、バリアフリーに配慮しながら四季折々の樹木や草花の植栽、ベンチの設置等により、憩いや安らぎを感じることができる散策路として整備します。また、国や東京都と連携を図り、未利用地を活用した新たな緑道の整備を進めます。

(4) 公園・児童遊園の整備

老朽化が進んだ公園等については、地域の特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら改修整備を行います。また、複数の公園等で機能を分担・特化させるなど有効活用を進め、多様化するニーズに対応していきます。さらに、大規模開発や公共用地の活用などさまざまな機会を捉えて新たな公園等の整備を進めます。

(5) 公衆便所の整備

外国人旅行者の増加を踏まえ、公衆便所の利用方法の周知やマナー向上を図るため、多言語表示やピクトグラムを活用した案内表示を設置します。また、洋式便器の設置やバリアフリー化を推進するとともに、災害に強いまちづくりを目指し、災害時対応型公衆便所の整備を進めます。

(6) 水辺環境の整備

誰もが快適に水辺の散策を楽しめる環境を整備するため、東京都による朝潮運河等の護岸基盤整備に合わせ、自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間を創出していきます。また、水辺の回遊性を高めるため、遊歩道の連続化を図るとともに、大規模開発等の機会を捉え、水辺からの景観に配慮したまちづくりを促進し、にぎわいの創出を図ります。

(7) 施設の緑化促進

緑豊かな都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和を図るため、公共施設の改修や改築の機会を捉えて屋上・壁面等の緑化を推進します。また、民間施設についても緑化指導や樹木の保護育成に係る費用を助成するなど、緑化の促進を図ります。

(8) 緑のパートナーシップの推進

区民や事業者による花壇管理等のボランティア活動を支援し、地域に根ざした花壇づくりを推進します。また、地域住民による公園の自主的管理を促進し、地域住民の活動やコミュニティの活性化を図ります。

計画事業

(単位：百万円)

計画事業名	事業目標	事業計画	
		前期 2018～2022年度 (平成30～34年度)	後期 2023～2027年度 (平成35～39年度)
街路樹の整備	・整備延長 3,135m	・整備延長 1,770m	・整備延長 1,365m
	事業費 120	72	48
街角広場の整備	・整備箇所 10力所	・整備箇所 5力所	・整備箇所 5力所
	事業費 41	16	25
緑道の整備	・緑道の新設(2力所) 2,360m ² ・緑道の改修(2力所) 5,240m ²	・緑道の新設(2力所) 2,360m ² ・緑道の改修(1力所) 1,160m ²	・緑道の改修(1力所) 4,080m ²
	事業費 860	406	454
公園の整備	・新設 2園 ・拡張 延べ10園 ・改修 14園	・新設 1園 ・拡張 延べ6園 ・改修 9園	・新設 1園 ・拡張 延べ4園 ・改修 5園
	事業費 3,771	3,175	596
児童遊園の整備	・改修 8園	・改修 3園	・改修 5園
	事業費 106	47	59
公衆便所の整備	・改築整備箇所 23力所 ・洋式化整備箇所 35力所	・改築整備箇所 13力所 ・洋式化整備箇所 20力所	・改築整備箇所 10力所 ・洋式化整備箇所 15力所
	事業費 1,346	842	504
水辺環境の整備	・整備面積 22,880m ²	・整備面積 11,840m ²	・整備面積 11,040m ²
	事業費 1,790	1,140	650



桜満開の佃公園



基本政策5 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

5-2 地球にやさしく美しいまちづくり

【環境保全分野】

施策の目標

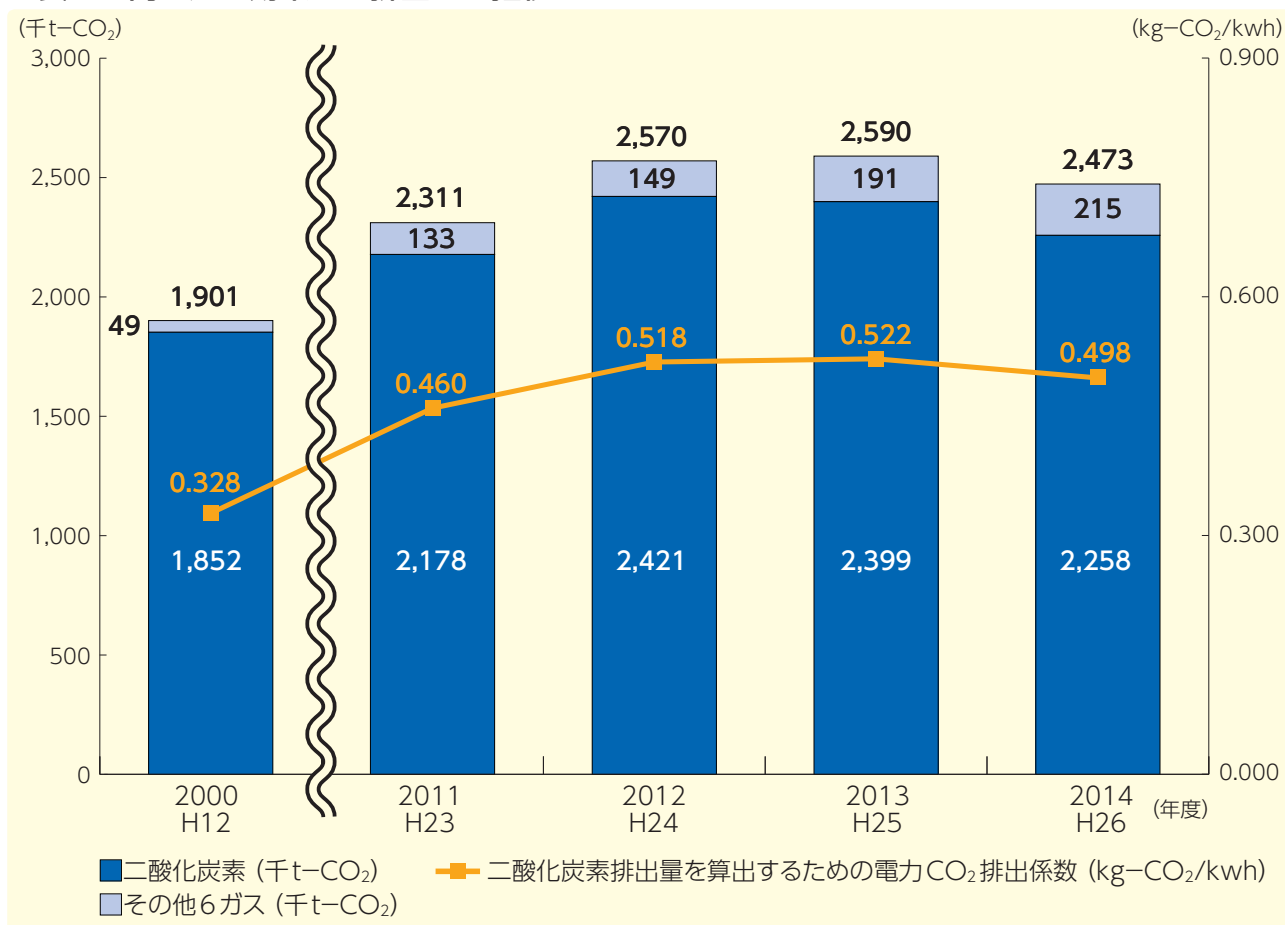
- 区民・事業者の環境問題に対する意識を高めるとともに、環境活動を促進するため、普及・啓発活動に取り組みます。また、再生可能エネルギー等の次世代エネルギーの活用に向けた取組を推進します。
- 世界に誇る快適で美しいまちを実現するため、区民・事業者の環境美化意識の高揚を図り、自主的な地域美化活動を促進するとともに、来街者に対して、まちの美化に関する普及・啓発を図ります。また、大気汚染や河川の水質改善に向けた取組を進めます。

現状と課題

- 近年、世界人口の増加や新興国の経済活動による森林減少等による地球温暖化や生物多様性の損失など、世界規模での環境問題が深刻化しています。これらの環境問題は地球上の生物の生存基盤を揺るがす深刻な課題であり、地球環境を保全し、清らかな水と空気を次の世代に引き継ぐことは、私たちに課せられた大きな責務です。
- 地球温暖化対策については、新しい国際的な枠組みであるパリ協定に基づき、世界各国・地域において取組が行われています。わが国では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策計画」が平成28（2016）年5月に閣議決定されました。こうした中、区内では活発な経済活動等により多くの温室効果ガスを排出していることから、区においても率先して温暖化対策を推進するとともに、区民・事業者と協力し低炭素社会を実現する必要があります。
- 快適で美しいまちの実現に向け、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、増加する来街者への対応や一層の地域美化活動の促進を図る必要があります。

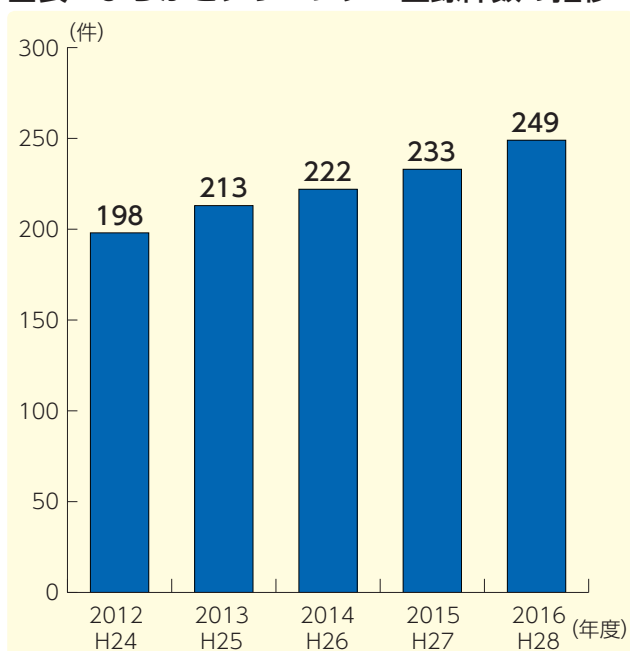
現状データ

図表：区内の温室効果ガス排出量の推移



出典：みどり東京・温暖化防止プロジェクト資料

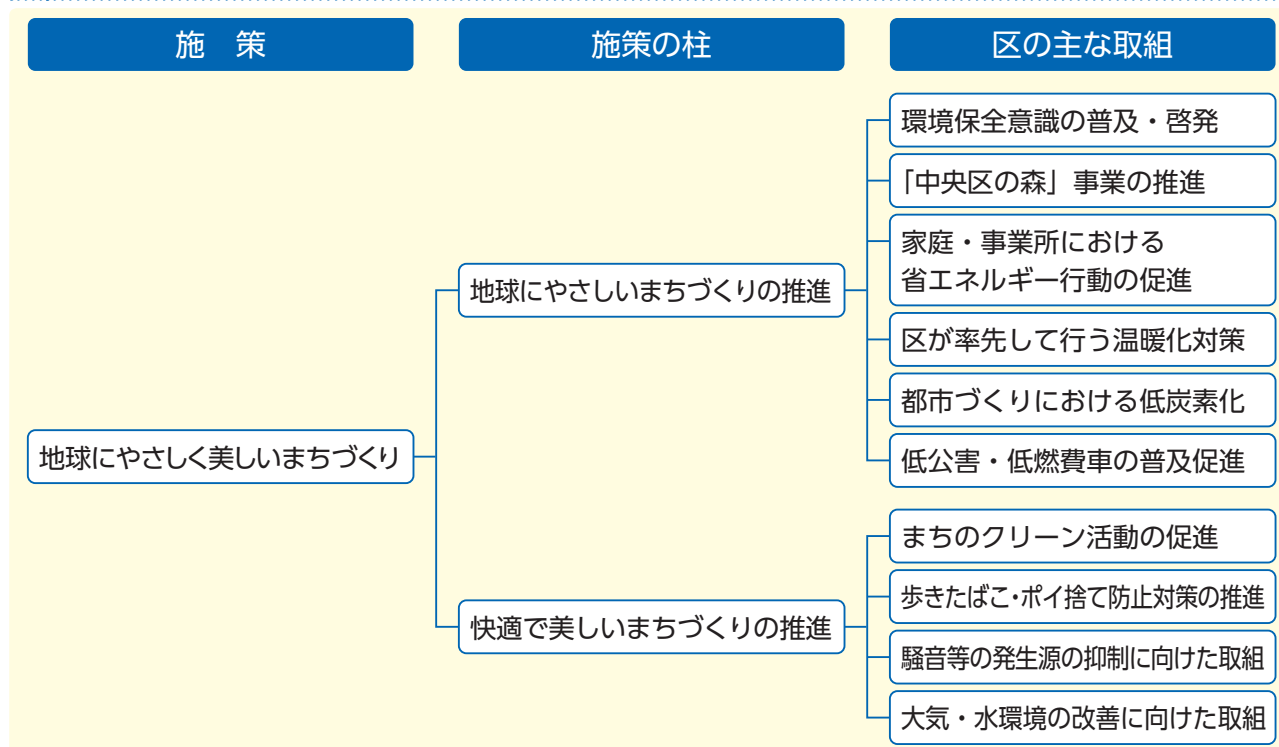
図表：まちかどクリーンデー登録件数の推移



出典：中央区資料



施策の体系



区の主な取組

(1) 環境保全意識の普及・啓発

環境保全に関する講座や講演会、環境イベント等の開催を通して、区民・事業者が環境について学び・活動する機会を提供し、環境保全意識の高揚を図ります。

(2) 「中央区の森」事業の推進

地球温暖化対策に寄与するため、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全活動を支援するとともに、区民・事業者等を対象とした「中央区の森体験ツアー」などを実施し、森を守り、育てることの大切さについて普及・啓発を図ります。

また、保全活動の対象地区を拡大するなど、事業のさらなる充実に取り組みます。

(3) 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進

二酸化炭素排出量を削減するため、エネルギー使用量の見える化や中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及を図り、家庭や事業所での省エネルギー行動を促進します。また、自然エネルギー機器や省エネルギー機器等の導入費用の一部を助成し、エネルギー使用量の削減を促進します。

(4) 区が率先して行う温暖化対策

エネルギー使用量の見える化や設備の適正運用の推進等により、中央区環境マネジメントシステムの取組を強化します。また、公共施設の整備や改修に際して省エネルギー・再生可能エネルギー機器等の環境に配慮した機器や屋上・壁面緑化を積極的に導入するなど、事業者として温暖化対策に率先して取り組みます。

(5) 都市づくりにおける低炭素化

清掃工場でごみを焼却する際に生じる排熱を利用し、地域へ供給するエネルギーとして活用する取組を進めます。また、東京都と連携して、次世代エネルギーとして期待される水素エネルギーの普及促進を図ります。さらに、開発事業者等に対し、まちづくりにおける環境配慮を要請し、環境性能の高い住宅や事業所ビルの建築を促進します。

(6) 低公害・低燃費車の普及促進

低公害・低燃費車の普及を一層推進するため、区営駐車場の使用料の減額や電気エコ（急速充電）スタンドの周知を図るとともに、民間施設における電気自動車充電設備の整備を促進します。また、エコドライブを推奨し、大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減を促進します。

(7) まちのクリーン活動の促進

世界に誇る美しいまちの実現に向け、町会・自治会、学校、事業所等の協力を得て、まちの一斉清掃を行うクリーンデーを実施します。また、自宅や事業所周辺を清掃するまちかどクリーンデーなど、地域における自主的な清掃活動の促進を図ります。

(8) 歩きたばこ・ポイ捨て防止対策の推進

指導員による地域パトロールや町会・自治会や事業所等との合同による街頭キャンペーンを実施し、快適な歩行空間を確保します。また、啓発用看板等の多言語化を進めるなど、外国人来街者に対する普及・啓発も図ります。

(9) 騒音等の発生源の抑制に向けた取組

工場や事業所、建設工事等から発生する騒音、振動、悪臭等、近隣に影響のある事象に対し、関係法令遵守の徹底を求めるとともに、防止に向けた指導や現地調査・夜間パトロール等を実施し、区民の良好な生活環境の保全に努めます。

(10) 大気・水環境の改善に向けた取組

区内の大気汚染の実態や河川の水質等の各種環境調査を実施し、現況を的確に把握するとともに、調査結果を区民に周知し、環境に対する意識の高揚を図ります。また、東京都や関係機関と連携し、大気・水環境の改善に向けた広域的な取組を進めます。

基本政策5 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

5-3 循環型社会づくりの推進

【循環型社会分野】

施策の目標

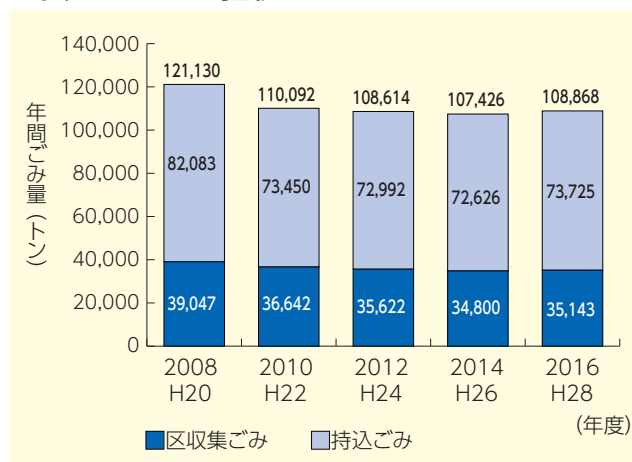
- 環境に対する意識・啓発を図るとともに、資源分別の徹底とごみの減量・資源化を促進し、3R運動（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）の拡充を図ります。
- 資源の回収手段の多様化を図り、資源循環を推進するとともに、地域の特性に配慮した収集や生活に密着した清掃事業を推進します。

現状と課題

- 本区のごみ量は、ごみの減量や資源回収品目の拡大等の取組により、平成20（2008）年度の121,130トンから平成28（2016）年度には108,868トンとなり、約10%減少しています。しかし、本区は都心区として多くの事業所を有しており、環境に大きな負荷をかけていることから、より一層ごみの減量・資源化を推進していく必要があります。こうした中、平成26（2014）年度ごみ排出実態調査では、区のごみ量の約84%が事業系ごみと推計されていることから、事業者に対する廃棄物の適正な排出指導が重要です。また、家庭ごみについては年々減少しているものの、燃やすごみとして排出されるごみの中に紙類やプラスチック等の資源物が約28%含まれていることから、資源分別の一層の徹底により、さらなるごみ減量を図るとともに、発生抑制・再使用を重視したライフスタイルに転換していくことが求められています。
- 区の資源回収量は、平成20（2008）年度の10,160トンから平成28（2016）年度には11,920トンとなり、約17%増加していますが、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、ごみの資源化や資源回収方法の多様化等により、資源循環をより一層推進していく必要があります。また、生活環境を清潔に保つとともに、まちの景観の向上を図るため、集積所の適正管理など地域特性や生活に密着した清掃事業が求められています。

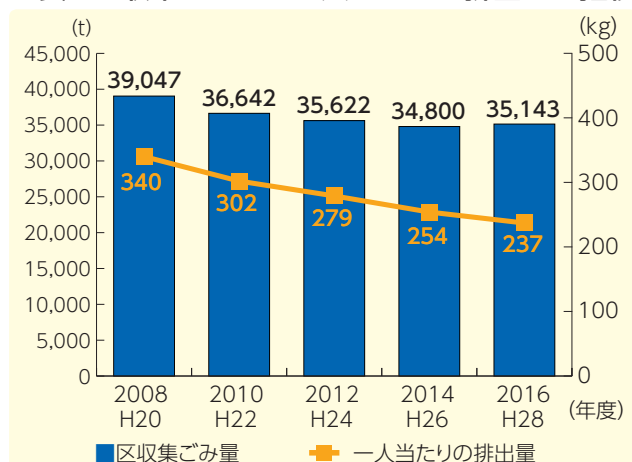
現状データ

図表：ごみ量の推移



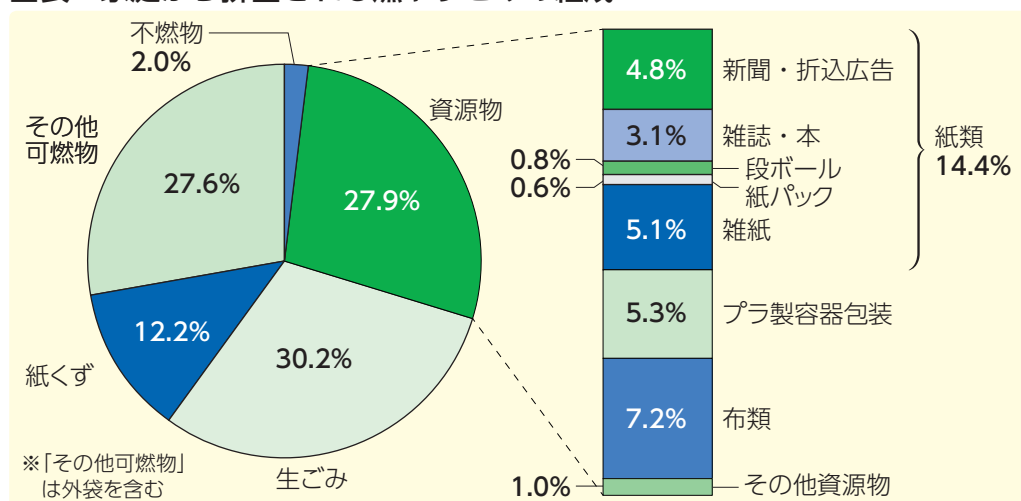
出典：中央区資料

図表：区収集ごみ量・一人当たりの排出量の推移



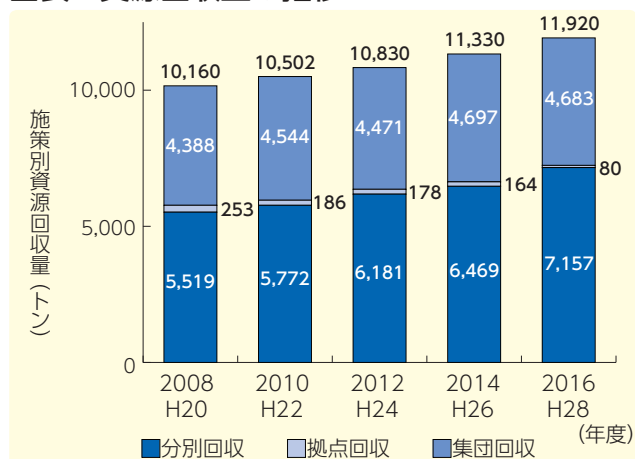
出典：中央区資料

図表：家庭から排出される燃やすごみの組成



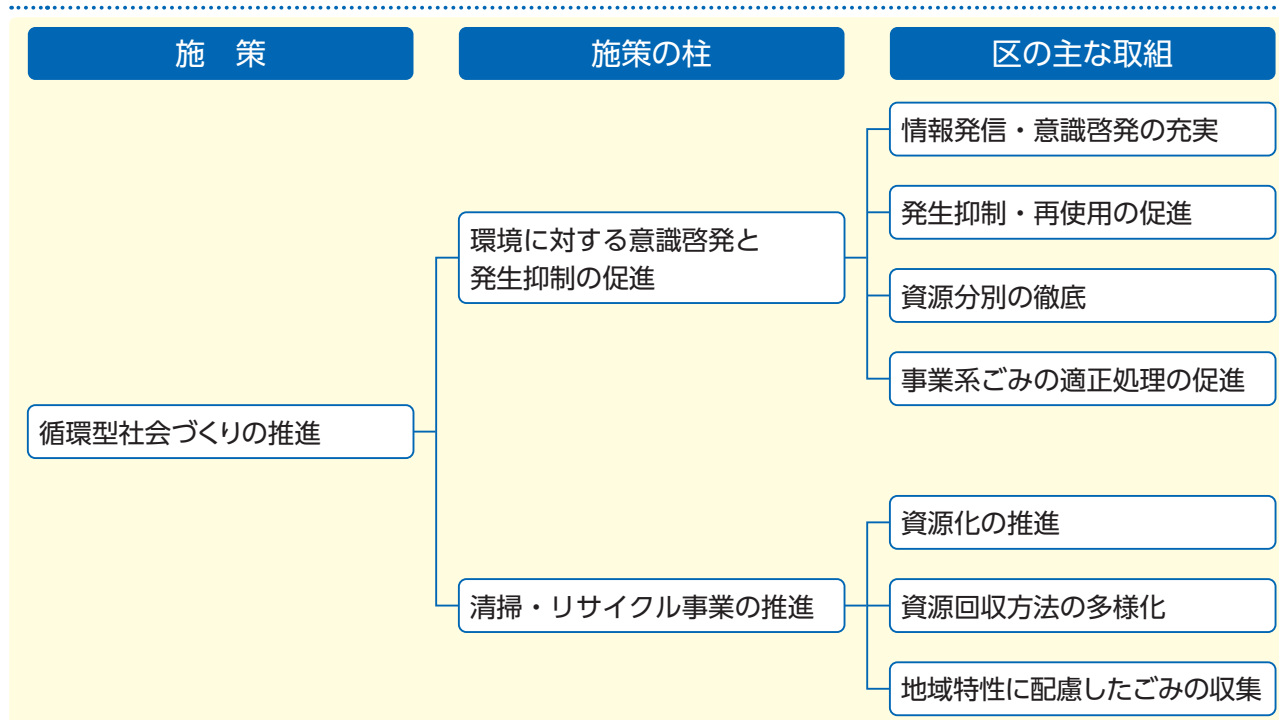
出典：中央区ごみ排出実態調査（平成26年度）

図表：資源回収量の推移



出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

(1) 情報発信・意識啓発の充実

環境情報誌や区のおしらせ、エコまつりなどさまざまな機会を通じて情報発信を行い、家庭や事業所における3R運動を促進します。

また、子どもの頃から環境に対する意識を高め、ごみの減量やリサイクル等の生活習慣を身に付けられるよう、小学校・幼稚園・保育所等への出前による環境学習を実施します。

(2) 発生抑制・再使用の促進

マイバッグ使用によるレジ袋削減や詰め替え商品の推奨などによる容器包装の削減を消費者や小売業者に働きかけるとともに、エコ・クッキング教室等のイベントやパンフレットを通じて、食品ロスの削減に向けた普及・啓発を行うなど、ごみの発生抑制を促進します。

また、「リサイクルハウスかざぐるま」での不用品販売やフリーマーケットの開催等を通じて、区民のリユース活動を支援します。

(3) 資源分別の徹底

ごみと資源の分け方や出し方をパンフレット等により、わかりやすく普及・啓発し、燃やすぐみとして多く排出されている雑紙（紙袋・包み紙）やプラスチック製容器等の資源分別の徹底を図ります。

(4) 事業系ごみの適正処理の促進

廃棄物の再利用計画書等により、事業所のごみの排出状況を把握・分析し、立入検査における指導・助言の強化を図るとともに、再利用率の低い事業所に対しては、継続的に改善を求めるなど、事業系ごみの減量と資源化を促進します。

また、飲食店や食品関連事業者における食品廃棄物の発生抑制と再生利用を促進するため、講習会などさまざまな機会を捉えて、食品の再生利用に関する情報を提供します。

(5) 資源化の推進

集積所に出された粗大ごみから小型家電を選別し、資源化を図るピックアップ回収を実施するなど、ごみの資源化を推進していきます。

(6) 資源回収方法の多様化

資源回収方法の多様化を図るため、地域における自主的なリサイクル活動である「集団回収」に対する支援や普及・啓発を行うとともに、小学校など身近な場所に資源を持ち寄る「拠点回収」の利用促進を図ります。また、リサイクル推進協力店等と連携し、「店頭資源回収」の促進を図ります。

(7) 地域特性に配慮したごみの収集

まちの景観を美しく清潔に保つため、区と地域が一体となって集積所の適正管理を行うとともに、都市活動が活発化する前の早い時間でのごみ収集に努めます。

また、ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯を対象に、安否確認を含めて玄関先でごみ収集を行う「ふれあい収集」を行うとともに、さまざまな機会を通じて事業の周知を図ります。



魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

10年後の中央区の姿

○歴史や文化など地域の強みや特徴をいかしながら、安全性の確保はもとより、快適性や景観等に配慮したまち全体の魅力を高める交通環境が形成されています。また、無電柱化やバリアフリー化が進み、都市防災機能の強化が図られ、すべての人が安全で快適に移動できる歩行環境が広がっています。さらに、都心部と臨海部をつなぐ公共交通が整備されるとともに、陸上交通と水上交通との連携が図られ、区内の回遊性が向上しています。

○水辺や緑、各地域の歴史や地域特性をいかした風格のあるまちづくりが進み、生活関連施設など区民が豊かに生活できる環境が整っています。また、先端技術や高度な都市機能を取り入れたまちづくりの進展により、世界に誇れる魅力的なまちが形成されています。

施策

6-1 都心にふさわしい基盤整備【道路・交通分野】

6-2 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり【地域整備分野】

基本政策6 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

6-1 都心にふさわしい基盤整備

【道路・交通分野】

施策の目標

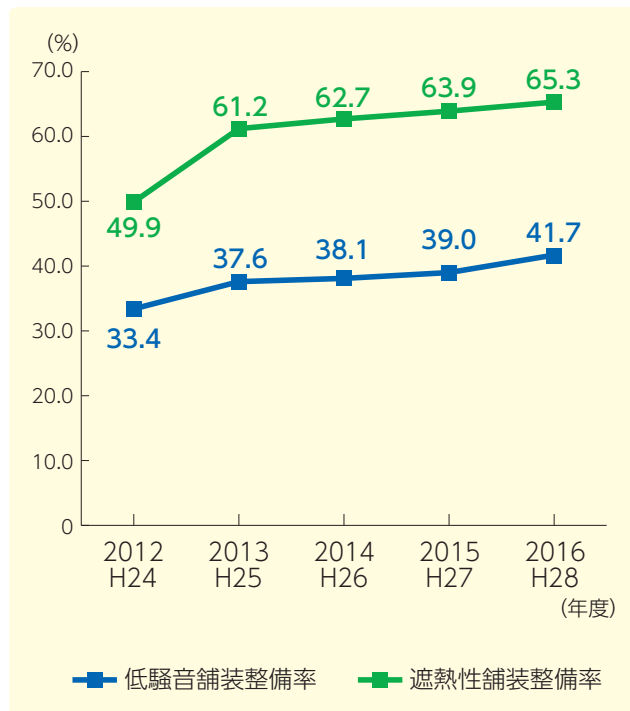
- 地域のまちづくりと連携しながら、安全性や景観、バリアフリー等に配慮した道路整備を進め、まち全体の魅力を高めていきます。また、安全・快適な歩行環境の拡充を図るとともに、自動車や自転車の交通環境を改善していきます。
- 公共交通の整備促進に加え、都内随一の水辺を活用した水上交通ネットワークを構築し、陸上交通等との連携により回遊性を高め、交通ネットワークを向上させていきます。

現状と課題

- まちづくりの基盤となる道路については、単なる交通空間としての整備ではなく、歴史や文化、環境など、その地域の強みや特徴をいかした整備が求められています。そのため、安全性の確保はもとより、景観やバリアフリー、快適性に配慮するとともに、遮熱性・低騒音舗装などの環境にやさしい道路整備を行っていく必要があります。また、老朽化が進む橋りょうについては歴史的景観や価値を遺しながら長寿命化を図っていくことが重要です。
- 良好な都市景観の向上や都市防災機能の強化に向け、無電柱化を推進するとともに、歩道の新設・拡幅を進める必要があります。また、歩道の段差や勾配の改善などをより一層推進し、街路樹や休息スペース等を整備することで、障害者や高齢者等すべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の拡充を図っていくことが重要です。
- 近年、観光客の増加を受けて、大型バスの乗降に伴う路上駐車等により交通渋滞や路上混雑が生じており、その緩和に向けた取組が求められています。また、身近な交通手段として自転車の利用が拡大していることから、歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全で快適な通行空間の確保とともに、放置自転車の解消や区内回遊性の向上を図るためコミュニティサイクルのさらなる拡充などが求められています。
- 本区では今後も臨海部を中心に人口増加が見込まれており、増加する交通需要への対応や公共交通不便地域の解消のため、路線バスの拡充・再編やBRTの導入、臨海部の地下鉄新規路線整備などが求められています。さらに、本区は都内随一の水辺空間を有していることから、この豊かな水辺環境を活用した水上交通のネットワークの構築や陸上交通等との連携による回遊性の向上を図る必要があります。

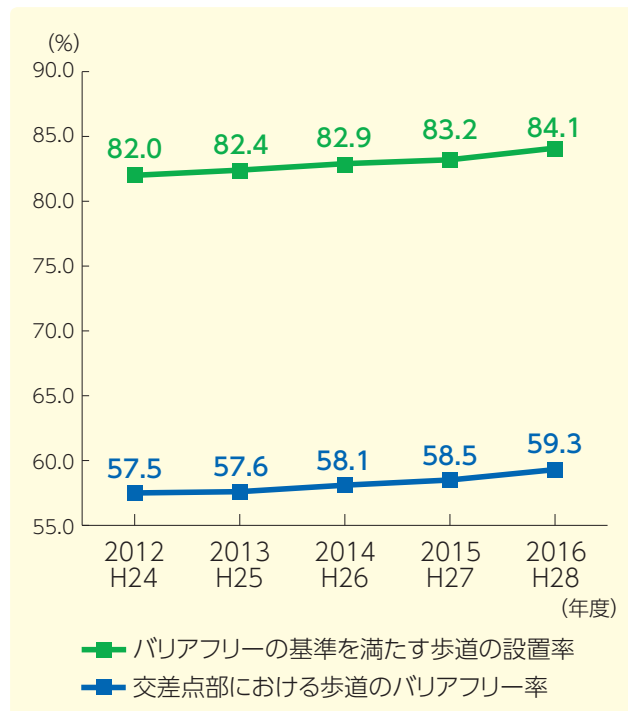
現状データ

図表：環境にやさしい道路の整備率の推移
(各年度3月末時点)



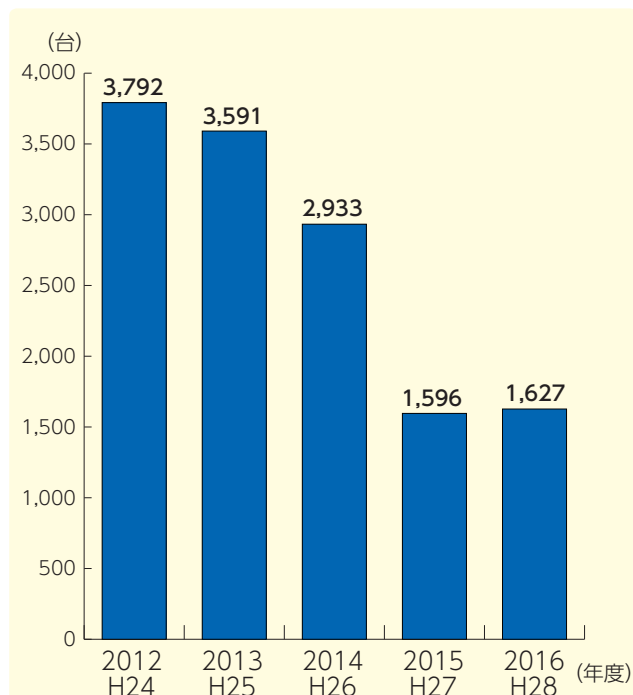
出典：中央区資料

図表：人にやさしい歩行環境の整備率の推移
(各年度3月末時点)



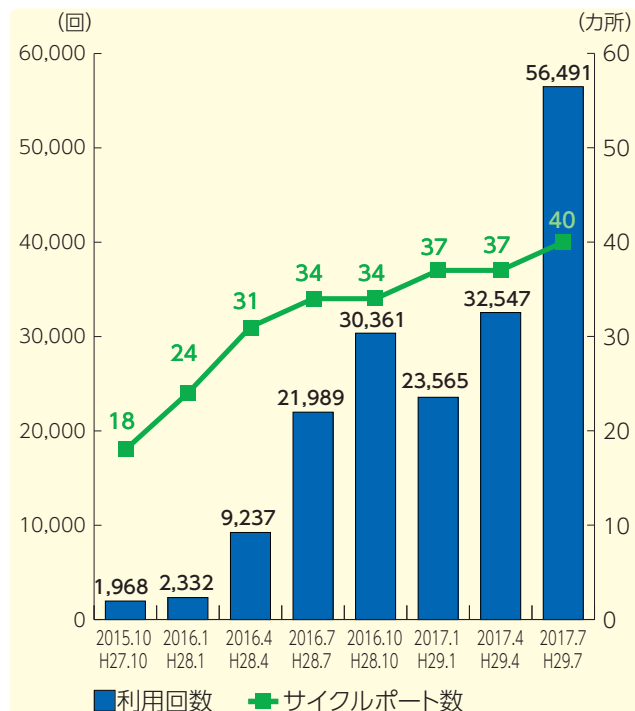
出典：中央区資料

図表：区内駅前放置自転車台数の推移



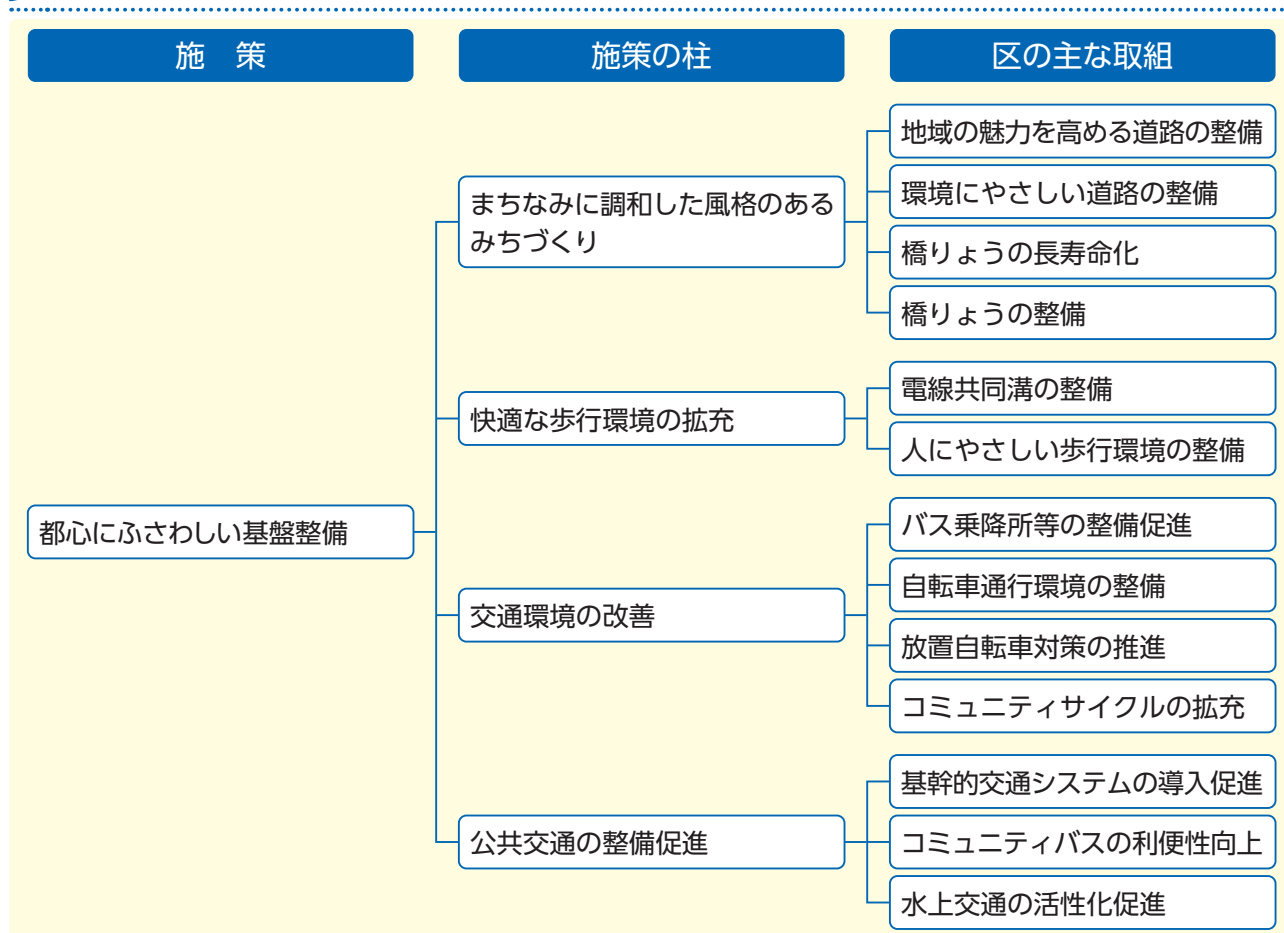
出典：駅前放置自転車等の現況と対策（東京都）

図表：コミュニティサイクルの利用回数・
サイクルポート設置箇所数の推移



出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

(1) 地域の魅力を高める道路の整備

歴史や文化等の地域の強みや特徴をいかした都心の顔にふさわしい空間とするため、デザイン性の高い歩道や照明、街路樹などの豊かな緑により、街路環境（シンボルロード）の整備を進めます。また、商業のまち中央区にふさわしい活気やにぎわいに満ちた道路空間を創出するため、商業・観光振興に資するカラー舗装等の道路整備を進めます。

(2) 環境にやさしい道路の整備

ヒートアイランド現象の緩和や交通騒音の抑制、さらには集中豪雨等による被害の軽減を図るため、遮熱性舗装や低騒音舗装、車道透水性舗装などの環境にやさしい道路整備を推進します。

(3) 橋りょうの長寿命化

区が管理する道路橋のうち、約7割が建設後50年を経過し、老朽化が進んでいることから、橋りょうの安全性の確保と修繕に係るコストの縮減を図るため、計画的に点検を実施するとともに、歴史的景観や価値の保全に配慮しながら、予防保全型の修繕を実施します。

(4) 橋りょうの整備

区民等の安全確保や災害時における避難路確保を図るため、老朽化が進行している橋りょうの計画的な架替えを行います。また、歩道の混雑緩和や歩行空間のネットワーク化を図るため、再開発等の機会を捉えながら橋りょうの新設を進めます。

(5) 電線共同溝の整備

良好な都市景観の形成や都市防災機能の強化を図るため、電柱に添架している電線類を収納する電線共同溝の整備を行い、無電柱化を推進します。

(6) 人にやさしい歩行環境の整備

障害者や高齢者など誰もが安全かつ快適に移動できるよう、歩道の拡幅や段差解消等を行い、道路空間のバリアフリー化を推進します。

(7) バス乗降所等の整備促進

商業集積地やターミナル駅周辺における大型バスの路上駐車等による交通渋滞や路上混雑を抑制するため、再開発事業等の機会を捉え、大型バスの乗降所の整備を促進します。

(8) 自転車通行環境の整備

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間の整備に向けて、国や東京都と連携しながら、自転車専用レーンの整備や自転車ナビマーク・ナビラインの設置を進めます。また、国や東京都の動向を踏まえながら、自転車通行空間のネットワーク化を推進します。併せて、自転車利用のルール周知やマナーの向上を図ります。

(9) 放置自転車対策の推進

駅周辺における歩行者の通行の妨げやまちの景観を損ねる放置自転車をなくすため、広幅員の歩道上への駐輪場整備や大規模再開発事業の機会を捉えた駐輪場の整備を促進します。併せて、放置自転車禁止区域の指定を行い、撤去活動の強化を図ります。

(10) コミュニティサイクルの拡充

環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促進するため、コミュニティサイクルの認知度向上に向けた情報発信を行います。また、利便性の向上を図るため、サイクルポートを拡大するとともに、周辺区と連携して広域相互利用を推進します。

(11) 基幹的交通システムの導入促進

東京都と緊密に連携を図りながら、都心部と臨海部を結ぶBRTの運行開始および銀座・東京駅方面への運行の実現に向けた取組を進めます。

また、都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の早期事業化に向けて、関係自治体と連携を図りながら、国や東京都に働きかけを行います。

晴海地区に整備が予定されているマルチモビリティステーションについては、多様な公共交通の乗り継ぎができ、誰もが利用しやすい交通結節機能を備えた施設となるよう、東京都や関係機関と連携を図ります。

(12) コミュニティバスの利便性向上

交通不便エリアの解消と公共施設へのアクセス向上のため、江戸バスとBRTや既存公共交通との乗り継ぎ利便性の向上を図ります。また、技術開発の動向を見ながら、より一層環境に配慮した車両の導入を検討していきます。

(13) 水上交通の活性化促進

身近な交通手段として利用されることを目指し、東京都や舟運事業者と連携し、新たな舟運ルートの開設を促進するとともに、陸上交通とのアクセスの向上を促進します。

また、水辺空間の有効活用と活性化を推進するため、再開発事業等の機会を捉え、官民連携により水辺のにぎわい拠点施設の整備を促進します。



計画事業

(単位：百万円)

計画事業名	事業目標	事業計画	
		前期 2018～2022年度 (平成30～34年度)	後期 2023～2027年度 (平成35～39年度)
地域の魅力を高める道路の整備	・街路環境（シンボルロード）の整備 1,590m ・にぎわいのある道路の整備 9,704m ²	・街路環境（シンボルロード）の整備 1,010m ・にぎわいのある道路の整備 5,190m ²	・街路環境（シンボルロード）の整備 580m ・にぎわいのある道路の整備 4,514m ²
	事業費 1,642	971	671
環境にやさしい道路の整備	・低騒音舗装 66,917m ² ・遮熱性舗装 47,300m ² ・車道透水性舗装 9,562m ²	・低騒音舗装 49,017m ² ・遮熱性舗装 31,600m ² ・車道透水性舗装 4,562m ²	・低騒音舗装 17,900m ² ・遮熱性舗装 15,700m ² ・車道透水性舗装 5,000m ²
	事業費 1,984	1,251	733
橋りょうの長寿命化	・長寿命化修繕 30橋 ・改良 1橋	・長寿命化修繕 11橋 ・改良 1橋	・長寿命化修繕 19橋
	事業費 2,407	1,517	890
橋りょうの整備	・橋りょうの架替え 2橋 ・橋りょうの新設 1橋	・橋りょうの架替え 1橋	・橋りょうの架替え 1橋 ・橋りょうの新設 1橋
	事業費 4,798	1,062	3,736
電線共同溝の整備	・電線共同溝の整備 4,763m	・電線共同溝の整備 1,824m	・電線共同溝の整備 2,939m
	事業費 6,104	3,176	2,928
人にやさしい歩行環境の整備	・歩道拡幅 3,925m ・歩道のセミフラット化 3,195m	・歩道拡幅 1,980m ・歩道のセミフラット化 1,425m	・歩道拡幅 1,945m ・歩道のセミフラット化 1,770m
	事業費 1,632	863	769
自転車通行環境の整備	・自転車通行空間の整備 1,860m 以上	・自転車通行空間の整備 1,860m	・自転車通行空間の整備
	事業費 52	52	—

総論編
第1章・第2章・第3章

各論編
第1章 計画の体系

各論編
第2章 基本政策
1・2・3

各論編
第2章 基本政策
6

各論編
第2章 基本政策
7・8・9

各論編
第3章 区政運営の考え方

基本政策6 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

6-2 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり 【地域整備分野】

施策の目標

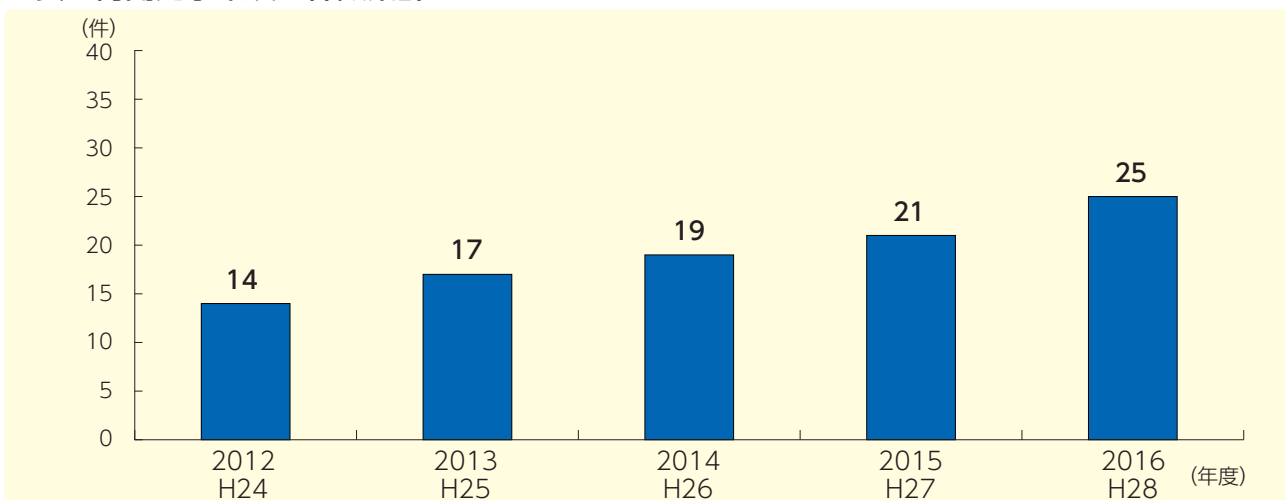
- 地域特性を踏まえた業務拠点・観光拠点やその拠点を支援する複合市街地、水辺などの自然環境をいかした良質な都心生活地を形成していきます。
- 有形・無形の歴史的遺産を活用した国際都市東京の中心にふさわしい魅力的な都市機能と景観が融合した、風格あるまちを形成していきます。

現状と課題

- 本区では、定住人口の回復を目標に掲げ、個別建替えなどで住宅等を設置した場合、容積率を緩和する「用途別容積型地区計画」を平成5（1993）年7月に、さらに「街並み誘導型地区計画」を平成9（1997）年7月から平成12（2000）年6月にかけて地区ごとに定めた結果、平成29（2017）年1月に定住人口15万人を達成しました。今後は、豊かな区民生活の実現や急増する国内外の観光客に対応し、まちのにぎわいを創出するまちづくりを進める必要があります。
- 昭和60（1985）年6月に「中央区市街地開発事業指導要綱」を制定し、一定敷地面積以上の開発事業を対象に防災対策や環境対策の充実などを開発事業者に求め、良好な住環境に寄与するまちづくりを推進してきました。今後も社会状況の変化等に応じた適切なまちづくりへの協力を求めていく必要があります。
- 本区は、長い歴史と伝統に加え、時代の先進技術を取り入れ日本の文化・商業・情報の中心地として常ににぎわいととも発展してきました。今後も日本を牽引する都市として活気やにぎわいを継承・発展させていくことが重要です。そこで、東京駅前や銀座、日本橋川沿い、築地、東京2020大会後の住宅開発により大きく変貌する晴海等において地域特性をいかし、新しい文化と都市機能を取り入れながら魅力的な景観を形成した風格あるまちづくりを進める必要があります。

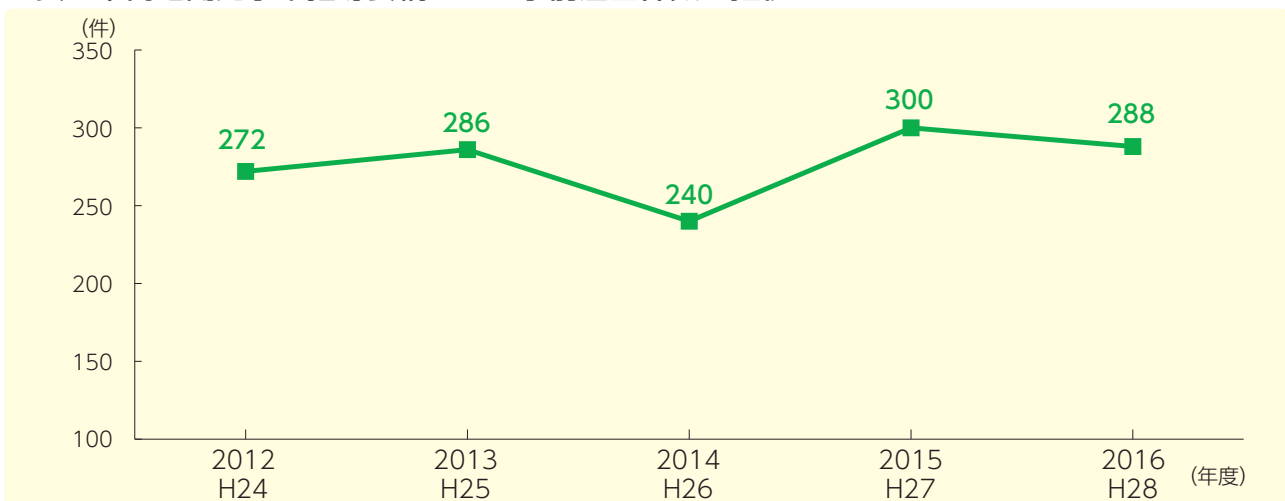
現状データ

図表：再開発事業竣工件数累計



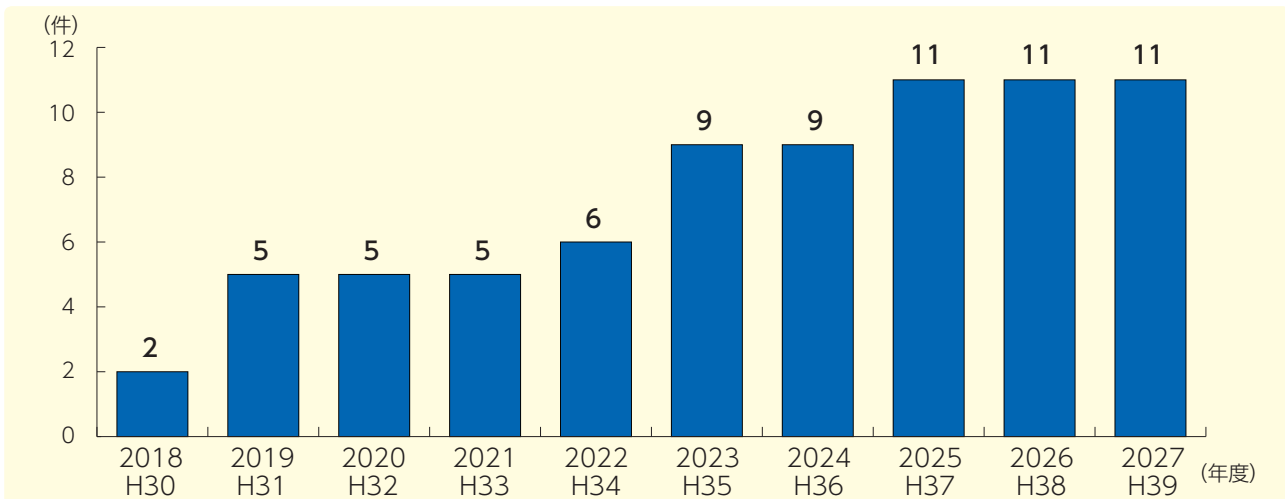
出典：中央区資料

図表：市街地開発事業指導要綱による事前届出件数の推移



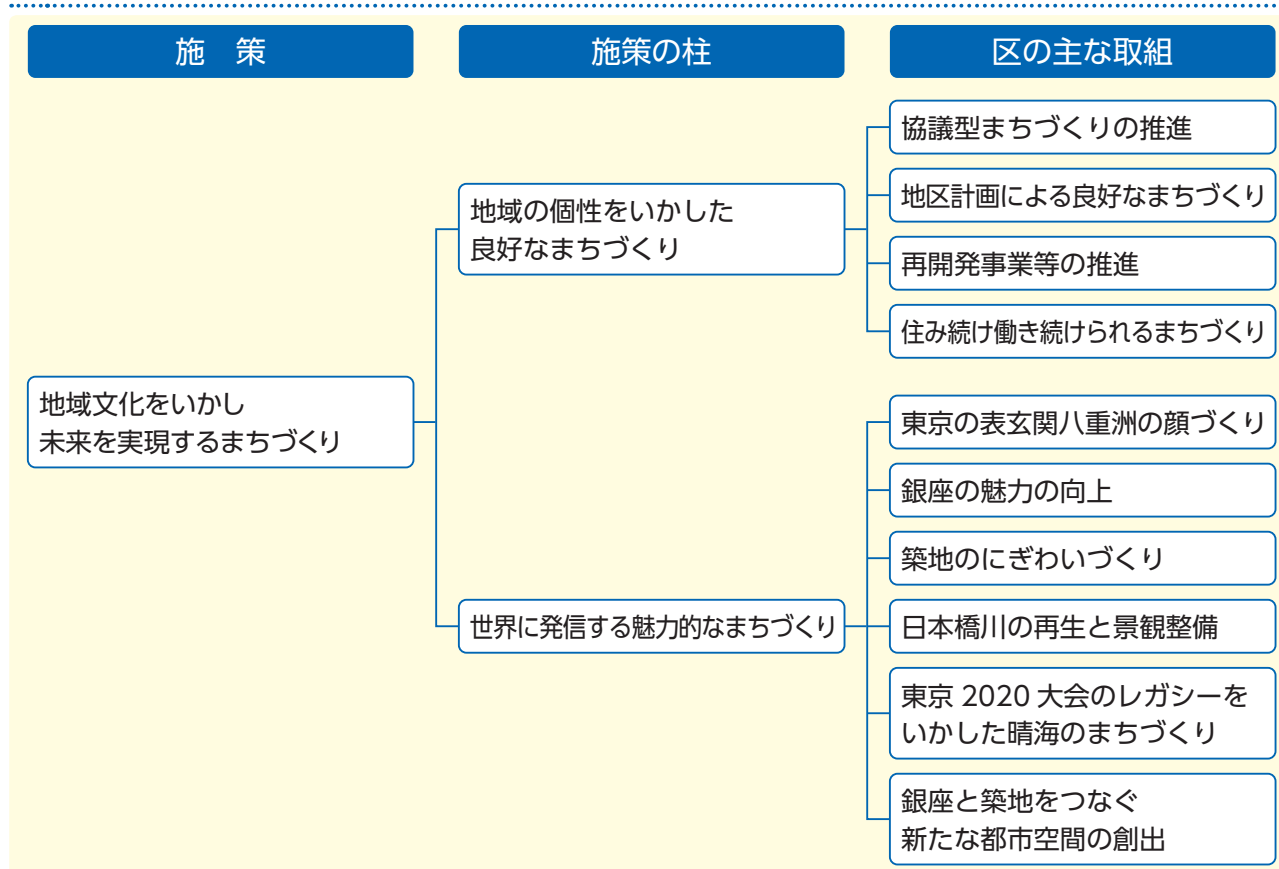
出典：中央区資料

図表：再開発事業の竣工予定累計数の推移（平成30年～平成39年）



出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

(1) 協議型まちづくりの推進

中央区まちづくり基本条例や中央区市街地開発事業指導要綱に基づき、近隣住民等に対し協議や説明を行う協議型のまちづくりを推進するとともに、人口増加や社会状況の変化に合わせ、活力ある地域社会の健全な発展および生活環境の向上ならびに快適な都心居住のまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 地区計画による良好なまちづくり

良好な地区環境の形成のための地区施設（歩行者用通路・広場等）、建築物の整備、土地利用等を一体的かつ総合的に規制・誘導することで良好なまちづくりを推進します。また、生活関連施設、商業施設等のより良い都心居住に寄与する施設や、国際化や訪日外国人旅行者等の来街者に対応する良質で地域のにぎわいに寄与する宿泊施設等を誘導していきます。

(3) 再開発事業等の推進

市街地再開発事業等の制度を活用しながら、個別建替えでは困難な地域貢献施設やコミュニティ空間の整備、水辺環境の活性化、歴史的建物の保存を通じた地域文化の承継等により、新たなにぎわいの創出を進めていきます。また、各地区のまちづくりガイドラインやまちづくりビジョンに掲げる将来像の形成に向け、地域住民との意見交換を重ねながら地域課題の改善を図るなど、良好なまちづくりの推進に取り組んでいきます。

(4) 住み続け働き続けられるまちづくり

再開発事業や個別の建替え事業において工事期間中の仮住宅・仮店舗を提供していきます。また、再開発事業では、事業完了後も引き続き居住・営業継続が図れるよう支援を進めていきます。

(5) 東京の表玄関八重洲の顔づくり

東京駅前にふさわしい風格ある都市景観の形成、バスターミナルの整備や地下街を含めた交通ネットワークの充実・強化に加え、国際観光都市として魅力的な商業・文化・観光機能等を集積することにより、日本橋・銀座地区とのにぎわいの連続性を確保し、安全で快適な回遊性の高い国際都市東京の玄関口を形成していきます。

(6) 銀座の魅力の向上

地元組織である銀座デザイン協議会等とともに、観光客の急増に対する受入環境の充実など新たな課題に対応し、良好な街並みの維持・継承、活気とにぎわいのある魅力あふれるまちづくりを推進します。

(7) 築地のにぎわいづくり

築地魚河岸や築地場外市場を中心に、住み・働く方々と連携し、活気とにぎわいを継承・発展させていきます。また、築地市場の跡地については、都心の発展に不可欠な交通結節機能とともに、食のまち築地の新たなにぎわいが創出されるよう、東京都に要望していきます。

(8) 日本橋川の再生と景観整備

地元のまちづくり検討組織とともに日本橋上空の首都高速道路の移設撤去や日本橋川の再生に向け、国や東京都と緊密な連携を図っていきます。また、日本橋川沿いの再開発事業などに対し支援等を行い、日本橋を中心に伝統や文化が息づき、水辺空間を存分にいかした魅力あるまちづくりを推進していきます。

(9) 東京2020大会のレガシーをいかした晴海のまちづくり

晴海地区将来ビジョンで掲げる「世界をリードする先端技術をいかし、知的創造を育む居住・滞在・憩いの空間」の実現を目指します。また、東京2020大会の選手村やその後の住宅への転用等による開発で整備されるオープンスペース・憩いの空間、水素ステーションおよびマルチモビリティステーションによる交通結節機能等を活用し、新たなライフスタイルや快適な都心居住が創出されるようオリンピックのレガシーをいかしたまちづくりを進めていきます。

(10) 銀座と築地をつなぐ新たな都市空間の創出

建設後50年以上が経過し、老朽化が進む首都高速道路都心環状線の築地川区間の更新と合わせた沿道のまちづくりの機会を捉えながら、首都高掘割空間の蓋かけにより、現在分節されている銀座と築地のまちをつなぐ、快適かつ良好な新たな都市空間を創出する検討を行っています。



多彩な産業が地域に活力を与え、 多様な人が集いにぎわうまち

10年後の中央区の姿

- 商店街が、身近な買い物の場であることはもとより、それぞれの特性を踏まえ強みを伸ばしています。また、時代の最先端と下町情緒豊かで洗練された文化が調和する都心中央区ならではの「おもてなし」によって、にぎわいが創出されています。
- 区内の中小企業が社会の変化に対応し、安定した経営基盤のもとで事業活動を展開しています。また、歴史ある伝統工芸を含む多彩な産業が発展することにより、まちに活気とにぎわいがあふれています。さらに、雇用・就労の機会の充実が図られるとともに、勤労者の生活安定に向けた取組が進み、区民が安心して働くことができます。
- 風格・洗練・活気・情緒など都心中央区ならではの魅力をいかした新たなにぎわいが創出されていることにより、来街者の増加と地域経済の活性化による好循環が生まれ、観光先進都市として持続的に発展しています。

施 策

- 7-1** 特色ある商業活力が融合し、
かがやきを放つ都心商業の形成【商業振興分野】
- 7-2** 時代の変化に対応し、
最先端の都市型産業として進化する環境づくり【産業振興分野】
- 7-3** まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進【観光分野】

基本政策7 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

7-1 特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成 【商業振興分野】

施策の目標

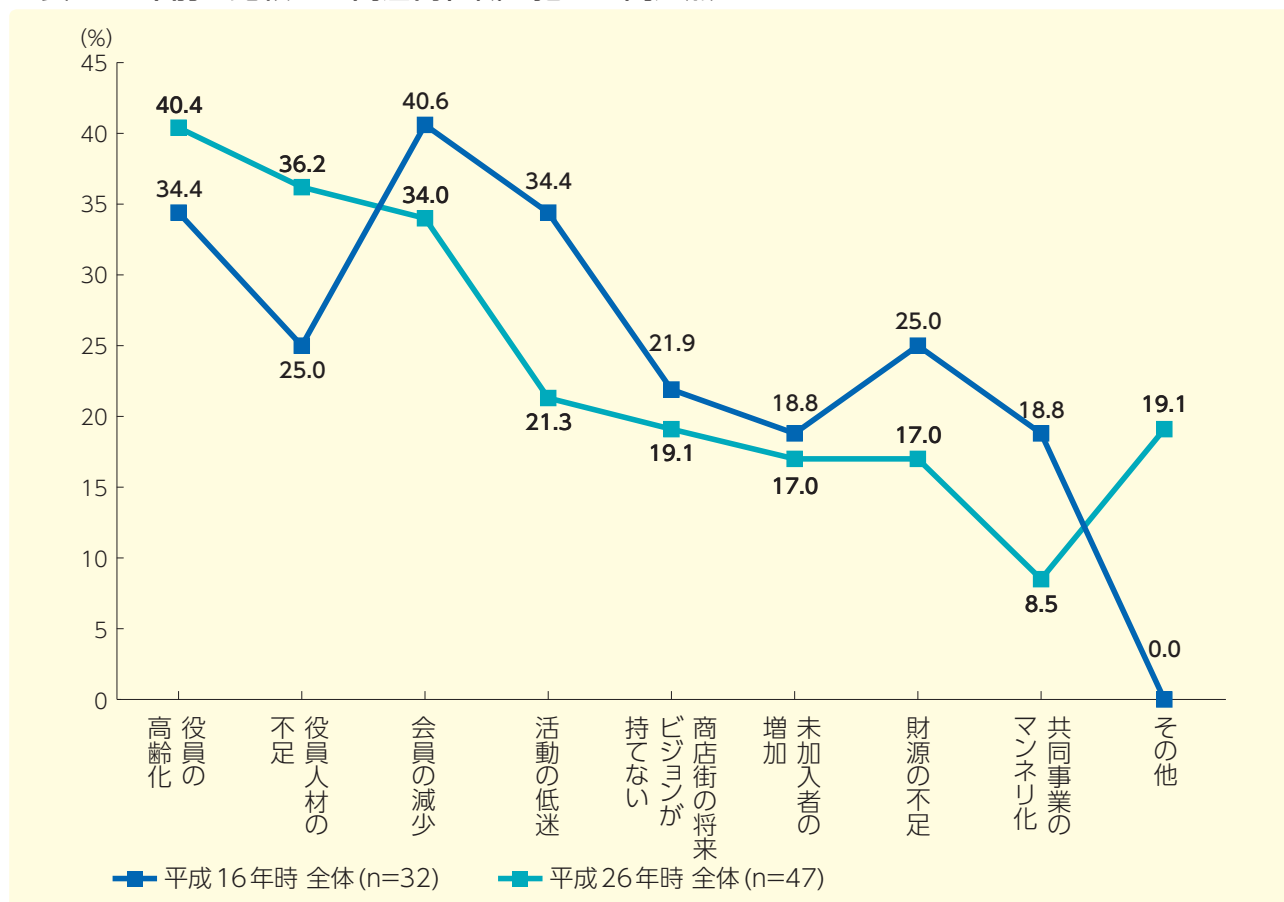
- 再開発事業の機会を捉えた商業施設の誘導など、まちのにぎわいを創出していくとともに、商店街等による観光客の受入環境の整備を支援していきます。
- 各個店や商店街全体の魅力創出と向上を図るため、地域の歴史・文化、顧客、立地といった特性をいかした「地域ブランド」の確立に向けた商店街の取組を支援します。また、来街者の区内回遊を促進するため、商店街が他の商店街や地域団体等と共にそれぞれの魅力をつなぎ合わせ、連携して行う事業を支援します。

現状と課題

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として特に外国人旅行者の増加が見込まれており、経済波及効果の大きい観光産業は今後の地域経済活性化の柱になることが期待できます。本区を訪れるすべての人が時代の最先端と下町情緒豊かで洗練された文化が調和する都心中央区ならではの「おもてなし」を堪能できるよう、安心して快適に買い物や飲食が楽しめる環境を整えていく必要があります。
- 地域商店街は、日常的な買い物場としての役割に加え、観光面を強化したにぎわいの創出や地域コミュニティの場としての役割なども担っていることから、「住む人」「働く人」「訪れる人」など、商店街にとってのターゲットを明確にした取組を行い活性化していく必要があります。
- 地域の独自性をいかしたにぎわいをみせている商店街がある一方で、流通形態の変化や商店街会員の減少などにより活力が失われつつある商店街があります。こうした中、買物客や観光客を呼び込み、さらに区内全域へと足を運んでもらうよう取り組んでいく必要があります。

現状データ

図表：10年前と比較した商店街組織が抱える問題点



出典：中央区商店街振興プラン2016（商店街代表者アンケート調査）

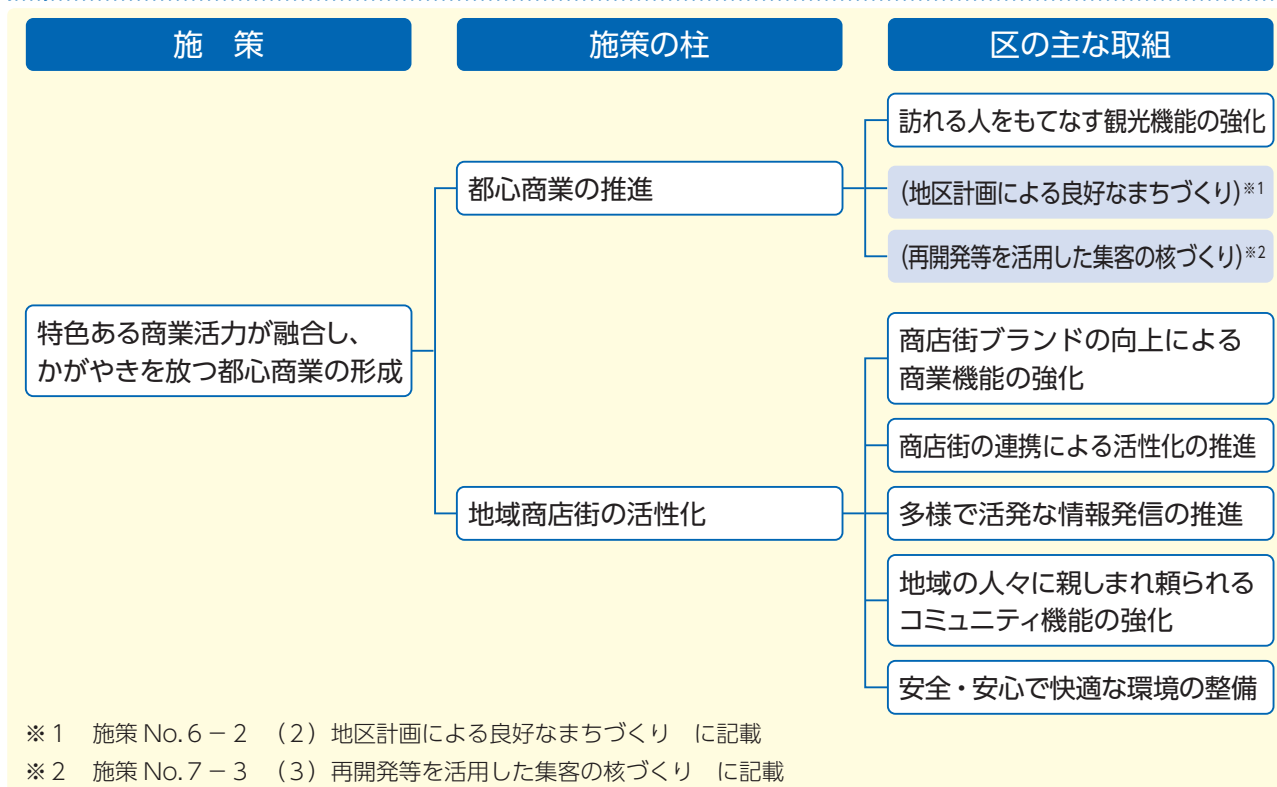
図表：商店街が行う東京2020大会に向けた取組や準備の内容

(%)

	外国語対応などの接客技術を上向する	国内外からの観光客向けの商品・メニュー・サービスを開発	観光客向けの宣伝・PRを実施する	町並みや景観を整備する	歩道や休憩所などを整備する	外国人客対応のための外国人スタッフ・ボランティアを確保	国内外からの観光客向けのイベントを企画する	駐車場・駐輪場を整備する	その他	特にない	無回答
全体 (n=290)	51.4	40.7	40.0	23.1	21.7	21.4	20.0	13.4	1.7	1.0	1.7
八重洲・京橋・日本橋 (n=74)	58.1	33.8	35.1	24.3	21.6	18.9	23.0	1.4	2.7	1.4	4.1
銀座 (n=93)	51.6	37.6	34.4	24.7	22.6	29.0	22.6	17.2	3.2	1.1	1.1
新富・湊・八丁堀・茅場町 (n=9)	55.6	44.4	22.2	55.6	33.3	11.1	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0
築地 (n=36)	47.2	41.7	38.9	19.4	11.1	22.2	8.3	33.3	0.0	2.8	2.8
人形町・やげん堀・浜町 (n=42)	42.9	45.2	61.9	14.3	31.0	19.0	16.7	11.9	0.0	0.0	0.0
月島・勝どき (n=35)	51.4	57.1	42.9	22.9	17.1	11.4	20.0	11.4	0.0	0.0	0.0

出典：中央区商店街振興プラン2016（商店街個店経営者アンケート調査）

施策の体系



区の主な取組

(1) 訪れる人をもてなす観光機能の強化

今後も増加が見込まれる外国人旅行者に対応するため、多言語版商店街マップの作成など、来街者向け多言語対応の取組を支援します。また、免税手続き一括カウンターの設置や多通貨決済サービス等の導入を支援します。

(2) 商店街ブランドの向上による商業機能の強化

商店街のさらなる集客に向けて、地域が統一のテーマを設け、各店舗で商品やサービス等、独自のこだわり・自慢の「逸品」を確立して他店舗との差別化を図る取組や、商店街の愛称、シンボルマーク等をつくり、イベントや宣伝活動に活用する取組を支援します。

(3) 商店街の連携による活性化の推進

商店街が自らの活動を活性化させ、にぎわいを創出し、周辺へと拡大していくために行う、近隣商店街等との連携・協力体制の構築および連携事業を支援します。また、連携事例を区内全体で共有するなど、商店街のさらなる連携強化を促進していきます。

(4) 多様で活発な情報発信の推進

SNS やブログなどのソーシャルメディアを活用し、商店街と消費者の双方向型コミュニケーションを実現するなど、商店街が自ら行う消費者のニーズ把握や情報発信を支援します。

(5) 地域の人々に親しまれ頼られるコミュニティ機能の強化

商店街がコミュニティの核の一つとして、より活発に活動できるよう、町会やNPO 等と協力して実施する事業に対して支援を行います。商店街のイベントや店舗における子どもの仕事体験等を通じて、区民等が地域や商店街への理解を深める機会を増やします。併せて、配送サービスや買物代行サービス等、地域へのサービス強化を支援していきます。

(6) 安全・安心で快適な環境の整備

地域環境に適合した個性と魅力ある商店街づくりを促進するとともに、誰もが安心して商店街を楽しむことができるよう歩行空間の確保や街路灯の設置・点検等の安全対策を支援します。



基本政策7 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

7-2 時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり 【産業振興分野】

施策の目標

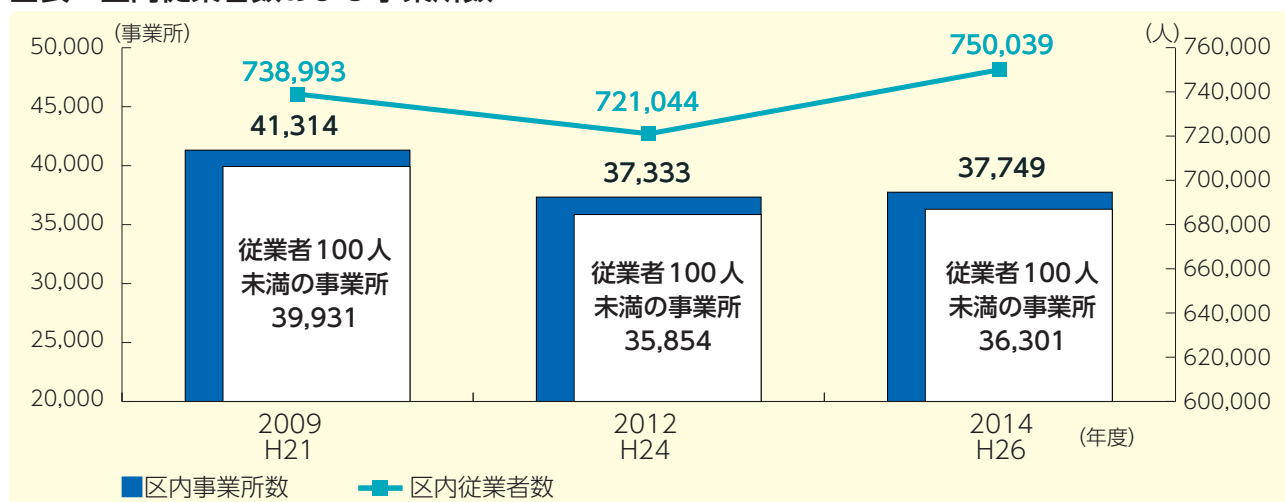
- 本区の産業を支える中小企業がさまざまな経営課題を解決し、活発な事業活動を展開できるよう、きめ細かい経営支援を推進していきます。また、創業を促進することにより、常に新しいアイデアや活力を創出していきます。
- 中小企業の人材確保と区民の安定した就労を実現するため、関係機関との連携を強化し、雇用・就労の機会を提供します。また、中小企業で働く方々が豊かで充実した生活を送ることができるよう、勤労者福祉の充実を図ります。

現状と課題

- 本区は多彩な産業が集積し、事業所数、従業者数はいずれも23区の中でトップクラスを誇っていますが、その大部分は中小企業によって構成されています。また、近年の東京への人口集中、外国人旅行者の飛躍的な増加や情報通信技術の発展、流通形態や消費者ニーズの多様化など、区の産業を取り巻く環境は急激に変化しています。こうした変化に対応し、都心中央区を形成する地域経済を継続的に発展させていくために、中小企業への経営支援はもとより、チャレンジ精神あふれる創業を積極的に支援することにより、区内産業の持続的な活性化を図る必要があります。
- 区内中小企業の人材確保を支援するとともに、区民の安定した就労の実現に向け、ハローワークや東京都等の関係機関と密接に連携し、雇用情勢に応じてさまざまな機会を提供していくことが求められています。また、勤労者の生活の安定と福利厚生向上を図るため、勤労福祉事業を行う中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」の事業を支援していく必要があります。

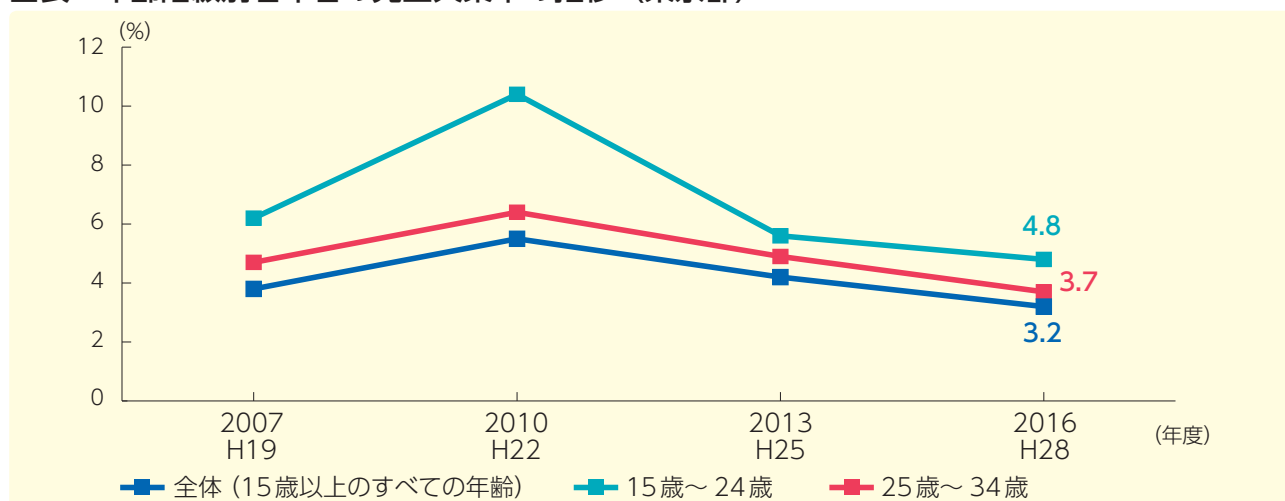
現状データ

図表：区内従業者数および事業所数



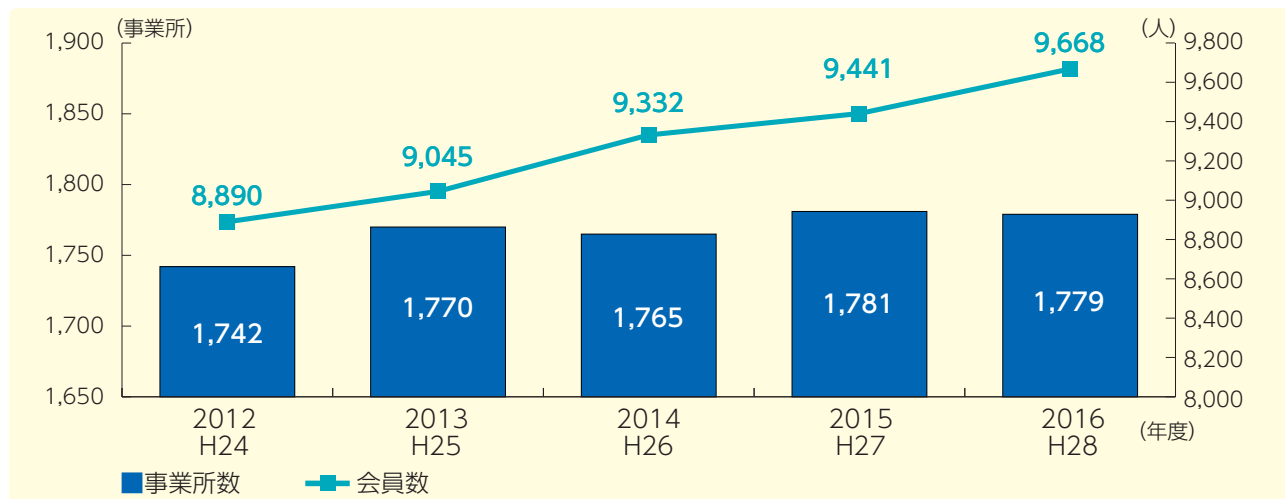
出典：経済センサス（経済産業省）

図表：年齢階級別若年者の完全失業率の推移（東京都）



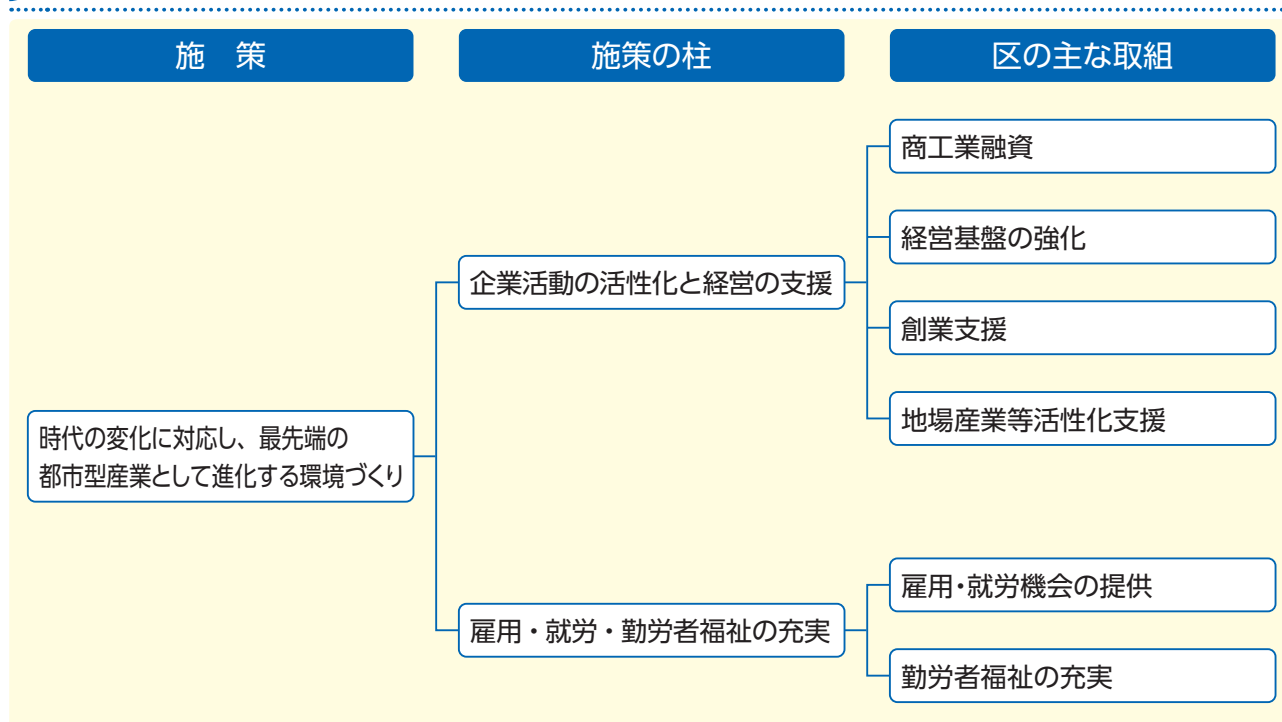
出典：東京都の雇用就業施策の概要（平成29年度）（東京都）

図表：中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」の会員数および事業所数



出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

(1) 商工業融資

金融機関、信用保証協会と協力の上、あつ旋融資を実施するとともに、利子補給・信用保証料補助などを行い、資金調達の利便性を向上させ負担を軽減することで、区内中小企業の振興を図ります。また、融資実施後も経営状態の確認が必要な事業者に対して、経営診断・指導を行うなど、継続的な支援を行っていきます。

(2) 経営基盤の強化

窓口相談や出張相談、経営に関する有益な知識や情報を提供するセミナーを実施することで、中小企業経営者等を支援します。また、販路拡大やホームページ作成の支援、区内共通買物券の発行、産業支援施設の運営等を通じ、経営基盤の強化を図ります。

(3) 創業支援

区内での創業を促進し、産業振興を図るため、区内の創業支援事業者等と連携しながら、ワンストップ創業相談、創業セミナー等を実施し、包括的・継続的な創業支援を推進します。

(4) 地場産業等活性化支援

本区の地場産業である印刷・製本業が、他の業種と融合しつつ活性化できるよう産業文化展等を通じ広く情報発信するとともに、異業種と交流しながら商談できる機会を充実します。

また、江戸以来培われてきた伝統工芸等も数多く存在することから、本区の特徴的な産業の一つと捉え、維持・発展に向けた支援を行います。

(5) 雇用・就労機会の提供

ハローワーク飯田橋、東京都、雇用問題に係る団体等と連携して、区内の企業、事業所に対する求人説明会の実施や、区民等に身近な就職支援の場として職業相談、就職面接会、未就職学卒者等の就労支援を実施するなど、中小企業の人材確保や雇用の安定化を図るとともに、区民の就労を支援します。

(6) 勤労者福祉の充実

勤労者福祉の充実を図るため、中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」において、事業所への入会促進活動や会員のニーズを踏まえたきめ細かい事業展開を行うとともに、公益財団法人として会員をはじめ一般勤労者や区民を対象とした幅広い福利厚生事業等を実施します。



基本政策7 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

7-3 まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進

【観光分野】

施策の目標

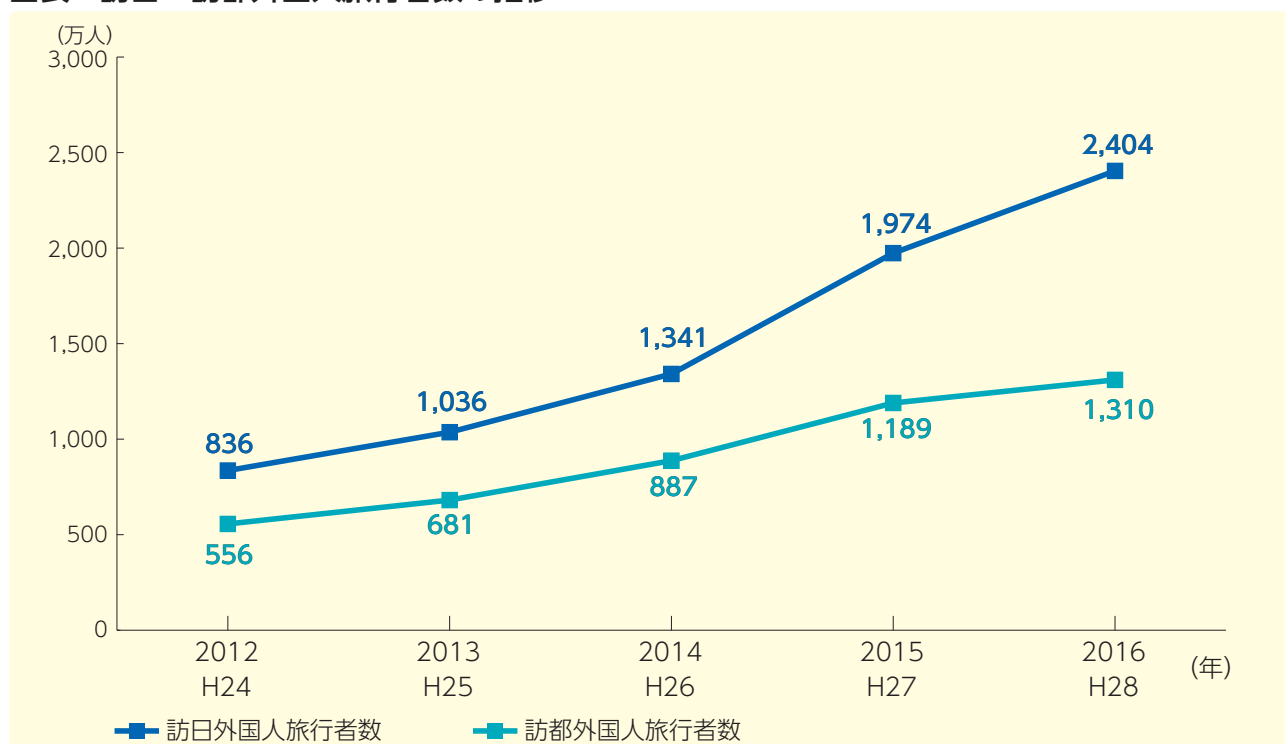
- ショッピングや食文化に加え、本区の強みである歴史と文化に根ざした魅力あふれる観光資源や隅田川を中心とした潤いのある水辺環境を最大限に活用し、都市の生活を含めたまちそのものを楽しむ「都市観光」の魅力を高めていきます。
- 区内の観光情報をさまざまな媒体で積極的に発信し、来街者が区内のあらゆる場所で必要な観光情報を得ることができる環境を整えることにより、区内回遊性の向上を図ります。

現状と課題

- 外国人旅行者の飛躍的な増加や、情報通信技術のさらなる進展など、日本を取り巻く環境が急激に変化している中、政府の観光戦略では2020年までに年間の外国人旅行者数を4,000万人、外国人旅行者の消費額を8兆円とする数値目標を掲げています。また、東京都も2020年の都内外国人旅行者数を2,500万人、消費額を2兆7,000億円とする目標を掲げています。本区には、国内外から多くの人々が訪れており、今後もこのにぎわいを維持し、発展させていくためには、本区の特徴である飲食、買い物、劇場、水辺、歴史等の多様な観光資源を活用しつつ、新たな魅力づくりを行っていく必要があります。
- 来街者に本区の魅力を効果的にアピールしていくため、中央区観光情報センターを中心として、地域の観光案内施設と連携し、まちの変化や来街者のニーズを的確に捉えた情報発信を行っていく必要があります。また、世界的に有名な銀座・日本橋・築地がある本区には常に新しい発見があることを知ってもらい、来訪意欲を高めるため、海外を含めた広報・情報発信活動を強化していく必要があります。
- 本区を訪れる人々の多様な目的に応えるためには、区民や事業者等がニーズに合ったよりきめ細かで心のこもった対応をしていくことが大切です。そのためには、受入環境の基盤整備はもとより、観光ボランティアの育成や区民のおもてなしの心の醸成等も重要になります。

現状データ

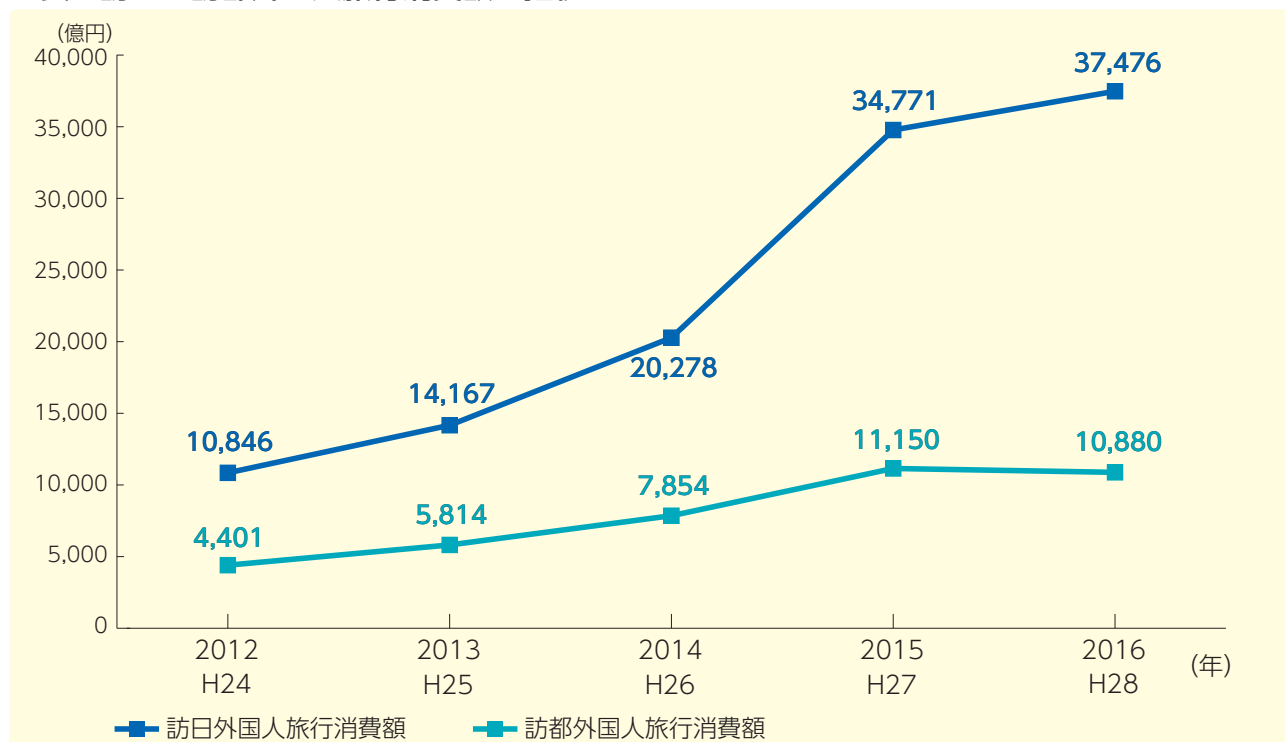
図表：訪日・訪都外国人旅行者数の推移



出典：訪日外国人旅行者数 「訪日外客数」(日本政府観光局)

訪都外国人旅行者数 「東京都観光客数等実態調査」(東京都)

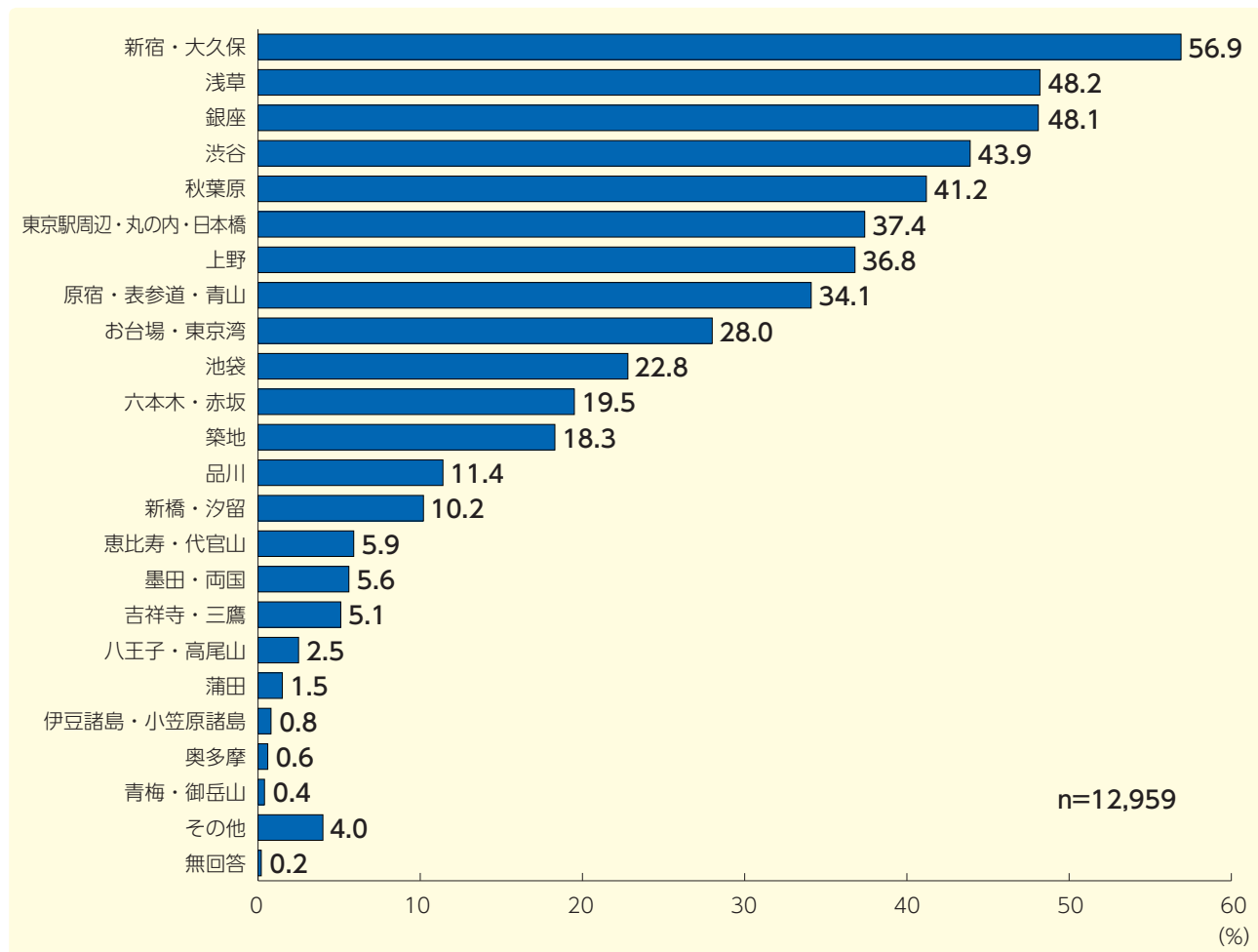
図表：訪日・訪都外国人旅行消費額の推移



出典：訪日外国人旅行消費額 「訪日外国人消費動向調査」(観光庁)

訪都外国人旅行消費額 「東京都観光客数等実態調査」(東京都)

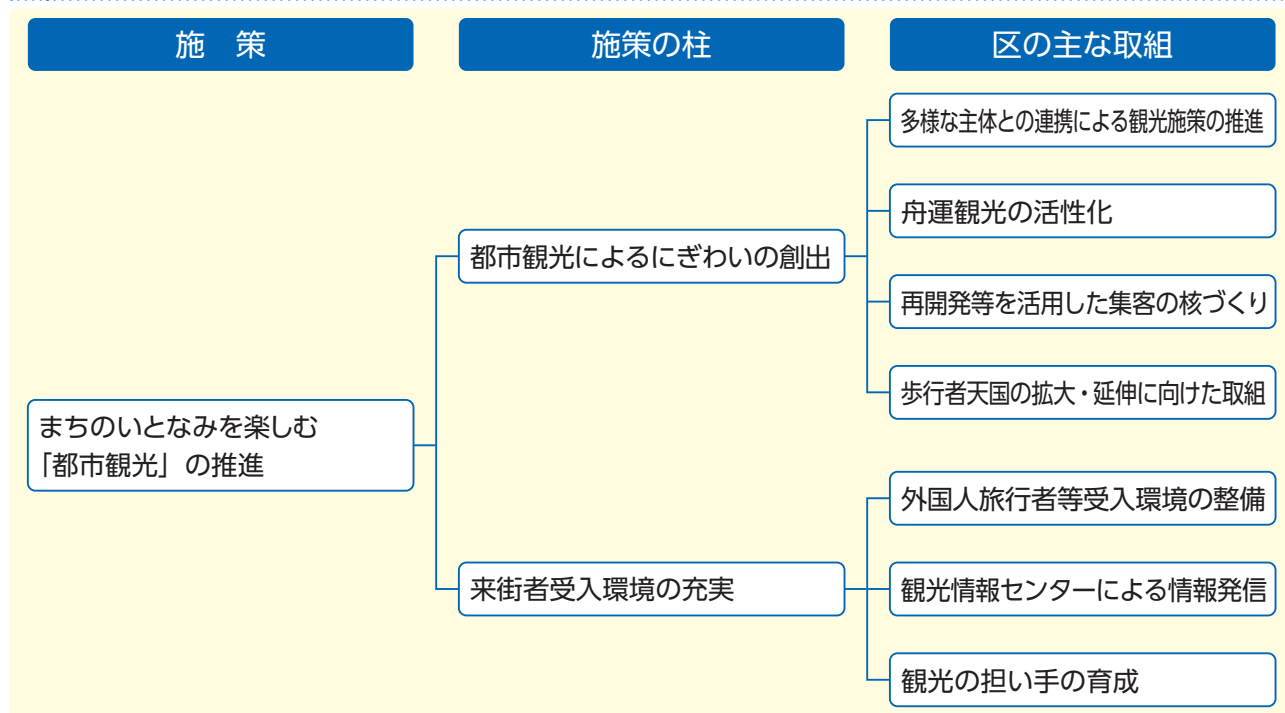
図表：外国人旅行者が都内で訪問した場所



(複数回答有)

出典：平成28年度国別外国人旅行者行動特性調査（東京都）

施策の体系



区の主な取組

(1) 多様な主体との連携による観光施策の推進

本区ならではの都市観光を充実させていくため、情報の収集・発信や多様な観光資源をつなぐ施策を中央区観光協会や他の自治体、民間事業者と連携しながら広域的に展開していきます。

(2) 舟運観光の活性化

本区の豊かな水辺環境を積極的に活用するため、中央区観光協会と連携し、舟運ルート・ツアーの開発・活用や舟運観光ガイドの育成を行うとともに、船便情報の一元的な管理・発信等を支援することにより、利用者の利便性の向上を図ります。

(3) 再開発等を活用した集客の核づくり

中央通りと晴海通りを本区の観光メインストリートとして位置付け、再開発事業等の機会を捉えて、観光振興に資する集客施設を誘致するとともに、陸と海を結ぶ交通結節機能の強化や観光案内施設の整備を促進していきます。

(4) 歩行者天国の拡大・延伸に向けた取組

国や東京都と連携を図りながら国家戦略特区等を活用し、中央通りの歩行者天国の日本橋方面への延伸など、新たなにぎわいの創出に向けた取組を推進します。

（５）外国人旅行者等受入環境の整備

国や東京都と連携しつつ、無料 Wi-Fi 等の通信環境の整備や多言語・ピクトグラム表記を用いた観光案内サインの整備を推進するとともに、区民や区内事業者に外国人旅行者等を受け入れる上で必要なスキルや生活習慣の違いといった知識を広めるなど、ハードとソフトの両面から取組を進めていきます。

（６）観光情報センターによる情報発信

観光情報センターでは、地域の観光案内施設等と連携して最新の観光情報の集約・共有を図るとともに、来場者等のニーズを的確に把握し、さまざまな媒体によりリアルタイムに必要な情報提供を行っていきます。また、区のプロモーション映像を活用し、本区の魅力を国内外に効果的に宣伝するとともに、主に海外に向けて、観光客自らが情報を発信していく仕組みづくりを推進していきます。

（７）観光の担い手の育成

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先の観光客増加を見据え、中央区観光協会や国・東京都、大学等が連携して、観光ボランティアガイドや外国語ボランティア、観光特派員などの観光の担い手を育成し、来街者の利便性を高めていきます。



豊かな学びにあふれ 健やかな体を育むまち

10年後の中央区の姿

- さまざまな社会の変化を乗り越え、自らの力で未来を切り拓き、持続可能な社会の創り手としてたくましく生きる子どもたちが育まれています。また、良好な学習環境が確保され、子どもたちが放課後も安全に安心して過ごすとともに、地域の人々との交流を通じて心豊かに成長しています。
- 家庭・地域・学校・関係機関の連携がより一層進み、地域全体で家庭教育を支援する体制が整い、子どもたちが心身ともに健やかに成長しています。また、青少年が野外活動やレクリエーション等の集団行動を通して、自主性や社会性を身に付け、地域の健全育成を担う指導者として活躍しています。
- 誰もが生涯にわたって学習することができる機会が確保されているとともに、学びの成果をいかし、ボランティアや地域活動に参加するなど、ゆとりと潤いのある豊かな生活を送っています。また、魅力ある図書館づくりが進み、子どもから大人まで読書活動や地域資料に親しみ、心豊かな区民生活が営まれています。
- 誰もが日常的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、健康で生涯を通じていきいきとした生活を送っています。

施 策

- 8-1** 子どもたちの可能性が開花する教育の推進【学校教育分野】
- 8-2** 希望に満ち、次代を担う子どもの育成
【家庭教育への支援・青少年健全育成分野】
- 8-3** 生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進【生涯学習分野】
- 8-4** スポーツの楽しさが広がる環境づくり【スポーツ分野】

基本政策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

8-1 子どもたちの可能性が開花する 教育の推進 【学校教育分野】

施策の目標

- 「知識および技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性」の涵養と「主体的・対話的で深い学び」を通じて、先行き不透明な社会をたくましく生き抜く子どもを育みます。また、学校と家庭が連携し子どもたちの基本的生活習慣の定着を図るとともに、生涯にわたって心身ともに「健やかな体」、互いの個性や多様性を尊重し他者を思いやる「豊かな心」を育む質の高い教育を展開していきます。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもたちのニーズに応える教育環境の整備により、一人一人が可能性を最大限に伸ばし、自立して生きていく力を育んでいきます。
- 児童数が増加する中であっても良好な教育環境を確保するため、学校施設の整備等を計画的に推進します。また、都心の立地条件を最大限にいかした特色ある教育活動の展開、サポーターや地域の方々の協力のもと放課後等に安全かつ安心して時間を過ごせる居場所づくりを進めるなど、地域コミュニティの核の一つともなる魅力ある学校づくりを推進していきます。

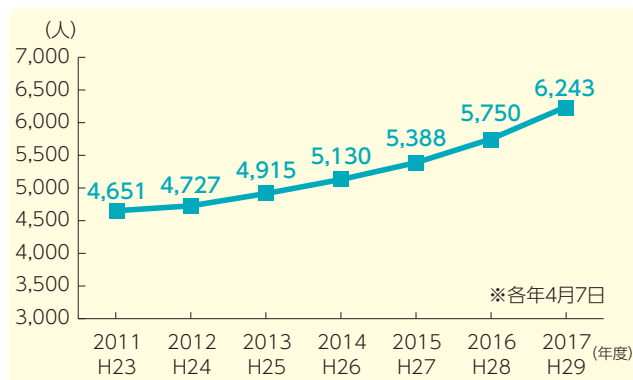
現状と課題

- 本区の児童・生徒の学力は、概ね全国や東京都の平均を上回っている一方で、論理的説明力、コミュニケーション能力の面では課題も見られることから、課題解決型の学習、主体的・対話的な学習を推進していく必要があります。また、グローバル化や情報化が急速に進む中で、国際教育では「使える英語」の習得に向け、実践の場の提供や教員の英語指導力の向上、理数教育では、科学技術に対する子どもたちの興味を高めながら、基礎的素養の向上および科学技術を担う人材の育成を推進していくことが重要です。
- いじめや不登校の件数が徐々に増加し、原因も複雑化する中、未然防止や早期解消に向けて、学校の組織での対応力の強化とスクールソーシャルワーカー等の活用および関係機関と連携した支援を進めるとともに、互いを思いやる心の醸成や社会のルールを守る規範意識の向上など豊かな人間性を育む教育を推進することが必要です。
- 本区の小学生の体力は、全国や東京都の平均を概ね上回るものの、一部の種目に課題が見られ、中学校でほとんどの種目で下回っています。このため、運動の日常化や外部機関を活用した体力向上の取組の強化、健康教育の充実が求められています。

- 特別な教育的支援を必要とする子どもの増加や障害の多様化などが見られる中、関係機関を含めた支援体制を強化し、子どもたち一人一人の障害の特性に応じた適切な学習の場を提供していく必要があります。
- 子育て世代を中心とした人口増加に伴う保育所への入所ニーズの高まりを受け、幼児が多様な施設で教育を受けるようになってきたことから、幼稚園と保育所との連携による教育の質の向上や小学校教育との円滑な接続に向けた取組を一層推進していくことが重要です。
- 児童数の増加に伴う学級数増加に対応するため、国における35人学級の動向も注視しつつ、計画的な学校施設の整備・改修など多角的な検討を進め、良好な教育環境を確保していく必要があります。
- プレディの利用人数が毎年増加する中、狭あい化が課題になっている場所もあります。児童がのびのびと活動できるスペースの確保に向けた対応のほか、子どもたちにさまざまな体験ができる機会を提供するなど事業の充実を図っていく必要があります。

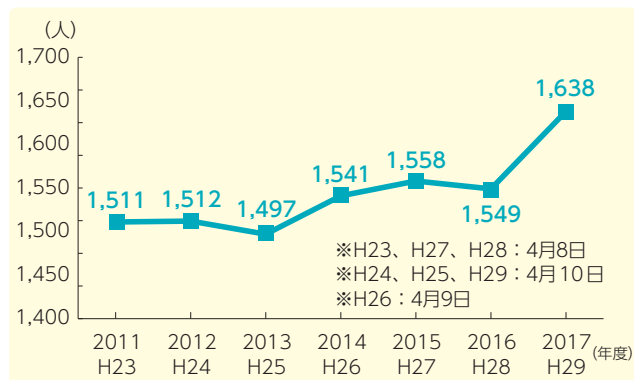
現状データ

図表：小学校児童数の推移



出典：中央区資料

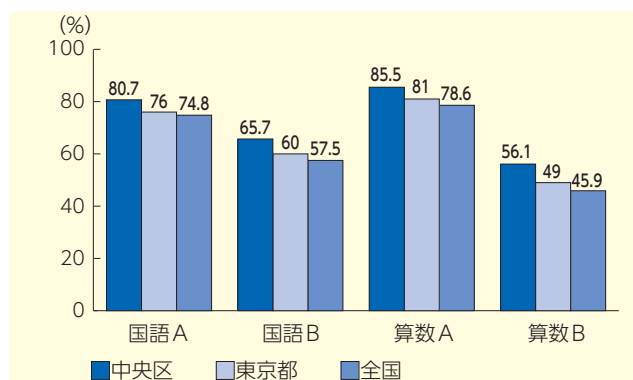
図表：幼稚園入園者数の推移



出典：中央区資料

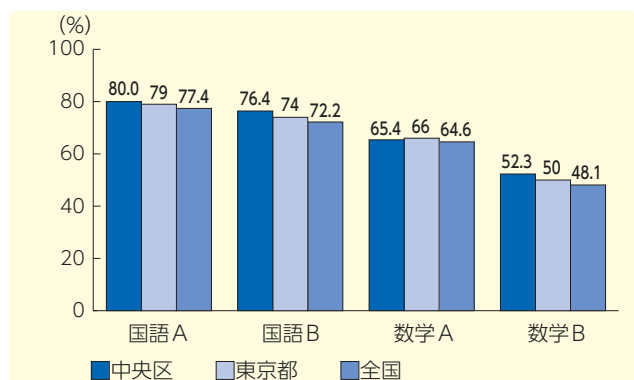
図表：児童・生徒の基礎的学力の定着状況（国・東京都・区比較）

○小学校



※国語 A、算数 A：主として「知識」に関する問題
国語 B、算数 B：主として「活用」に関する問題
※東京都の平均正答率は整数値で公表されている。

○中学校

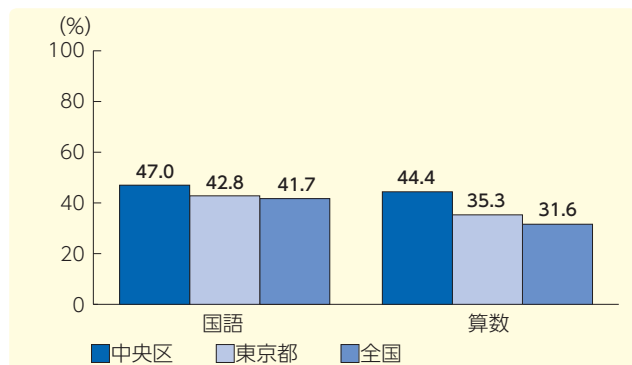


※国語 A、数学 A：主として「知識」に関する問題
国語 B、数学 B：主として「活用」に関する問題
※東京都の平均正答率は整数値で公表されている。

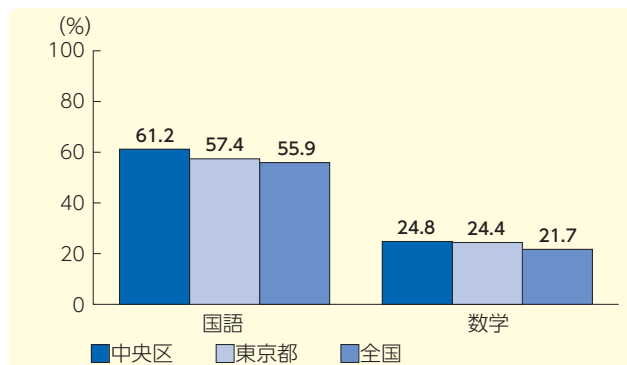
出典：平成29年度全国学力・学習状況調査結果

図表：論理的説明力に関する問題の平均正答率（国・東京都・区比較）

○小学校



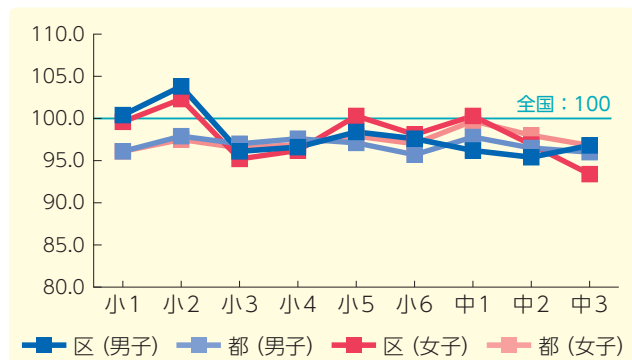
○中学校



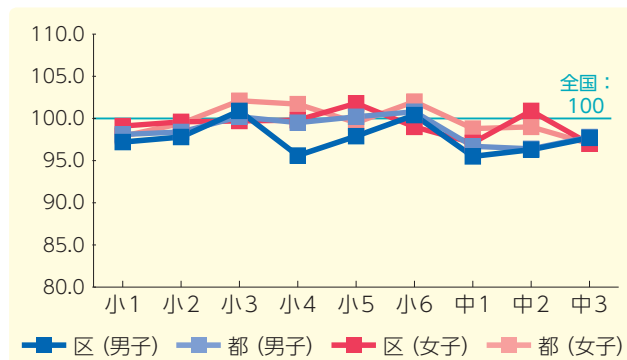
出典：平成29年度全国学力・学習状況調査結果

図表：児童・生徒の体力状況（国・東京都・区比較）

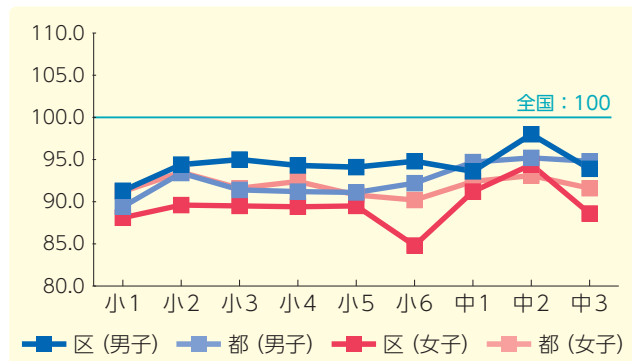
〔筋力（握力）〕



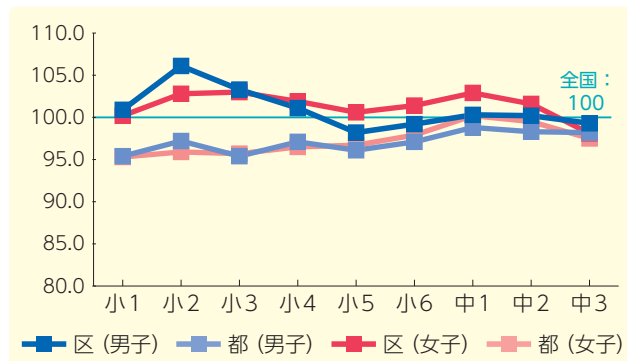
〔柔軟性（長座体前屈）〕



〔投力（ソフトボール投げ）〕※中学生はハンドボール投げ

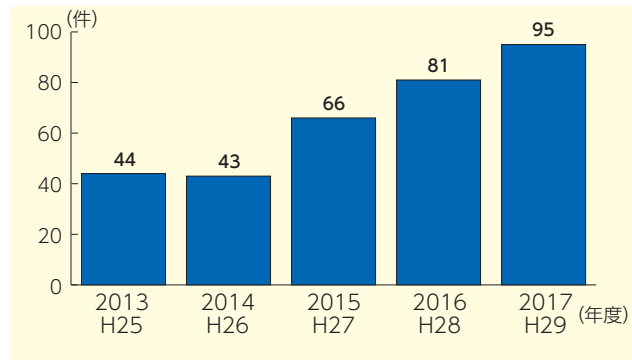


〔敏しょう性（反復横とび）〕



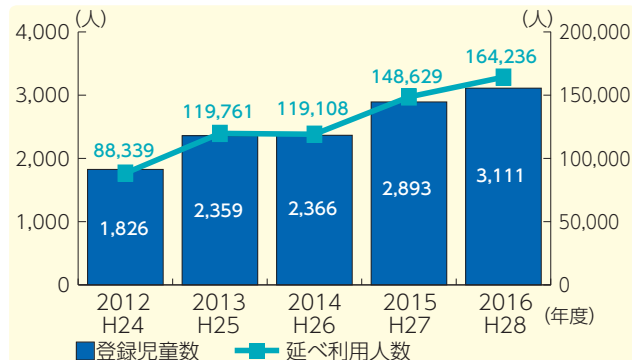
出典：平成29年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果

図表：就学相談件数の推移



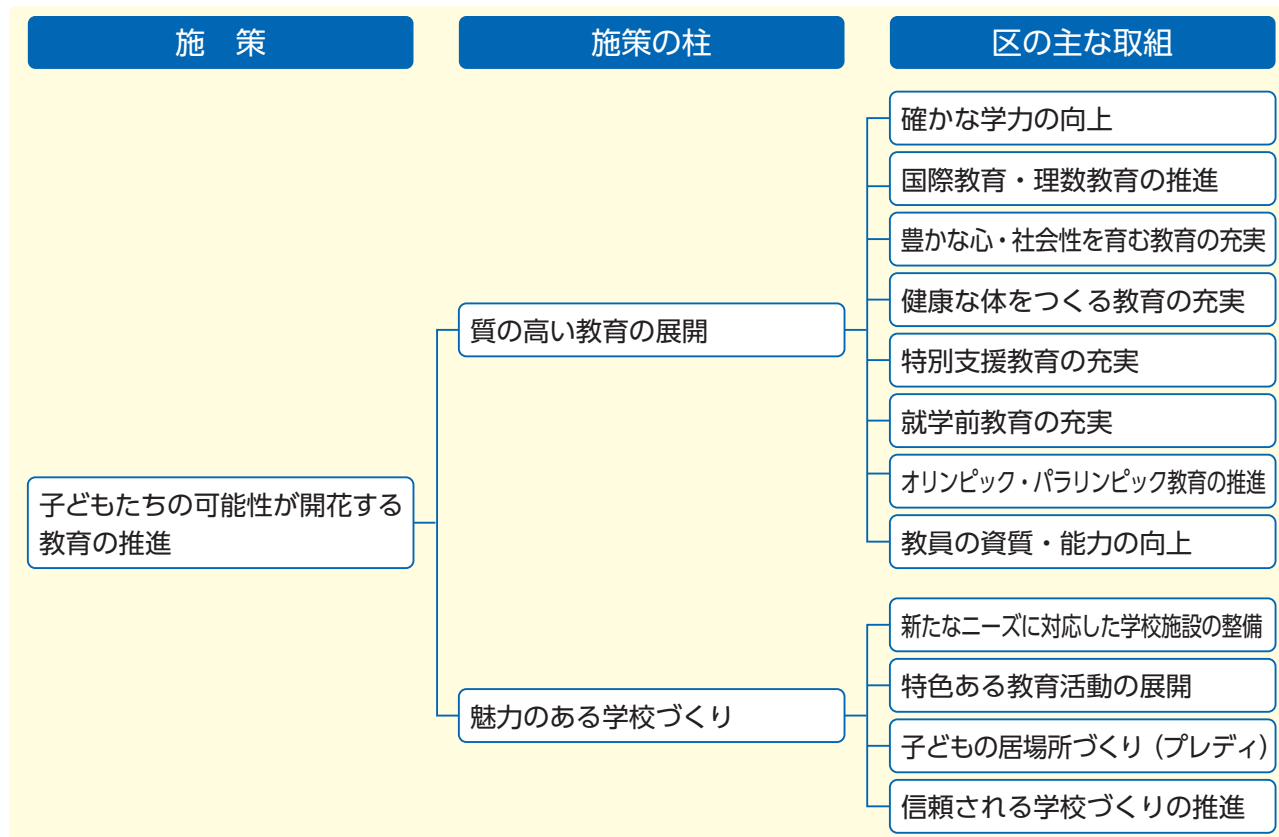
出典：中央区資料

図表：プレディ利用状況の推移



出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

（1）確かな学力の向上

習熟の程度に応じた指導を行うほか、課題が見られる教科について指導資料を作成し指導法を改善するなど子どもの学力の向上を図ります。また、「主体的・対話的で深い学び」に向け、基礎的な学力の定着と併せて、タブレット端末等を含めたICT機器の活用による協働型・双方向型授業やプログラミング教育など思考力・判断力・表現力等を育成する授業づくりを推進していきます。

（2）国際教育・理数教育の推進

英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、国際教育パイロット校の取組をもとに中央区版の英語教育メソッドを作成し各校で展開するほか、小中連携による英語教育を推進します。また、能や歌舞伎等の日本の伝統文化に加え、外国の言葉や文化に触れる機会を積極的に提供し、豊かな国際感覚を培っていきます。

理数教育では、科学技術に対する興味・関心を高め、知識・理解を深めるため、理数教育パイロット校の取組をもとにカリキュラムを作成し各校で展開するほか、大学と連携した「科学教室」や「体験授業」等により児童・生徒参加型の機会を提供し、科学的思考力を育んでいきます。

（３）豊かな心・社会性を育む教育の充実

心を育てる教育を推進するため、道徳の授業をはじめすべての教育活動を通して、人権を尊重する意識や思いやりの心、社会のルールを守る意識の形成を図っていきます。また、人権課題に係る教員研修を実施し、適切な指導につなげます。

さらに、いじめや不登校を生まない学校づくりに向け、学校、保護者、地域、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関が緊密に連携していきます。

（４）健康な体をつくる教育の充実

スポーツを通じた豊かな心の醸成と体力の向上を目指し、学校体育の充実、生活習慣・運動習慣の改善、競技力の向上に向けた取組やマイスクールスポーツ（一校一運動）の推進、外部指導者の活用を図ります。

また、生活習慣病の予防をはじめとした健康づくりやがん教育を推進するため、学校、家庭、地域、関係機関と連携した取組を広げていくほか、「食」への理解を深めるため、専門知識のある外部指導者、栄養職員を積極的に活用するなど食育の充実を図ります。

（５）特別支援教育の充実

幼稚園や学校と子ども発達支援センター、福祉、医療、保健等の関係機関が緊密に連携しながら、幼児期から学齢期まで切れ目のない支援および就学相談の充実や外部の専門支援員を活用した支援を展開していきます。

また、全小・中学校に設置する「特別支援教室」では、巡回指導教員と在籍学級担任の連携のもと、一人一人が抱える学習上・行動上の課題を効果的に改善し、学力や集団適応能力を伸ばしていきます。

さらに、特別支援教育に係る今後のニーズを見極めながら、知的障害特別支援学級の増設や情緒障害等特別支援学級（固定学級）の設置について検討していきます。

（６）就学前教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、一人一人の発達に応じた就学前教育を推進していきます。また、健やかな心と体の育成や幼児期からの運動能力の向上を目指し、さまざまな動きを経験できる運動遊びの充実を図っていきます。さらに、幼児教育から小学校教育への学びの連続性を確保するため、幼稚園や保育所、認定こども園において共通のカリキュラムを活用し、発達段階に即した教育や幼児と児童の交流を積極的に行うほか、保育士、幼稚園教諭と小学校教諭相互の理解を深めます。

(7) オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京都と連携し、各学校・幼稚園の創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進のほか、中央区版一校一国運動や障害者理解、ボランティア活動等の取組を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして大会開催後も展開します。

また、大会の競技観戦、大会ボランティアや観光ボランティアなど、直接的・間接的に子どもたちが大会に参画できる取組を推進します。

(8) 教員の資質・能力の向上

教育課題への対応力を高める研修や他の自治体および民間企業と連携した人材交流研修、若手教員等への指導・助言を行うメンタティーチャーの活用等により、教員の資質・能力の向上を図ります。また、子ども一人一人に丁寧に関わりながら、より質の高い授業や個に応じたきめ細かな指導ができる優れた教員を育成するため、教員の業務の効率化等を通じ教員の「働き方改革」を進めていきます。

(9) 新たなニーズに対応した学校施設の整備

既存校舎の老朽化と今後の児童数増加に対応するため、学校施設の計画的な整備・改修を実施します。また、保育ニーズとともに幼稚園に対するニーズの高まりが想定されることから、学校整備の機会を捉え、認定こども園の設置を進めていきます。

(10) 特色ある教育活動の展開

各学校がそれぞれの地域特性を踏まえながら児童生徒一人一人の個性を最大限に伸ばす特色ある教育活動を展開していきます。また、学校施設に比較的余裕のある学校においては、新たに特認校としての指定の検討とともに、魅力を高める学校づくりを推進していきます。

(11) 子どもの居場所づくり（プレディ）

プレディでは、サポーターや地域の方々と協力しながら、学習やさまざまな体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供するとともに、職員の資質を高め、各種イベントや教室をはじめ質の高い事業を展開していきます。

また、学校整備の機会を捉えて、プレディ設置校を拡大していきます。

さらに、「学童クラブ」と「プレディ」それぞれの機能・特色をいかながら、一体的な運営の仕組みづくりを進め、児童が放課後等に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

(12) 信頼される学校づくりの推進

各学校、幼稚園において学校評議委員会を開催するとともに、有識者を加えた外部評価の実施を通じて保護者や地域に開かれ、信頼される学校づくりを推進していきます。

計画事業

(単位：百万円)

計画事業名	事業目標（整備地域）	事業計画	
		前期 2018～2022年度 (平成30～34年度)	後期 2023～2027年度 (平成35～39年度)
小・中学校の整備	・ 小学校の改築 2 校（京橋地域、日本橋地域） ・ 小学校の増築 1 校（月島地域） ・ 小学校の整備 1 校（月島地域） ・ 中学校の整備 1 校（月島地域）	・ 工事、開校 2 校（京橋地域、日本橋地域） ・ 工事 ・ 工事 ・ 工事	・ 工事、開校 ・ 開校 ・ 開校
	事業費 29,806	27,207	2,599
認定こども園（幼保連携型）の整備	・ 認定こども園（幼保連携型）の整備 2 園（日本橋地域、月島地域）	・ 工事、開設 1 園（日本橋地域） ・ 工事	・ 開設 1 園（月島地域）
	事業費 3,245	3,245	—

※認定こども園（保育所型）の整備 1 園 は、施策 No.2 - 1 の計画事業に記載



プログラミング教育



基本政策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

8-2 希望に満ち、次代を担う子どもの育成 【家庭教育への支援・青少年健全育成分野】

施策の目標

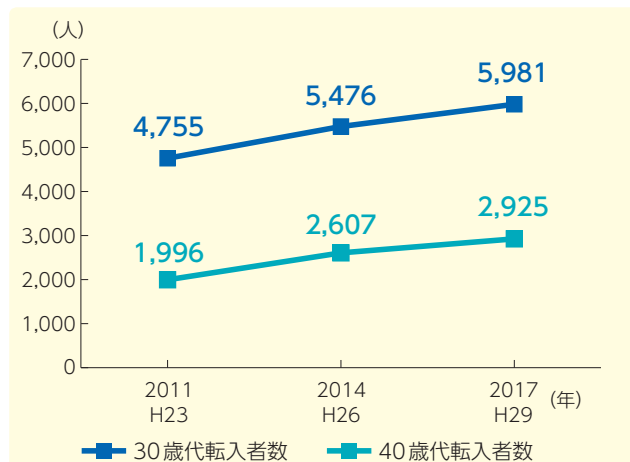
- 地域全体で家庭教育を支援するため、家庭・学校・地域と連携しながら、保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供するなど、子どもを育む「親力」の向上を図ります。
- 地域が自主的に取り組む活動を支援し、青少年の活動参加の機会を増やし、子どもたちの健全育成に携わる指導者となれるよう人材を育成していくことで、青少年の健全育成を推進します。

現状と課題

- 本区では少子化が進む全国的な傾向とは異なり、30歳代、40歳代を中心とした子育て世代の転入が多く、年間出生数も増加傾向にある中、悩みや不安を抱えながら子育てをしている状況が見受けられます。家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、他人への思いやり、社会的なルール、自己肯定感や自立心など、子どもの基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っています。各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む力「親力」を高めていく必要があります。
- 地域との関わりの希薄化から、青少年の地域行事等への参加意識の低下が懸念されています。青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、スマートフォンの普及からSNS等を通じたトラブルに巻き込まれるリスクも高まっているほか、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるなど、社会の責任ある一員としての意識啓発の必要性は一層増しています。青少年がさまざまな地域活動や社会活動に興味を持てるようにするとともに、自立性や社会性を育み社会の一員としての自覚を促すために、地域行事等への参加機会を増やしていくことが重要です。

現状データ

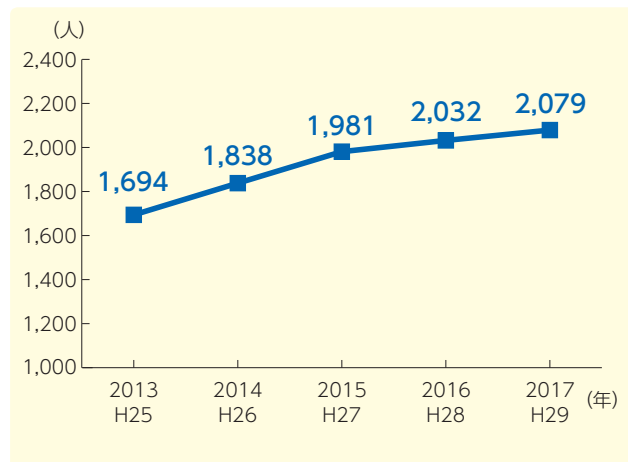
図表：30～40歳代の転入者数の推移



※平成25年以降は外国人を含む。

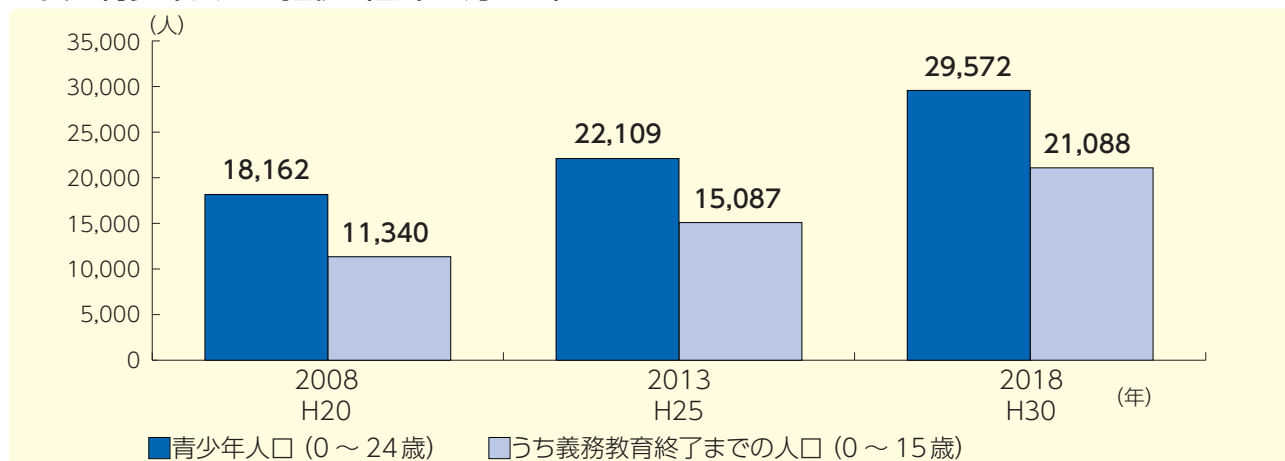
出典：中央区資料

図表：年間出生数の推移



出典：中央区資料

図表：青少年人口の推移（各年1月1日）

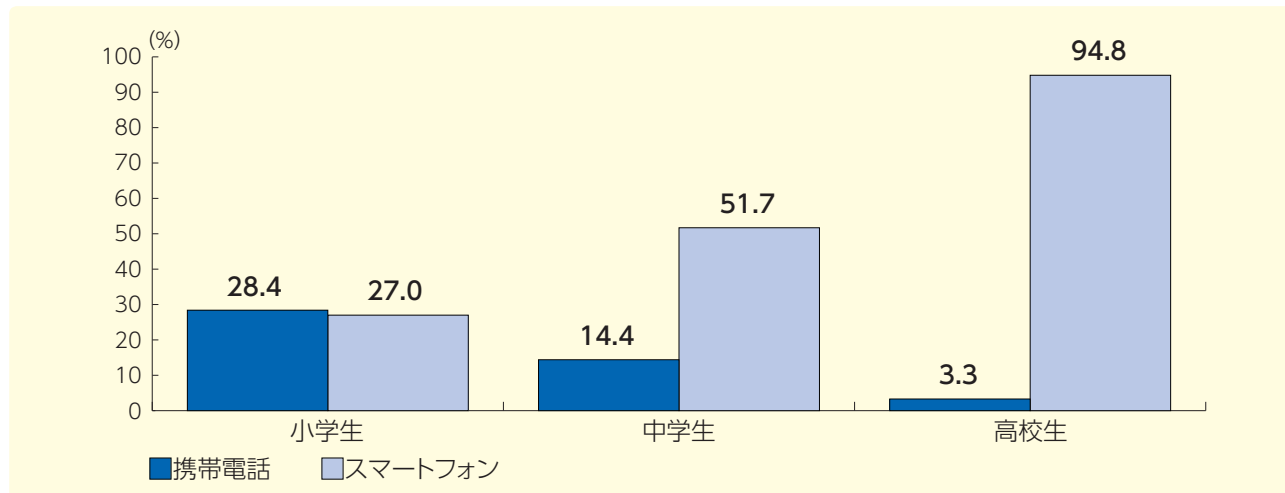


※就学年齢計算方式による集計。

※平成25年以降は外国人を含む。

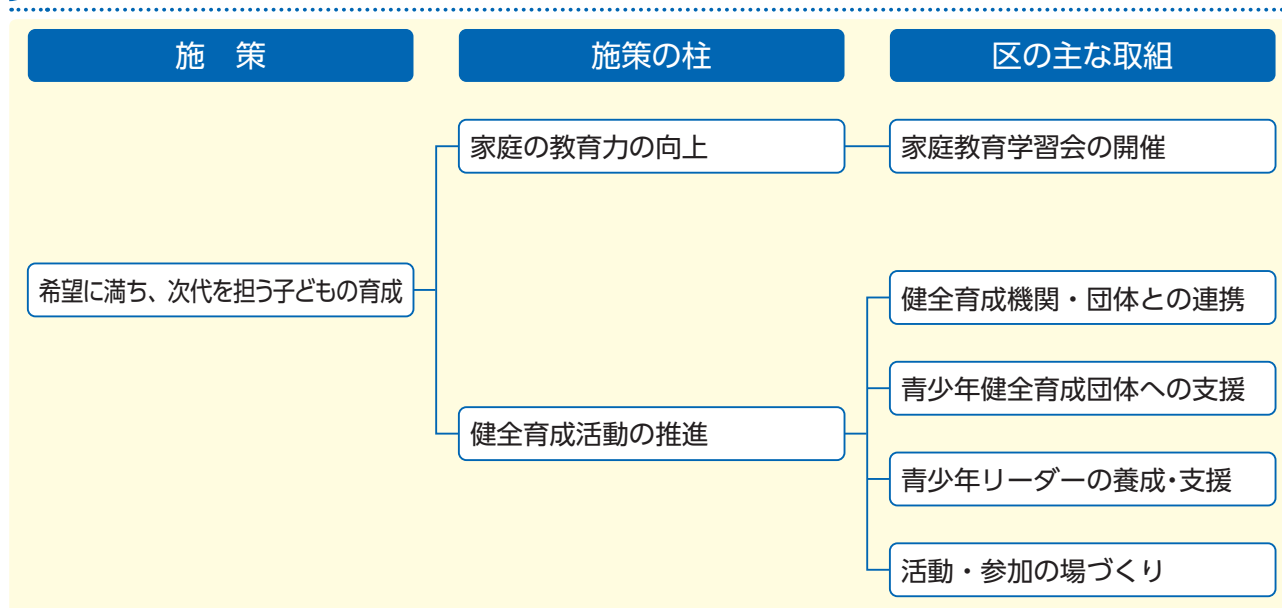
出典：中央区資料

図表：青少年の携帯電話・スマートフォンによるインターネットの利用状況



出典：平成28年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書（内閣府）

施策の体系



区の主な取組

(1) 家庭教育学習会の開催

家庭の教育力の向上を図るため、中央区家庭教育推進協議会が区、学校、PTA、地域の関係機関等と連携して家庭教育学習会を開催するとともに、父親を対象に子育てへの積極的な参加を促す事業を実施します。また、子育て支援ボランティア団体等の活動を積極的に支援していきます。

(2) 健全育成機関・団体との連携

家庭・地域社会・学校および行政機関・関係団体がより一層緊密に連携し、長期的な展望に立って青少年の健全育成を総合的かつ効果的に推進していくため、中央区青少年問題協議会を開催します。また、地域における青少年の健全育成、非行防止を図るため、各補導連絡会において、青少年の指導方法についての学習や非行少年等についての情報交換を行います。

(3) 青少年健全育成団体への支援

各地域においてさまざまな行事を実施する青少年対策地区委員会の活動を支援し、地域における青少年の健全育成を図ります。

(4) 青少年リーダーの養成・支援

小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけづくりとして、野外活動、レクリエーション、集団生活などを行う研修会を実施します。

また、高校生、大学生、社会人等、それぞれの年代において、将来にわたり活動できる場と機会の拡大を図るために組織された青年リーダーの会に対して支援を行います。

(5) 活動・参加の場づくり

異なる年齢・地域の子どもが、互いに触れ合い、知り合うことができるよう、子どもたちが一堂に集って、さまざまな児童文化活動やレクリエーションなどに共に参加する機会を提供していきます。



基本政策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

8-3 生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進【生涯学習分野】

施策の目標

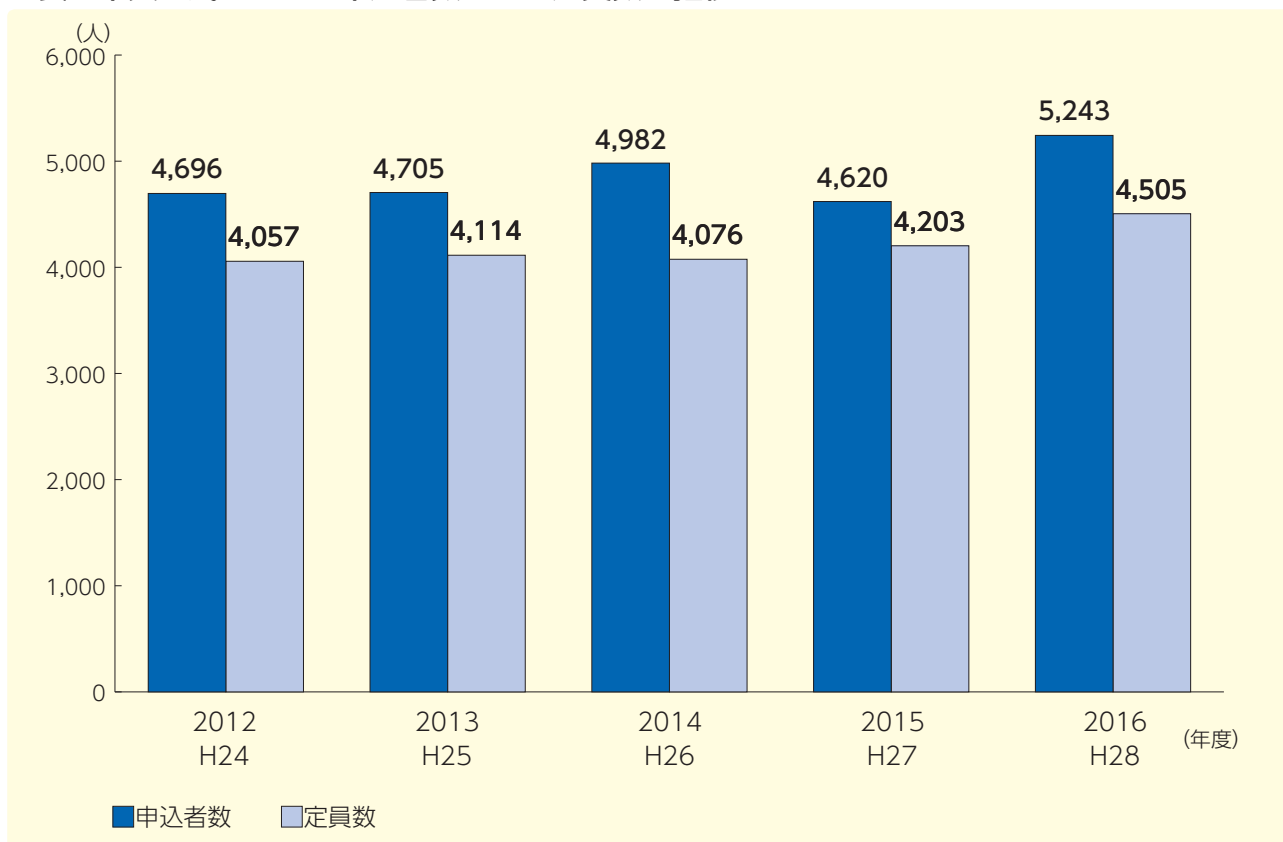
- あらゆる区民の学びや活躍の機会を拡充し、自己実現と生きがいづくりを支援します。また、学習活動・ボランティア活動を通じて、人々の出会いと学び合いを促進する生涯学習活動の担い手を育成します。
- 図書館において、区民一人一人の知的好奇心を満たし、多様な学びが広がる場をつくっていきます。また、子どもたちの読書活動を推進し、本を読むことを通じて知識、教養、豊かな感性、思いやりの心を育てていきます。

現状と課題

- 区民のライフスタイルの変化や人口増加に伴い、余暇の過ごし方や学習活動へのニーズが多様化している中、一人一人が豊かな人生を送るため、学習機会の提供や学んだことを地域にいかすことができる機会の充実が求められています。それに加え、社会教育関係団体の登録数および社会教育会館の利用率も年々上昇しており、学習活動の場の拡充も図っていく必要があります。
- 生涯学習に対する多様なニーズに応え、幅広い世代の知的好奇心を満たしていくため、地域の情報発信拠点であり生涯学習拠点でもある図書館機能の向上が求められています。加えて、単に本を借りる、調べものができる場にとどまらず、本を読みながらくつろぐことができ、子どもと一緒に本に親しめる空間、ゆったり調べものができる快適な空間づくりを進めるなど、図書館の魅力をより一層高め、すべての人々に親しまれる施設にしていく必要があります。また、テレビやインターネット等さまざまな情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化により、「毎日読書をすることはない」子どもの割合が増えるなど、読書離れが進んでいます。未来を担う子どもたちが、感性を磨き、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けられるよう、多様な本と出会える環境の整備に向けた取組を推進していく必要があります。

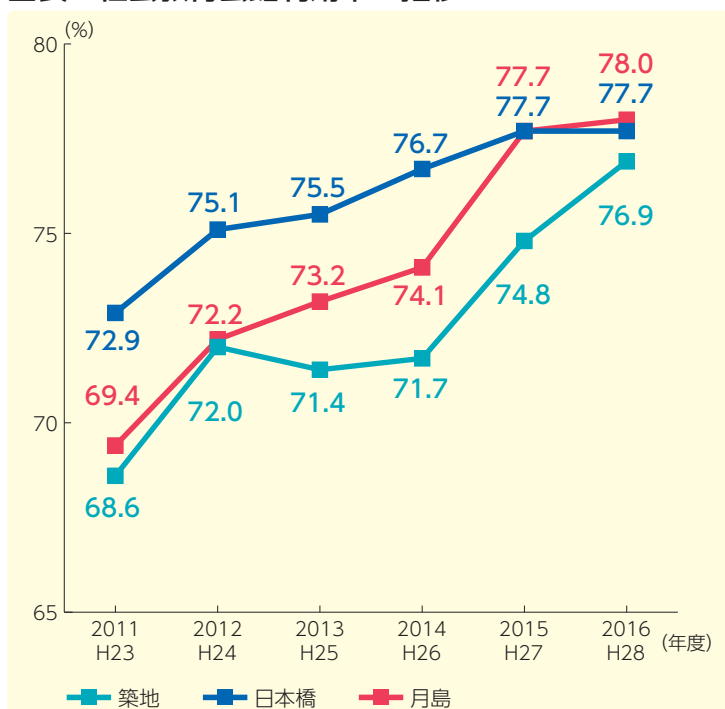
現状データ

図表：中央区民カレッジ申込者数および定員数の推移



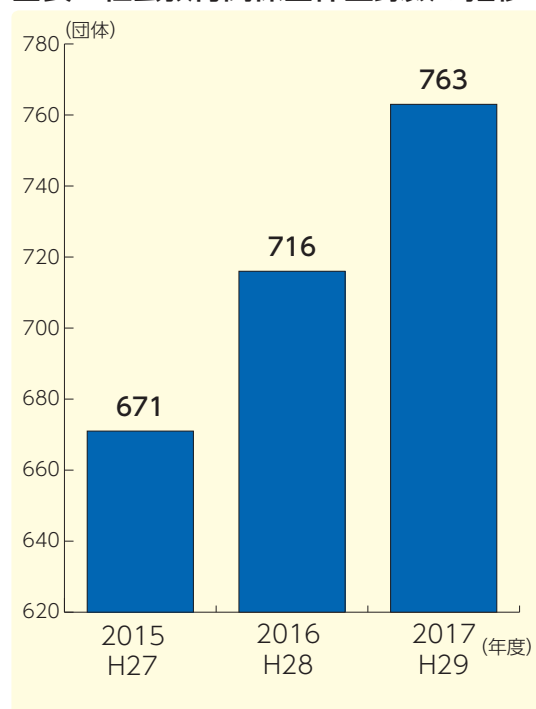
出典：中央区資料

図表：社会教育会館利用率の推移



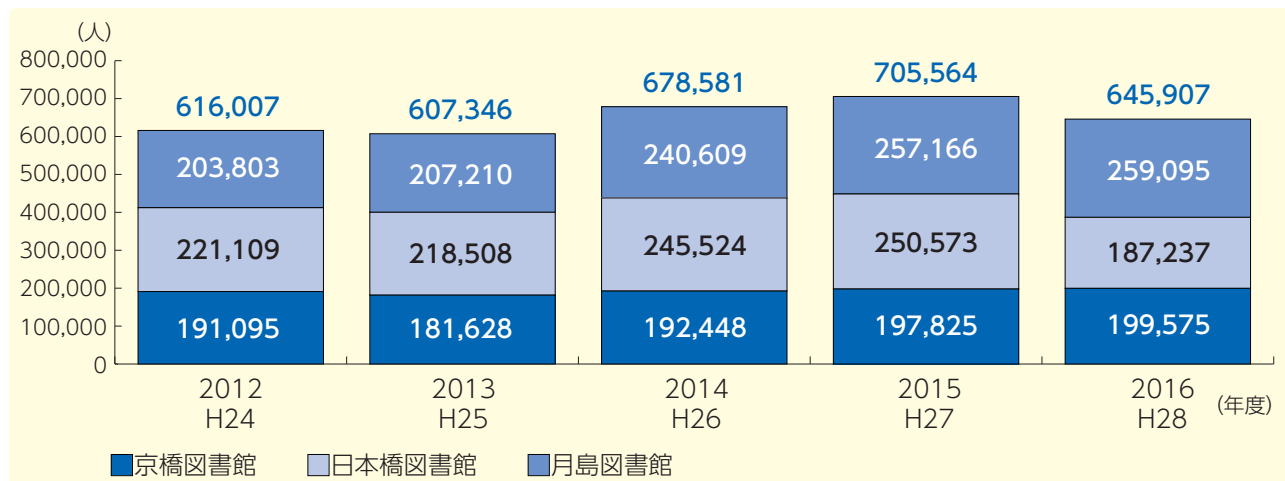
出典：中央区資料

図表：社会教育関係団体登録数の推移



出典：中央区資料

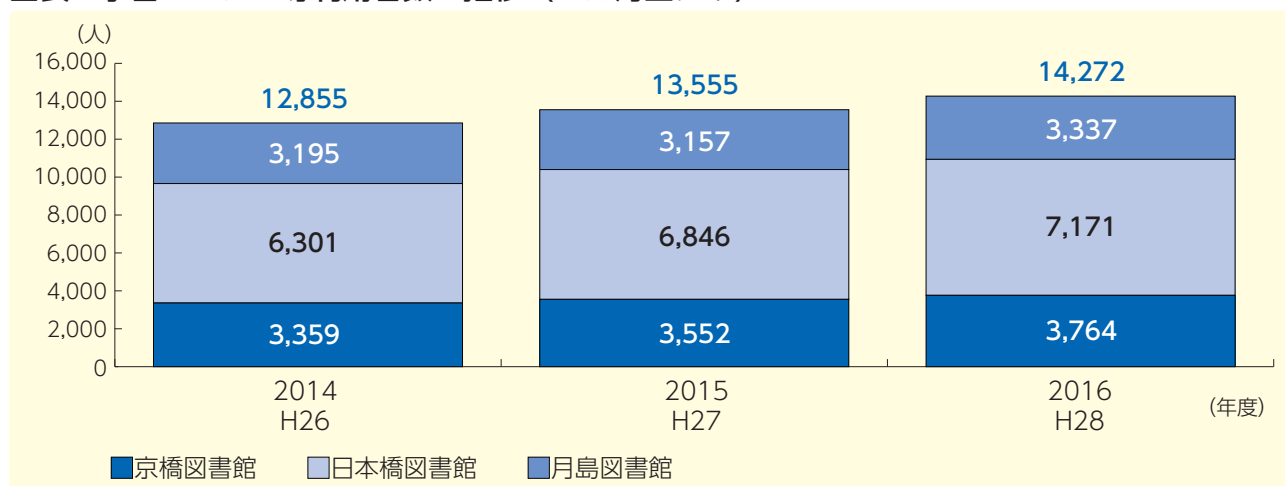
図表：図書資料貸出人数の推移



※日本橋図書館 平成28年7月1日～10月9日：一般開架コーナー休館
平成28年7月1日～平成29年3月31日：児童コーナー休館

出典：中央区資料

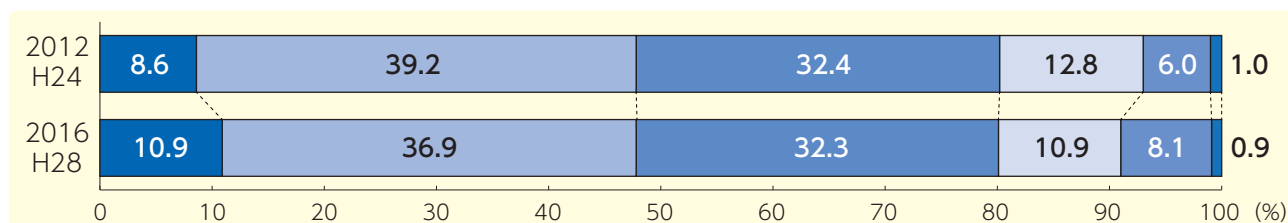
図表：学習コーナー等利用者数の推移（1カ月当たり）



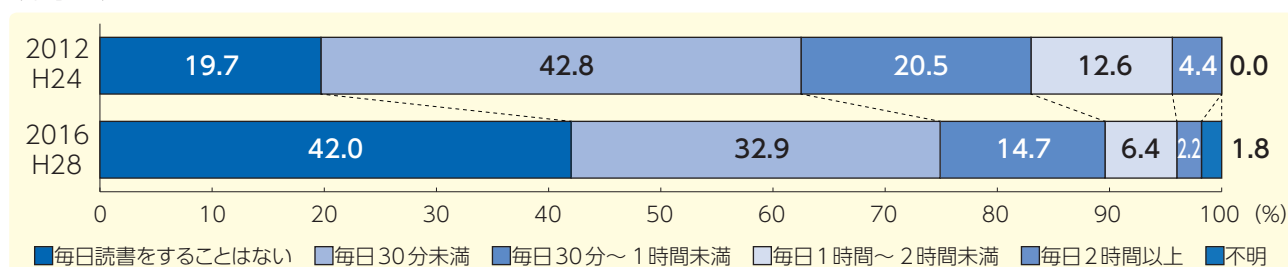
出典：中央区資料

図表：小・中学生の読書状況

[小学生]

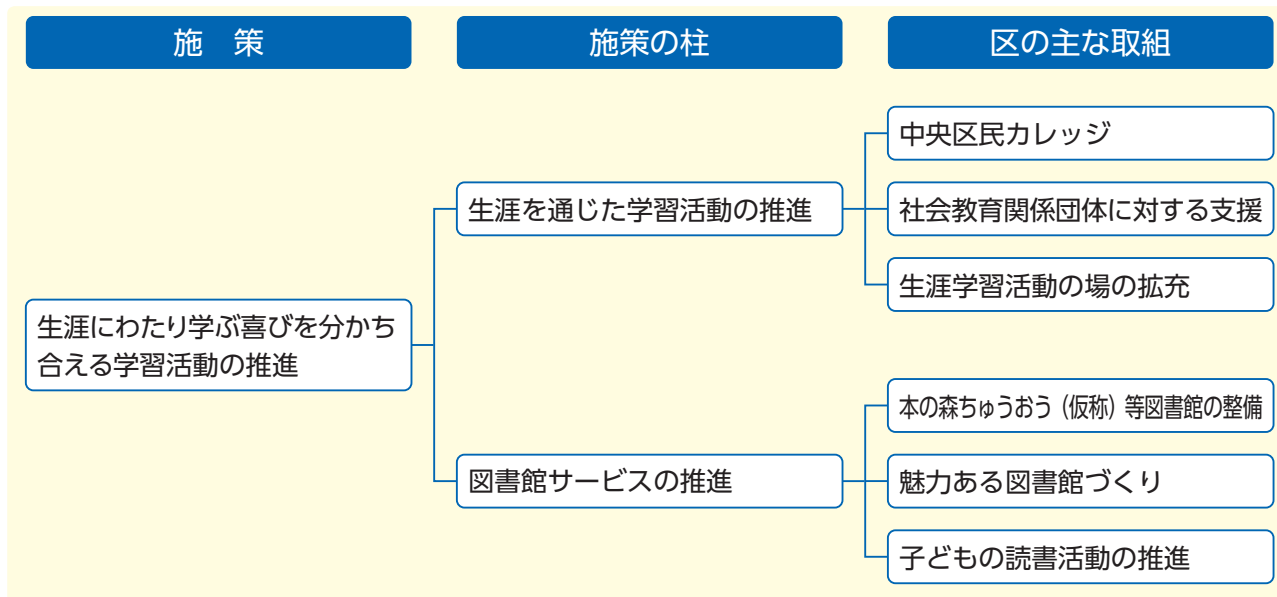


[中学生]



出典：児童・生徒の学力向上を図るための調査（東京都）

施策の体系



区の主な取組

（1）中央区民カレッジ

生涯を通じた学習活動を推進するため、区民の多様なニーズに即した講座の実施や、中央区民カレッジ修了生による特色のある講座の開催のほか、大学や企業・NPO・地域団体等各機関との連携により、事業の充実を図ります。また、生涯学習活動の担い手として生涯学習サポーターを育成し、主体的な学び合いの環境づくりを推進していきます。

（2）社会教育関係団体に対する支援

社会教育関係登録団体に対し、指導者の派遣や学習相談を実施するとともに、社会教育会館を利用しやすい環境を整え、活動を支援します。また、サークルガイドブックや区ホームページを活用した紹介を行い、区民の生涯学習のきっかけづくりや交流機会の充実を図ります。

（3）生涯学習活動の場の拡充

各種講座・講演会や、サークル活動、ボランティア会合等の生涯学習活動の活性化を図るため、区のさまざまな施設を活用しながら、区民の学びや活躍の場を拡充していきます。

(4) 本の森ちゅうおう（仮称）等図書館の整備

あらゆる世代の多様な学びのニーズに応える拠点づくりとして、人口動向を踏まえつつ、新たな図書館の整備を推進します。

「本の森ちゅうおう（仮称）」では、子どもから大人まで誰もが親しみをもって利用でき、歴史・文化を未来へ伝え、新しい時代を創造する地域の生涯学習拠点として、地域資料や郷土資料も含めた総合的レファレンスサービスの提供、各種講演会や学校との連携による小・中学生への積極的な学習支援等を行うほか、ボランティアの育成や特色のある事業を区民とともに展開します。また、桜川公園をはじめ周辺公共施設との連携によりサービスの充実を図りつつ、エリア全体で出会い・発見・交流の場として人々が触れ合える空間を形成します。

(5) 魅力ある図書館づくり

それぞれの図書館において、地域の特性を踏まえた蔵書や話題性の高いテーマによる企画展の開催、さまざまな世代にとって使いやすく快適な読書空間の提供など利用者の視点に立ったサービス向上を図りながら、居心地がよく地域に開かれた魅力ある図書館づくりを推進します。

(6) 子どもの読書活動の推進

図書館や学校、家庭、地域の連携・協力により、読書離れの進む子どもたちが、より多くの本に親しみ、読書の習慣を身に付けられるよう、子どもの読書活動を推進し、知識や教養、豊かな感性、思いやりの心などを育てていきます。

計画事業

(単位：百万円)

計画事業名	事業目標（整備地域）	事業計画	
		前期 2018～2022年度 (平成30～34年度)	後期 2023～2027年度 (平成35～39年度)
図書館の整備	・本の森ちゅうおう（仮称）の整備 （京橋地域）	・工事、開設	—
	・図書館の整備 1カ所（月島地域）	・工事	・開設
	事業費 8,001	8,001	—



サークル発表会



基本政策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

8-4 スポーツの楽しさが広がる環境づくり 【スポーツ分野】

施策の目標

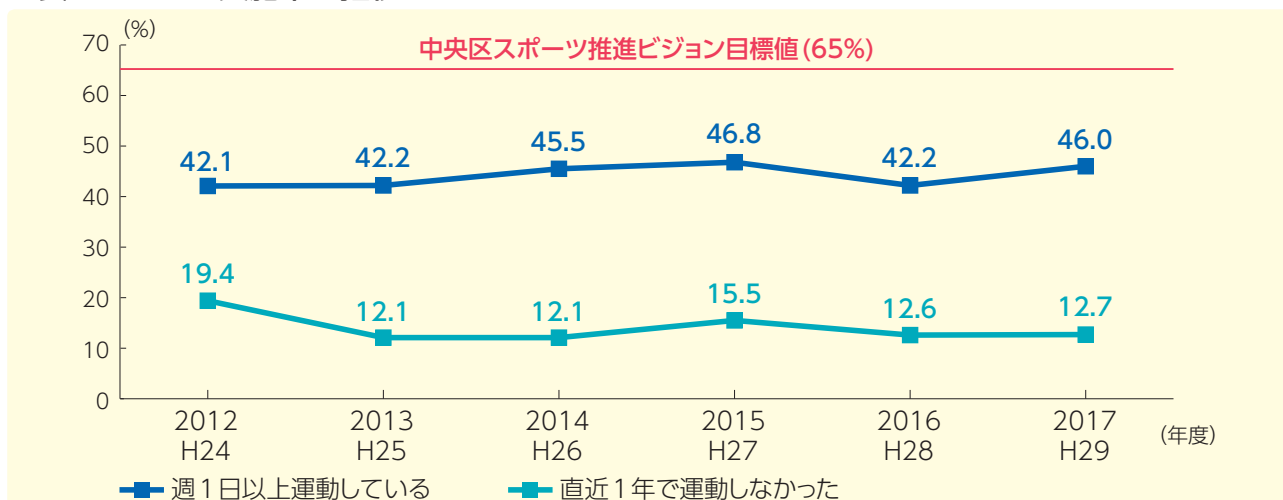
- 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、世代や生活スタイル、技術、興味、目的に応じて、日常的にスポーツ活動を楽しみ、親しむことができる生涯スポーツを推進します。
- 誰もが気軽に楽しくスポーツに取り組めるよう、ハード・ソフトの両面から、区民が身近なところでスポーツ活動ができる場を構築していきます。また、区民がスポーツに関連する必要な情報を手軽にかつ効率的に入手できる環境づくりを進めます。
- 各種スポーツ団体の活動支援や指導者の確保・育成を図りながら、地域スポーツを推進します。

現状と課題

- 中央区スポーツ推進ビジョンにおいて数値目標として示す「週1回以上スポーツを行う方の割合65%」を達成するためには、スポーツ実施率が低い「働き盛り世代」や「子育て世代」への取組をはじめ、区民のライフスタイルの多様化を踏まえたスポーツ活動の推進が必要です。
- 人口増加やスポーツへの関心の高まり等から、スポーツ施設利用者が年々増加する中、身近にスポーツができる場の確保が求められています。都市機能が集中する本区では、グラウンド等の確保が困難であることから、限られたスペースや学校等の施設を有効に活用することが必要です。また、多岐に渡るスポーツ関連情報を集約・整理し、より分かりやすく情報提供することで、区民のスポーツへの参加を促進することが重要です。
- 人口増加が著しい本区では、地域で活動する団体・地域スポーツクラブ等を通じた住民同士の連携や世代を超える交流、地域の一体感を高めるなど、人と人とを結び付け、地域のつながりを深める機会の充実が重要です。このため、地域におけるスポーツの担い手であるさまざまな団体の活動支援を通して、地域コミュニティの活性化を推進する必要があります。

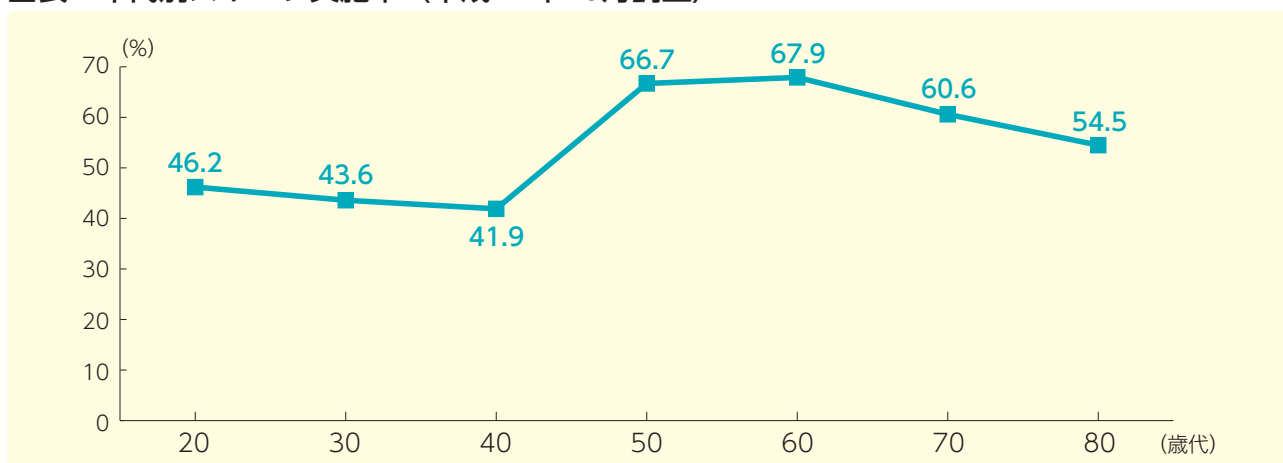
現状データ

図表：スポーツ実施率の推移



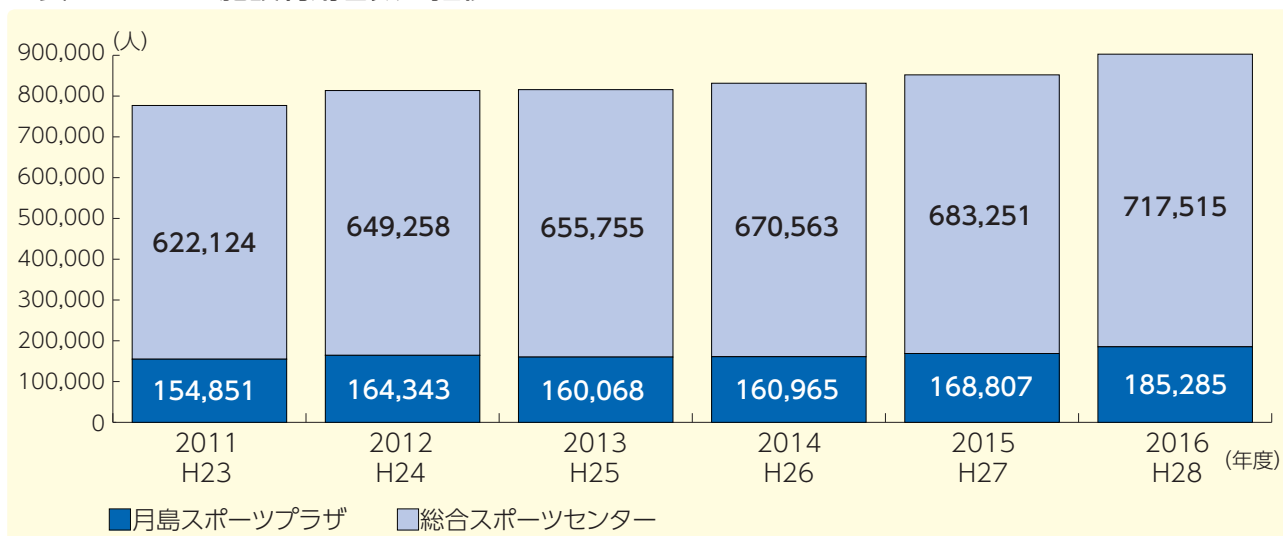
出典：中央区政世論調査

図表：年代別スポーツ実施率（平成27年10月調査）



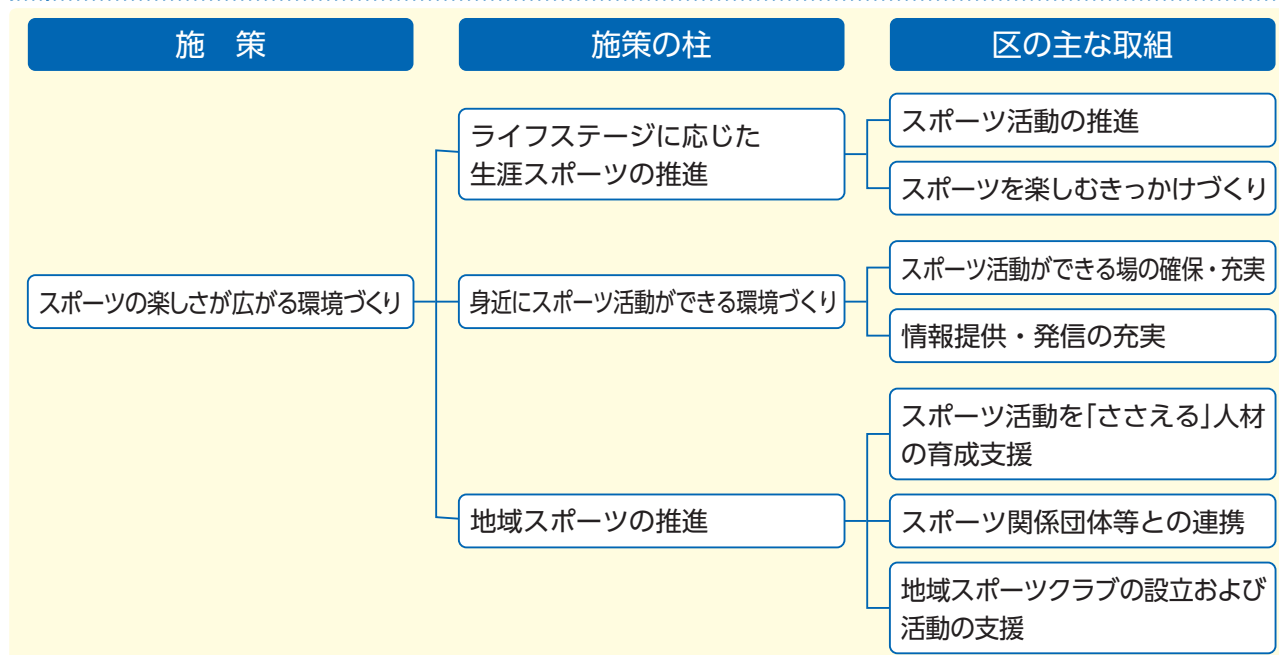
出典：中央区スポーツ推進計画策定に向けての実態調査

図表：スポーツ施設利用者数の推移



出典：中央区資料

施策の体系



区の主な取組

(1) スポーツ活動の推進

スポーツ施設のバリアフリー化など誰もが利用しやすい環境づくりを推進するとともに、より多くの区民が日常的にスポーツ活動に参加できるよう親子で参加できるスポーツ教室の実施や日常生活の中で取り組める健康・体力づくりの普及・啓発などライフステージに応じたスポーツ活動を支援し、生涯にわたるスポーツ活動の充実を図ります。

(2) スポーツを楽しむきっかけづくり

「区民スポーツの日」や「ファミリースポーツデー」の開催、体力測定の実施、障害者スポーツ体験会等、区民が気軽に参加することができるスポーツイベントを行うとともに、スポーツ観戦の機会を創出し、区民がスポーツを身近に感じ、触れる機会を増やしていきます。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として区民のスポーツに対する気運を醸成する取組を展開していきます。

(3) スポーツ活動ができる場の確保・充実

区民にとって身近にあり、気軽にスポーツを楽しめる施設である区立スポーツ施設の利用環境・利便性の向上を図るとともに、学校、公園等の公共施設・空間を運動やスポーツのために有効活用していきます。また、学校施設の新設、改築等の機会を捉え、スポーツ開放を視野に入れた施設整備を推進し、スポーツ活動ができる場の拡充を図ります。

(4) 情報提供・発信の充実

スポーツ教室やスポーツ施設で実施しているアンケートをもとに、区民のニーズに合わせた情報提供を行います。中央区体育協会や地域スポーツクラブ等と連携し、スポーツに関連するさまざまな情報を集約・整理して、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じて、必要な情報が得られる環境を整えることで、区民のスポーツ参加を促進します。

(5) スポーツ活動を「ささえる」人材の育成支援

区民のニーズに対応するため、障害者スポーツを含めたスポーツ指導者の育成や資質の向上を図るとともに、関係団体の指導力の向上を支援します。また、小・中学生や高校生に対し、スポーツイベント等においてボランティアとして運営等に関わる機会を提供し、スポーツを「ささえる」活動の推進を図ります。

(6) スポーツ関係団体等との連携

スポーツを通じた区民の仲間づくり・地域づくりを支えている中央区体育協会やスポーツ推進委員協議会等、さまざまな団体の強みをいかして連携を図るとともに、関係団体の継続的な活動を支援します。また、民間のノウハウを活用したスポーツ事業の推進や、スポーツを通じた地域貢献を望む民間事業者との連携を図ります。

(7) 地域スポーツクラブの設立および活動の支援

地域住民の主体的な取組によって運営され、身近な場所で、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツを楽しむことができ、世代を超えた地域の新しいコミュニティの核となる地域スポーツクラブの設立に向けた支援を行います。また、地域コミュニティづくりの担い手として活発に活動している既設クラブの会員等がより一層増えるよう、クラブ活動に関する情報発信等、安定運営に資する支援を行っていきます。



人々のつながりが広がる文化の 香りと平和に包まれたまち

10年後の中央区の姿

- 町会・自治会をはじめ、企業やNPO、ボランティア団体等が相互に連携し、自ら率先して地域における課題を解決できる良好な都心コミュニティが育まれ、快適な暮らしを送ることができる都心型協働社会が実現しています。
- 多くの区民が文化活動に参加するとともに、文化を通じた交流が活発に行われ、本区の多彩な文化が国内外に発信されています。また、区民文化財など貴重な地域文化が保存され、各種行事や展示などを通じて、本区の歴史・伝統・文化が世代を超えて親しまれるとともに継承されています。
- 海外の姉妹都市との交流や異文化とのふれあいを通して区民の国際意識が向上し、国際都市としてふさわしい文化と感性が育まれています。また、国内諸都市との地域間交流活動が行われ、相互の理解と絆が深まっています。
- 中央区平和都市宣言の趣旨の普及・啓発を通じて、区民が平和の大切さ、尊さを自覚しながら生活しています。

施 策

- 9-1** さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上【コミュニティ分野】
- 9-2** 豊かな心を育む文化活動の振興【文化振興分野】
- 9-3** 国や地域を越えた交流が深まり
多様な価値観が共生するまちづくり【国際交流・地域間交流・平和分野】

基本政策9 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

9-1 さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上 【コミュニティ分野】

施策の目標

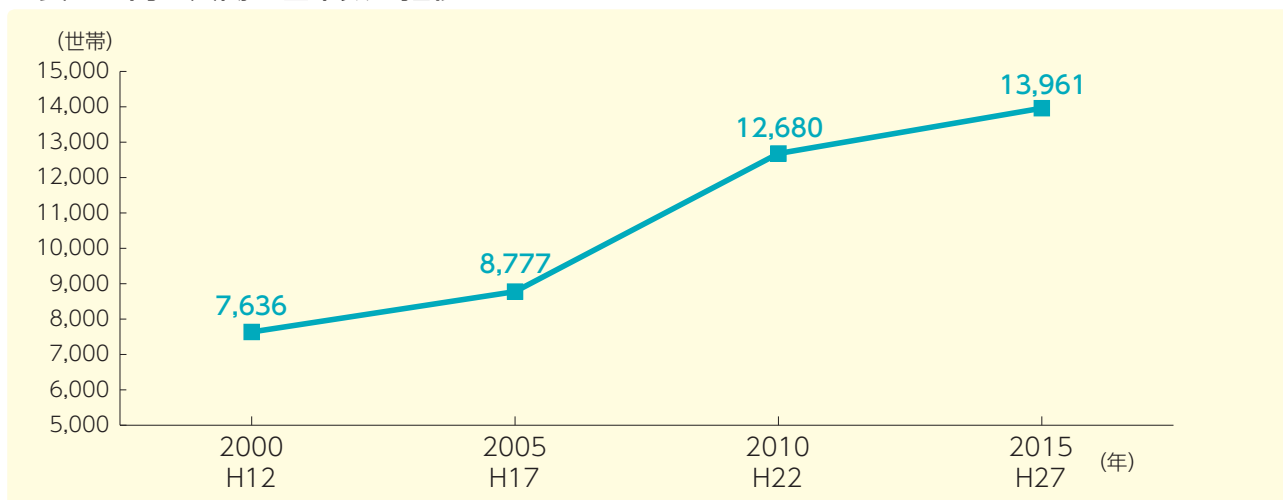
- 町会・自治会の活動に対する支援を行うとともに、区民の地域への愛着やふるさと意識の向上に寄与するふれあいと交流等の機会を提供することで、良好なコミュニティの醸成と地域活動の活性化を図ります。
- 町会・自治会や企業をはじめとしたさまざまな団体と地域住民の連携を支援し、まちの課題を自ら解決できる地域の力を高め、都心型協働社会の形成を推進します。

現状と課題

- 本区の町会・自治会は、下町ならではの人情や連帯感により形成された地域コミュニティの核であり地縁に基づく自主的な組織として、安全で安心できる住みよいまちづくりに長い間取り組んできました。共働き世帯の増加や就業形態、価値観の多様化に伴い、地域活動への関わり方の変化や担い手不足等の新たな課題が生じていることから、町会・自治会への加入促進や運営を支援するとともに、町会・自治会を中心とした区民同士の交流の促進、さまざまなコミュニティ活動の機会の充実を通じて、地域の活性化を図ることが求められています。
- 急激な人口増加等に伴い多様化する地域課題に対して、課題解決に主体的に取り組む団体と積極的に連携を図っていくことが大切です。また、NPO やボランティア団体の増加や企業の社会貢献活動への意識が高まる中、町会・自治会を含めたさまざまな社会貢献活動団体の連携を支援するとともに、地域活動に意欲のある区民が参加しやすい仕組みづくりを推進していくことが求められています。

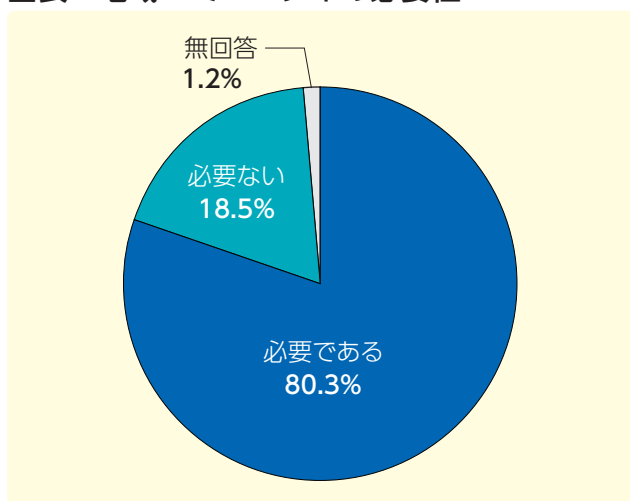
現状データ

図表：区内の共働き世帯数の推移



出典：国勢調査（総務省）

図表：地域コミュニティの必要性



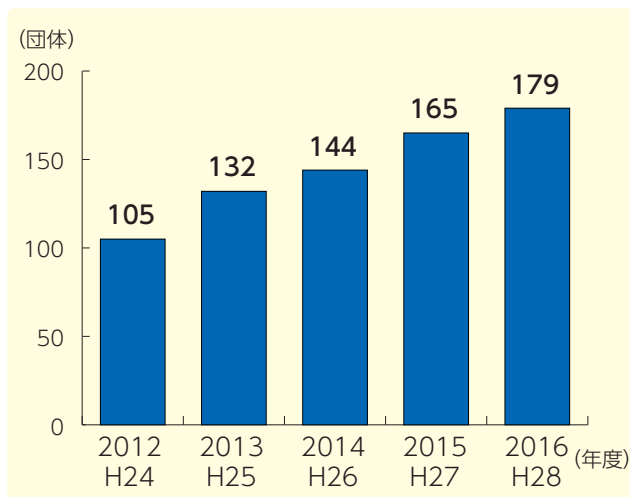
出典：中央区基本構想策定に係る基礎調査報告書

図表：地域別町会・自治会数
(平成29年8月1日現在)

地 域	団体数
京 橋	63
日本橋	68
月 島	45
合 計	176

出典：中央区資料

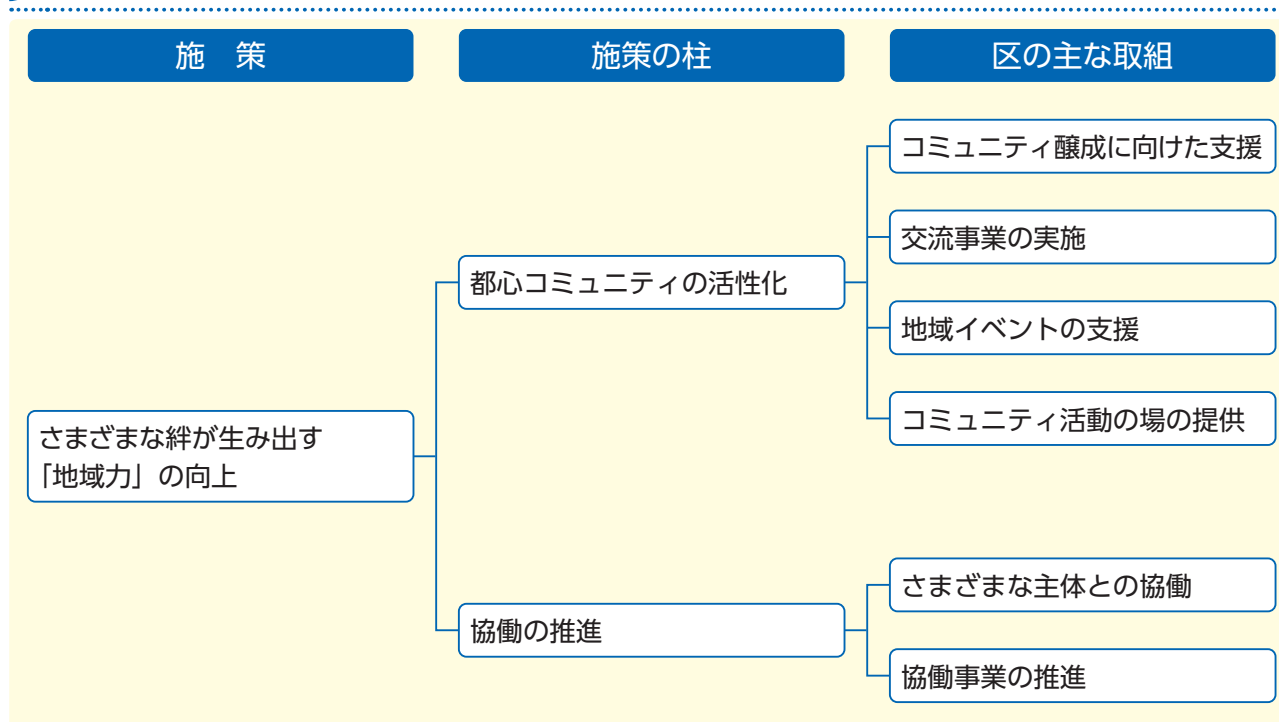
図表：協働ステーション中央登録団体数



出典：中央区資料



施策の体系



区の主な取組

(1) コミュニティ醸成に向けた支援

町会等活性化支援情報誌「こんにちは町会です」の作成等により町会・自治会への加入促進活動を支援し、コミュニティ活動を充実させるとともに、区運営のホームページ上で各町会・自治会の紹介および活動内容を掲載している「町会・自治会ネット」により、活発な情報発信と町会・自治会同士の連携の強化を図ります。

また、地域における顔の見えるつながりや生きがいとしての地域活動を学ぶ講座を開催し、不足している地域活動の担い手を発掘・養成し、地域コミュニティの活性化を推進していきます。

(2) 交流事業の実施

町会・自治会をはじめとした区内各種団体の協力を得て開催している「大江戸まつり盆おどり大会」等のイベントや区内すべての公衆浴場で実施している世代間の交流を促進する「コミュニティふれあい銭湯」を通じて、地域住民相互の交流やふれあいを促進します。

(3) 地域イベントの支援

町会・自治会が主体となって行う地域の手づくりイベントや盆踊りを支援することで、地域独自のイベントの開催を促進し、新たに住民となった方を含めた多くの区民が地域で触れ合い、交流するきっかけをつくるとともに、地域への愛着心や連帯感、ふるさと意識の向上への一助とします。

(4) コミュニティ活動の場の提供

地域住民やさまざまな団体が互いに支え合い、地域全体で課題解決に取り組む活発なコミュニティ活動を支援するため、コミュニティルームや区民館等の交流・活動の場を提供していきます。

(5) さまざまな主体との協働

区民や企業、社会貢献活動団体等さまざまな主体が連携・協力して地域課題を解決する都心型協働社会の実現に向け、「協働ステーション中央」を拠点として、各種団体の活動の場や交流の機会の提供、専門相談や情報提供等の支援を行い、区や団体間のネットワーク形成および強化を図ります。

(6) 協働事業の推進

町会・自治会やNPO、ボランティア団体等の社会貢献活動団体の提案による協働事業を実施し、よりきめ細かで質の高い行政サービスの提供を図るとともに、社会貢献活動団体の育成や区民の地域活動への参加を促進し、地域全体の課題解決力の向上を推進していきます。

計画事業

(単位：百万円)

計画事業名	事業目標（整備地域）	事業計画	
		前期 2018～2022年度 (平成30～34年度)	後期 2023～2027年度 (平成35～39年度)
区民館の整備	・区民館の改築 2カ所（京橋地域、月島地域）	・工事、開設 1カ所（京橋地域） —	— ・工事、開設 1カ所（月島地域）
	事業費 665	665	—

9-2 豊かな心を育む文化活動の振興

【文化振興分野】

施策の目標

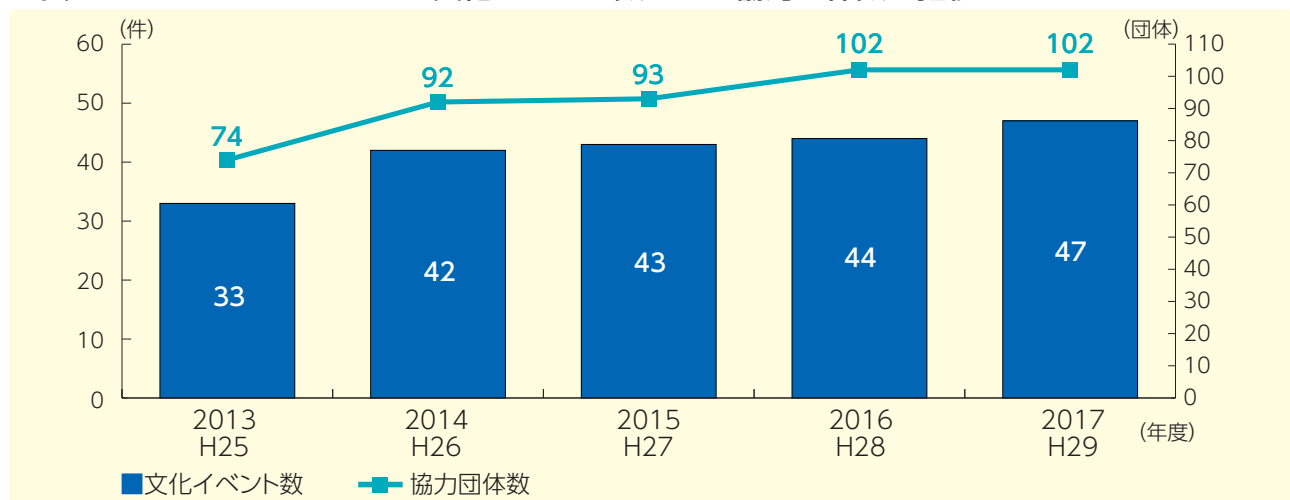
- 区民が文化に触れる機会や文化を発信していく場を拡充するとともに、多様な主体によりさまざまな文化を創造するための仕組みを構築し、区民が誇れる個性豊かな文化が育つ環境を整備していきます。
- 区内の有形・無形の文化遺産について調査を進め、文化的価値の高いものを区民文化財として指定・登録を行い、文化遺産の継承を図ります。また、文化財めぐり等の行事を通じて、文化財保護の重要性に対する啓発や歴史・文化遺産に対する意識の高揚を図ります。

現状と課題

- 本区は、これまでも豊かな文化資源を活用した中央区まるごとミュージアムといったイベントなど、区民等が多様な文化を体験する機会を提供してきました。さらなる文化振興を推進するためには、多くの区民が本区の多彩な文化に触れ、その魅力を発見・再認識できる機会を一層充実させていくことが必要です。
- 区民等が担い手となりさまざまな文化を発信していけるよう、活動や発表の場・機会を拡充し、活動を後押しすることが求められています。
- 文化資源の活用をより効果的に推進していくためには、区民等が地域や生活に根づく文化を発掘し、発信し、または新たな文化を創造していく取組に対する支援を行っていくことが大切です。
- 文化財を適切に管理し、積極的に紹介するなど展示・公開を進め、歴史・文化遺産を通じて、地域に対する理解と愛着を高めることや文化財保護意識のさらなる普及・啓発を図るとともに、区民の生涯学習や区の観光資源として活用していくことが必要です。また、郷土資料のさらなる活用のために「本の森ちゅうおう（仮称）」では、郷土資料館と図書館との併設というメリットをいかして相互に連携し、区の歴史・文化への関心を高めていけるよう効果的な展示・紹介を行っていく必要があります。

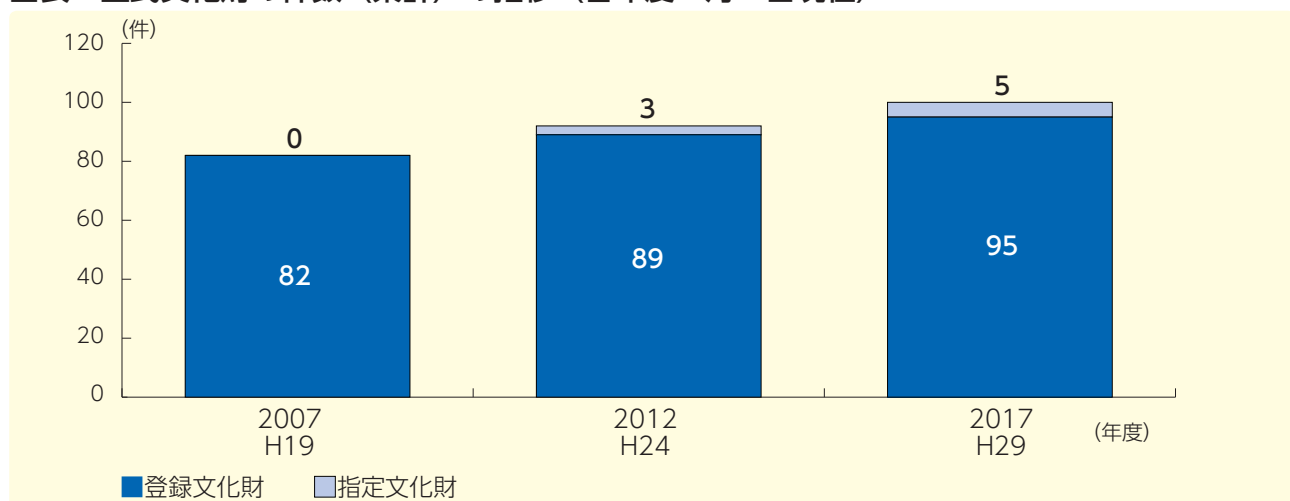
現状データ

図表：まるとミュージアムの文化イベント数および協力団体数の推移



出典：中央区資料

図表：区民文化財の件数（累計）の推移（各年度4月1日現在）



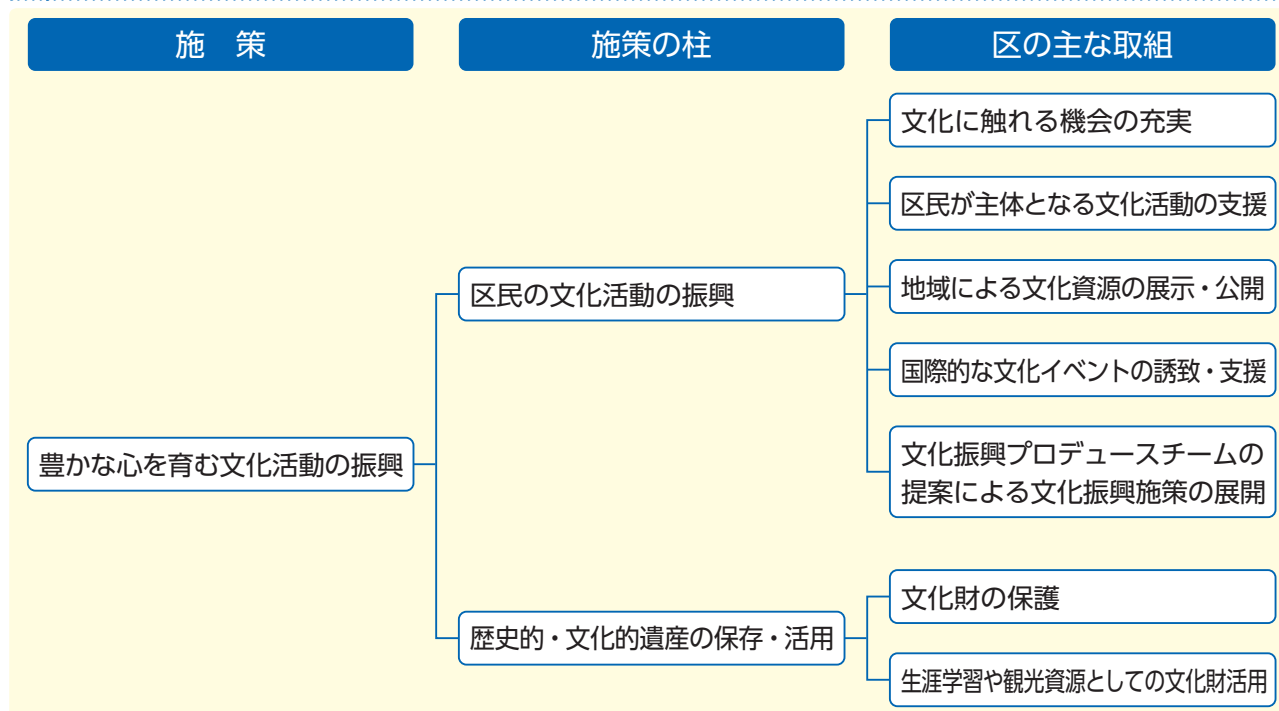
出典：中央区資料

図表：区内の重要文化財（建造物）・史跡等

名 称	分 類	時 代	所在地
永代橋	重要文化財（建造物）	大正	中央区新川、江東区佐賀
三井本館	重要文化財（建造物）	昭和	中央区日本橋室町
三越日本橋本店	重要文化財（建造物）	昭和	中央区日本橋室町
勝鬨橋	重要文化財（建造物）	昭和	中央区築地、勝どき
清洲橋	重要文化財（建造物）	昭和	中央区日本橋中洲、江東区清澄
築地本願寺本堂	重要文化財（建造物）	昭和	中央区築地
日本橋	重要文化財（建造物）	明治	中央区日本橋・日本橋室町間
日本銀行本店本館	重要文化財（建造物）	明治	中央区日本橋本石町
高島屋東京店	重要文化財（建造物）	昭和	中央区日本橋
旧浜離宮庭園	特別名勝・特別史跡		中央区浜離宮庭園
常盤橋門跡	史跡		千代田区大手町、中央区日本橋本石町

出典：国指定文化財等データベース（文化庁）

施策の体系



区の主な取組

(1) 文化に触れる機会の充実

区内の名所・旧跡、画廊・美術館等の文化資源を活用し、まち全体をミュージアムと捉えて本区の魅力を発見・再確認するためのイベント「中央区まるとミュージアム」を開催します。

また、中央区文化・国際交流振興協会において、古典芸能鑑賞会やコンサート等の各種文化事業を開催し、区民が文化に触れる機会を充実します。

(2) 区民が主体となる文化活動の支援

文化活動を活性化していくため、区民文化祭、中央区まるとミュージアムの開催等、文化活動や作品を発表する機会を拡充するとともに、文化事業の経費助成や後援等により、区民主体で行われる文化活動を継続的に支援します。

(3) 地域による文化資源の展示・公開

地域に根づく伝統・文化や産業を象徴する文化資源を展示・公開する「中央区まちかど展示館」事業を推進します。また、新規展示館の発掘・認定を進めるとともに、中央区まちかど展示館運営協議会においてホームページやSNSでの情報発信、イベントの開催等、幅広い分野でのさらなる活用を図ります。

(4) 国際的な文化イベントの誘致・支援

区民が文化に親しむ機会を創出するため、区内で国際的なイベントを誘致します。また、観覧だけでなく、区民が積極的に交流および参加していけるようイベントを支援することで、本区の文化振興をより一層推進していきます。

(5) 文化振興プロデュースチームの提案による文化振興施策の展開

文化の専門家からなるプロデュースチームとの意見交換を通じて、区民の文化活動の機会を充実するなど、文化振興の取組を一層進めます。

(6) 文化財の保護

江戸以来、文化・経済の中心として発展を続けてきた本区の有形・無形の文化遺産の保護を推進し、区民に保護意識を普及・啓発するため、区内文化財の調査を進めるとともに、中央区民文化財の指定・登録を行います。

(7) 生涯学習や観光資源としての文化財活用

区民等が所有する貴重な歴史的・文化的な資料を発掘し、広く公開していくほか、区内の美術館等と連携した展示会の開催に向けた取組を推進していきます。また、区内文化財のまち歩きの実施や、多言語での文化財の紹介等、多くの人に本区の文化や歴史の魅力を発信します。

さらに、今後整備される「本の森ちゅうおう（仮称）」において、江戸以来の豊富な歴史・文化資料である郷土資料と地域資料を融合した展示や関連書籍の配架を行うなど、効果的に情報を発信し、文化財のさらなる活用を推進していきます。



基本政策9 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

9-3 国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり 【国際交流・地域間交流・平和分野】

施策の目標

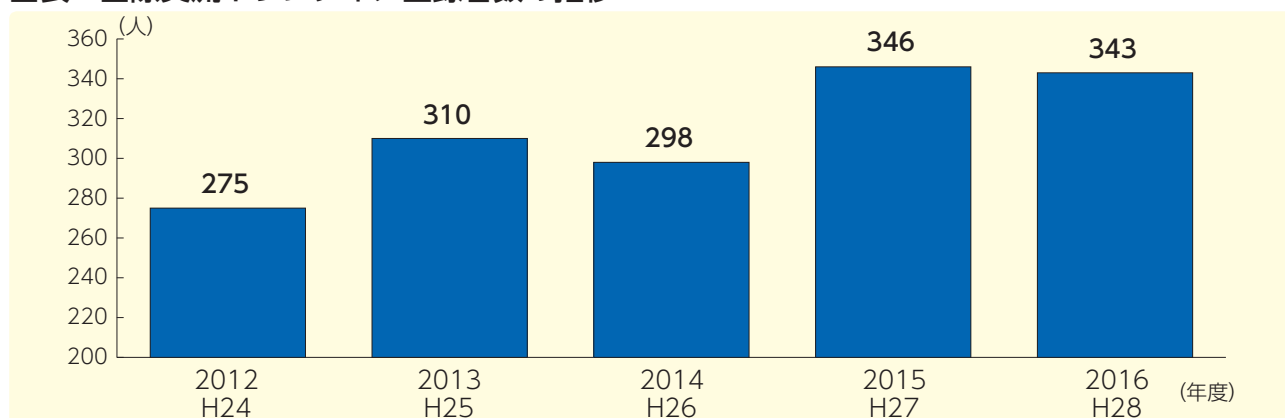
- 友好・姉妹都市をはじめとした国内外の諸都市との交流の機会を通じて、さまざまな文化や生活の相互理解を深めます。また、区に暮らす人、区を訪れる人すべての人々にとって活動しやすい環境を整えることで、区民との活発な交流を促進します。
- 区民一人一人が戦争の悲惨さや平和の大切さ、尊さを理解し、再認識できる機会を設けていくとともに、あらゆる施策を通じて平和意識の普及・啓発に努めていきます。

現状と課題

- 本区では、友好・姉妹都市等のさまざまな都市との交流事業や国際交流事業の実施により、各地域の区民・市民間の交友関係を深めるとともに、区民の国際意識の向上を図っています。また、平成30（2018）年1月1日現在の本区の外国人人口は6,991人となっており、訪日外国人と同様、年々増加傾向にあります。こうした中で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、国内外の特色ある文化に触れる機会を一層充実し、異文化理解、相互理解の促進やさらなるまちの活性化を図るとともに、外国人への情報提供の充実や多言語対応等により外国人が安心して過ごせる環境づくりを推進していくことが必要です。
- 本区は、昭和63（1988）年3月15日に中央区平和都市宣言を行い、平和の大切さを訴えてきましたが、戦後70年以上の歳月が経過し、戦争の記憶を後世に伝えることがますます難しくなる中、悲惨な戦争の記憶の風化が懸念されます。今後もさまざまな手法で、平和の大切さ、尊さを見つめ直す機会を提供し、平和に関する普及・啓発事業を持続的に展開していく必要があります。

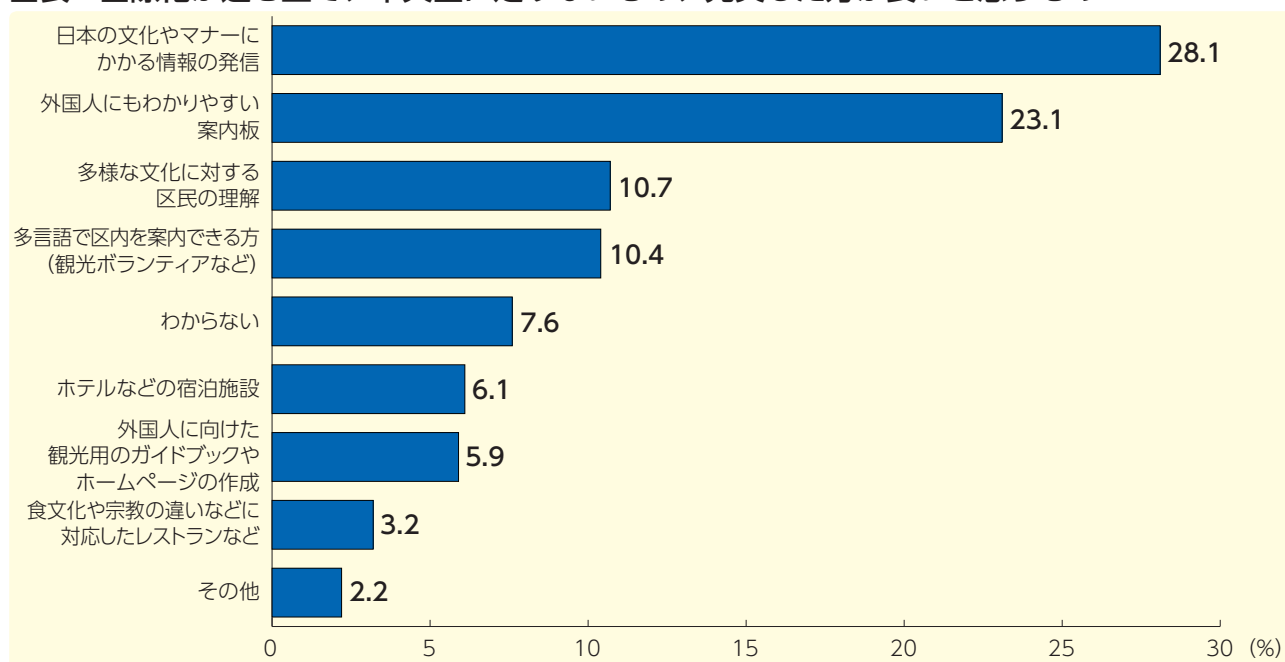
現状データ

図表：国際交流ボランティア登録者数の推移



出典：中央区資料

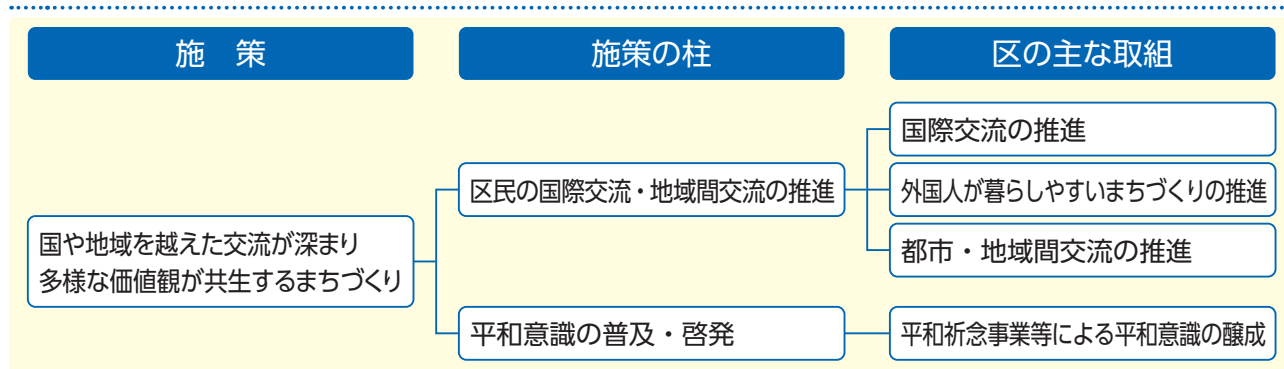
図表：国際化が進む上で、中央区に足りないもの、充実した方が良いと思うもの



出典：中央区基本構想策定に係る基礎調査報告書



施策の体系



区の主な取組

(1) 国際交流の推進

国際交流のつどいや国際交流サロンの開催支援等、中央区文化・国際交流振興協会への活動支援を通じて、区民の主体的な文化活動や国際交流の活性化を図り、活力ある地域社会づくりを推進します。

また、さまざまなイベントで多言語対応を推進し、外国人区民が本区の豊かで多彩な魅力に親しみやすい環境を提供していきます。

(2) 外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

外国人区民に向けた通訳・翻訳窓口の開設、生活便利帳「生活ガイドブック」の発行、施設見学会の開催等により、外国人区民が必要な情報を入手できる、暮らしやすい環境づくりを推進します。また、多様化・高度化する外国人区民のニーズや使用言語等の状況を踏まえた多言語対応を図っていきます。

(3) 都市・地域間交流の推進

友好都市である山形県東根市や姉妹都市であるオーストラリアのサザランド市をはじめとした各交流都市との区民・市民間レベルの交流を促進するとともに、23区一体となって展開する「特別区全国連携プロジェクト」等も含め、さまざまな分野における連携を深めながら、東京を含むそれぞれの都市・地域の発展・成長につなげていきます。

(4) 平和祈念事業等による平和意識の醸成

「平和の都市（まち）の楽しい集い」の開催や、戦時中の写真や戦災資料を展示する「平和展」を区立小・中学校でも実施するなど、次世代を担う子どもをはじめ多くの区民に平和の尊さ・大切さを見つめ直す機会を提供します。また、区ホームページの特設ページである「平和祈念バーチャルミュージアム」により日頃から平和について考える場を提供するとともに、平和に関する資料の収集・保存を行い、平和意識の普及・啓発を図ります。

第3章

計画推進のための 区政運営の考え方

区政を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中、本区の将来像である「輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち」の実現のためには、基本計画に基づく各施策の着実な展開が求められます。

このため、行政サービスや公共施設のあり方、受益と負担の点検等を踏まえ、持続可能な財政基盤を堅持していくことに加え、職員一人一人の能力向上や横断的な組織連携、ICTの積極的な活用など、区民ニーズに応じていく視点から区政運営の不断の見直しを行っていく必要があります。

また、行政だけでなく、区民、団体、企業等とそれぞれの特性をいかした連携体制を強化し、地域課題に協働して取り組むことで、より一層きめ細かく実効性の高い行政サービスを提供していくことが重要です。

この章では、計画推進のための基盤となる区政運営の考え方を示し、これを基礎として、基本計画の着実な遂行を目指します。

区政運営

施策推進の基盤となる安定した行財政運営

施策推進の基盤となる安定した行財政運営 【区政運営】

目 標

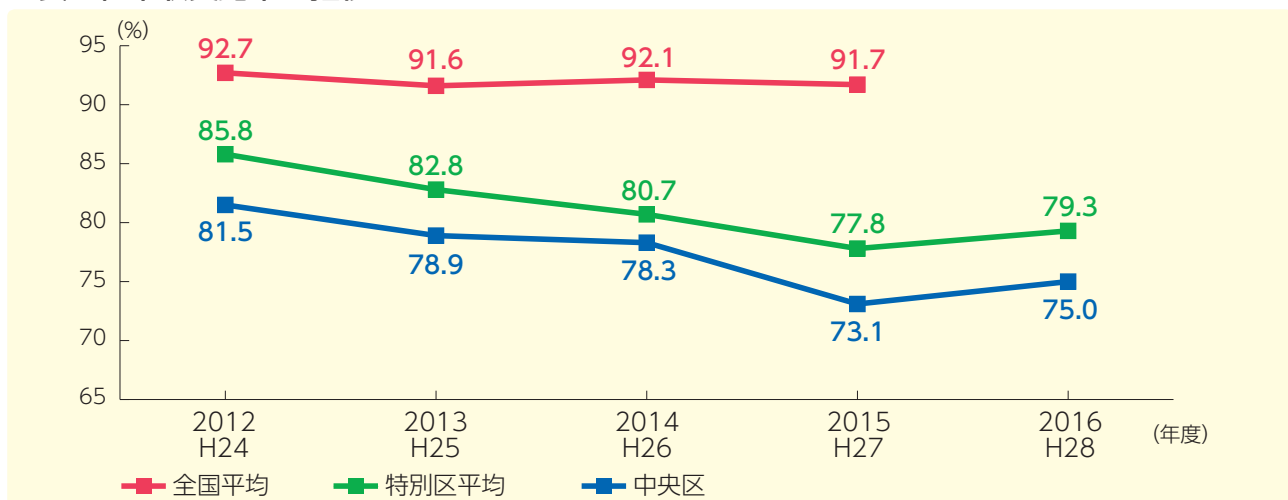
- より質の高い快適な「都心居住」の実現に向け、社会環境の変化を十分に踏まえながら区政を力強く前進させ、効果的・効率的な行財政運営を図っていきます。
- さまざまな主体との協働による区政運営を進めていくために、協働の担い手を発掘・育成・支援するとともに、区民等が積極的に参画できる開かれた区政の推進に取り組んでいきます。

現状と課題

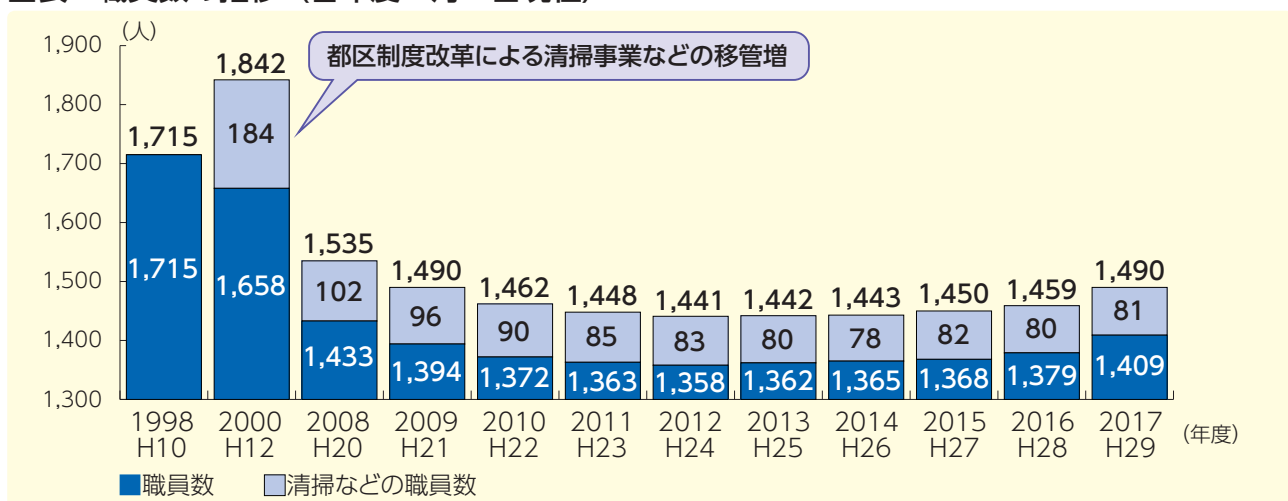
- 財政構造の弾力性をはかる財政指標である「経常収支比率」は、平成28（2016）年度に75.0%となり、4年連続で適正水準の範囲（70～80%）となっています。しかし、今後も増大する行政需要に対応していくためには、引き続き強固な財政基盤を堅持することが前提となります。このため、行政評価による不断の見直しやさらなる歳入確保に向けた取組に加え、ICTを活用した効率的な行政サービス提供などを検討していく必要があります。
- 職員数は、組織や事務の見直し・統合、業務委託や指定管理者制度の導入等により減少し、近年は横ばい傾向にあります。限られた人材の中で、多様なニーズに確実に応えられるよう、これまで以上に職員一人一人の能力を高めるとともに、効率的かつ柔軟な組織体制を構築することが求められています。
- 本区は平成40年代中頃まで人口増加が続くと見込んでおり、保育所や学校、高齢者福祉施設などさまざまな公共施設等のニーズがこれからも高まっていくと考えられます。しかし、その後の人口減少期を見据え、施設整備にあたっては、新規整備だけでなく、あらゆる手法を検討するとともに、需要の変化に対応する必要があります。
- 地域に暮らす人々の生活課題が多様化・複雑化する中、行政だけでは対応しきれない状況が見られます。区民が安全・安心で豊かな地域生活を営むためにも、まちの課題を自ら解決することができる地域の力が重要となっており、区・町会・自治会・NPO・企業等の多様な主体が連携を図るとともに、既存の枠に捉われない新たな協働の仕組みを構築していく必要があります。さらに、区民の区政への一層の参画を促すとともに、区民の声を施策にいかす取組を進めていくことが重要です。

現状データ

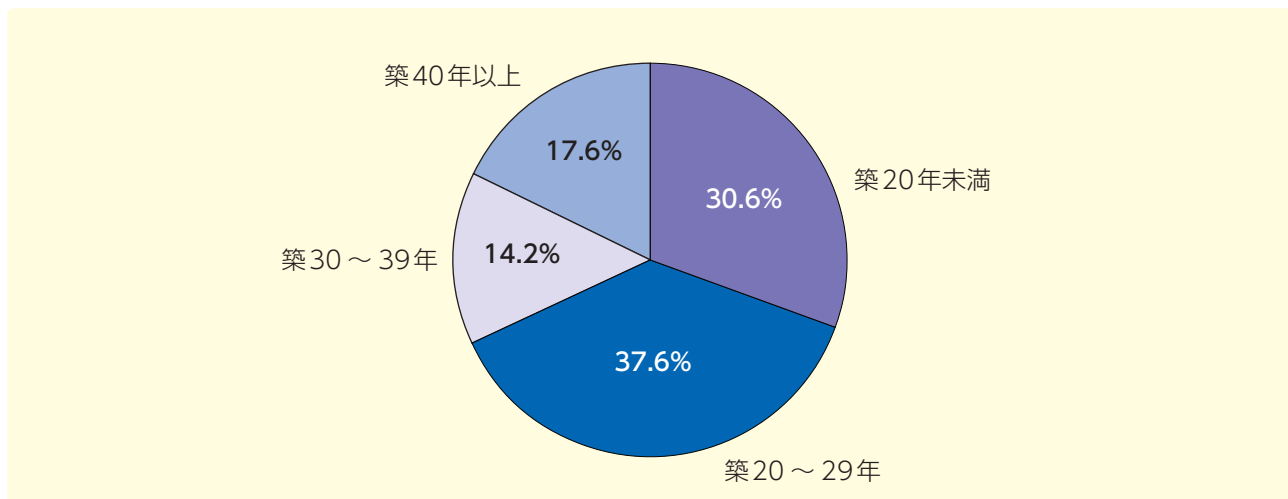
図表：経常収支比率の推移



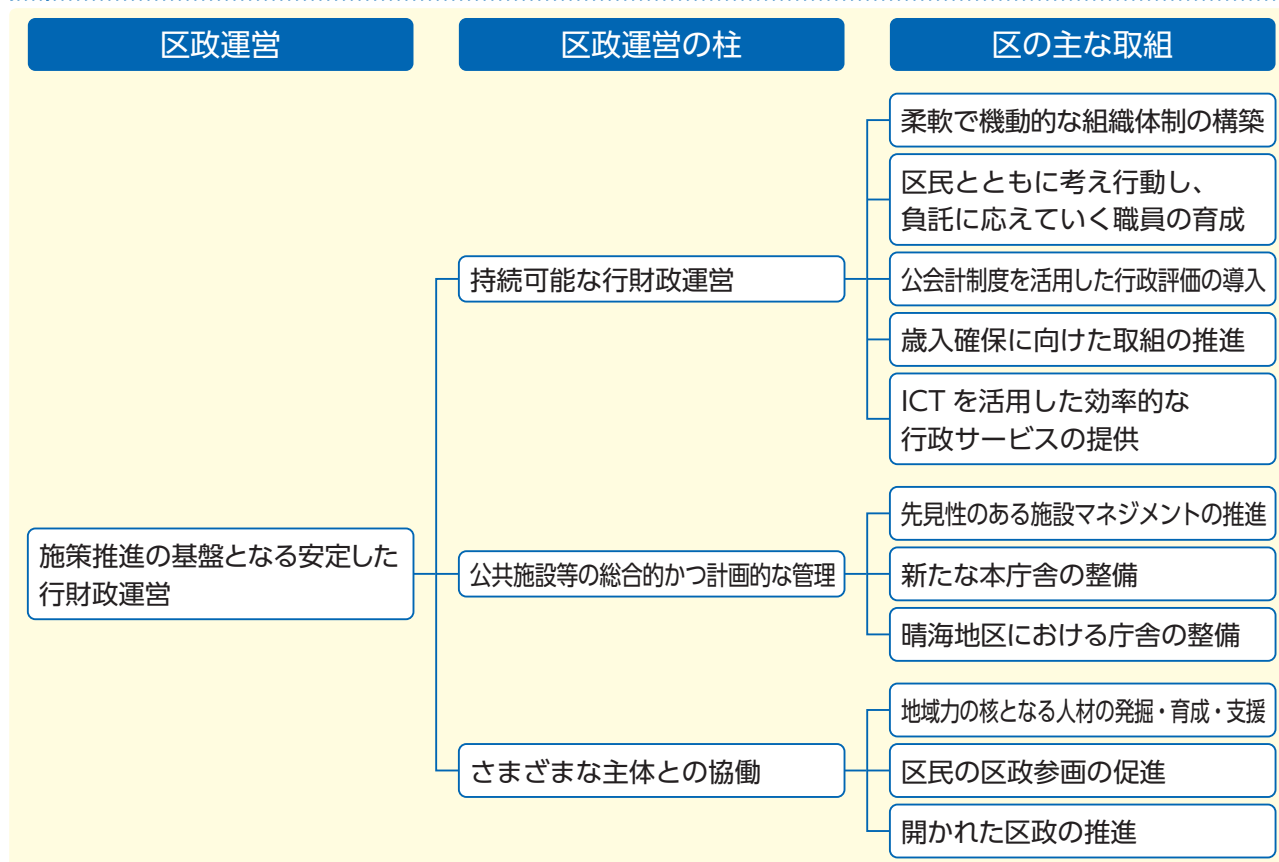
図表：職員数の推移（各年度4月1日現在）



図表：区有建築物の築年数別延床面積割合（平成28年3月31日現在）



区政運営の体系



区の主な取組

(1) 柔軟で機動的な組織体制の構築

基本構想に掲げた将来像を実現するため、組織全体が一丸となって多様な地域課題の解決や質の高い行政サービスの提供に向けた連携体制の構築を図っていきます。

(2) 区民とともに考え行動し、負託に応えていく職員の育成

職員一人一人が説明責任を果たし、良好なコミュニケーションにより区民との信頼関係を築いていきます。また、区民と協働し主体的に行動するとともに、新しい時代に対応できる先見性や想像力を身に付け、区民感覚を踏まえた公正な判断力を持った職員を育成していきます。

(3) 公会計制度を活用した行政評価の導入

平成29（2017）年度から導入した複式簿記による公会計制度で明らかとなる施策・各事業のフルコスト情報を活用した評価方法を確立し、施策の達成状況や課題を明確化することで、事務事業の不断の見直しを図っていきます。

(4) 歳入確保に向けた取組の推進

多様な納付方法による公金収納のさらなる向上に努めることはもとより、区有財産の有効活用や新たな寄附制度の仕組みなどあらゆる手法により、公平かつ安定した歳入確保を図っていきます。

(5) ICT を活用した効率的な行政サービスの提供

区民サービスの利便性や質の向上を目指して、クラウド利用など情報システムの最適化を積極的に進め、運用コストの削減に努めながら効果的なICTの導入を図っていきます。また、マイナンバー制度の本格運用が始まり、個人情報等の情報資産の保護がますます重要となることから、情報セキュリティ対策を強化していきます。

(6) 先見性のある施設マネジメントの推進

将来の人口動向や施設需要を見据え、施設の長寿命化やタイムシェアなどの活用により、既存施設の有効活用を図ることはもとより、民間活力の活用などあらゆる手法を検討しながら、適正な施設整備を進めます。また、新たな施設整備を行う際には、将来利用を考慮し、用途変更が容易にできる建築構造を採用するなど、区民ニーズや社会的要求の変化に的確かつ柔軟に対応することで、公共サービスの継続的な提供を図っていきます。

(7) 新たな本庁舎の整備

来庁者の利便性・快適性の向上と質の高い行政サービスの提供を実現するとともに、防災危機管理機能や環境にも配慮した新たな本庁舎を整備します。

(8) 晴海地区における庁舎の整備

晴海地区においては、マンション開発などに伴う人口増加に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の選手村跡地に整備される住宅開発により、新たなまちが形成され人口が増加することから、出張所機能を有する施設を整備し、各種窓口・相談機能等の行政サービスの円滑な提供を図っていきます。

(9) 地域力の核となる人材の発掘・育成・支援

自ら率先して地域における課題を解決する地域力の核となる人材を発掘・育成するとともに、企業やNPO、ボランティア団体等のさまざまなコミュニティが主体となって取り組む多様な絆づくりを支援していきます。

(10) 区民の区政参画の促進

計画策定や施策の検討等のさまざまな段階で、区民意識調査、パブリックコメント、区長への手紙等を活用し、区民が区政に参画する機会の充実を図っていきます。

(11) 開かれた区政の推進

「区のおしらせ 中央」やホームページ、SNS など時代に即した発信ツールを活用して積極的かつ迅速な情報発信に努めるとともに、緊急時においても正確な情報をわかりやすく発信し、区民の安全・安心につなげていきます。また、区政のさらなる透明性・信頼性の向上に資するため、公共データの活用促進を図っていきます。

計画事業

(単位：百万円)

計画事業名	事業目標	事業計画	
		前期 2018～2022年度 (平成30～34年度)	後期 2023～2027年度 (平成35～39年度)
新たな本庁舎の整備	・新たな本庁舎の整備	—	・工事、開設
	事業費 —	—	—
晴海地区における庁舎の整備	・晴海地区における庁舎の整備 1カ所	・工事	・開設
	事業費 941	941	—



参考資料

中央区基本構想

第1章 基本構想の策定にあたって

1 新たな基本構想策定の背景と目的

中央区は、江戸開府以来の歴史と伝統を背景に、日本を代表する都市として確固たる地位を築いてきました。日本の文化・商業・情報の中心地として、常ににぎわいとともにあつた本区は、戦後の都市機能の集積により居住環境がおびやかされ、40年以上にわたり著しい人口流出を招きました。

以降、「都心再生」を旗印に、住環境の整備をはじめとした総合的な人口回復施策を展開してきました。その努力が花開き、平成10（1998）年には7万人台だった定住人口は、平成29（2017）年に15万人を突破し、一時は500人台だった年間出生数も約2,000人となり、本区はまさにその活力を取り戻したといえます。

しかし、急激な人口増加に伴い、子育て、教育、高齢者福祉などさまざまな分野で行政需要が拡大しています。今後の人口動向を見極めつつ、長期的な視点から、しかるべき手を打っていかなくてはなりません。

また、長きにわたり東京の食を支えている築地市場が大きな変革期を迎えており、これまでの築地の活気とにぎわいを維持・発展させていくことが求められています。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、晴海地区に選手村が建設され、大会後には新たなまちが生まれます。

これらを本区がさらに機能的で魅力的なまちへと生まれ変わるための好機と捉え、交通インフラの拡充、都市観光の推進、誰もがスポーツに親しめる機会の創出、環境にやさしいまちづくりなどを一層加速していかなくてはなりません。

そのため、中央区はこれらの時代の変化に合わせて新たな基本構想を策定することにより、地域の人々や企業、ボランティア等とともに誰もが安心していきいきと活躍できる、活力ある地域社会の発展を目指していくこととしました。

2 基本構想の役割と理念

この基本構想は、中央区の20年後を展望し、区民生活やまちの姿などの将来像を明らかにするとともに、その実現に至るみちすじを示すものです。また、中央区に住み・働き・訪れるすべての人々や団体が連携し、総力を挙げて取り組んでいく、区と区民のまちづくりの憲章であり、今後の中央区における総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

この基本構想と中央区の4つの宣言「中央区平和都市宣言」「花の都中央区宣言」「太陽のまち中央区宣言」「クリーン・リサイクル中央区宣言」の基本的な考え方を踏まえ、中央区の未来をつくりあげようとするものです。

この基本構想を貫く理念は、区民生活に豊かさと繁栄をもたらす礎である「平和」を基本に、区民一人一人の生活と権利を尊重し、幸福な区民生活を確立することです。

第2章 中央区の将来像と基本的な方向性

1 中央区の将来像

輝く未来へ橋をかける —— 人が集まる粋なまち

江戸以来の歴史に裏打ちされた伝統文化を育みながら輝く未来を創造し、住み・働き・集うすべての人々が、幸せを実感し誇りを持てる都心「中央区」をつくっていきます。

2 将来像の実現に向けた基本的な方向性

将来像の実現に向けて、次の5つの基本的な方向性で各施策を検討・構築・展開していきます。

(1) 「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造

情報や創業、金融など新たな時代でも区の旺盛な社会経済活動の中心となるビジネスや事業を成長させるとともに、福祉・教育・まちづくりを含め、さまざまな分野で「中央区スタイル」を確立していきます。

交通インフラや宿泊施設の整備、先進的なスマートシティの実現など最先端都市モデルを構築していきます。併せて、立地特性を最大限にいかしたプロモーションや全国自治体との連携等により、その魅力を世界に発信し新たな価値を創り出していきます。

(2) 歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成

江戸以来の歴史と伝統を紡ぎ、常に新たな文化が創造されるまちを目指すとともに、都心の憩い空間として見直されつつある水辺を最大限に活用するなど、国内外から多くの来街者が集う魅力あふれるまちを創出していきます。

豊かな自然環境をつくり、地球にやさしく潤いと安らぎを感じられるまちづくりを実現していきます。

(3) 誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現

さまざまな違いを超えて相互に理解し合える地域社会の中で、健やかで安心できる多様な暮らしや働き方をサポートし、住む人・働く人ともに心から愛着を持ち、快適で暮らしやすい都心を築いていきます。

個人の多様なライフスタイルに応じて、子ども・高齢者・障害者など誰もが安心して暮らし参加できる社会を構築していきます。

(4) 未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築

子どもたちの資質・能力、自らの可能性を最大限に発揮して学習の力を育むとともに、生涯学習やスポーツなどを通じて、すべての人々の自己実現を支え、未来を切り拓く力を培う機会と環境を構築していきます。

地域の多彩な個性が生み出す複層的なまちなみの魅力や本区のさまざまな文化・芸術を通じ、区民自らの生活を豊かに創造していきます。

(5) 多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

地域福祉の構築や防災・防犯などのさまざまな課題に対し、町会・自治会をはじめ、企業やNPO、ボランティア団体などとも連携しながら、率先して解決する地域力をまちの発展の原動力としていきます。

※ 「プロアクティブ・コミュニティ」：自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会

第3章 施策のみちすじ

この章は、第2章の「将来像の実現に向けた基本的な方向性」を踏まえ、施策分野ごとの考え方を示しています。

1 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して

(1) すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

すべての人々が生涯にわたり健康で安心して暮らせるよう、「健康寿命の延伸」を目指すとともに、病気や障害があっても自らの価値観に基づき満足感が得られる「主観的健康観の向上」に向けた健康づくりを推進していきます。

また、区民が必要とする医療サービスを切れ目なく提供できる医療環境の整備に向けて取り組んでいきます。

① ライフステージに応じた健康づくり

出産・育児を行うすべての保護者が、心身ともに健康に子育てできる環境を整備していきます。併せて、ライフステージ・ライフスタイルに応じた心と体の健康づくりや食育を推進していきます。

② 健康危機管理対策の推進

本区の特性を踏まえた感染症対策や衛生的で快適な生活環境の確保を進めていくとともに、診療所等と連携を図り、安全に安心して医療を受けることができる体制を構築していきます。

(2) 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

人々の生活課題が多様化・複雑化する中、公的な福祉サービスの充実・整備だけでは対応しきれない状況も見られることから、区民が受け手、担い手となる住民相互の助け合いや地域の多様な主体の連携・サポート等により、切れ目のないきめ細かな地域福祉の充実に取り組んでいきます。

① 子どもが健やかに育つ地域づくり

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、すべての教育・保育施設にお

いて教員・保育士等の資質向上を図り、就学前教育の充実と義務教育に至る学びの連続性を確保していきます。「育ちに支援を必要とする子ども」については、ライフステージに応じた切れ目のない支援と見守りをしていきます。

また、心身ともに大きく成長する学齢期には、子どもの社会性を育むため、自由に遊べる場の確保やさまざまな人と触れ合いながら成長できる環境の充実に取り組んでいきます。

さらに、すべての子育てをする家庭に向けて、きめ細かな子育て支援サービスを充実させていくとともに、地域の中での子育て力を強化していきます。

②障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

障害者一人一人のニーズやライフスタイルに応じたサービス提供を行い、住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、社会的自立と社会参加を一層促進していきます。

③高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり

「人生90年時代」を迎えつつある中、積極的に社会の第一線でいきいきと活躍できる地域づくりを推進するとともに、早いうちから継続して健康づくりに取り組むための支援や地域包括ケアシステムの定着、支え合いや見守り活動により、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備していきます。

(3) 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

すべての区民が多様性を認め合い、心豊かに暮らせる地域社会を実現していきます。また、人としての尊厳が守られ、不当な暴力や虐待がないまちにしていきます。

①多様性を認め合う社会の構築

年齢、性別、国籍、障害の有無などさまざまな違いを超えて、相互に理解し合える地域社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリー、障害者差別解消、動物愛護と適正な飼養への取組を進めていきます。

また、性別による役割分担の固定化や偏重をなくすとともに、仕事と生活の両立を目指したワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

②すべての人の尊厳が守られる社会の推進

認知症高齢者や障害者等の権利を守り、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の利用を促進していきます。また、育児や介護の孤立化などを背景とした虐待の根絶に取り組んでいきます。

さらに、生活困窮者からの相談にきめ細かに対応するとともに、地域の社会資源との協働により、社会的自立につなげていきます。

2 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して

(1) 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

大地震等の災害や犯罪、大規模テロ等の新たな脅威に対し、地域や事業者などと連携しながら、防災対策や危機管理体制を強化するなどの確に対応していきます。また、建築物の耐震化や住宅の長寿命化、さらには、区民のライフスタイルに合った住環境整備を支援していきます。

①地域ぐるみの防災力・防犯力の向上

首都直下地震をはじめ、風水害や大規模事故等の災害に対し、「自助」「共助」の取組を積極的に支援するとともに、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上に取り組んでいきます。

また、犯罪抑止や消費者トラブルの未然防止など、犯罪に強いまちづくりを進めていきます。さらに、大規模テロなどの新たな脅威に対し、危機管理体制を強化していきます。

②安心して住み続けられる住宅・住環境づくり

住宅などの建築物の耐震化を推進していくことはもとより、災害時に緊急輸送を円滑に行うための広域幹線道路のネットワークを形成していきます。

また、高層建築物の耐震化や長周期地震動への対策に取り組んでいきます。

さらに、高齢者が暮らしやすい住環境を確保していくとともに、マンションなどの住宅の長寿命化や良好なコミュニティの形成を支援していきます。

(2) 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

地球環境を保全し、清らかな水と空気を次の世代に引き継ぐため、環境負荷の少ない持続可能な社会をつくっていきます。

また、緑の豊かさを実感できるよう、公園や緑地の魅力の向上を図ることに加え、水辺環境をいかした水と緑のネットワークを形成していきます。

①水とみどりにつまれたやすらぎのある空間づくり

街路の緑や公園、河川や運河等の水辺空間を整備し、つなぐことにより、風格あるまちの形成やヒートアイランド現象の緩和を図っていくとともに、憩いと安らぎを感じられ、人々が集い、にぎわうまちを創出していきます。

また、区民・事業者・地域と区のパートナーシップの構築により、地域の緑化を促進していきます。

②地球にやさしく美しいまちづくり

環境に配慮した低炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーや水素エネルギーなどを積

極的に活用していくとともに、二酸化炭素の吸収源である森林保全活動の支援を推進していきます。

また、区民や来街者に対し、まちの美化への取組を促進することにより、世界に誇る美しいまちを形成していきます。

③循環型社会づくりの推進

区と区民、事業所が一体となり、廃棄物の適正な排出や地域特性に配慮した収集・清掃を行います。また、ごみの減量・資源化を図るため、多様な手法による資源循環を推進していきます。

(3) 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

すべての人が安全・安心かつ快適に利用できる交通ネットワークの構築や個性あふれる固有の地域文化と先進技術の融合などにより、魅力的な都市機能と景観形成を図り、区民一人一人が豊かに暮らせるまちづくりを推進していきます。

①都心にふさわしい基盤整備

地域のまちづくりと連携しながら、安全性や景観、バリアフリー等に配慮した道路整備を進め、まち全体の魅力を高めていきます。

また、安全・快適な歩行空間の拡充を図るとともに、自動車や自転車の交通環境を改善していきます。

さらに、都内随一の水辺を活用した水上交通ネットワークを構築し、陸上交通などとの連携により回遊性を高め、交通ネットワークを向上させていきます。

②地域文化をいかし未来を実現するまちづくり

地域の実情を踏まえて、業務拠点・観光拠点やその拠点を支援する複合市街地、水辺などの自然環境をいかした良質な都心生活地を目指したまちづくりを進めていくとともに、これまで培ってきた地域の個性と未来を融合させ、新たな価値を創造する取組を進めていきます。

また、有形・無形の歴史的遺産を活用しながら魅力的な都市機能と景観形成を図り、風格あるまちづくりを進めていきます。

3 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

(1) 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

本区に集積する多彩な産業が、インバウンドを意識しつつ、時代や環境の変化に対応し、発展していく環境を整えていきます。

①特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成

飲食・小売業や繊維・衣類、食品の卸売業などの都心商業が、江戸以来の伝統ある立地をいかにしながら、まちや店舗の魅力に磨きをかけ、新たな活気とにぎわいを呼び起こす取組を支援していきます。

また、地域商店街では、各個店や商店街全体の魅力づくりによる「地域ブランド」の確立や、複数の商店街と地域団体が連携した広域的な取組を支援していきます。

②時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり

本区を支える中小企業が、都心区ならではのさまざまな条件のもとで活発に活動できるよう、きめ細かい経営支援を行い、社会の変化に対応できる経営基盤の安定した中小企業を育成していきます。また、起業・創業を支援するなど、地域産業の活性化も図っていきます。

さらに、勤労者の生活の安定と福利厚生の上昇を図るとともに、働く人自らの仲間づくりや趣味、能力開発などへの取組を支援していきます。

③まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進

風格・洗練・活気・情緒などさまざまなまちの個性が凝縮した「都市観光」を一層推進し、国内外からの来街者が楽しく快適にまち巡りができるよう、船や自動車、自転車などの乗り物と人の動きが融合した移動環境を整備します。併せて、銀座、日本橋、築地を中心に、通信環境や観光案内サインなどを重点的に整備し、集客と他地域への回遊を促進していきます。

(2) 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

新たな創造に挑み未来を切り拓く力を育むため、知・徳・体のバランスがとれ、一人一人の課題にきめ細かく対応し、多様な個性がいかされる教育の実現を目指します。さらに、生涯学び続けられ自己実現を図ることができる機会や環境を構築していきます。

①子どもたちの可能性が開花する教育の推進

基礎的・基本的な学力を着実に身に付けさせることはもとより、主体的に課題を発見し、解決する力を育んでいきます。また、日本や他国の伝統・文化・技術の理解や人間の多様性の尊重など、他者に共感できる感性や思いやりのある豊かな人間性を育成していきます。

さらに、学校が信頼される場であり続けるため、教員の資質・能力の向上を図るとともに、良質な教育環境を整備していきます。

②希望に満ち、次代を担う子どもの育成

子どもの健全な育成には、家庭での教育が重要であることから、「親力」を向上させていくとともに、地域全体で家庭教育を支援していく体制を整備していきます。

また、子どもたちが大人との交流だけでなく、相互に交流する中で、社会の一員であるという

自覚を高め、同世代のリーダーとなれる人材を育成していきます。

③生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進

いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって学び続けられる環境を構築するとともに、積極的な社会参加を目指す区民の意欲に応えていきます。

また、生涯学習拠点でもある図書館の機能の充実を図るなど、区民の知的好奇心を満たし、多様な学びが広がる場をつくっていきます。

④スポーツの楽しさが広がる環境づくり

誰もが気軽に楽しくスポーツに取り組めるよう、区民が身近にスポーツ活動ができる場を構築していきます。

また、各種スポーツ団体の活動支援や指導者の確保・育成を図りながら、地域スポーツを推進していきます。

(3) 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

安全・安心で豊かな地域生活を営むため、多様な人々が互いを尊重し合い、地域が一体となった都心コミュニティを形成していきます。

また、文化を享受し、安心して日々の生活を送るための基礎である平和の尊さを語り継いでいくため、あらゆる施策を通して平和の理念を反映させていきます。

①さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上

地縁によるコミュニティである町会や自治会はもとより、企業や在勤者、ボランティアなどが相互に連携しながら、自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していきます。

②豊かな心を育む文化活動の振興

江戸・近代と蓄積された有形・無形の多彩な文化資源・遺産を継承しながら積極的にPRし、観光資源として活用していきます。また、自らが住み・働くまちへの誇りや愛着心を醸成していきます。

③国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり

国内外の諸都市との交流のもと、さまざまな文化や生活に接する機会を創出し、多様な人々が活動しやすい環境を構築することで、まちの活性化を図っていきます。また、すべての人々の願いである平和への思いを深める機会を提供するとともに、あらゆる施策を通じて普及・啓発していきます。

第4章 基本構想実現のために

この章は、基本構想実現のための施策を進めていくにあたって、その基盤となる行財政運営の考え方を示しています。

1 計画的な事業展開

将来像の実現に向けて、施策のみちすじに基づいた取組を総合的・計画的に展開していくため、具体的な取組内容を示した基本計画を策定します。また、基本計画の策定にあたっては、将来像の実現に向けた基本的な方向性を踏まえながら検討していきます。

2 持続可能な行財政運営

増加の見込まれる人口動向や多様化する行政需要、新たな課題に的確に対応し、組織の改編や横断的な組織連携を図るとともに、柔軟かつ適正な職員配置による執行体制を確立していきます。

また、行政サービスや公共施設のあり方、受益と負担について常に点検を行い、健全な行財政運営を行っていきます。

3 社会経済環境の変化に応じた行政サービスの提供

今後、社会経済環境が大きく変化する中、行政や区民、団体、企業等それぞれの特性をいかした連携体制を強化し、地域課題に協働して取り組むことで、より一層きめ細かく実効性の高い行政サービスを提供していきます。そのため、あらゆる世代の区民が積極的に区政に参画できる環境づくりを推進していきます。

また、職員一人一人が多様化するニーズに的確に応えていけるよう、個の能力を向上させるとともに、組織力・職場力の強化を図っていきます。

4 国や東京都、関係団体等との連携

区の主体性を確保しつつ、国や東京都、他自治体、関係団体と相互調整し、役割を分担しながら連携していきます。

中央区基本計画2018

刊行物登録番号
29-096

平成30（2018）年3月発行

編集・発行：中央区企画部政策企画課
東京都中央区築地一丁目1番1号
03-3546-5213

デザイン制作：タナカ印刷株式会社 浜町営業所
東京都中央区日本橋浜町三丁目39番11号302
03-5623-3981

印 刷：誠文社印刷株式会社
東京都中央区月島四丁目14番7号
03-3533-4345



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。